

ねりまの福祉

令和4(2022)年版

練馬区 福祉部

高齢施策担当部

練馬区 教育委員会事務局

こども家庭部

目 次

I 福祉部・高齢施策担当部・こども家庭部の概況

第1章 福祉部・高齢施策担当部・こども家庭部の組織	1
第2章 福祉部・高齢施策担当部・こども家庭部の分掌事務	4
第3章 福祉部・高齢施策担当部・こども家庭部関係予算概況	16

II 福祉施策の体系

1 第2次みどりの風吹くまちビジョン	19
2 練馬区地域福祉計画（ずっと住みたいやさしいまちプラン） （管理課 地域福祉係、ひと・まちづくり推進係）	20
3 練馬区障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画 （障害者施策推進課 事業計画担当係長）	20
4 練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（高齢社会対策課 計画係）	21
5 練馬区子ども・子育て支援事業計画（こども施策企画課 こども施策担当係長）	22

III 新型コロナウイルス感染症対策

第1章 新型コロナウイルス感染症対策事業

1 生活相談コールセンター（生活福祉課 管理係）	23
2 派遣協力交付金（障害者施策推進課 管理係／高齢社会対策課 施設係）	23
3 新型コロナウイルス感染症感染防止対策物品の配布（障害者施策推進課 管理係／ 介護保険課 管理係／保育課 管理係）	23
4 介護サービス事業所等に対するPCR検査事業 （障害者施策推進課 管理係／介護保険課 事業者指定係）	23
5 介護者不在時の要介護者一時宿泊事業（高齢者支援課 管理係）	24
6 介護事業所等ヘルパー派遣費用補助金 （障害者サービス調整担当課 障害者給付係／高齢者支援課 管理係）	25
7 介護サービス事業所等に対する抗原検査キット購入費補助事業 （障害者施策推進課 管理係／介護保険課 事業者指定係）	25
8 生活困窮者自立支援金（生活福祉課 特別支援金担当係長）	26
9 練馬区就職支援給付金（生活福祉課 保護調整係）	27
10 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（管理課 臨時特別給付金担当係長）	27
11 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 （子育て支援課 児童手当係）	28

12	子育て世帯への臨時特別給付金(子育て支援課 児童手当係)	29
----	--	----

IV 事業概要

第1章 保健福祉総務

1	高齢者の生活ガイド(高齢社会対策課 計画係)	31
2	障害者福祉のしおり(障害者施策推進課 管理係)	31
3	生活困窮者自立支援事業(生活福祉課 自立促進支援係)	31
4	包括的支援連携推進事業(練馬総合福祉事務所 連携推進担当係)	34
5	受験生チャレンジ支援貸付事業(生活福祉課 管理係)	34
6	社会福祉法人の認可および社会福祉連携推進法人の認定・福祉サービス指導検査	
(1)	社会福祉法人の認可および社会福祉連携推進法人の認定・指導監査 (指導検査担当課 社会福祉法人係)	35
(2)	障害福祉サービス事業者指導検査(指導検査担当課 障害福祉サービス検査係)	36
(3)	保育サービス事業者指導検査(指導検査担当課 保育サービス検査係)	36
(4)	介護サービス事業者指導検査(指導検査担当課 介護サービス検査係)	37
7	民生委員・児童委員(管理課 地域福祉係/総合福祉事務所 管理係)	38
8	社会福祉団体等の援護	
(1)	練馬区社会福祉協議会(管理課 地域福祉係)	40
(2)	社会福祉団体(管理課 地域福祉係/障害者施策推進課 管理係 /生活福祉課 ひとり親家庭支援係)	43
9	原爆被爆者・戦争犠牲者等	
(1)	原爆被爆者見舞金(障害者施策推進課 管理係)	45
(2)	戦争犠牲者の援護(管理課 地域福祉係)	45
10	行旅死亡人等(生活福祉課 管理係)	46
11	各種貸付	
(1)	応急小口資金(総合福祉事務所 相談係)	47
(2)	高等学校進学準備資金(総合福祉事務所 管理係)	47
(3)	女性福祉資金(総合福祉事務所 相談係)	48
(4)	高齢者および心身障害者の入院資金(総合福祉事務所 相談係)	48
(5)	母子及び父子福祉資金(総合福祉事務所 相談係)	49
12	練馬区社会福祉事業団(高齢社会対策課 管理係、計画係)	49
13	成年後見制度利用支援(管理課 地域福祉係/総合福祉事務所 高齢者支援係、 障害者支援係、知的障害者担当係長)	52
14	権利擁護センター(管理課 地域福祉係)	53
15	保健福祉サービス苦情調整委員(区長の附属機関) (管理課 地域福祉係)	55
16	福祉サービス第三者評価受審支援(介護保険課 管理係)	55
17	福祉有償運送(管理課 地域福祉係)	56
18	つながるカレッジねりま(福祉分野) (管理課 ひと・まちづくり推進係)	56

19	福祉のまちづくり（管理課 ひと・まちづくり推進係）	
(1)	ユニバーサルデザイン推進ひろば	57
(2)	小中学生へのユニバーサルデザイン体験教室	57
(3)	バリアフリーマップ「あんしんおでかけマップ」	57
(4)	区からの送付物への配慮	58
20	地域福祉推進（管理課 地域福祉係、ひと・まちづくり推進係）	
(1)	非営利地域福祉活動支援事業	58
(2)	やさしいまちづくり支援事業 （旧 福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業）	58
(3)	矯正施設所在自治体会議	58
(4)	ねりまユニバーサルフェス	58
21	避難行動要支援者対策	
(1)	避難行動要支援者名簿作成（管理課 庶務係）	59
(2)	福祉避難所運営 （管理課 庶務係／障害者施策推進課 管理係／高齢社会対策課 管理係）	59
(3)	災害ボランティアセンター運営 （管理課 地域福祉係、ひと・まちづくり推進係）	60
22	路上生活者対策事業（生活福祉課 自立促進支援係／総合福祉事務所 相談係）	60
23	介護従事者養成研修（高齢社会対策課 計画係）	61
24	介護職員初任者研修受講料助成 （高齢社会対策課 計画係 / 障害者サービス調整担当課 事業者支援係）	61
25	介護職員実務者研修受講料助成 （高齢社会対策課 計画係 / 障害者サービス調整担当課 事業者支援係）	61
26	介護福祉士資格取得費用助成 （高齢社会対策課 計画係 / 障害者サービス調整担当課 事業者支援係）	62
27	I C T機器等導入支援（高齢社会対策課 計画係）	62
28	練馬福祉人材育成・研修センター事業（高齢社会対策課 計画係）	62
29	介護支援専門員等育成支援（高齢者支援課 地域包括支援係）	63
30	練馬障害福祉人材育成・研修センターの運営 （障害者サービス調整担当課 事業者支援係）	64
31	中国残留邦人等支援給付（練馬総合福祉事務所 援護係）	64
32	中国残留邦人等地域生活支援事業（練馬総合福祉事務所 援護係）	65
33	配偶者支援金（練馬総合福祉事務所 援護係）	66
34	高齢者世帯等居住支援（生活福祉課 管理係）	67

第2章 高齢者福祉

1 相談

(1)	相談指導（高齢者支援課 管理係、地域包括支援センター）	68
-----	-----------------------------	----

2 高齢者福祉事業

(1)	入浴証の支給（高齢者支援課 高齢給付係）	68
(2)	敬老祝品（高齢社会対策課 いきがよい係）	69

3	養護老人ホームへの入所措置 （総合福祉事務所 高齢者支援係／高齢者支援課 管理係）	69
4	高齢者生活支援	
(1)	車いす等貸与（高齢者支援課 高齢給付係）	69
(2)	自立支援用具給付（介護保険課 給付係）	69
(3)	自立支援住宅改修給付（介護保険課 給付係）	70
(4)	高齢者会食サービス（高齢社会対策課 介護予防係）	71
(5)	出張調髪（高齢者支援課 高齢給付係）	72
(6)	布団乾燥等（高齢者支援課 高齢給付係）	72
(7)	寝具クリーニング（高齢者支援課 高齢給付係）	72
(8)	居宅火災予防設備設置（高齢者支援課 高齢給付係）	73
(9)	リフト付福祉タクシー（高齢者支援課 高齢給付係）	73
(10)	緊急一時宿泊事業（高齢者支援課 管理係）	73
(11)	福祉用具貸与（高齢者支援課 管理係）	74
(12)	高齢者お困りごと支援事業（高齢社会対策課 いきがい係）	74
(13)	ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業（高齢者支援課 管理係）	75
(14)	ひとり暮らし高齢者等実態調査（高齢者支援課 管理係）	75
(15)	補聴器購入費用助成事業（高齢者支援課 高齢給付係）	75
(16)	もの忘れ検診事業（高齢者支援課 在宅介護支援係）	76
(17)	高齢者みんな健康プロジェクト（高齢者支援課 高齢者健康支援係）	76
5	高齢者在宅生活あんしん事業（高齢者支援課 地域包括支援係）	77
6	高齢者住宅対策	
(1)	シルバーピアへの生活協力員の配置（高齢社会対策課 施設係）	77
(2)	高齢者向け民間賃貸住宅（高齢者優良居室）の申込み（高齢社会対策課 施設係）	78
7	三療サービス（高齢者支援課 高齢給付係）	78
8	高齢者就業・社会参加支援事業	
(1)	高齢者向けホームページ「シニア ナビ ねりま」運営 （高齢社会対策課 いきがい係）	79
(2)	シニア職場体験事業（高齢社会対策課 いきがい係）	79
(3)	元気高齢者介護施設業務補助事業（高齢社会対策課 いきがい係）	79
(4)	はつらつシニア活躍応援塾（高齢社会対策課 管理係）	79
(5)	シニアセカンドキャリア応援事業（高齢社会対策課 いきがい係）	80
9	各種助成	
(1)	老人クラブ運営助成（高齢社会対策課 いきがい係）	80
(2)	老人クラブ連合会助成（高齢社会対策課 いきがい係）	81
(3)	寿文化祭の開催（高齢社会対策課 いきがい係）	81
(4)	高齢者サークル活動助成（高齢社会対策課 いきがい係）	81
(5)	老人クラブ農園（高齢社会対策課 いきがい係）	82
(6)	老人クラブゲートボール場の提供（高齢社会対策課 いきがい係）	82
(7)	練馬区シルバー人材センター（高齢社会対策課 いきがい係）	82

(8)	施設整備計画	
ア	特別養護老人ホームの整備（高齢社会対策課 施設係）	83
イ	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備 （介護保険課 事業者指定係）	87
ウ	介護老人保健施設の整備（高齢社会対策課 施設係）	89
エ	都市型軽費老人ホームの整備（高齢社会対策課 施設係）	90
10	高齢者いきいき健康事業（高齢社会対策課 いきがい係）	91

第3章 障害者福祉

1 相談

(1)	身体障害者等相談（障害者サービス調整担当課 障害調整係）	92
(2)	知的障害者相談（障害者サービス調整担当課 障害調整係）	93

2 自立支援給付（障害者サービス調整担当課 障害者給付係）

(1)	介護給付、訓練等給付および相談支援	94
(2)	高額障害福祉サービス	95
(3)	補装具費の支給	96

3 地域生活支援事業

(1)	理解促進研修・啓発事業（障害者施策推進課 管理係）	96
(2)	移動支援（障害者サービス調整担当課 障害者給付係）	97
(3)	相談支援事業（障害者施策推進課 事業計画担当係長）	
ア	障害者相談支援事業	97
イ	障害者地域自立支援協議会	98
(4)	意思疎通支援事業	
ア	手話通訳者派遣（障害者サービス調整担当課 障害調整係）	98
イ	要約筆記者派遣（障害者サービス調整担当課 障害調整係）	98
ウ	手話通訳者設置事業（障害者サービス調整担当課 障害調整係）	99
エ	コミュニケーション支援機器の配備（障害者施策推進課 管理係）	99
(5)	日常生活用具給付等事業（障害者サービス調整担当課 障害者給付係）	
ア	日常生活用具および住宅設備改善費の給付	99
イ	緊急通報システム事業	101
(6)	地域活動支援センターⅢ型事業（障害者サービス調整担当課 事業者支援係）	101
(7)	任意事業	
ア	訪問入浴サービス（障害者サービス調整担当課 障害者給付係）	102
イ	知的障害者職親委託（障害者サービス調整担当課 障害者給付係）	102
ウ	日中一時支援事業（障害者サービス調整担当課 障害者給付係）	102
エ	自動車運転教習費および自動車改造費の助成 （障害者サービス調整担当課 障害者給付係）	102
オ	手話通訳者養成（障害者サービス調整担当課 心身障害者福祉センター）	103

(8)	障害支援区分認定（障害者サービス調整担当課 障害審査係）	103
-----	------------------------------	-----

4 自立支援医療（更生医療）（障害者サービス調整担当課 障害者給付係）

		104
--	--	-----

5	障害児支援事業給付（障害者サービス調整担当課 障害者給付係）	
(1)	障害児通所支援事業	104
(2)	高額障害児通所給付	104
6	自立支援負担軽減（障害者サービス調整担当課 障害者給付係）	
(1)	特定障害者特別給付および特例特定障害者特別給付	105
(2)	身体障害者（児）補装具（つえ）費用負担助成	105
(3)	グループホーム等加算	105
7	障害者福祉事業	
(1)	東京都心身障害者扶養共済（障害者サービス調整担当課 障害調整係）	105
(2)	心身障害者福祉電話基本料金等の助成 （障害者サービス調整担当課 障害者給付係）	106
(3)	心身障害者（児）紙おむつの支給（障害者サービス調整担当課 障害調整係）	106
(4)	心身障害者（児）の出張調髪（障害者サービス調整担当課 障害調整係）	107
(5)	障害者企業実習奨励金（障害者施策推進課 就労支援係）	107
(6)	障害者 IT 利活用 9 事業 （障害者サービス調整担当課 心身障害者福祉センター）	107
(7)	身体障害者手帳取得用診断書費用助成 （障害者サービス調整担当課 障害者給付係）	107
(8)	日常生活用具給付（障害者サービス調整担当課 障害者給付係）	108
(9)	ホームヘルプサービス（障害者サービス調整担当課 障害者給付係）	108
(10)	知的障害者生活寮委託（障害者サービス調整担当課 障害者給付係）	108
(11)	緊急一時保護（障害者サービス調整担当課 障害者給付係）	109
(12)	障害者虐待防止対策（障害者施策推進課 管理係）	109
(13)	重症心身障害児（者）等在宅レスパイトおよび当該家族の就労等支援事業 （障害者施策推進課 地域生活支援係）	109
(14)	中等度難聴児発達支援事業（障害者サービス調整担当課 障害者給付係）	110
(15)	障害者差別解消推進事業（障害者施策推進課 事業計画担当係長）	110
(16)	発達障害児者家族支援事業（障害者施策推進課 事業計画担当係長）	111
8	各種助成	
(1)	日中活動系サービス推進事業（障害者サービス調整担当課 事業者支援係）	111
(2)	障害者グループホーム施設整備費補助事業 （障害者施策推進課 施設調整担当係長、地域生活支援係）	111
(3)	障害者グループホーム消防用設備整備費補助事業等 （障害者施策推進課 地域生活支援係）	112
(4)	障害者グループホーム医療的ケア実施体制整備補助金交付事業 （障害者施策推進課 施設調整担当係長、地域生活支援係）	112
(5)	重度障害者グループホーム等運営費補助金交付事業 （障害者施策推進課 施設調整担当係長、地域生活支援係）	112
(6)	民設福祉園整備費および運営費補助金交付事業 （障害者施策推進課 施設調整担当係長、地域生活支援係）	113

(7)	児童発達支援センター事業への支援 (障害者サービス調整担当課 事業者支援係)	1 1 3
(8)	重症心身障害児放課後等デイサービス医療体制促進事業 (障害者施策推進課 施設調整担当係長)	1 1 3
(9)	障害児支援体制整備促進事業 (障害者施策推進課 施設調整担当係長)	1 1 3
(10)	民営化施設助成事業 (障害者施策推進課 施設調整担当係長、就労支援係)	1 1 4
9	福祉手当 (障害者サービス調整担当課 障害調整係)	
(1)	練馬区心身障害者福祉手当	1 1 4
(2)	特別障害者手当等	1 1 4
(3)	東京都重度心身障害者手当	1 1 5
10	心身障害者医療費助成 (障害者サービス調整担当課 障害調整係)	1 1 6
11	福祉タクシー等 (障害者サービス調整担当課 障害調整係)	
(1)	福祉タクシー	1 1 6
(2)	自動車燃料費の助成	1 1 7
(3)	リフト付福祉タクシー	1 1 7
12	障害者相談員 (障害者施策推進課 事業計画担当係長)	1 1 8
13	身体障害者補助犬の給付 (障害者サービス調整担当課 障害者給付係)	1 1 8
14	障害者意思疎通推進事業 (障害者施策推進課 事業計画担当係長)	1 1 8

第4章 家庭福祉

1	母子・父子自立支援員兼婦人相談員 (総合福祉事務所 相談係)	
(1)	母子・父子自立支援員	1 1 9
(2)	婦人相談員	1 1 9
2	家庭相談員 (総合福祉事務所 相談係)	1 2 0
3	ひとり親家庭支援	
(1)	総合相談窓口 (生活福祉課 ひとり親家庭支援係)	1 2 0
(2)	出張相談 (生活福祉課 ひとり親家庭支援係)	1 2 1
(3)	法律相談 (生活福祉課 ひとり親家庭支援係)	1 2 1
(4)	家計相談 (生活福祉課 ひとり親家庭支援係)	1 2 1
(5)	養育費に関する公正証書作成等費用の支援 (生活福祉課 ひとり親家庭支援係)	1 2 1
(6)	生活や就労の支援につながるセミナー (生活福祉課 ひとり親家庭支援係)	1 2 2
(7)	「ひとり親家庭のしおり」の発行 (生活福祉課 ひとり親家庭支援係)	1 2 2
(8)	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業 (生活福祉課 ひとり親家庭支援係／総合福祉事務所 相談係)	1 2 2
(9)	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業 (生活福祉課 ひとり親家庭支援係／総合福祉事務所 相談係)	1 2 2
(10)	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 (生活福祉課 ひとり親家庭支援係)	1 2 2
(11)	パソコン講習会 (生活福祉課 ひとり親家庭支援係)	1 2 3
(12)	在宅就業推進事業 (生活福祉課 ひとり親家庭支援係)	1 2 3
(13)	ひとり親家庭自立支援プログラムの策定 (生活福祉課 ひとり親家庭支援係)	1 2 3

(14) 訪問型学習支援事業（生活福祉課 ひとり親家庭支援係）	1 2 3
(15) 親子交流事業（生活福祉課 ひとり親家庭支援係）	1 2 3
(16) ひとり親家庭等休養ホーム （生活福祉課 ひとり親家庭支援係／総合福祉事務所 相談係）	1 2 4
(17) ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 （生活福祉課 ひとり親家庭支援係／総合福祉事務所 相談係）	1 2 4
4 母子生活支援施設（生活福祉課 ひとり親家庭支援係／総合福祉事務所 相談係）	1 2 4

第5章 社会福祉施設

1 厚生文化会館（管理課 厚生文化会館）	1 2 5
2 福祉作業所等	
(1) 就労移行支援事業（障害者施策推進課 就労支援係）	1 2 6
(2) 就労継続支援B型事業（障害者施策推進課 就労支援係）	1 2 6
(3) 就労定着支援事業（障害者施策推進課 就労支援係）	1 2 7
3 福祉園 （障害者施策推進課 地域生活支援係、氷川台福祉園、大泉学園町福祉園）	1 2 8
4 中村橋福祉ケアセンター（心身障害者福祉センター） （障害者サービス調整担当課 心身障害者福祉センター）	1 2 9
5 心身障害者福祉集会所（障害者施策推進課 管理係）	1 3 1
6 しらゆり荘および大泉つつじ荘（障害者施策推進課 地域生活支援係）	1 3 2
7 障害者地域生活支援センター（障害者施策推進課 事業計画担当係長）	1 3 3
8 谷原フレンド（障害者施策推進課 地域生活支援係）	1 3 4
9 こども発達支援センター（障害者サービス調整担当課 こども発達支援センター）	1 3 5
10 助産施設への入所（生活福祉課 ひとり親家庭支援係／総合福祉事務所 相談係）	1 3 7

第6章 高齢者福祉施設

1 大泉ケアハウス〔軽費老人ホーム〕（高齢社会対策課 管理係）	1 3 8
2 敬老館（高齢社会対策課 管理係）	1 3 8
3 デイサービスセンター（高齢社会対策課 管理係）	1 3 9
4 はつらつセンター（高齢社会対策課 管理係）	1 3 9

第7章 介護保険

1 介護保険	
(1) 諮問機関等	
ア 介護保険運営協議会（高齢社会対策課 計画係）	1 4 2
イ 地域包括支援センター運営協議会（高齢者支援課 地域包括支援係）	1 4 2
ウ 地域密着型サービス運営委員会（介護保険課 事業者指定係）	1 4 2
エ 介護認定審査会（介護保険課 介護認定第一係）	1 4 2
(2) 保険者と被保険者（介護保険課 資格保険料係）	1 4 3
(3) 要介護・要支援認定（介護保険課 管理係、介護認定第一係、介護認定第二係）	1 4 3
(4) 保険給付（介護保険課 給付係、介護システム係、資格保険料係）	1 4 4

- (5) 事業者の指定（介護保険課 事業者指定係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5 6
- (6) 介護保険料（介護保険課 資格保険料係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5 9
- (7) 介護保険料の収納状況（介護保険課 資格保険料係）・・・・・・・・・・・・ 1 6 1
- (8) 介護支援専門員資格更新研修費補助（介護保険課 管理係）・・・・・・ 1 6 1
- (9) 介護の日記念事業（介護保険課 管理係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 6 2

2 地域支援事業

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

ア 介護予防・生活支援サービス事業

- (ア) 訪問介護事業（高齢社会対策課 介護予防係）・・・・・・・・・・・・ 1 6 2
- (イ) シルバーサポート事業（高齢社会対策課 介護予防係）・・・・・・・・・・ 1 6 3
- (ウ) 通所介護事業（高齢社会対策課 介護予防係）・・・・・・・・・・・・ 1 6 3
- (エ) 食のほっとサロン（高齢社会対策課 介護予防係）・・・・・・・・・・・・ 1 6 3
- (オ) 高齢者筋力向上トレーニング事業（高齢社会対策課 介護予防係）・・・・ 1 6 3
- (カ) 介護予防ケアマネジメント（高齢社会対策課 介護予防係）・・・・・・ 1 6 4
- (キ) 高額介護予防等サービス相当事業
（高齢社会対策課 介護予防係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 6 4
- (ク) 審査支払手数料（高齢社会対策課 介護予防係）・・・・・・・・・・・・ 1 6 4

イ 一般介護予防事業

- (ア) 介護予防小冊子作成（高齢社会対策課 介護予防係）・・・・・・・・・・・・ 1 6 5
- (イ) 練馬区オリジナルロコモ体操普及啓発事業（高齢社会対策課 介護予防係）・・・ 1 6 5
- (ウ) 介護予防普及啓発事業（高齢社会対策課 介護予防係）・・・・・・・・・・・・ 1 6 5
- (エ) 健康長寿はつらつ教室（高齢社会対策課 介護予防係）・・・・・・・・・・・・ 1 6 5
- (オ) いきがいデイサービス（高齢社会対策課 介護予防係）・・・・・・・・・・・・ 1 6 6
- (カ) 認知症予防事業（高齢社会対策課 介護予防係）・・・・・・・・・・・・ 1 6 7
- (キ) 介護予防把握事業（高齢社会対策課 介護予防係）・・・・・・・・・・・・ 1 6 8
- (ク) 地域リハビリテーション活動支援事業（高齢社会対策課 介護予防係）・・・・ 1 6 8
- (ケ) 街かどケアカフェ事業（高齢者支援課 地域包括支援係）・・・・・・・・・・ 1 6 8
- (コ) フレイルサポーター育成・支援事業（高齢社会対策課 介護予防係）・・・・ 1 6 9

(2) 包括的支援事業

- ア 地域包括支援センター（高齢者支援課 管理係）・・・・・・・・・・・・ 1 6 9
- イ 見守りネットワーク（高齢者支援課 管理係）・・・・・・・・・・・・ 1 7 0
- ウ 夜間・休日電話受付業務（高齢者支援課 管理係）・・・・・・・・・・・・ 1 7 0
- エ 生活支援体制整備事業（高齢者支援課 地域包括支援係）・・・・・・・・・・・・ 1 7 1
- オ 認知症早期対応推進事業（高齢者支援課 在宅介護支援係）・・・・・・ 1 7 1

(3) 任意事業

ア 介護給付費適正化推進事業

- (ア) ケアプラン標準化事業（介護保険課 事業者運営推進係）・・・・・・・・・・ 1 7 1
- (イ) 介護給付費通知事業（介護保険課 給付係）・・・・・・・・・・・・ 1 7 2
- イ 介護学べるサロン（高齢者支援課 在宅介護支援係）・・・・・・・・・・・・ 1 7 2
- ウ 認知症高齢者位置情報提供サービス利用料助成事業
（高齢者支援課 在宅介護支援係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 7 2

エ	認知症理解普及促進事業（高齢者支援課 在宅介護支援係）	172
オ	認知症高齢者支援連携事業（高齢者支援課 在宅介護支援係）	173
カ	認知症介護者支援事業（高齢者支援課 在宅介護支援係）	173
キ	家族介護慰労金（高齢者支援課 高齢給付係）	173
ク	紙おむつ等支給（高齢者支援課 高齢給付係）	174

第8章 生活保護

1	生活保護法による援護（総合福祉事務所 管理係、相談係、保護係）	175
2	自立支援プログラム（総合福祉事務所 管理係、相談係、保護係／ 生活福祉課 自立促進支援係、保護調整係、医療事務係）	177
3	生活保護実施体制整備等の取組 （総合福祉事務所 管理係、相談係、保護係／生活福祉課 自立促進支援係、保護調整係、医療事務係）	
(1)	資産調査事業	179
(2)	債権調査事業	179
(3)	生活相談通訳事業	179
(4)	後発医薬品使用促進計画	180
(5)	生活援護業務支援事業	180
4	法外援護（総合福祉事務所 管理係、保護係／生活福祉課 自立促進支援係）	
(1)	入浴証の支給	180
(2)	通学用被服および運動衣購入費の支給	180
(3)	中学校卒業者入学・就職支度金の支給	181
(4)	家財保管料等の支給	181
(5)	自立促進事業	181

第9章 児童青少年

1	相談	
(1)	相談指導（総合福祉事務所 相談係）	182
(2)	子どもと家庭の総合相談 （子ども家庭支援センター 育児支援係、児童相談練馬係、児童相談光が丘係、 児童相談石神井係、児童相談大泉係、児童相談調査係）	182
(3)	すくすくアドバイザー （子育て支援課 庶務係／子ども家庭支援センター 育児支援係）	182
(4)	子育て相談（保育計画調整課 公立保育所係）	183
2	各種手当（子育て支援課 児童手当係）	
(1)	児童手当	183
(2)	児童育成手当	183
(3)	第3子誕生祝金	184
(4)	児童扶養手当	185
(5)	特別児童扶養手当	186
3	医療費助成（子育て支援課 児童手当係）	
(1)	子ども医療費助成	186

(2)	ひとり親家庭等医療費助成	187
4	練馬こどもまつり（子育て支援課 児童館係）	188
5	子ども家庭支援センター	
(1)	子ども家庭在宅サービス事業（子どもショートステイ・子どもトワイライトステイ） （子ども家庭支援センター 育児支援係）	188
(2)	ファミリーサポート（育児支えあい）事業 （子ども家庭支援センター 育児支援係）	189
(3)	多胎児ファミサポ利用券交付事業（子ども家庭支援センター 育児支援係）	189
(4)	子育てのひろば事業（ぴよぴよ）（子ども家庭支援センター 育児支援係）	189
(5)	発達に不安のある親子を対象にしたひろば事業（のびのびひろば） （子ども家庭支援センター 育児支援係）	191
(6)	外遊び型子育てのひろば事業（おひさまぴよぴよ） （子ども家庭支援センター 管理係）	191
(7)	乳幼児一時預かり事業（子ども家庭支援センター 育児支援係）	191
(8)	育児支援ヘルパー事業（子ども家庭支援センター 育児支援係）	192
(9)	要保護児童対策地域協議会 （子ども家庭支援センター 地域連携係、児童相談練馬係、児童相談光が丘係、 児童相談石神井係、児童相談大泉係、児童相談調査係）	192
(10)	要支援家庭ショートステイ事業（子ども家庭支援センター 児童相談練馬係、 児童相談光が丘係、児童相談石神井係、児童相談大泉係）	193
(11)	養育支援家庭訪問事業 （子ども家庭支援センター 児童相談練馬係、児童相談光が丘係、児童相談石神井係、 児童相談大泉係）	193
(12)	子供を守る地域ネットワーク巡回支援事業 （子ども家庭支援センター 児童相談練馬係、児童相談光が丘係、児童相談石神井係、 児童相談大泉係）	193
(13)	児童虐待の再発防止等支援事業（子ども家庭支援センター 児童相談練馬係、 児童相談光が丘係、児童相談石神井係、児童相談大泉係）	194
6	放課後児童等の広場（民間学童保育）事業（子育て支援課 放課後対策第二係）	194
7	民設子育てのひろば事業（子ども家庭支援センター 育児支援係）	195
8	子育てスタート応援券交付事業（子ども家庭支援センター 育児支援係）	196
9	外遊びの場の提供事業（子育て支援課 学校応援団・開放係）	196
10	練馬こどもカフェ（こども施策企画課 こども施策担当係長）	197
11	児童館（子育て支援課 児童館係）	197
12	学童クラブ（子育て支援課 児童館係、放課後対策第二係）	199
13	ねりっこクラブ（子育て支援課 放課後対策第一係、放課後対策調整係）	201
14	学童クラブ室活用型子育て支援事業「にこにこ」（子育て支援課 児童館係）	204
(1)	在宅子育て家庭集いの場	205
(2)	子育てグループ活動の場	205
15	若者自立支援事業（青少年課 青少年係）	205

第10章 保育

1 保育所

- (1) 区立保育所・私立保育所（保育課 管理係、私立保育所係、入園相談係）・・・ 206
- (2) 乳児保育（保育課 管理係、私立保育所係）・・・ 216
- (3) 障害児保育（保育課 保育支援係）・・・ 216
- (4) 延長保育（保育課 私立保育所係、入園相談係）・・・ 216
- (5) 年末保育（保育課 保育支援係、私立保育所係）・・・ 217
- (6) 休日保育（保育課 入園相談係）・・・ 217
- (7) 一時預かり（保育課 保育支援係、私立保育所係）・・・ 217
- (8) 地域交流事業（保育計画調整課 公立保育所係）・・・ 218

2 地域型保育事業（保育課 地域型保育事業係）

- (1) 家庭的保育事業（保育ママ）・・・ 218
- (2) 小規模保育事業・・・ 220
- (3) 事業所内保育事業・・・ 223
- (4) 居宅訪問型保育事業・・・ 223

3 認証保育所〔認可外保育施設〕（保育課 保育サービス推進係）・・・ 224

4 短期特例保育（保育課 保育サービス推進係）・・・ 225

5 病児・病後児保育（保育課 保育サービス推進係）・・・ 226

6 練馬こども園（こども施策企画課 こども施策担当係長）・・・ 227

7 認定こども園（学務課 幼稚園係）・・・ 228

8 練馬区保育所等職員研修（保育課 保育人材育成係）・・・ 228

V 資料

【練馬区保育関係施設一覧】

- 練馬区立保育所一覧・・・ 230
- 練馬区私立保育所一覧・・・ 230
- 認証保育所一覧・・・ 233
- 小規模保育事業一覧・・・ 233
- 練馬こども園一覧・・・ 234
- 病児・病後児保育施設一覧・・・ 234
- 認定こども園一覧・・・ 234
- 事業所内保育施設一覧・・・ 235

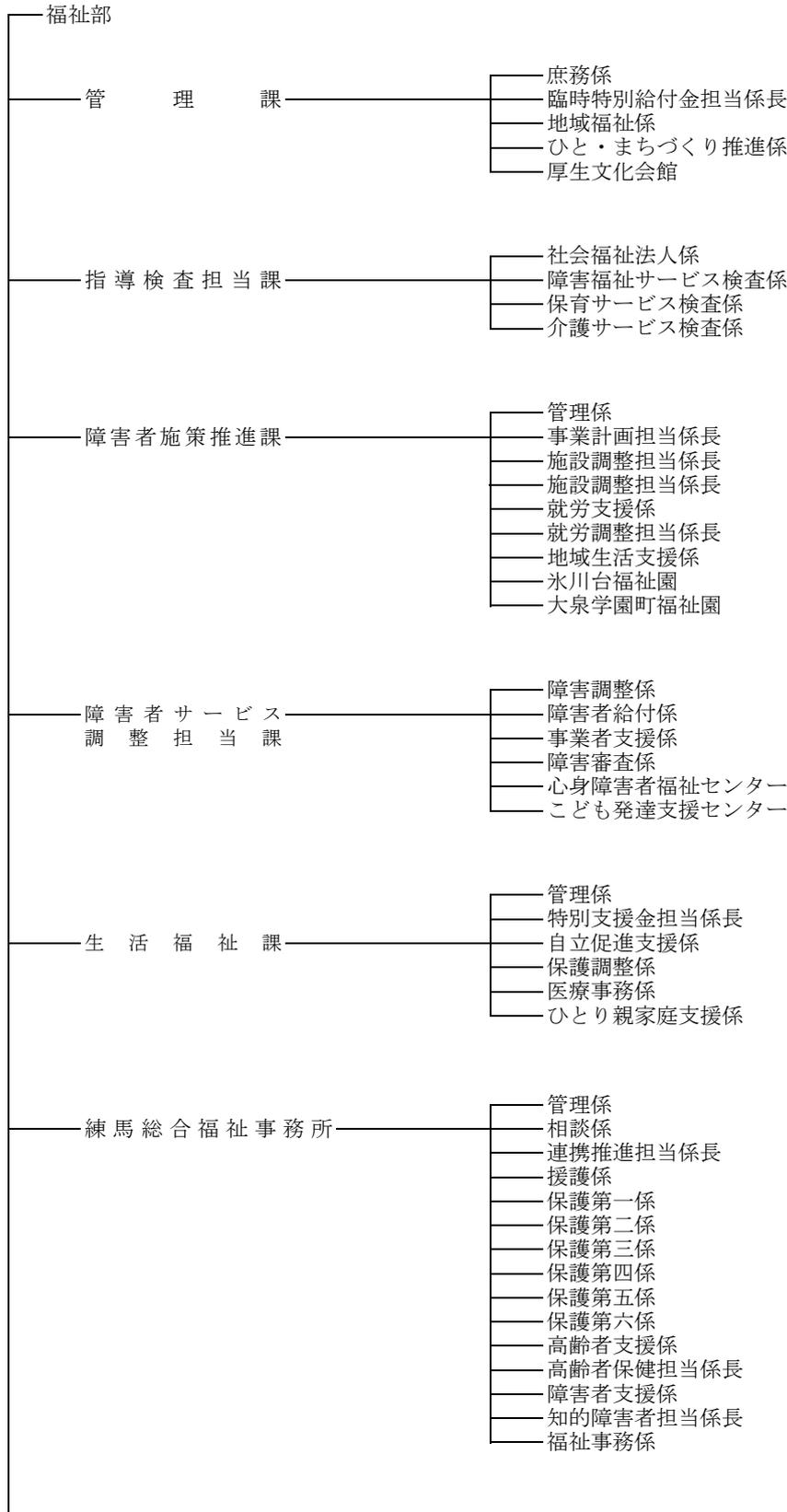
【練馬区児童館・学童クラブ・放課後児童等の広場（民間学童保育）一覧】・・・ 236

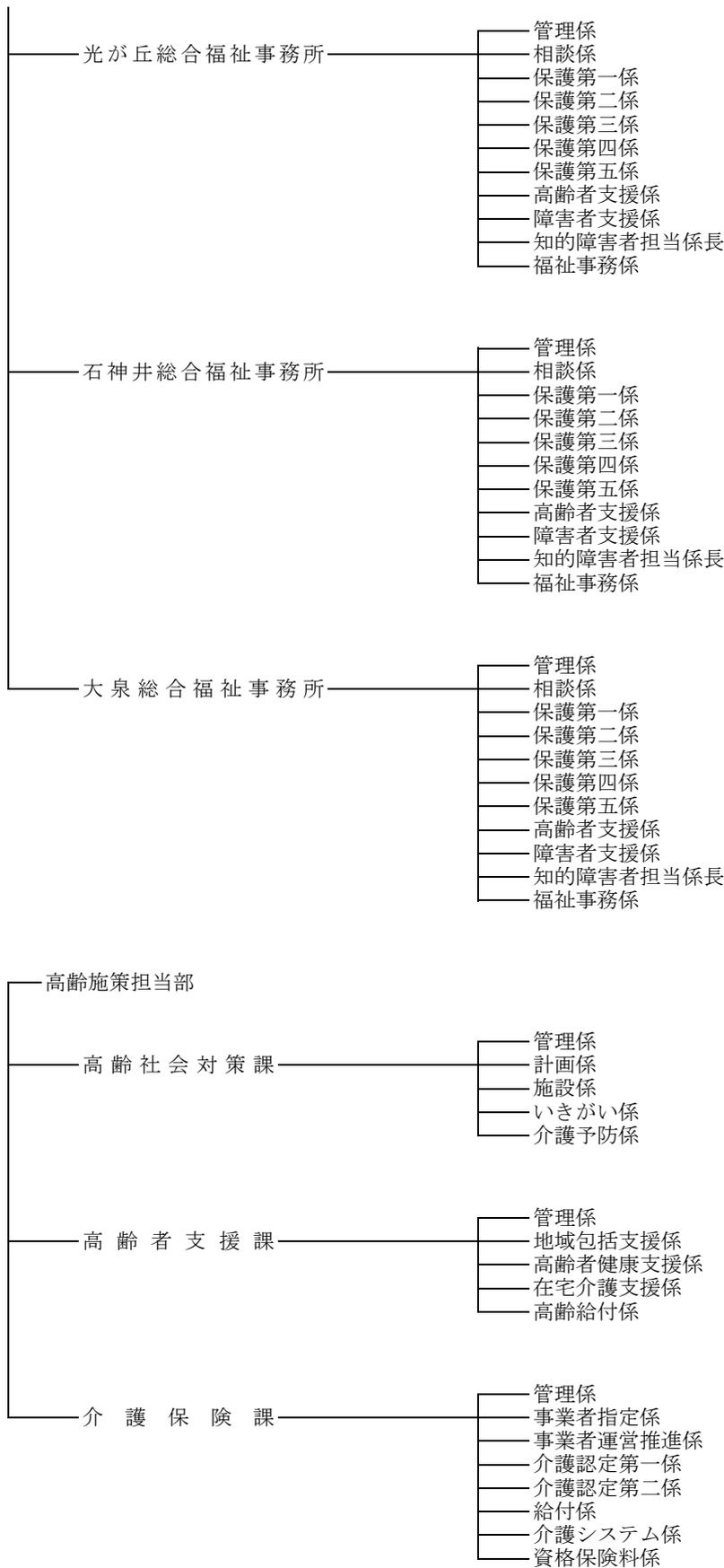
【ねりっこクラブ一覧】・・・ 238

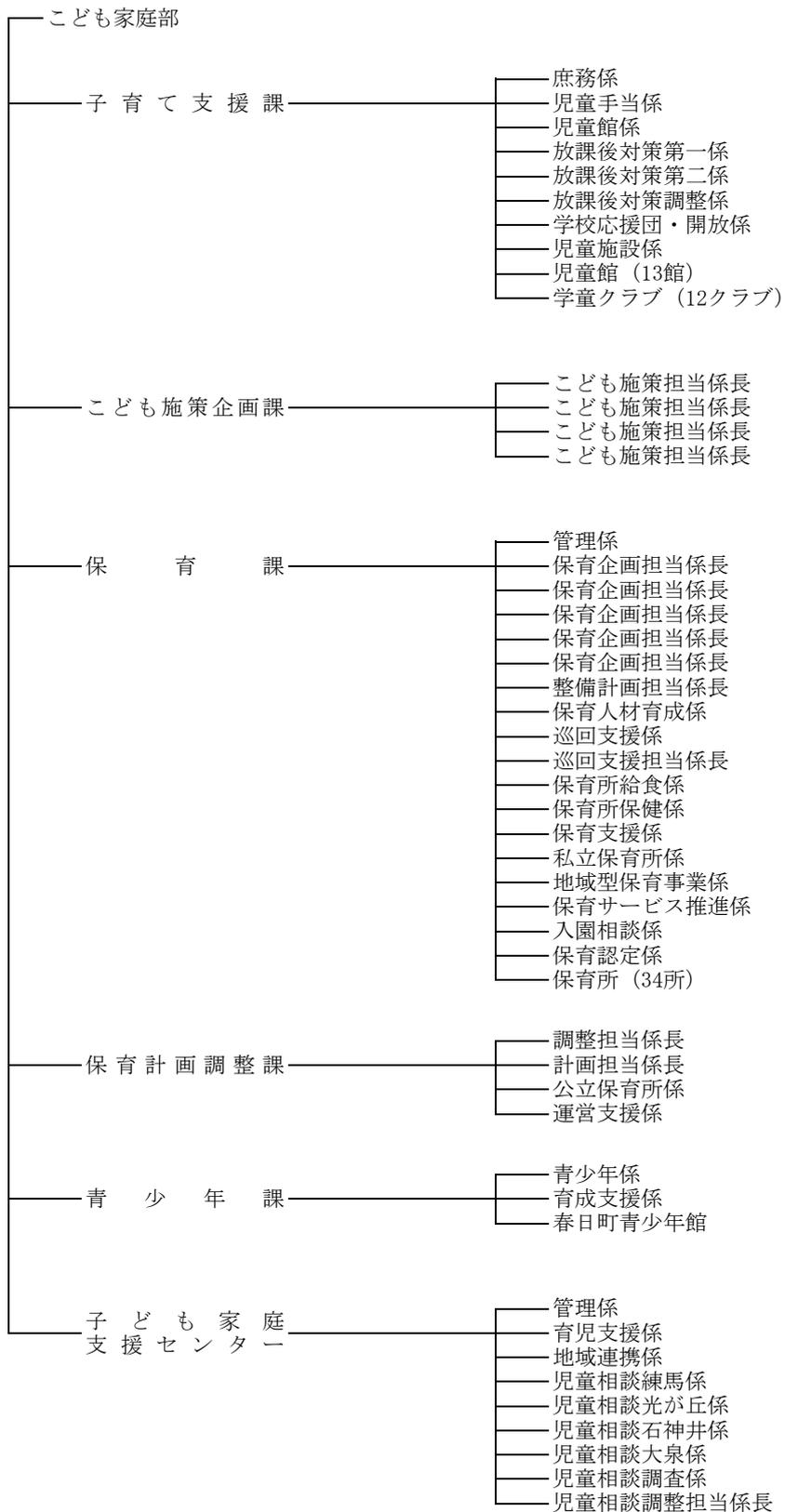
【練馬区福祉年表】・・・ 239

I 福祉部・高齢施策担当部・こども家庭部の概況

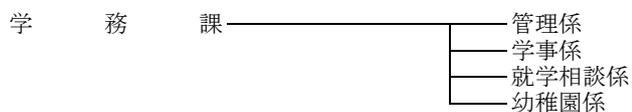
第1章 福祉部・高齢施策担当部・こども家庭部の組織（令和4年4月1日現在）







※認定こども園 参考掲載



第2章 福祉部・高齢施策担当部・こども家庭部の分掌事務

部・課・係名	分 掌 事 務
福祉部	
管理課	
庶務係	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の事務事業に係る総合的な企画、調査および連絡調整に関すること。 2 部の予算、決算および会計に関すること。 3 福祉部および健康部の議会に係る調整に関すること。 4 部の文書および公印に関すること。 5 部の事務事業の進行管理に関すること。 6 避難行動要支援者名簿等に関すること。 7 厚生文化会館に関すること。 8 部および課の庶務事務に関すること。 9 部内他の課および課内他の係に属しないこと。
臨時特別給付金担当係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関すること。
地域福祉係	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域福祉計画の策定等に関すること。 2 民生委員および児童委員の全区的事業に関すること。 3 福祉有償運送に関すること。 4 成年後見制度の普及・啓発に関すること。 5 保健福祉サービス苦情調整委員に関すること。 6 地区社会福祉協議会に関すること。 7 看護師等修学資金返還事務に関すること。 8 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。 9 保護司会および更生保護女性会への補助金交付に関すること。
ひと・まちづくり推進係	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉のまちづくりの総合調整に関すること。 2 福祉のまちづくりに係る区民活動支援に関すること。 3 つながるカレッジねりま（福祉分野）に関すること。 4 非営利地域福祉活動への支援に関すること。
厚生文化会館	<ol style="list-style-type: none"> 1 練馬区立厚生文化会館条例第3条に定める事業。 2 会館の管理に関すること。 3 会館の文書および公印に関すること。 4 会館の利用承認に関すること。
指導検査担当課	
社会福祉法人係	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉法人の認可に関すること。 2 社会福祉連携推進法人の認定に関すること。 3 社会福祉法人の指導監査に関すること。 4 社会福祉連携推進法人の指導監査に関すること。 5 社会福祉法人等の会計に関すること。
障害福祉サービス検査係	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害福祉サービス事業者の指導検査に関すること。
保育サービス検査係	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育サービス事業者の指導検査に関すること。
介護サービス検査係	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護サービス事業者の指導検査に関すること。

障 害 者 施 策 推 進 課	
管 理 係	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者（児）福祉団体に関すること。 2 心身障害者福祉集会所に関すること。 3 障害者（児）福祉行事に関すること。 4 障害者虐待防止センターに関すること。 5 課の庶務事務に関すること。 6 課内他の係および担当係長に属しないこと。
事業計画担当係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者（児）福祉施策ならびに障害者（児）に関する計画の立案および調整に関すること。 2 障害者地域生活支援センターに関すること。 3 障害者相談員に関すること。 4 自立支援協議会に関すること。 5 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づく相談体制の整備および障害者差別解消支援地域協議会に関すること。 6 障害児支援に関すること（課内他の係および担当係長に属するものを除く。）。 7 相談支援に関すること（課内他の係および担当係長に属するものを除く。）。 8 地域生活支援拠点に関すること。
施設調整担当係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者（児）福祉施設の整備計画および整備事業に関すること。 2 障害者（児）福祉施設の調整に関すること（課内他の係に属することを除く。）。 3 区立障害者施設の改修計画に関すること。 4 区立障害者施設の改修等の関係部署間の調整に関すること。
就 労 支 援 係	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者の就労支援に関すること。 2 就労継続支援事業等に関すること。 3 福祉作業所等の利用調整に関すること。
就 労 調 整 担 当 係 長	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務協力員の就労調整等に関すること。
地域生活支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1 ショートステイに関すること。 2 生活介護事業に関すること。 3 福祉園等の利用調整に関すること。 4 グループホームに関すること。
福 祉 園	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該福祉園の管理に関すること。 2 文書および公印に関すること。 3 会計事務に関すること。 4 事業の調査および統計に関すること。 5 施設の利用承認に関すること。 6 利用者に対する指導訓練に関すること。 7 利用者の保健衛生に関すること。 8 利用者の給食および諸行事に関すること。 9 利用者の保護者との連絡調整に関すること。

障害者サービス調整担当課	
障害調整係	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者施策の総合福祉事務所間および保健所との企画調整に関すること。 2 障害者（児）の福祉手当に関すること（総合福祉事務所に属するものを除く。）。 3 心身障害者（児）医療費の助成に関すること（総合福祉事務所に属するものを除く。）。 4 心身障害者扶養共済に関すること（総合福祉事務所に属するものを除く。）。 5 障害者の手話通訳者および要約筆記者の派遣に関すること。 6 障害者（児）の福祉タクシーに関すること（総合福祉事務所に属するものを除く。）。 7 障害者の自動車燃料費の助成に関すること（総合福祉事務所に属するものを除く。）。 8 障害者（児）の紙おむつ等の支給に関すること（総合福祉事務所に属するものを除く。）。 9 障害者（児）の出張調髪に関すること（総合福祉事務所に属するものを除く。）。 10 障害者（児）のリフト付福祉タクシーに関すること（総合福祉事務所に属するものを除く。）。
障害者給付係	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。)に基づく事務事業の調整に関すること。 2 障害者福祉費に係る補助金等に関すること。 3 障害者総合支援法による自立支援給付費等の支払に関すること。 4 障害者に対する法外支援に係る支払に関すること。 5 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく障害児通所給付費等の支払および補助金等に関すること。 6 障害者入所施設整備費補助金に関すること。
事業者支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害福祉サービスを担う人材の確保、事業者の研修および従事者の養成に関すること。 2 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業者および児童福祉法に基づく障害児相談支援事業者の指定に関すること。 3 障害者総合支援法に基づくサービスを提供する事業者の登録に関すること。 4 障害者総合支援法および児童福祉法に基づく障害者（児）サービス事業所の開設の相談および情報の提供に関すること（部内他の課に属するものを除く。）。 5 民間作業所等の補助金に関すること。
障害審査係	<ol style="list-style-type: none"> 1 練馬区障害者給付審査会の運営に関すること。 2 介護給付費および訓練等給付費の支給に関すること。
心身障害者福祉センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉センターの文書および公印に関すること。 2 福祉センターの利用承認に関すること。 3 福祉センターの利用者の相談に関すること。 4 福祉センター利用者の指導および訓練に関すること。 5 定例的な事務の執行に関すること。
こども発達支援センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 センターの管理に関すること。 2 センターの文書および公印に関すること。 3 センターの利用承認に関すること。 4 センターの利用者の相談に関すること。 5 センターの利用者の指導および訓練に関すること。 6 定例的な事務の執行に関すること。

生活福祉課	
管理係	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合福祉事務所の運営に係る総合調整に関すること。 2 総合福祉事務所の予算、決算および会計に係る総合調整に関すること。 3 福祉資金の償還に関すること。 4 生活保護適正実施検討委員会の運営に関すること。 5 行旅病人・行旅死亡人に関すること。 6 課の庶務事務に関すること。 7 課内他の係に属しないこと。
特別支援金担当係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活困窮者自立支援金に関すること。
自立促進支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）等による支援の実施に係る施策の企画、立案および関係機関との調整に関すること。 2 被保護世帯に対する法外援護の統括に関すること。 3 路上生活者対策事業に係る関係機関との調整に関すること。（総合福祉事務所に属するものを除く。）。
保護調整係	<ol style="list-style-type: none"> 1 練馬区被保護者等自立支援プログラム実施要領に係る関係機関との調整に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。 2 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施に係る企画、立案および総合福祉事務所間の調整に関すること。 3 生活保護事務の電算システムに関すること。
医療事務係	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護法による医療事務および介護扶助の実施に係る企画、立案および総合福祉事務所間の調整に関すること。 2 生活保護法による医療券および介護券に関すること（総合福祉事務所に属するものを除く。）。
ひとり親家庭支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1 ひとり親家庭支援施策の総合調整に関すること。 2 ひとり親家庭についての相談および支援の実施に関すること（総合福祉事務所に属するものを除く。）。 3 入院助産制度に関すること（総合福祉事務所に属するものを除く。）。 4 母子生活支援施設に関すること（総合福祉事務所に属するものを除く。）。 5 児童福祉法に基づく助産施設および母子生活支援施設の入所費用に関すること（総合福祉事務所に属するものを除く。）。
総合福祉事務所	
管理係	<ol style="list-style-type: none"> 1 所の文書および公印に関すること。 2 所の会計事務に関すること（所内他の係に属するものを除く。）。 3 民生委員地区協議会に関すること。 4 被保護世帯に対する高等学校進学準備資金の貸付けに関すること。 5 所の庶務事務に関すること。 6 所内他の係および担当係長に属しないこと。

<p>相談係 ※練馬総合福祉事務所にあっては第7号を除く。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護法（昭和25年法律第144号）に係る面接相談に関することならびに児童福祉法（昭和22年法律第164号）、売春防止法（昭和31年法律第118号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）および配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に係る面接相談および支援に関すること（所内他の係に属するものを除く。）。 2 前号に規定する事項以外の母子、父子、女性および家庭についての相談等に関する事。 3 生活保護法による保護の実施および児童福祉法による福祉の措置事務の連絡調整に関する事。 4 児童福祉法の実施に係る会計事務のうち助産施設および母子生活支援施設の入所費用に関する事。 5 福祉資金の貸付けに関する事（他の課に属するものを除く。）。 6 ひとり親家庭支援施策の実施に関する事（他の課に属するものを除く。）。 7 教育委員会事務局こども家庭部保育課の事務の一部の受付に関する事。 8 法外援護緊急たすけあい資金の貸付けに関する事。 9 受験生チャレンジ支援貸付事業の受付に関する事。 10 その他生活全般に係る面接相談に関する事。
<p>連携推進担当係長 （練馬総合福祉事務所のみ設置）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉法第106条の3第1項第3号による包括的な支援の体制整備および実施に係る関係機関との調整に関する事。
<p>援護係 （練馬総合福祉事務所のみ設置）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付の実施および配偶者支援金の支給に関する事。 2 中国残留邦人等に対する地域生活支援事業に関する事。
<p>保護第一係 保護第二係 保護第三係 保護第四係 保護第五係 保護第六係 （保護第六係は練馬総合福祉事務所のみ設置）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護法による保護の実施に関する事。 2 児童福祉法による福祉の措置に関する事。 3 その他の個別的援護に関する事。
<p>高齢者支援係</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置および援護の調整に関する事。 2 高齢者の保健福祉に係る相談および支援に関する事。 3 圏域内の地域包括支援センターに係る全体の総括および調整に関する事。 4 圏域内の地域ケア会議に関する事。
<p>高齢者保健担当係長 （練馬総合福祉事務所のみ設置）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 老人福祉法による福祉の措置および援護の調整に関する事（所内他の係に属するものを除く。）。 2 高齢者の保健福祉に係る相談および支援に関する事（所内他の係に属するものを除く。）。 3 圏域内の地域包括支援センターに係る全体の統括および調整に関する事（所内他の係に属するものを除く。）。 4 圏域内の地域ケア会議に関する事（所内他の係に属するものを除く。）。

障害者支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者総合支援法（平成17年法律第123号）による身体障害者（児）、知的障害者（児）および難病患者等への自立支援給付費等の支給および支援の調整に関すること。 2 児童福祉法による身体障害児および知的障害児への障害児通所支援給付費等の支給および支援の調整に関すること。 3 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）その他法令による個別的援護または更生の措置の調整に関すること。 4 法外の障害者サービスに係る支援の調整に関すること。
知的障害者担当係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 知的障害者（児）の福祉に係る相談、調整、調査および指導に関すること（所内他の係に属するものを除く。）。 2 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）その他法令による個別的援護または更生の措置の調整に関すること。
福祉事務係 ※練馬総合福祉事務所にあっては第9号および第10号、石神井総合福祉事務所にあっては第9号を除く。	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者（児）の福祉手当に関すること。 2 心身障害者（児）医療費の助成に関すること。 3 心身障害者扶養共済に関すること。 4 障害者（児）の福祉タクシーに関すること。 5 障害者の自動車燃料費の助成に関すること。 6 障害者（児）の紙おむつ等の支給に関すること。 7 障害者（児）の出張調髪に関すること。 8 障害者（児）のリフト付福祉タクシーに関すること。 9 区民部国保年金課の事務の一部の受付に関すること。 10 教育委員会事務局こども家庭部子育て支援課の事務の一部の受付に関すること。

高 齢 施 策 担 当 部	
高 齢 社 会 対 策 課	
管 理 係	<ul style="list-style-type: none"> 1 高齢者施策に関する総合調整に関すること（部内他の課および課内他の係に属するものを除く。）。 2 社会福祉法人練馬区社会福祉事業団に関すること。 3 敬老館に関すること。 4 区立はつらつセンターの指定管理者との連絡調整に関すること。 5 区立デイサービスセンターの指定管理者との連絡調整に関すること。 6 民営化軽費老人ホームとの連絡調整および補助に関すること。 7 区立デイサービスセンター等の改修工事に関すること。 8 課の庶務事務に関すること。 9 課内他の係に属しないこと。
計 画 係	<ul style="list-style-type: none"> 1 高齢者施策の立案および調整に関すること。 2 高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画に関すること。 3 介護保険運営協議会に関すること。 4 介護人材の確保、育成および定着支援に関すること。 5 練馬福祉人材育成・研修センター事業に関すること。
施 設 係	<ul style="list-style-type: none"> 1 特別養護老人ホーム等高齢者福祉施設の整備に関すること。 2 高齢者優良居室提供事業に関すること。 3 高齢者集合住宅の生活協力員に関すること。 4 民営化特別養護老人ホームとの連絡調整に関すること。 5 特別養護老人ホームの入所指針に関すること。 6 地域密着型サービス事業者等の選定に関すること （他の部および部内他の課に属するものを除く）
いきがい係	<ul style="list-style-type: none"> 1 老人クラブに関すること。 2 公益社団法人練馬区シルバー人材センターに関すること。 3 敬老祝品に関すること。 4 高齢者いきいき健康事業に関すること。 5 高齢者の就業・社会参加支援事業に関すること。 6 高齢者お困りごと支援事業に関すること。
介 護 予 防 係	<ul style="list-style-type: none"> 1 介護予防・日常生活支援総合事業の企画調整および実施に関すること。 2 介護予防・生活支援サービス事業に関すること。 3 介護予防・生活支援サービス事業者の指導に関すること。 4 一般介護予防事業に関すること。 5 認知症予防事業の企画調整および実施に関すること。
高 齢 者 支 援 課	
管 理 係	<ul style="list-style-type: none"> 1 高齢者施策の総合福祉事務所間の連絡調整に関すること。 2 地域包括支援センターに係る庶務に関すること。 3 高齢者緊急一時宿泊事業に関すること。 4 介護サービス事業者の支援に関すること。 5 介護保険に関すること（部内他の課に属するものを除く。）。 6 老人福祉法（昭和38年法律第133号）その他の法令による措置費等の支払に関すること。 7 高齢者の見守りに係る事業に関すること。 8 ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業に関すること。 9 課の庶務事務に関すること。 10 課内他の係に属しないこと。

地域包括支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域包括支援センターに係る全体の統括および調整に関すること。 2 地域包括支援センター運営協議会に関すること。 3 地域ケア会議に関すること。 4 介護予防・日常生活支援総合事業の申請受付の総合調整に関すること。 5 介護予防・日常生活支援総合事業対象者のケアプランに関すること。 6 介護支援専門員の育成支援に関すること。 7 街かどケアカフェ事業に関すること。 8 高齢者支え合いサポーターに関すること。 9 生活支援コーディネーターおよび生活支援体制整備に係る協議体に関すること。 10 高齢者在宅生活あんしん事業に関すること。
高齢者健康支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関すること。
在宅介護支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1 認知症支援事業の企画調整および実施に関すること。 2 認知症高齢者位置情報提供サービス利用料助成事業に関すること。 3 介護学べるサロンに関すること。 4 医療と介護の相談窓口に関すること。 5 在宅療養・介護の連携に関すること（他の部に属するものを除く。）。 6 もの忘れ検診事業に関すること。 7 認知症介護者支援事業に関すること。
高齢給付係	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者の布団乾燥および寝具クリーニングに関すること。 2 家族介護慰労金に関すること。 3 高齢者等の紙おむつ等の支給に関すること。 4 高齢者の出張調髪に関すること。 5 高齢者のリフト付福祉タクシーに関すること。 6 車いす等の貸与に関すること。 7 三療サービス事業に関すること。 8 ひとりぐらし高齢者入浴証交付事業に関すること。 9 高齢者居宅火災予防設備設置事業に関すること。 10 加齢性難聴者の補聴器助成に関すること。
介護保険課	
管理係	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護保険の普及に関すること。 2 介護保険の不服審査に関すること。 3 介護保険事業の調整に関すること。 4 介護保険事業の予算、決算および会計に関すること。 5 介護保険の統計および調査に関すること。 6 介護保険の苦情および相談の取りまとめに関すること。 7 第三者評価支援に関すること。 8 課の庶務事務に関すること。 9 課内他の係に属しないこと。
事業者指定係	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域密着型サービス事業者等の指定に関すること（他の部および部内他の課に属するものを除く。）。 2 居宅介護支援事業者等の指定に関すること。 3 基準該当事業者の登録に関すること。 4 指定サービス事業者等の情報に関すること。 5 地域密着型サービス運営委員会に関すること。 6 介護予防・生活支援サービス事業者の指定に関すること。
事業者運営推進係	<ol style="list-style-type: none"> 1 居宅サービス計画等の適正指導に関すること。 2 運営推進会議に関すること。 3 介護事業者等への日常的な指導助言に関すること（他の部および部内他の課に属するものを除く。）。 4 介護給付調査員に関すること。

介護認定第一係	<ul style="list-style-type: none"> 1 要介護認定申請に関する事。 2 要介護認定審査に関する事。 3 審査会委員に関する事。
介護認定第二係	<ul style="list-style-type: none"> 1 要介護認定調査に関する事。 2 認定調査員に関する事。
給付係	<ul style="list-style-type: none"> 1 介護保険の保険給付に関する事。 2 介護報酬および介護予防・生活支援サービス事業に係るサービス費の支払に関する事。 3 保険給付の不当利得に関する事。 4 負担割合証に関する事。 5 保険給付の一部負担金に関する事。 6 国民健康保険団体連合会の契約・支払に関する事。 7 高齢者自立支援住宅改修および用具事業に関する事。
介護システム係	<ul style="list-style-type: none"> 1 介護保険システムの調整に関する事。 2 給付適正化事業の調整に関する事。 3 居宅サービス計画および介護予防サービス計画の届出に関する事。 4 国民健康保険団体連合会に関する事（契約・支払に関する事を除く）。
資格保険料係	<ul style="list-style-type: none"> 1 被保険者の資格の取得および喪失に関する事。 2 被保険者証に関する事。 3 保険料の賦課に関する事。 4 保険料の収納に関する事。 5 保険料の証明に関する事。 6 保険料の還付および充当に関する事。 7 保険料の収納委託および受託に関する事。 8 保険料の滞納整理に関する事。 9 保険料の滞納処分に関する事。

こども家庭部	
子育て支援課	
庶務係	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の事務事業に係る総合的な企画、調査および連絡調整に関すること。 2 部の予算、決算および会計に関すること。 3 部の文書および公印に関すること。 4 部の事務事業の進行管理に関すること。 5 部および課の庶務事務に関すること。 6 部内他の課ならびに課内他の係および担当係長に属しないこと。
児童手当係	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童手当、児童育成手当、児童扶養手当および特別児童扶養手当に関すること。 2 ひとり親家庭等の医療費助成に関すること。 3 子どもの医療費助成に関すること。 4 第3子誕生祝金に関すること。
児童館係	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童館に関すること。 2 学童クラブに関すること（課内他の係に属するものを除く。）。 3 児童の健全育成に関すること。 4 学童クラブの支援調整に関すること。
放課後対策第一係	<ol style="list-style-type: none"> 1 ねりっこクラブの運営に関すること。 2 学童クラブの運営および入会制度・保育料に関すること。 3 学童クラブ連絡メールおよびキッズ安心メールに関すること。 4 児童館および学童クラブ職員の研修に関すること。 5 練馬区放課後子ども総合プランに関すること。
放課後対策第二係	<ol style="list-style-type: none"> 1 ねりっこクラブおよび学童クラブの業務委託契約に関すること。 2 指定管理者または業務委託により運営する学童クラブの運営に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。 3 放課後児童等の広場（民間学童保育）事業に関すること。
放課後対策調整係	<ol style="list-style-type: none"> 1 放課後児童対策に係る企画および連絡調整に関すること。
学校応援団・開放係	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校応援団事業の推進に関すること。 2 学校開放事業に関すること。 3 学校設備の利用の申請に関すること。 4 外遊びの場提供事業に関すること。
児童施設係	<ol style="list-style-type: none"> 1 部所管施設の建設計画に関すること。 2 部所管施設の維持管理に関すること（青少年課に属するものを除く。）。
こども施策企画課	
こども施策担当係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 子育て支援施策および子育て支援事業の計画に係る総合的な企画および連絡調整に関すること。 2 次世代育成支援行動計画に関すること。 3 児童相談体制の構築に係る企画および連絡調整に関すること。 4 子育て支援策に係る事業の企画および連絡調整に関すること。 5 幼保一元化に係る企画および連絡調整に関すること。
保育課	
管理係	<ol style="list-style-type: none"> 1 区立保育所の職員に関すること（課内他の担当係長に属するものを除く。）。 2 保育所等の負担金および補助金に関すること。 3 電算システムに関すること。 4 課の庶務事務に関すること。 5 課内他の係および担当係長に属しないこと。
保育企画担当係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育制度の企画および調整に関すること。 2 保育に関する調査および研究に関すること。
整備計画担当係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育所等の整備計画に関すること。 2 保育所等の整備および運営の基準に関すること。 3 保育所等の利用定員に関すること。 4 民間保育施設の整備に関すること。

保育人材育成係	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育所等職員の人材の育成・研修に関する事。 2 保育士等の確保の支援に関する事。 3 区立保育園職員と保育課・保育計画調整課の職員の研修に関する事。 4 YouTube練馬区保育園チャンネルに関する事。
巡回支援係・巡回支援担当係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設型給付の対象となる施設に対する巡回支援・指導に関する事（事務局内他の部に属するものを除く。）。 2 地域型保育給付の対象となる施設に対する巡回支援・指導に関する事（事務局内他の部に属するものを除く。）。 3 認可外保育施設に対する巡回支援・指導に関する事。
保育所給食係	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育所の給食に関する事。
保育所保健係	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育所の衛生管理に関する事。
保育支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1 1歳児1年保育に関する事。 2 障害児保育・医療的ケアに関する事。 3 区立保育所の年末保育および一時保育の利用および保育料に関する事。 4 保育所の支援および運営の助言に関する事。
私立保育所係	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設型給付の対象となる施設および事業者の確認に関する事（事務局内他の部に属するものを除く。）。 2 保育所における施設型給付に関する事。 3 一時預かり事業に関する事（事務局内他の部および練馬区立子ども家庭支援センターに属するものを除く。）。 4 私立保育所連絡会に関する事。
地域型保育事業係	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域型保育給付の対象となる施設および事業者の確認および認可に関する事（事務局内他の部に属するものを除く。）。 2 地域型保育事業および認定こども園（幼稚園型認定こども園を除く。）の給付費等に関する事。
保育サービス推進係	<ol style="list-style-type: none"> 1 短期特例保育に関する事。 2 認証保育所に関する事。 3 病児・病後児保育に関する事。 4 子ども・子育て支援法に基づく特定子ども・子育て支援施設等の確認に関する事（事務局内他の部、部内他の課および課内他の係に属するものを除く。）。 5 その他認可外保育施設に関する事。
入園相談係	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用の調整、あつせん、要請および勧奨ならびに措置に関する事。 2 特定教育・保育施設または地域型保育事業の利用者の支援に関する事。 3 延長保育および休日保育の利用および保育料に関する事。
保育認定係	<ol style="list-style-type: none"> 1 子ども・子育て支援法に基づく保育の給付に係る教育・保育給付認定に関する事。 2 保育所保育料の賦課徴収に関する事。 3 子ども・子育て支援法に基づく幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用給付認定に関する事。 4 副食費の徴収に関する事。
保育計画調整課	
調整担当係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 区立保育所の運営業務委託の企画・調整に関する事。
計画担当係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 区立保育所の委託民営化等の計画に関する事。
公立保育所係	<ol style="list-style-type: none"> 1 区立保育所の保育教材および保育用具に関する事。 2 区立保育所の運営に関する事（課内他の係および担当係長に属するものを除く。）。 3 保育施設に関する調査および研究に関する事。
運営支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1 区立保育所の運営業務委託の管理に関する事。

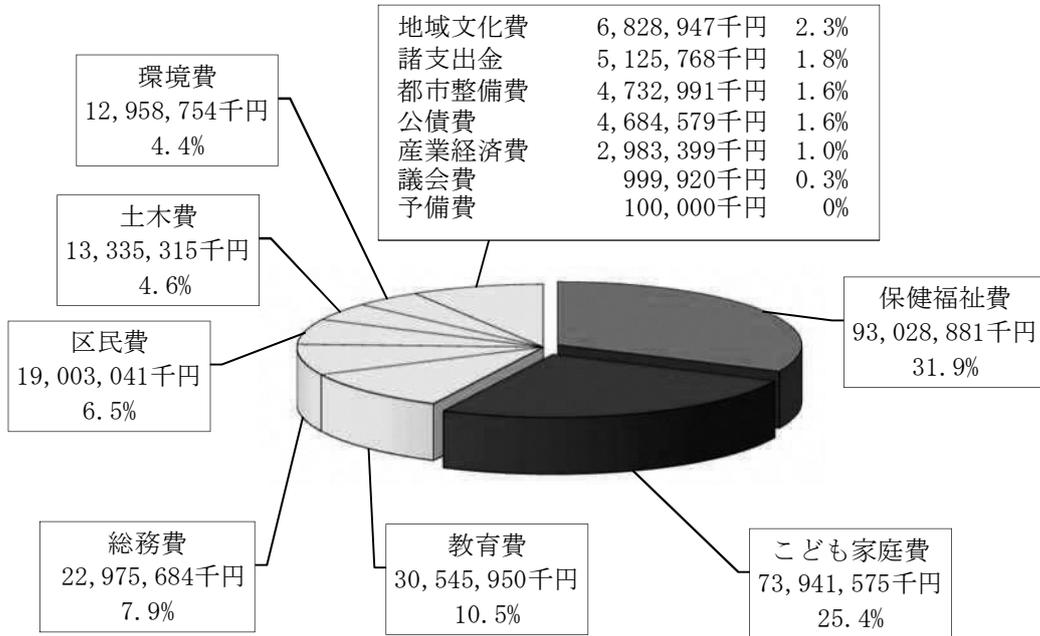
青少年課	
青少年係	<ol style="list-style-type: none"> 1 青少年対策の連絡調整に関する事。 2 青少年問題協議会に関する事。 3 青少年育成地区委員会の連絡調整に関する事。 4 青少年育成地区委員会の事務局に関する事。 5 青少年育成地区指導員に関する事。 6 子どもたちを健やかに育てる運動に関する事。 7 青少年キャンプ場の運営に関する事。 8 青少年委員に関する事。 9 青少年団体の育成および青少年団体との連絡に関する事。 10 民間および公有地・民有地一時開放の遊び場に関する事。 11 児童遊園運営委員会に関する事。 12 青少年館との連絡調整に関する事。 13 課の庶務事務に関する事。
育成支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1 青少年の健全育成に係る講座の開設および運営に関する事。 2 家庭教育に係る講座の開設および運営に関する事。 3 その他青少年の健全育成活動に関する事。
春日町青少年館	<ol style="list-style-type: none"> 1 館の文書および公印に関する事。 2 施設等の維持管理に関する事。 3 館の行う各種事業の企画および実施に関する事。 4 館の利用承認に関する事。 5 南大泉青少年館に関する事。
子ども家庭支援センター	
管理係	<ol style="list-style-type: none"> 1 練馬区立子ども家庭支援センターの管理に関する事。 2 センターの文書および公印に関する事。 3 センターの予算、決算および会計に関する事。 4 センターの庶務事務に関する事。 5 センター内他の係に属しない事。
育児支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1 子どもおよび子育て家庭の支援に関する事業に関する事。
地域連携係	<ol style="list-style-type: none"> 1 要保護児童地域対策協議会事務局に関する事。 2 特定妊婦・要保護児童等の調査・統計に関する事。 3 地域との連携強化に関する事。
児童相談練馬係 児童相談光が丘係 児童相談石神井係 児童相談大泉係	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童虐待の防止に係る相談に関する事。 2 要保護児童に関する事。
児童相談調査係	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童虐待の防止に係る相談の初動対応に関する事。 2 東京都児童相談センターとの連携事業に関する事。
児童相談調整担当係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童相談体制の構築に関する事。 2 練馬区立子ども家庭支援センター条例（平成17年7月練馬区条例第65号）第3条に定める事業の企画および調整に関する事。
※ 学務課は教育振興部の所管であるが「認定こども園」に関して掲載している	
学務課	
幼稚園係	<ol style="list-style-type: none"> 1 区立幼稚園の就園に関する事。 2 区立幼稚園運営費に関する事。 3 区立幼稚園の維持管理（部内他の課に属しないもの）に関する事。 4 私立幼稚園および幼稚園型認定こども園の指導監督に関する事。 5 私立幼稚園および幼稚園型認定こども園ならびに園児保護者への助成に関する事。 6 子ども・子育て支援法に基づく幼稚園および幼稚園型認定こども園における教育の給付に係る支給認定に関する事。 7 子ども・子育て支援法に基づく幼稚園および幼稚園型認定こども園における施設型給付に関する事。 8 幼稚園および幼稚園型認定こども園における一時預かり事業に関する事。

第3章 福祉部・高齢施策担当部・子ども家庭部関係予算概況

※比率は、百分率で表示し、原則として小数点以下第2位を四捨五入したので合計が合わない場合がある。

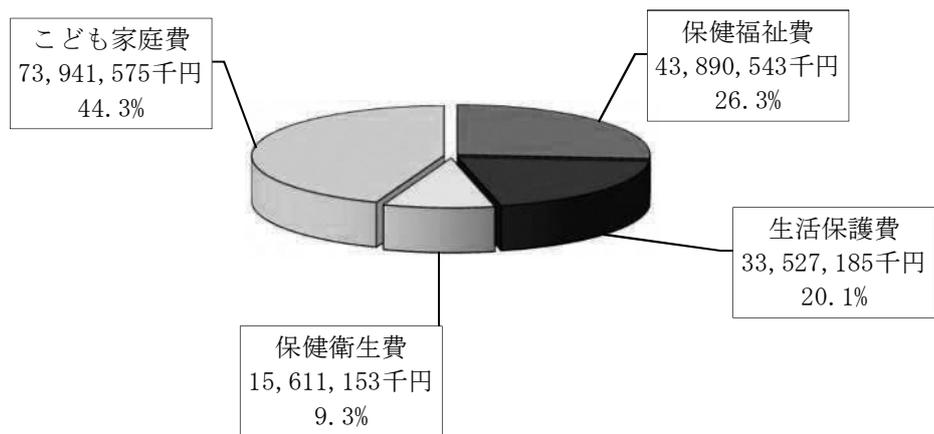
1 令和4年度歳出予算(当初)

(1) 一般会計に占める保健福祉費・子ども家庭費の割合



区一般会計歳出予算合計(当初) 291,244,804千円

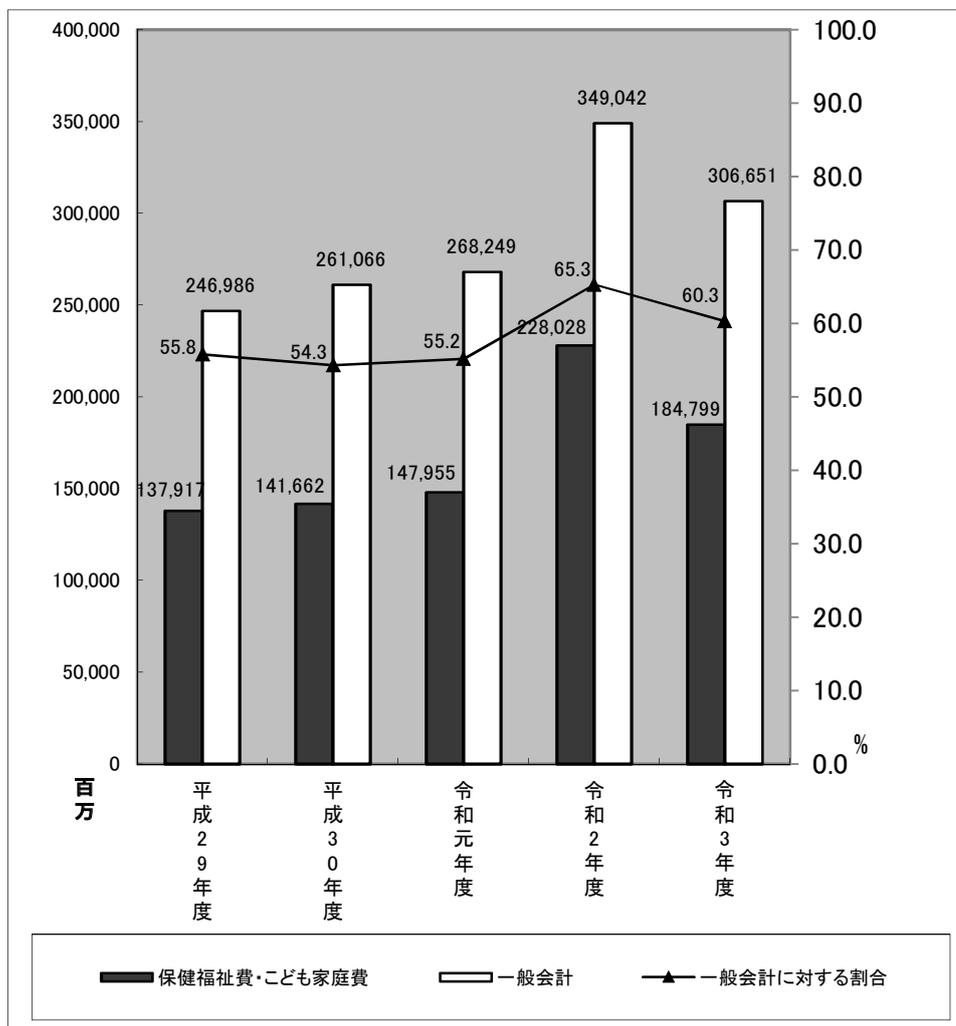
(2) 保健福祉費・子ども家庭費の内訳



保健福祉費・子ども家庭費歳出予算合計(当初) 166,970,456千円

2 一般会計に占める保健福祉費・子ども家庭費の推移(決算額)

※以下の決算額は百万円単位で表示し、十万円単位未満を四捨五入した。



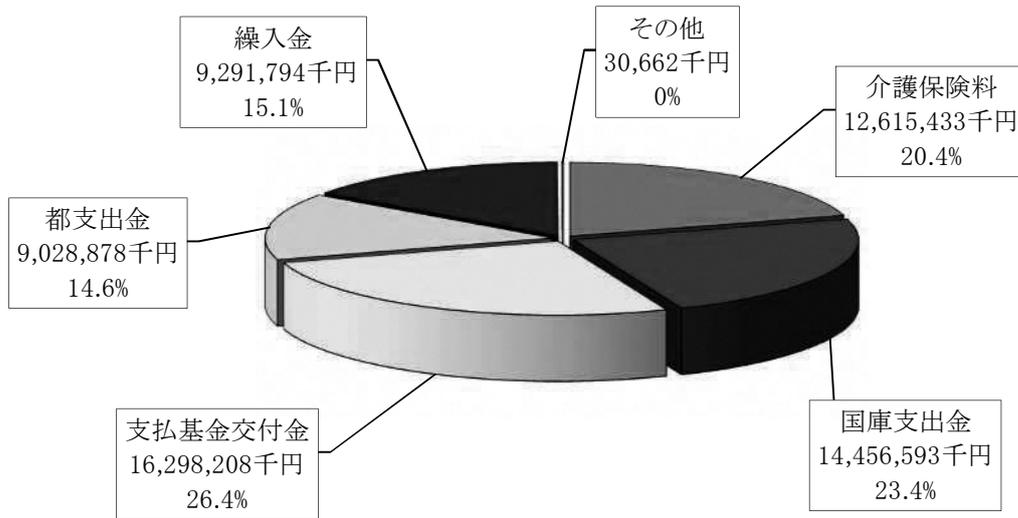
※ 保健福祉費・子ども家庭費の予算・決算額には、「ねりまの福祉」の内容に含まれていない保健衛生、青少年育成関係の予算・決算額を含んでいる。

※ 令和2年度および3年度は、新型コロナウイルス感染症対策による給付金等の決算額を含んでいる。

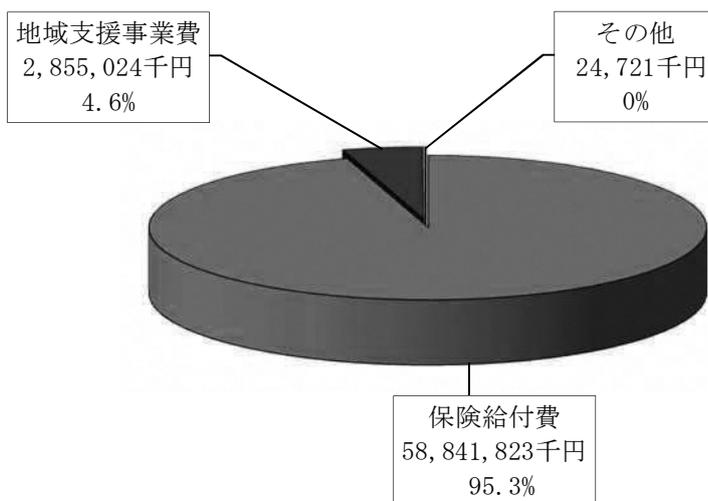
3 特別会計(令和4年度当初予算)

介護保険会計

【歳入】 61,721,568千円



【歳出】 61,721,568千円



II 福祉施策の体系

1 第2次みどりの風吹くまちビジョン

区は、平成30年6月に、区政を更に前に進めるため、「暮らし」・「都市」・「区民参加と協働」の3つの分野からなる「グランドデザイン構想」を策定し、目指す将来像を区民の皆様と共有した。

グランドデザイン構想の実現を目指し、新たな総合計画として平成31年3月に「第2次みどりの風吹くまちビジョン」（以下「第2次ビジョン」という。）を策定し、これまで、第2次ビジョンに基づき、様々な「練馬区モデル」を構築し、実現してきた。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、経済・財政状況など、区政を取り巻く環境は大きく変化し、非対面・非接触の生活、デジタル化の加速など、区民生活にも大きな影響を及ぼしている。コロナ禍においても、第2次ビジョンに定める基本理念や区を目指す姿は大きく変わるものではないが、社会情勢の変化を踏まえた見直しが必要となった。引き続き、区民生活を支える上で必要な施策を充実するとともに、この間に生じた新たな課題に対応するため、令和4年度から5年度の2か年の取組を定める「改定アクションプラン」を令和4年3月に策定した。改定アクションプランの策定に当たり、第2次ビジョンに掲げた「3つの基本理念」や「6つの施策の柱」などは継承しつつ、社会情勢の変化に対応するため、戦略計画の見直しや追加を行った。22の「戦略計画」とそれに基づく「年度別取組計画」、「財政フレーム」で構成される。

■戦略計画（福祉施策に関連するもののみ掲載）

施策の柱1 子どもたちの笑顔輝くまち

- 戦略計画1 子育てのかたちを選択できる社会の実現
- 戦略計画2 子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実
- 戦略計画3 すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり

施策の柱2 高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち

- 戦略計画5 高齢者地域包括ケアシステムの確立
- 戦略計画6 元気高齢者の活躍と健康づくり・介護予防の推進

施策の柱3 安心を支える福祉と医療のまち

- 戦略計画7 障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備
- 戦略計画8 ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援

施策の柱4 安全・快適、みどりあふれるまち

- 戦略計画11 地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」
- 戦略計画13 魅力にあふれ利便性に富んだ駅前と周辺のまちづくり

2 練馬区地域福祉計画（ずっと住みたいやさしいまちプラン）

（管理課 地域福祉係、ひと・まちづくり推進係）

急速な少子高齢化などの影響により、地域の関係性が希薄化し、地域が抱える課題は多様化・複雑化している。こうした地域生活課題に対応する施策等を総合的に進めるため、令和2年3月に、練馬区地域福祉計画（ずっと住みたいやさしいまちプラン）（令和2年度から令和6年度）を策定した。

この計画は、第2次ビジョンに基づく個別計画であり、社会福祉法に規定する市町村地域福祉計画、練馬区福祉のまちづくり推進条例に規定する福祉のまちづくりの推進に関する計画、成年後見制度利用促進法に規定する成年後見制度利用促進基本計画としても位置付けている。

策定に当たっては、区民意識意向調査や地域福祉活動に携わる個人・団体へのアンケート調査を実施するとともに、練馬区地域福祉・福祉のまちづくり推進委員会での意見や区民意見反映制度による区民意見の反映に努めた。

● 基本理念

本計画で定められている基本理念は、以下のとおりである。

【共感】

人や暮らしの多様性への「気づき」を広げ、多様な意見を取組に反映させる。

【協働】

区、事業者および区民等が、主体的に取り組み、相互に尊重し、協力して福祉のまちづくりを推進する。

【安心】

区民一人ひとりが尊厳を持ち、安心して暮らせるよう、必要な支援を行う。

● 計画の体系

「ともに支え合う ずっと住みたいやさしいまち」の実現を計画目標とし、その実現に向けた施策と事業（5施策60事業）で構成している。

- (1) 区民との協働と地域の支え合いを推進する（12事業）
- (2) 福祉サービスを利用しやすい環境をつくる（13事業）
- (3) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める（10事業）
- (4) 多様な人の社会参加に対する理解を促進する（14事業）
- (5) 権利擁護が必要な方への支援体制を整備する（11事業）

3 練馬区障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画（障害者施策推進課 事業計画担当係長）

障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画は、障害者の自立と社会参加を図るため、障害者基本法、障害者総合支援法および児童福祉法に基づき策定する計画である。

練馬区障害者地域自立支援協議会の意見、障害者団体等へのヒアリング結果および区民意見反映制度等を踏まえ、令和3年3月にビジョンを上位計画とする個別計画である練馬区障害者計画（令和3年度から令和8年度）・第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画（令和3年度から令和5年度）を策定した。練馬区障害者計画・第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画では、「障害福祉

サービス基盤の整備と住まいの確保」など、6つの総合的な施策を定め、障害者施策の充実を図る。

● 基本理念

障害のある方の一人ひとりの人権を尊重し、どんなに障害が重くとも、地域のなかで自分らしい自立した生活ができる共生社会をめざす。

● 計画策定の視点

1 あんしん

だれもが安心して暮らすことができるよう、必要な支援や仕組みを整備

2 いきがい

いきがいをもって暮らし、その人らしく豊かな生活を送ることを支援

3 つながり

地域や関係機関などのネットワークを強化し、自立生活を支援

● 計画期間に進める施策の展開

1 障害福祉サービス基盤の整備と住まいの確保

2 相談支援体制の強化

3 就労支援の充実

4 障害児の健やかな成長を支援

5 安心して暮らせる共生社会の実現と社会参加の促進

6 保健・医療体制の充実

4 練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（高齢社会対策課 計画係）

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8および介護保険法第117条の規定に基づく法定の計画である。令和2年度に第7期計画（平成30年度から令和2年度）の見直しを行い、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度から令和5年度）を策定した。計画素案の段階で区民意見の募集を行い、計画への区民意見の反映に努めるとともに、区民や学識経験者等で構成される介護保険運営協議会の答申を踏まえ、計画を策定した。

計画は、ビジョンを上位計画とする高齢者福祉分野の個別計画であり、計画期間は令和3年度から令和5年度までの3年間で、計画の最終年度に当たる令和5年度に見直しを行う。

● 理念

①高齢者の尊厳を大切にする

②高齢者の自立と自己決定を尊重する

③高齢者の社会参加と地域の支え合いを促進する

● 目標

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的・継続的に提供される地域包括ケアシステムを確立する。

- 施策

- ①元気高齢者の活躍と健康づくり・介護予防の一体的な推進
- ②ひとり暮らし高齢者等を支える地域との協働の推進
- ③認知症高齢者への支援の充実
- ④在宅生活を支える医療と介護サービス基盤の整備
- ⑤介護保険施設等の整備と住まいの確保
- ⑥介護の現場を支える総合的な人材対策の推進

- 個別事業

6つの施策を柱として、143の個別事業を明らかにしている。

5 練馬区子ども・子育て支援事業計画(こども施策企画課 こども施策担当係長)

「子ども・子育て支援法」に基づく法定計画として、令和元年度に、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「第2期 練馬区子ども・子育て支援事業計画」を策定した。

計画は、第2次ビジョンを上位計画とする子ども・子育て分野の個別計画として位置づけられ、策定に当たっては、区民へのニーズ調査を実施するとともに、「練馬区子ども・子育て会議」での意見や区民意見反映制度による意見の反映に努めた。

- 基本目標

安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境を整える

- 基本方針

- ①子どもと子育て家庭の支援の充実
- ②子どもの教育・保育の充実
- ③子どもの成長環境の充実
- ④支援を必要とする子どもや家庭への取組

- 計画の推進体制と実施状況の公表

子ども・子育て支援事業計画に掲げた各施策の推進、事業の実施に当たっては、定期的に実施状況の点検・評価を行い、その結果を事業や計画の見直しに反映させていく。

実施状況の点検・評価については、子どもの保護者(公募区民)や子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者などで構成される「練馬区子ども・子育て会議」において、年度ごとに計画の進捗状況を確認する。点検・評価の結果については、区議会に報告し、区民に公表する。

Ⅲ 新型コロナウイルス感染症対策

第1章 新型コロナウイルス感染症対策事業

1 生活相談コールセンター（生活福祉課 管理係）

(1) 事業内容

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、様々な生活相談が急増した。この相談を緊急小口資金や住居確保給付金等の支援に繋げるため、区と練馬区社会福祉協議会が一体となって生活相談コールセンターを令和2年4月27日に開設した。

(2) 事業実績

令和2年度	令和3年度
17,160件	8,471件

2 派遣協力交付金（障害者施策推進課 管理係／高齢社会対策課 施設係）

(1) 事業内容

法人等の団体の枠を超えた職員の相互派遣対応を構築し、コロナウイルス陽性の職員が発生した施設へ応援職員を派遣した施設の運営法人へ区が派遣協力金(300,000円)を交付する事業を実施した。

(2) 対象施設

ア 特別養護老人ホーム

イ 介護老人保健施設

ウ 障害者入所支援施設

※令和3年度は実施施設なし

3 新型コロナウイルス感染症感染防止対策物品の配布（障害者施策推進課 管理係／

介護保険課 管理係／保育課 管理係）

(1) 事業内容

国から順次配布される衛生用品（マスク、使い捨て手袋等）を障害・介護事業所、保育施設へ配布した。

4 介護サービス事業所等に対するPCR検査事業

（障害者施策推進課 管理係／介護保険課 事業者指定係）

(1) 事業内容

無症状、無自覚の利用者等の感染を迅速に発見し、感染拡大を防止するとともに、利用者が安心して施設を利用できる環境を整備するため、定期的にPCR検査を実施した。

(2) 対象施設および対象者

東京都や公益財団法人日本財団が対象としないつぎの介護サービス事業所の利用者ならびに障害福祉サービス事業所の従事者および利用者

ア 介護サービス事業所

認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、ショートステイ（単独型）、デイサービス、通所リハビリテーション

イ 障害福祉サービス事業所

日中活動系事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助等）、児童発達支援・放課後等デイサービス、訪問系事業所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援等）、相談支援事業所

※ 訪問系事業所および相談支援事業所は従事者のみ。

(3) 対象期間

令和3年5月17日から令和4年3月31日まで

※ 本事業は令和4年度も延長して実施。

(4) 事業実績

ア 介護サービス事業者	16,482件
イ 障害福祉サービス事業所	81,873件

5 介護者不在時の要介護者一時宿泊事業（高齢者支援課 管理係）

(1) 事業内容

高齢者を自宅で介護している家族が新型コロナウイルスに感染し、入院等により家族介護者が不在となった後、在宅生活が困難な要介護者を施設において支援するため、区内特別養護老人ホームのベッド1床を確保した。

なお、障害者については、区立しらゆり荘の短期入所で実施した。

(2) 利用者負担

無料

(3) 対象期間

令和3年6月1日から令和4年3月31日まで

(4) 事業実績

利用件数	1件
------	----

6 介護事業所等ヘルパー派遣費用補助金

(障害者サービス調整担当課 障害者給付係／高齢者支援課 管理係)

(1) 事業内容

区内に在住する高齢者や障害者の家族介護者が、新型コロナウイルス感染症により入院等した際、自宅に残された高齢者や障害者に対して、事業者が家族介護者に代わるヘルパーを派遣した費用を事業者に補助する事業を実施した。

(2) 対象事業者

訪問介護等（介護保険法および障害者総合支援法による給付の対象外で行うものに限る。）の提供を行った事業者

(3) 対象期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(4) 補助金額

補助区分	補助基準額
基本額	基本額 3,600 円×サービス提供時間
加算日額	加算日額 日額 6,000 円×従事したヘルパーの実人数

(5) 事業実績

支給件数	1 件
支給額	20,400 円

7 介護サービス事業所等に対する抗原検査キット購入費補助事業

(障害者施策推進課 管理係／介護保険課 事業者指定係)

(1) 事業内容

施設内で、発熱や倦怠感等の症状が出た者に対し、迅速に検査が出来るよう、抗原検査キットを購入した事業所に対し、購入費を補助する事業を実施した。

(2) 対象施設および対象者

4 「介護サービス事業所等に対するPCR検査事業」と同じ。

(3) 対象期間

令和3年11月1日から令和4年3月31日まで

※ 本事業は令和4年度も延長して実施。

(4) 補助金額

1 施設当たりの上限金額 25,000 円と購入金額の低い方の金額

(5) 事業実績

ア 介護サービス事業者

支給件数	12 件
支給額	260,160 円

イ 障害福祉サービス事業所

支給件数	18 件
支給額	426,750 円

8 生活困窮者自立支援金(生活福祉課 特別支援金担当係長)

(1) 事業内容

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中で、総合支援資金の特例貸付などを活用してもなお生活困窮が続いている世帯に対し、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合は生活保護の受給へ円滑に移行するため、令和3年7月から自立支援金の支給を開始した。

(2) 支給対象者

ア 初回支給

総合支援資金特例貸付の初回貸付が終了した世帯、再貸付について不承認とされた世帯で収入や資産等の要件を満たす世帯(生活保護世帯は除く。)

イ 再支給

自立支援金の支給期間(3か月)中に求職活動等を誠実に行ったにもかかわらず、なお自立への移行が困難であった世帯で、収入や資産等の要件を満たす世帯(生活保護世帯は除く。)

(3) 支給金額

世帯人数に応じた月額を申請月から3か月(再支給を含め最長6か月)支給する。

- ア 単身世帯 月額6万円
- イ 2人世帯 月額8万円
- ウ 3人以上世帯 月額10万円

(4) 事業実績

支給決定件数 2,110 件

9 練馬区就職支援給付金（生活福祉課 保護調整係）

(1) 事業内容

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中で、継続して仕事に就くことを支援し、経済的自立を促進するため、住居確保給付金または生活困窮者自立支援金の支給決定を受け、令和3年10月以降に就職した者に対し、区独自の給付金支給事業を実施した。

給付額は、32,000円（対象者1人につき1回限り）とし、令和3年度に限り支給した。

(2) 事業実績（令和3年度）

受給者数 423人

10 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（管理課 臨時特別給付金担当係長）

(1) 事業内容

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）により、生活・暮らしへの支援として、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円を給付する臨時特別給付金事業を実施した。

(2) 対象者

ア 基準日（令和3年12月10日）において、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯

イ アのほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）

(3) 受付期間

令和4年1月21日から令和4年9月30日

(4) 申請方法

ア 支給要件確認書（以下「確認書」とする。）の返送による申請（区より令和4年1月27日に確認書を対象世帯に発送。返信用封筒による確認書の提出。）

イ 申請書による郵送申請（区ホームページより申請書をダウンロードまたは窓口にて配布される申請書に必要事項を記入し提出。）

ウ 窓口申請（添付書類を含んだ申請書一式を窓口にて提出）

(5) 事業実績

支給額	住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円
支給件数	66,534件
支給済額	6,653,400,000円

11 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（子育て支援課 児童手当係）

(1) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給

ア 事業内容

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、厚生労働省が実施した事業に基づき支給する。

イ 対象者

- ① 令和3年4月分の児童扶養手当受給者
- ② 公的年金等を受けているため児童扶養手当を受給していない者、資格はあるが停止となっている者、資格を持っていない者
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、収入が児童扶養手当の対象水準に下がった者

ウ 給付額

児童1人につき 50,000 円

エ 支給方法

対象者①は令和3年4月分の児童扶養手当受給者の振込口座に支給

対象者②および③は要申請

オ 事業実績

支出金額 273,750,000 円

(2) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）の支給

ア 事業内容

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、厚生労働省が実施した事業に基づき支給する。

イ 対象者

- ① 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当受給者で、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者
- ② ①以外の者のうち、対象児童を養育する者で、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、収入が令和3年度分の住民税均等割が非課税の対象水準に下がった者

ウ 給付額

児童1人につき 50,000 円

エ 支給方法

対象者①は令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当受給者の振込口座に支給

対象者②および③は要申請

オ 事業実績

支出金額 313,350,000 円

12 子育て世帯への臨時特別給付金(子育て支援課 児童手当係)

(1) 子育て世帯への臨時特別給付金(先行給付金)の支給

ア 事業内容

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、内閣府が実施した事業に基づき支給する。

イ 対象者

- ① 令和3年9月分の児童手当受給者
- ② 新生児の父母等で、所得が児童手当の所得制限限度額未満の者
- ③ 平成15年4月2日から平成18年4月1日の間に生まれた高校生等を養育している者で、所得が児童手当の所得制限限度額未満の者

ウ 給付額

児童1人につき50,000円

エ 支給方法

対象者①は令和3年9月分の児童手当受給者の振込口座に支給

対象者②および③は原則要申請

オ 事業実績

支出金額 4,074,900,000円

(2) 子育て世帯への臨時特別給付金(追加給付金)の支給

ア 事業内容

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、内閣府が実施した事業に基づき支給する。

イ 対象者

- ① 令和3年9月分の児童手当受給者
- ② 新生児の父母等で、所得が児童手当の所得制限限度額未満の者
- ③ 平成15年4月2日から平成18年4月1日の間に生まれた高校生等を養育している者で、所得が児童手当の所得制限限度額未満の者

ウ 給付額

児童1人につき50,000円

エ 支給方法

対象者①は令和3年9月分の児童手当受給者の振込口座に支給

対象者②および③は原則要申請

オ 事業実績

支出金額 4,073,900,000円

(3) 子育て世帯への臨時特別給付金（支援給付金）の支給

ア 事業内容

離婚等により現に児童を養育しているにもかかわらず子育て世帯への臨時特別給付金を受け取れない者に対しても支給を実施するため、内閣府が見直しを行った事業に基づき支給する。

イ 対象者

- ① 令和3年9月分の児童手当の受給者ではなかったが、令和4年3月分の児童手当受給者（令和4年2月28日までに申請があった場合は、令和3年9月1日から申請時までの間に児童手当の受給者変更手続を完了し、申請時点において児童手当の受給者である者）になった者
- ② 令和3年9月30日時点で高校生等を養育していなかったが、令和4年2月28日時点（令和4年2月28日までに申請があった場合は申請時）において高校生等を養育している者

ウ 給付額

児童1人につき100,000円限度

※ 先行給付金および追加給付金の受給者から当該給付に相当する額の金銭等を受け取っていた場合および対象児童のために当該受給者が当該給付に相当する額の金銭等を費消していた場合においては、その額を控除する。

エ 支給方法

要申請

オ 事業実績

支出金額 23,700,000円

IV 事業概要

第1章 保健福祉総務

1 高齢者の生活ガイド(高齢社会対策課 計画係)

(1) 事業内容

区が実施している高齢者向けの保健・福祉サービスの概要をまとめたもので、区立施設等において無償配布している。

(2) 発行冊数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
発行冊数	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000

2 障害者福祉のしおり(障害者施策推進課 管理係)

(1) 事業内容

障害者に関するさまざまな福祉施策・サービスを中心に概要をまとめたもので、区立施設等において無償配布している。

(2) 発行冊数(隔年発行)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
墨字版	—	15,000	—	15,000	—
テープ版	—	—	—	—	—
点字版	—	100	—	100	—
デイジー版	—	900	—	150	—

3 生活困窮者自立支援事業(生活福祉課 自立促進支援係)

生活困窮者自立支援法に基づく以下の事業を実施する。

(1) 自立相談支援事業

ア 事業内容

生活困窮者からの相談に応じ、相談者が必要とする情報の提供や関係機関の紹介、支援プランの作成等により、相談者が抱える課題の解決に向けた支援を、相談窓口である「生活サポートセンター(練馬区社会福祉協議会に委託)」で実施する。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、相談人数・件数がともに激増した。

令和3年1月からは、生活保護に至る前の支援を強化するため、就労サポーターを配置した。

イ 事業実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
新規相談者数	630人	812人	948人	3,779人	2,230人
過年度継続相談者数	93人	118人	169人	106人	454人
延べ相談件数	8,716件	10,182件	11,032件	17,460件	26,143件

(2) 住居確保給付金の支給

ア 事業内容

離職等により経済的に困窮し、住居を失ったまたはそのおそれがあり、かつ収入・資産が一定基準以下等の方に対し、原則3か月間(最長9か月間)家賃相当額を支給するとともに就労支援を行う。

令和2年4月1日の要件緩和で65歳未満の制限が撤廃された。

また、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、令和2年4月20日から、「個人の責めに帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少」がある方も対象として拡大することとなった。

(ア) 支給額

毎月の賃貸住宅の賃料相当分(共益費・管理費・駐車場代等は除く)

▽上限額(月額)

①単身世帯	53,700円
②2人の世帯	64,000円
③3人～5人の世帯	69,800円
④6人の世帯	75,000円
⑤7人以上の世帯	83,800円

(イ) 支給期間

原則として3か月間。引き続き住居確保給付金の支給が就職の促進に必要であると認められる場合や収入の増加がみられない場合は、3か月間を限度に支給期間を2回まで延長および再延長することができる。

支給が終了した方に対して、令和4年8月31日までの間、特例による再支給申請が可能となった。ただし、特例による再支給は3か月間(1度限り)となる。

(ウ) 相談支援体制

生活困窮者自立支援法の自立相談支援機関である生活サポートセンターに相談員を配置し、住居確保給付金の支給に関する相談、申請書の受付、受給期間中の就労支援を行う。

イ 事業実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受給者数	21人	30人	51人	2,294人	2,194人

(3) 就労準備支援事業

ア 事業内容

ハローワークの雇用支援施策だけでは直ちに就職が困難な方に対し、一般就労に向けた生活習慣の形成やビジネスマナーの習得等の社会訓練からの準備支援を、生活保護受給者および生活困窮者を対象に実施する就労サポート事業と一体的に業務委託により実施する。

イ 事業実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者数	9人	3人	3人	7人	25人

(4) 一時生活支援事業

ア 事業内容

一定の住居を持たない収入・資産が一定基準以下等の方に対し、最長6か月間、自立支援センターにおいて衣食住の提供と就労支援を行う。

この事業は、平成26年度までは、都区共同で路上生活者対策事業として実施してきたが、平成27年度以降は、生活困窮者自立支援法の事業として、引き続き都区共同事業として実施している。さらに、令和元年度からは、路上生活が長期化・高齢化した者に対し、支援付住宅への入居・生活指導・生活相談および専門相談等による地域生活移行支援を行う、支援付地域生活移行事業を追加で実施している。

また、東京都が実施する住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業（TOKYO チャレンジネット）において提供される一時的な住まい（借上型住宅）を利用した一時生活支援も実施する。

なお、利用の受付等は各総合福祉事務所の相談係で実施している。

イ 事業実績（自立支援センターおよび支援付住宅の利用者数）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者数	17人	23人	25人	25人	22人

(5) 家計改善支援事業

ア 事業内容

家計のやりくりで課題を抱える生活に困窮している方からの相談に応じ、『家計表』を活用して家計状況を「見える化」し、家計再生に向けた計画を立てること等により、相談者自らが家計管理できるよう、家計再建に向けた支援を自立相談支援事業の窓口である「生活サポートセンター」で実施する。

イ 事業実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者数	32人	45人	44人	9人	15人

(6) 子どもの学習・生活支援事業

ア 事業内容

福祉部では、生活保護世帯等で、家庭環境や学習面等での課題がある小・中・高校生、高校年代の子どもを対象に個別訪問等支援、居場所支援、学習支援を実施している。居場所支援、学習支援の実施場所として、平成26年度に大泉地域に支援拠点「アンサンブル」を設置した。これに加えて、令和2年度からは新たに光が丘地域に支援拠点1か所を開設した。

なお、生活保護世帯の全ての中学3年生を対象に実施してきた学習支援（中3勉強会）は、平成27年度で終了し、教育委員会に引き継いでいる。

教育委員会では、平成27年度に就学援助の準要保護世帯の中学3年生を対象に学習支援（「中3勉強会」）を開始。平成28年度からは、教育委員会が主体となり、生活保護世帯および就学援助の準要保護世帯の中学3年生を対象に、福祉部と連携し、「中3勉強会」を実施している。

イ 事業実績 [福祉部事業分] ※重複利用あり

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者数	134 人	129 人	119 人	119 人	126 人
うち支援拠点実施事業					
・居場所支援（義務教育年代）	18 人	17 人	21 人	40 人	40 人
・居場所支援（高校年代）	37 人	37 人	31 人	37 人	43 人
・学習支援（中学生）	11 人	11 人	11 人	16 人	9 人
・学習支援（高校年代）	28 人	25 人	20 人	27 人	29 人

4 包括的支援連携推進事業（練馬総合福祉事務所 連携推進担当係）

(1) 事業内容

子ども・子育て、高齢者介護、生活困窮、障害等の複合的な課題を抱える世帯に対して、関係部署、関係機関が連携し、本人・家族に寄り添いながら、継続的に支援する。

課題解決に向けて、福祉・保健窓口を調整するコーディネーターを配置し、要支援世帯における生活課題の把握、調整困難ケース検討会議の開催、支援関係部署間の連携調整を行う。

(2) 事業実績

	令和2年度	令和3年度
総相談件数	83 件	55 件
相談実件数（要支援世帯数）	40 件	31 件
調整困難ケース検討会議	3 回	4 回

5 受験生チャレンジ支援貸付事業（生活福祉課 管理係）

(1) 事業内容

一定の所得以下の世帯を対象に、学習塾等の費用や高校・大学等の受験費用を無利子で貸し付ける制度である。貸付対象となる学校への入学など所定の要件が満たされ、免除申請の手続きを行うことにより、償還が免除される。

区では、総合福祉事務所（相談係）で相談を受け付け、その後の貸付手続きについては練馬区社会福祉協議会を通じて、資金の融資元である東京都社会福祉協議会への取次ぎを行っている。

なお、この制度は、東京都が平成 20 年度から 22 年度までの時限措置で実施していた、「生活安定化総合対策事業」の一部を継続して実施しているものである。

※ 令和 4 年度から貸付対象となる世帯の収入基準額が緩和され、対象者が拡大された。

【貸付資金の内容】

区 分	対 象	貸付限度額
学習塾等受講料貸付金	中学 3 年生・高校 3 年生	200,000 円
受験料貸付金（高校受験料）	中学 3 年生	27,400 円
受験料貸付金（大学受験料）	高校 3 年生	80,000 円

(2) 事業実績

(単位：件)

	相談件数	受験生チャレンジ支援貸付事業		
		学習塾等 受講料貸付	受験料貸付	合計
平成 29 年度	2,569	171	168	339
平成 30 年度	2,519	169	173	342
令和元年度	1,751	143	141	284
令和 2 年度	1,536	159	164	323
令和 3 年度	1,899	145	146	291

6 社会福祉法人の認可および社会福祉連携推進法人の認定・福祉サービス指導検査

(1) 社会福祉法人の認可および社会福祉連携推進法人の認定・指導監査

(指導検査担当課 社会福祉法人係)

ア 事業内容

社会福祉法等に基づき、練馬区長が所轄庁となる社会福祉法人の設立認可や設立後に必要となる定款変更等の認可、届出受理、証明発行等の事務を行う。また、練馬区長が認定所轄庁となる社会福祉連携推進法人の認定や認定後に必要となる定款変更等の認可、社会福祉連携推進方針の変更認定等の事務を行う。

適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るため、指導監査を行う。なお、指導監査には、原則 3 年に 1 回行う一般監査と法人運営等に重大な問題等があった場合に行う特別監査がある。また、所轄法人を対象に、法人経営の留意事項や関係法令の改正内容等について説明会を開催している。

イ 所轄法人数

26 法人（令和 4 年 4 月 1 日現在）

ウ 事業実績

(ア) 認可等の件数

	可 法 人 設 立 認	転 寄 完 附 了 財 産 移 告	可 定 款 変 更 認	定 款 変 更 届	処 分 承 認	基 本 財 産	保 提 供 承 認	基 本 財 産 担	可 法 人 合 併 認	可 法 人 解 散 認	明 税 額 控 除 証	実 計 画 承 認	社 会 福 祉 充	実 計 画 変 更	社 会 福 祉 充
平成 29 年度	0 件	1 件	6 件	2 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	5 件	0 件		
平成 30 年度	1 件	1 件	10 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	3 件	1 件		
令和元年度	0 件	0 件	7 件	1 件	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	7 件	0 件		
令和 2 年度	0 件	0 件	5 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件	4 件	0 件		
令和 3 年度	0 件	1 件	3 件	1 件	0 件	1 件	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件	0 件		

(イ) 指導監査の件数

	説明会(旧集団指導)	一般監査	特別監査
平成 29 年度	1 回	9 件	0 件
平成 30 年度	1 回	10 件	0 件
令和元年度	2 回	9 件	0 件

	説明会(旧集団指導)	一般監査	特別監査
令和2年度	1回※1	8件	0件
令和3年度	26法人※2	8件	1件

※1 令和2年度の説明会は、新型コロナウイルス感染症の影響により、DVD 動画を作成、配付。

※2 令和3年度の説明会は、新型コロナウイルス感染症の影響により、YouTube で動画配信。

件数は、視聴後にアンケートを提出した法人数。

(2) 障害福祉サービス事業者指導検査(指導検査担当課 障害福祉サービス検査係)

ア 事業内容

障害福祉サービス事業者等のサービス内容の質の確保および自立支援給付に係る費用等の支給の適正化を図るため、指導検査を行う。なお、指導検査には、指導の対象となる障害福祉サービス事業者等を一定の場所に集めて講習等の方式により行う集団指導、事業所または施設において行う実地指導および著しい不当を疑うに足りる理由がある場合等に行う監査がある。

イ 検査対象事業所数

423 事業所 (令和4年4月1日現在)

ウ 事業実績 (平成29年度までは障害者サービス調整担当課で実施)

	集団指導	実地指導	監査
平成29年度	3回	10 サービス	0 サービス
平成30年度	2回	59 サービス	0 サービス
令和元年度	1回 ※1	79 サービス	0 サービス
令和2年度	2回 ※2	34 サービス ※3	0 サービス
令和3年度	622 サービス ※4	60 サービス ※5	0 サービス

※1 令和元年度の集団指導は、新型コロナウイルス感染症の影響により、1回中止。

※2 令和2年度の集団指導は、新型コロナウイルス感染症の影響により、DVD 動画を作成、配付。

※3 令和2年度の実地指導は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度に一部延期。

※4 令和3年度の集団指導は、新型コロナウイルス感染症の影響により、YouTube で動画配信。

件数は、視聴後に受講確認書を提出したサービス数。(令和4年5月23日現在)

※5 令和3年度の実地指導は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年度に一部延期。

(3) 保育サービス事業者指導検査(指導検査担当課 保育サービス検査係)

ア 事業内容

保育サービス事業者の適正かつ円滑な運営および保育サービスの質の確保ならびに施設型給付費(委託費)、地域型保育給付費等の適正化を図るため、指導検査を行う。なお、指導検査には、指導の対象となる保育サービス事業者に対して、講習、動画配信等の方式により行う集団指導、施設において実地指導を行う一般指導検査および著しく適正を欠く運営が疑われる場合等に行う特別指導検査がある。

イ 検査対象施設数

319 施設 (令和4年4月1日現在)

ウ 事業実績（平成 30 年度までは保育課で実施）

	集団指導	一般指導検査	特別指導検査
平成 29 年度	2 回	61 施設	0 施設
平成 30 年度	2 回	79 施設	0 施設
令和元年度	1 回※1	98 施設	0 施設
令和 2 年度	2 回※2	58 施設※3	1 施設
令和 3 年度	51 施設※4	142 施設※5	0 施設

※1 令和元年度の集団指導は、新型コロナウイルス感染症の影響により、2 回中止。

※2 令和 2 年度の集団指導は、新型コロナウイルス感染症の影響により、1 回中止。実施回は、Web 会議システムを併用。

※3 令和 2 年度の一般指導検査は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部中止。

※4 令和 3 年度の集団指導は、新型コロナウイルス感染症の影響により、YouTube で動画配信。件数は、視聴後に受講確認書を提出した施設数。（令和 4 年 5 月 23 日現在）

※5 令和 3 年度の一般指導検査は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 4 年度に一部延期。

(4) 介護サービス事業者指導検査(指導検査担当課 介護サービス検査係)

ア 事業内容

介護給付費等対象サービスの質の確保と利用者保護、介護給付費等の適正化を図るため、介護サービス事業者等に対して指導監督を行う。なお、指導には、指導内容に応じた事業者等を集めて講習等の方式で行う集団指導、事業所等において行う実地指導※および著しい運営基準違反が確認された場合等に行う監査がある。（※令和 4 年 4 月 1 日から実地指導は運営指導に名称変更）

イ 検査対象事業所数

757 事業所（令和 4 年 4 月 1 日現在）

ウ 事業実績（令和元年度までは介護保険課で実施）

	集団指導	実地指導	監査
平成 29 年度	4 回	176 事業所	0 事業所
平成 30 年度	4 回	117 事業所	0 事業所
令和元年度	0 回 ※1	170 事業所	0 事業所
令和 2 年度	0 回 ※2	76 事業所※3	0 事業所
令和 3 年度	522 事業所※4	111 事業所※5	0 事業所

※1 令和元年度の集団指導は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止。

※2 令和 2 年度の集団指導は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止。代替として、「練馬区ケア倶楽部」に資料を掲載。

※3 令和 2 年度の実地指導は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 3 年度に一部延期。

※4 令和 3 年度の集団指導は、新型コロナウイルス感染症の影響により、YouTube で動画配信。

件数は、視聴後に受講確認書を提出した事業所数。（令和 4 年 5 月 23 日現在）

※5 令和 3 年度の実地指導は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 4 年度に一部延期。

7 民生委員・児童委員(管理課 地域福祉係／総合福祉事務所 管理係)

(1) 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づいて、厚生労働大臣が委嘱している。生活に困っている方や高齢の方などの相談に応じている。任期は3年で児童委員を兼ね、児童福祉の向上にも努めている。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

練馬区の民生・児童委員の身分は、東京都の特別職の地方公務員(非常勤)である。

民生・児童委員は区内20地区の民生児童委員協議会に分かれ、毎月(1月および8月を除く。)会合を開いて職務に関する連絡や各民生・児童委員に共通する問題に関して研究・討議を行っているほか、各種会合・研修を行っている。

民生・児童委員の主な職務は、担当区域内において、①生活保護②児童福祉③高齢者福祉④障害者福祉⑤ひとり親家庭の福祉等に関する調査、相談、支援を行うことである。

(2) 定数および委嘱の仕組み

ア 定数(民生委員法第4条)

定数は、厚生労働大臣の定める基準に従って、都道府県知事が区市町村長の意見を聴いて、都道府県の条例で定める。(東京都民生委員定数条例)

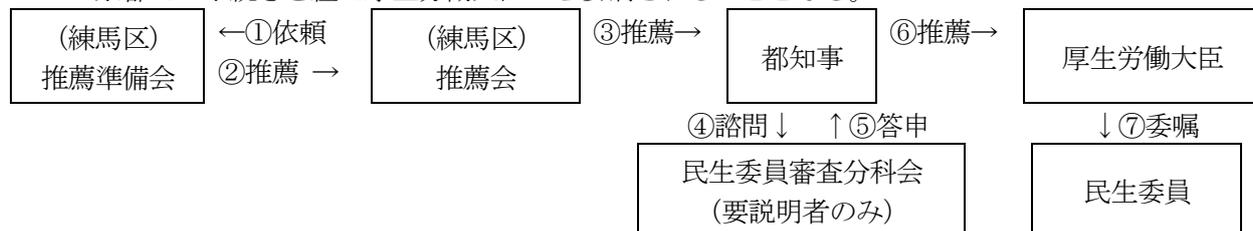
練馬区の民生・児童委員の定数(令和4年4月1日現在)は577名であり、そのうち40名は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」である。

イ 委嘱の仕組み(民生委員法第5条)

都道府県知事は、区市町村の民生委員推薦会から、社会福祉に対する理解と熱意があり、地域の実情に精通した者として推薦された者について、地方社会福祉審議会の意見を聴いて厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。

ウ 練馬区での推薦・委嘱手続きの流れ

推薦準備会・推薦会での推薦手続きを経て練馬区長が東京都知事に候補者の推薦を行い、更に東京都での手続きを経て厚生労働大臣から委嘱されることとなる。



(3) 練馬区民生児童委員協議会の地区および定数(令和4年4月1日現在)

地区名	定数	区 域
豊玉	40名(2)	豊玉上・豊玉中・豊玉北・豊玉南
練馬・中村	32名(2)	練馬・中村・中村北・中村南
栄町・桜台	26名(2)	栄町・桜台
旭丘・小竹・羽沢	23名(2)	旭丘・小竹町・羽沢

地区名	定数	区 域
向山・貫井	29名(2)	向山・貫井
錦・北町	27名(2)	錦・北町
氷川台・平和台・早宮	29名(2)	氷川台・平和台・早宮
春日町・田柄	33名(2)	春日町・田柄
光が丘	28名(2)	光が丘
高松・旭町・土支田	34名(2)	高松・旭町・土支田
富士見台・南田中	23名(2)	富士見台・南田中
高野台・谷原・三原台	23名(2)	高野台・谷原・三原台
石神井台	26名(2)	石神井台
石神井町・下石神井	37名(2)	石神井町・下石神井
上石神井	22名(2)	上石神井・上石神井南町
関・立野	34名(2)	関町北・関町南・関町東・立野町
東大泉	31名(2)	東大泉
大泉町	24名(2)	大泉町
西大泉・南大泉	34名(2)	西大泉町・西大泉・南大泉
大泉学園	22名(2)	大泉学園町
合 計	577名(40)	

※ 定数には（ ）の主任児童委員を含む。

(4) 民生・児童委員の会合・研修

会合・研修名	内 容
正副会長協議会	各地区から選出されている正副会長(60名)が各地区協議会に先立ち共通の重要課題についての討議を行うとともに、各地区の連絡調整および資料・情報の収集を行う。
地区協議会	活動上必要な連絡調整・協議を行うために開催する。区からの連絡事項も併せて周知する。
部会別自主研修会	子育て支援・児童福祉・障がい福祉・生活福祉・高齢福祉の5部会に分かれ、それぞれテーマを定めて討議・見学等の研修を2年間にわたって行い、その成果を発表する。
職務研修会	活動に必要な理論・技術習得のため、都等の外部研修に参加する。

(5) 民生・児童委員協力員

民生・児童委員業務の増加・複雑化している現状にかんがみ、民生・児童委員の地域における活動に協力する人材を確保し、その活動を支援することにより、地域福祉の向上を図ることを目的とし、東京都が実施する。任期は1年。(事業開始は、平成19年度)

協力員は東京都民生・児童委員協力員事業実施要綱に基づき各協議会の推薦を受け区市町村長が東京都へ推薦し都知事が委嘱をする。練馬区民生・児童委員協力員の定数は60名。

8 社会福祉団体等の援護

(1) 練馬区社会福祉協議会(管理課 地域福祉係)

ア 内容

社会福祉協議会は、地域の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織である。全国の自治体に設置されており、社会福祉法において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められている。

公共性の高い組織として、ボランティア活動の推進や権利擁護センターの運営、共同募金への協力、区の福祉事業の受託等の活動をしている。

理念は、「ひとりの不幸も見逃さない～つながりのある地域をつくる～」を掲げている。

平成30年度から、練馬区障害者就労促進協会と統合し、生活支援と就労支援の両面から障害者福祉の充実に取り組んでいる。

令和元年度に策定した「第5次地域福祉活動計画」は、「練馬区地域福祉計画」と両輪をなす計画であり、区と社会福祉協議会は協働して地域福祉の向上に取り組んでいる。

イ 組織

(ア) 会員(各年度末現在)

区 分	対 象	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
正会員(人)	個人：年会費500円以上	2,303	2,283	2,201	1,963	1,910
特別会員(人)	個人：年会費3,000円以上	671	673	654	638	588
団体会員(団体)	町会自治会、施設団体等 (年会費5,000円以上)	291	268	260	240	259
計		3,265	3,224	3,115	2,841	2,757

(イ) 役員等(令和4年4月1日現在)

区分	人数	備 考
理事(執行機関)	17人	会長1人、副会長3人、常務理事1人
監事(監査機関)	2人	
評議員(議決機関)	21人	

(ウ) 職員(令和4年4月1日現在)

	常勤職員	非常勤職員	臨時職員	計
	事務局長 1			1人
経営管理課	課長 1			1人
総務係	係長(再雇用) 1 事務 6	事務 1	事務 4	12人
生活福祉係	係長 1 事務 5	事務 4		10人
白百合福祉作業所	所長 1 (サービス管理 責任者兼務) 事務 1 支援員 6	支援員 4 看護師 1 嘱託医 1	作業員 1	15人
かたくり福祉作業所	所長 1 (管理者兼務) サービス管理 責任者 1 事務 1 契約職員 1 支援員 11	支援員 6 看護師 1 栄養士 1 嘱託医 1	作業員 1	25人
地域福祉課	課長 1			1人
練馬ボランティア・ 地域福祉推進センター	所長 1 事務 10	事務 8	事務 3	22人
権利擁護センター ほっとサポートねりま	所長 1 事務 7	事務 2	事務 1 生活支援員 46	57人
生活サポートセンター	所長 1 事務 11	事務 1	事務 1	14人
障害者生活就労支援課	課長(再雇用) 1			1人
豊玉障害者地域生活 支援センターきらら	所長 1 支援員 5	支援員 1	支援員 3	10人
石神井障害者地域生活 支援センターういんぐ	所長 1 支援員 4	支援員 2	支援員 1	8人
練馬区障害者就労支援 センター レインボーワーク	所長 1 支援員 9	支援員 9	事務 1	20人
合 計	92人	43人	62人	197人

ウ 事業の内容

(ア) 広報啓発事業

広報紙、ホームページ等を利用して社会福祉協議会の紹介、実施事業等の情報を広く住民に提供するとともに、地域福祉活動に対する理解と参加を得られるよう情報提供を行う。

(イ) 各種資金の貸付

- ・生活福祉資金、総合支援資金、臨時特例つなぎ資金、不動産担保型生活支援資金、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金等の貸付事業を行っている。(東京都社会福祉協議会の委託事業)
- ・受験生チャレンジ支援貸付事業(区委託事業)を行っている。
- ・私立高等学校等入学資金貸付事業の償還事務を行っている。(区補助事業)
- ・法外援護緊急たすけあい事業、社会復帰支援資金の貸付事業を行っている。

(ロ) 助成事業

地域の民間福祉施設・団体が行う様々な活動を積極的に支援するため、助成や他団体助成の推薦などを行う。

(エ) 赤い羽根共同募金

東京都共同募金会の協力組織として民生児童委員協議会、町会連合会、社会福祉協議会の3者が練馬地区協力会を構成し赤い羽根共同募金運動への協力を行っている。

(オ) 歳末たすけあい運動募金

民生児童委員協議会、町会連合会、社会福祉協議会の3者が共催し、区内各種団体及び住民の協力と理解のもと共同募金の一環として実施している。福祉ニーズを持つ世帯の児童に小学校入学児童へのランドセル配付、区内施設団体等に地域福祉を展開するための活動費や、地域福祉推進事業費として配分する。

(カ) 練馬ボランティア・地域福祉推進センター

練馬ボランティア・地域福祉推進センター及び各コーナー(光が丘・大泉・関町)を設置し、ボランティアや地域福祉活動の推進を行っている。

地域福祉コーディネーターとして地域に出向き、住民や団体と顔の見える関係を築きながら住民が主体的に地域課題を発見・共有・解決できるよう支援している。(区補助事業)

(キ) 白百合福祉作業所(就労継続支援B型事業)

主に知的障害があるため一般の職場に就職が困難な方々に、作業設備と仕事を提供し、作業支援と生活支援を通して自立支援を行っている。(指定管理者)

(ク) かたくり福祉作業所(就労移行支援事業・就労継続支援B型事業・就労定着支援事業)

就労移行支援事業は、企業で働くことを希望する障害者に対し、活動の機会や作業の提供等、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な支援を行っている。就労継続支援B型事業は、主に知的障害がある人を対象に、働く場を提供するとともに活動の機会の提供や生活及び作業支援を行い、自立を図るための支援を行っている。就労定着支援事業は雇用された企業などで就労の継続を図るため、日常生活または社会生活上の相談に応じ、企業・事業所や関係機関との連絡調整を行うなど一定期間支援を行っている。(指定管理者)

(ケ) 豊玉障害者地域生活支援センターきらら

障害のある人たちが地域で孤立せず、安心して自分らしく生き生きとした生活を送れるように一緒に考え支援するために、基幹相談支援センター事業、相談支援事業、地域活動支援センター

事業、計画相談支援事業（指定特定、指定一般）を行っている。（指定管理者）

(ロ) 石神井障害者地域生活支援センターういんぐ

障害のある人たちが地域で孤立せず、安心して自分らしく生き生きとした生活を送れるように一緒に考え支援するために、基幹相談支援センター事業、相談支援事業、地域活動支援センター事業、計画相談支援事業（指定特定、指定一般）を行っている。（指定管理者）

(ハ) 権利擁護センター「ほっとサポートねりま」

高齢や障害等のために支援を必要とする人が、適切な福祉サービスを選択し、自分の意思や希望を叶えながら、地域で安心して生活を送ることを目的に、福祉サービスや制度の情報提供を行い、福祉サービスの利用援助、成年後見制度の利用相談や支援事業を行っている。

令和2年4月から成年後見制度利用促進に係る中核機関として、成年後見制度の周知・啓発、地域連携ネットワークの構築なども行っている。（区委託事業）

適切な福祉サービスを選択し利用するための手続きや支払い、日常の金銭管理などをサポートする「地域福祉権利擁護事業」や「財産保全・手続き代行サービス」を実施している。また、令和2年4月から練馬区社会福祉協議会による法人後見事業を開始した。（区補助事業）

(ニ) 生活サポートセンター

経済的な困りごとや社会的孤立など、生活をしていく上での様々な課題を相談者と一緒に整理し解決するための相談支援を行っている。（「生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業および家計改善支援事業」区委託事業）

(ホ) 障害者就労支援センター「レインボーワーク」

練馬区在住の障害のある人を対象に、就労やそれに伴う生活に関する相談、助言、情報提供等を行い、安心して働き続けられるよう支援するとともに、障害のある人の雇用を検討している企業などに対し、相談や情報提供等を通して障害者雇用の普及啓発を図る。また、区内障害者支援施設が受注作業等を安定して取り組めるよう、共同受注窓口業務を実施する。（区補助事業）

(2) 社会福祉団体（管理課 地域福祉係／障害者施策推進課 管理係
／生活福祉課 ひとり親家庭支援係）

ア 事業概要

福祉の向上を目的として、区内の社会福祉団体等に対し、事業経費の一部を補助する事業を行っている。

イ 対象団体(予算書順)

団体名	代表者名	活動内容
練馬区保護司会	風祭 喜久夫	
		保護司会は、社会奉仕の精神をもって、主として非行少年や犯罪者の保護観察を担当するとともに、犯罪の予防を図るため、世論の啓発指導に努め地域環境の改善活動等地域社会の浄化を図ることを使命としている。 保護観察所長の推薦した社会的に信望のある篤志家のうちから保護司選考会の意見を聞いて、法務大臣が委嘱するもので、任期は2年。令和4年4月1日現在、区には88名(定数146名)の保護司がいる。

団体名	代表者名	活動内容
練馬区更生保護女性会	小嶋 稲子	地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした者や非行のある少年の改善更生に協力することを目的としている。
練馬区ひとり親福祉連合会	持田 貴之	ひとり親家庭等の親睦や、デイキャンプなどの体験学習、生活の向上を図るための啓発事業を行っている。
練馬手をつなぐ親の会	森山 瑞江	知的障害者(児)が、安心して地域で自立した生活を継続できるよう知的障害者(児)の権利を守り、その福祉と教育の向上を図ることを目的としている。
練馬区視覚障害者福祉協会	的野 碩郎	会員の互助、親睦および福祉の増進を図ることを目的としている。
練馬区肢体不自由児者父母の会	田中 康子	地域で障害(児)者が生活しやすい環境作りや福祉の向上を目指し、会員相互の研修を中心に親睦、相談等の活動を行っている。
練馬区難聴児者を持つ親の会	奥山 琴路	難聴児者の親が互いに協力し、難聴児者をとりまく教育ならびに、社会環境の改善を図ることを目的としている。
練馬区聴覚障害者協会	川津 亮	区内の聴覚障害者の生活の安定を確保し、教養を高め、親睦に務め、社会への完全参加の実現を目的としている。
被爆者練馬の会	綿平 敬三	被爆者が団結し協力して、医療、生活その他の諸問題解決と親睦を図ることを目的としている。
NPO 法人練馬精神保健福祉会	松澤 勝	精神障害に関する教育啓発事業を通して、一般市民の精神保健福祉における意識の向上を目指し、ノーマライゼーション等の実現を図ると共に、障害者支援事業を通して、精神障害者の福祉向上や自立支援を行い、精神障害者を持つ家族に対しては、家族支援事業として自助活動、学習支援、情報提供を行うことを目的としている。
練馬区重症心身障害児(者)を守る会	山岸 由香里	重症心身障害児(者)の父母またはそれに代わる者が協力して助け合い、重症心身障害児(者)の福祉の向上を図ることを目的としている。
練馬区障害者団体連合会	的野 碩郎	障害者団体が相互に連携し、協力しあうことにより、障害者福祉の向上を図ることを目的としている。
日本ダウン症協会東京練馬支部ちゅうりっぷの会	米村 和恵	ダウン症児・者の療育の充実、ならびに地域社会環境の充実、会員相互の親睦等を目的とし、それに必要な各種の活動を行う。

団体名	代表者名	活動内容
障害児者の放課後と余暇を豊かにする会	古泉 猛	障害のある子どもたちが、放課後や余暇に地域の中で活動することで、社会的経験や人間関係を広げていくことを主な目的としている。

9 原爆被爆者・戦争犠牲者等

(1) 原爆被爆者見舞金(障害者施策推進課 管理係)

ア 事業内容

8月1日現在、練馬区に住所を有し、原爆被爆者健康手帳を所持する方を対象に、年額12,500円を支給している。この制度は昭和52年に発足した。

イ 事業実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
支給人数(人)	326	308	284	273	259
支給金額(千円)	4,075	3,850	3,550	3,412	3,238

(2) 戦争犠牲者の援護(管理課 地域福祉係)

ア 事業概要

昭和27年に戦傷病者戦没者遺族等援護法が制定され、戦傷病者に対しては傷害年金、戦没者等の遺族には弔慰金、遺族年金、遺族給与金が支給されることになった。その後、数次にわたり改正が行われ、支給要件の緩和等の措置がとられた。

イ 事務の種類

(ア) 戦没者叙位叙勲発令者および定例未伝達者叙位叙勲決定者への伝達

太平洋戦争で戦没された軍人・軍属に対する叙位叙勲の業務は、昭和39年1月7日付で閣議決定され再開された。区では国から送付された賞賜物件等を伝達している。

(イ) 普通恩給・一時恩給・一時金・傷病賜金(時効は7年)の受付、進達事務

恩給法に基づく普通恩給・一時恩給・一時金・傷病賜金の請求用紙の交付を行い、受付・進達は退職当時の本籍が東京都の方のみ行っている。

(ロ) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金(時効は3年)の受付、進達、交付事務

障害の程度が特別項症～第5款症の戦傷病者等の妻に支給。

(エ) 戦没者の父母等に対する特別給付金(時効は3年)の受付、進達、交付事務

公務扶助料、遺族年金等を受ける権利のある戦没者の父母、祖父母で戦没者の戦没時に同じ氏を名乗る子も孫もない方で、現在も氏を同じくする自然血族の子も孫も持たなかった方に支給。

(オ) 戦没者等の妻に対する特別給付金(時効は3年)の受付、進達、交付事務

満州事変以後に戦没した方の妻で、公務扶助料、遺族年金等を受ける権利のある方に支給。

(カ) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(時効は3年)の受付、進達、交付事務

満州事変以後に戦傷死または勤務関連傷病死をされた旧軍人軍属、準軍属などの遺族で一定の要件を満たす方に支給。

(キ) 引揚者の特別交付金・引揚者給付金の受付・進達・交付事務

一定の要件を満たし引揚者として認定された方に支給。

(ク) 国債の担保貸付・買上償還にかかる証明書等の発行事務

次の法律により交付された国債を一定の条件のもとに担保貸付・買上償還にかかる証明書等の発行を行っている。

- ① 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法
- ② 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法
- ③ 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法
- ④ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法
- ⑤ 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律

(ケ) 慰霊巡拝

戦没者の遺族に対する「戦没地への墓参事業」への参加受付事務

ウ 事業実績

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
(ア) 叙位叙勲伝達	0	0	0	0	0
(イ) 恩給等	0	0	0	0	0
(ウ) 特別給付金(戦傷病者等の妻)	1	1	2	0	5
(エ) 特別給付金(戦没者の父母等)	0	0	0	0	0
(オ) 特別給付金(戦没者等の妻)	0	0	0	0	0
(カ) 特別弔慰金(戦没者等の遺族)	631	8	0	1,475	159
(キ) 特別交付金・引揚者給付金	0	0	0	0	0
(ク) 担保貸付・買上償還	1	1	0	0	2
(ケ) 慰霊巡拝	0	0	0	0	0

10 行旅死亡人等(生活福祉課 管理係)

(1) 行旅死亡人等の取扱い

ア 事業内容

引取者がなく氏名等が不詳の死亡人(行旅死亡人)もしくは氏名等は判明しているが引取者のない死亡人(墓地埋葬法第9条第1項適用の死亡人)が区内で発生した場合に、区において火葬し、遺骨および遺留金品を保管する(親族等が判明した場合には引取りを依頼する)。また、行旅死亡人の場合は、その旨を官報に公告し、合わせて公示する。

イ 事業実績

	平成 29年度	平成 30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
取扱件数(件)	27	35	23	35	52

(2) 行旅病人の取扱い

ア 事業内容

旅行中に病気等で歩行困難になり、入院治療を要する状態に陥りながら、治療の道がない短期滞在外国人および不法滞在外国人の救護を行う。ただし、居住地のある場合や就労している場合は対象外。生活保護の対象とならない行旅病人の救護として平成4年6月から再開。

イ 事業実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
取扱件数(件)	0	0	0	0	0

11 各種貸付

(1) 応急小口資金(総合福祉事務所 相談係)

ア 事業内容

災害などによる住宅・家財の被害や、病気・けがなどで資金が急に必要となり、その費用の調達が困難な方に小口資金として貸し付ける制度である。

イ 貸付内容

	貸付限度額(世帯)	償還方法
一般貸付	20万円	1か月据え置き後
特別貸付	転居 30万円	20万円までは20か月以内均等月賦償還
	災害 40万円	40万円までは40か月以内均等月賦償還
	医療 60万円	60万円までは60か月以内均等月賦償還

ウ 事業実績

応急小口資金貸付状況

	貸付件数	貸付金額	貸付限度額
平成 29 年度	139 件	18,470 千円	一般 20万円 特別 60万円
平成 30 年度	128 件	16,380 千円	
令和元年度	113 件	15,230 千円	
令和 2 年度	77 件	10,460 千円	
令和 3 年度	85 件	10,648 千円	

(2) 高等学校進学準備資金(総合福祉事務所 管理係)

ア 事業内容

生活保護法による保護を受けている世帯に高等学校進学者がいる場合、その世帯主に資金を貸し付け、その世帯の自立更生を図ることを目的としている。

貸付金は高等学校進学者1名につき7万円を限度とし、無利子で貸付の翌々月から20か月均等月賦償還である。

イ 事業実績

高等学校進学準備資金貸付状況

	貸付件数	貸付金額	償還方法
平成 29 年度	24 件	1,282 千円	償還は20か月以内の均等月賦償還とする。
平成 30 年度	10 件	621 千円	
令和元年度	11 件	501 千円	
令和 2 年度	6 件	291 千円	
令和 3 年度	10 件	485 千円	

(3) 女性福祉資金(総合福祉事務所 相談係)

ア 事業内容

配偶者のいない女性等が経済的に自立し、社会的に安定した生活をするための資金を貸し付ける。

イ 事業実績

(ア) 女性福祉資金貸付状況

貸付金額単位：千円

	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
	貸付 件数	貸付 金額								
事業開始資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修学資金	7	6,150	3	3,024	5	4,080	2	1,164	1	840
技能習得資金	2	1,212	1	816	0	0	0	0	0	0
就職支度資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活資金	2	895	0	0	0	0	0	0	0	0
住宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転宅資金	0	0	0	0	0	0	1	260	0	0
就学支度資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	11	8,257	4	3,840	5	4,080	3	1,424	1	840

(イ) 年度別女性福祉資金貸付状況

	貸付件数	貸付金額
平成 29 年度	11 件	8,257 千円
平成 30 年度	4 件	3,840 千円
令和元年度	5 件	4,080 千円
令和 2 年度	3 件	1,424 千円
令和 3 年度	1 件	840 千円

(4) 高齢者および心身障害者の入院資金(総合福祉事務所 相談係)

ア 事業内容

高齢者および心身障害者の方が、医療機関に入院し、療養に要する費用(差額ベッド、おむつ代、医療費等)の支払いが困難な場合に貸し付けを行う。貸付限度額は120万円・無利子で、退院後2か月間据え置き、3か月目から貸付額に応じた均等月賦償還となっている。

イ 事業実績

高齢者および心身障害者の入院資金貸付状況

	貸付延べ件数	貸付金額	貸付限度額 120万円
平成29年度	50件	4,740千円	
平成30年度	36件	3,950千円	
令和元年度	33件	3,960千円	
令和2年度	23件	3,370千円	
令和3年度	44件	4,990千円	

(5) 母子及び父子福祉資金(総合福祉事務所 相談係)

ア 事業内容

母子家庭の母または父子家庭の父等で、20歳未満の児童を扶養している方に対して、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、また扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的として、各種の必要資金を貸し付けている。

イ 事業実績

母子及び父子福祉資金貸付状況

貸付金額単位：千円

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	貸付件数	貸付金額	貸付件数	貸付金額	貸付件数	貸付金額	貸付件数	貸付金額	貸付件数	貸付金額
事業開始資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修学資金	431	299,716	356	260,540	256	195,737	172	129,654	98	67,613
技能習得資金	1	816	3	1,632	2	1,224	4	2,561	1	744
修業資金	5	1,950	7	3,310	5	3,300	2	1,068	0	0
就職支度資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活資金	4	1,398	1	780	1	105	1	315	0	0
住宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転宅資金	2	520	1	260	1	260	1	260	2	520
就学支度資金	61	14,544	33	7,703	20	5,443	11	3,296	12	2,843
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	504	318,944	401	274,225	285	206,069	191	137,154	113	71,720

12 練馬区社会福祉事業団(高齢社会対策課 管理係、計画係)

(1) 内容

(福)練馬区社会福祉事業団は、区立の特別養護老人ホームなどの社会福祉施設の効率的・効果的の運営を図ることを目的に、平成4年10月に区の外郭団体として設立した社会福祉法人である。

令和4年4月現在、指定管理者として、デイサービスセンター8施設、はつらつセンター3施設等を運営管理している。区の委託事業として、地域包括支援センター9施設、敬老館等を運営し、介護予防支援事業を実施するほか、練馬福祉人材育成・研修センターにおいて、介護および障害

福祉サービス従事者の人材確保・育成・定着を支援する事業を実施している。

また、平成 23 年 4 月に民営化した旧区立特別養護老人ホーム（デイサービスセンター併設）、同じく 4 月に民営化した大泉ケアハウスを運営するほか、平成 25 年 5 月に（福）練馬区社会福祉事業団が初めて建設した上石神井特別養護老人ホームを開設し、26 年 12 月には都市型軽費老人ホーム橋戸の丘を開設し運営している。

(2) 組織(令和 4 年 4 月 1 日現在)

ア 役員(理事 10 名、監事 2 名、評議員 11 名)

イ 職員 993 名(常勤職員 480 名、非常勤職員 513 名)

(3) 主な事業の内容

ア 特別養護老人ホームの運営

介護保険施設であり、要介護認定(原則要介護 3 以上)を受けた高齢者対象の入所施設を運営している。

イ デイサービスセンターの運営

介護保険施設であり、要支援・要介護認定者および総合事業対象者を対象とした通所施設を運営している。介護保険サービス以外に、練馬区からの委託による介護学べるサロンを実施している。

ウ ケアハウスの運営

老人福祉法に規定された軽費老人ホームであり、自炊ができない程度に身体能力が低下し、高齢などのため独立して生活することに不安が認められる方を対象の入居施設を運営している。

大泉ケアハウスは、特別養護老人ホームへの機能転換を見据え、現在新規募集を行っていない。

エ 地域包括支援センターの運営

高齢者福祉の総合相談、高齢者権利擁護、介護支援専門員の支援、介護予防ケアプラン・ケアマネジメントの作成、関係機関との調整等を行っている。

オ 訪問介護事業の運営

高齢者や障害者の家庭へホームヘルパーを派遣する事業等を運営している。

カ 居宅介護支援事業の運営

介護保険制度のサービスを希望される方に適切なサービスが提供できるよう、介護支援専門員がケアプランの作成や要介護認定申請の代行などを行っている。

キ はつらつセンターの運営

区内在住の 60 歳以上の高齢者を対象に、健康と教養および福祉の向上を図る事業を行っている。

ク 敬老館の運営

区内在住の 60 歳以上の高齢者を対象に、教養と娯楽の提供および健康増進に関する事業を行っている。

ケ 練馬福祉人材育成・研修センターの運営

介護サービスおよび障害福祉サービス従事者の確保、育成および職場への定着を支援し、区民に対するサービスの質の向上と安定的なサービス提供の確保を図ることを目的とし、以下の 3 事業を実施している。令和 4 年 4 月に練馬障害福祉人材育成・研修センター事業を統合した。

①人材育成事業(研修)

②人材確保事業(就職セミナー、就職相談・面接会)

③人材定着事業(メンタルヘルス等の相談窓口)

(4) 運営施設と主な事業

(令和4年4月1日現在)

施設名	併設施設	施設開設日	現在の運営形態での 運営開始日	現在の運営形態
関町特別養護老人ホーム		平成5年6月1日	平成23年4月1日	自主事業
	デイサービスセンター	平成5年6月1日	平成23年4月1日	自主事業
	居宅介護支援事業所	平成11年10月1日	平成12年4月1日	自主事業
	訪問介護支援事業所	平成9年4月1日	平成12年4月1日	自主事業
	地域包括支援センター	平成8年5月1日	平成30年4月1日	練馬区委託事業
富士見台特別養護老人ホーム		平成6年6月1日	平成23年4月1日	自主事業
	デイサービスセンター	平成6年6月1日	平成23年4月1日	自主事業
	居宅介護支援事業所	平成11年10月1日	平成12年4月1日	自主事業
	訪問介護支援事業所	平成14年12月1日	平成14年12月1日	自主事業
大泉特別養護老人ホーム		平成11年4月1日	平成23年4月1日	自主事業
	デイサービスセンター	平成11年5月1日	平成23年4月1日	自主事業
	ケアハウス	平成11年4月1日	令和3年4月1日	自主事業
	居宅介護支援事業所	平成11年11月1日	平成12年4月1日	自主事業
	訪問介護支援事業所	平成11年4月1日	平成12年4月1日	自主事業
田柄特別養護老人ホーム		平成元年4月1日	平成23年4月1日	自主事業
	デイサービスセンター	平成元年6月1日	平成23年4月1日	自主事業
	居宅介護支援事業所	平成11年10月1日	平成12年4月1日	自主事業
	訪問介護支援事業所	平成8年4月1日	平成12年4月1日	自主事業
	地域包括支援センター	平成7年5月1日	平成30年4月1日	練馬区委託事業
上石神井特別養護老人ホーム		平成25年5月1日	平成25年5月1日	自主事業
都市型軽費老人ホーム橋戸の丘		平成26年12月1日	平成26年12月1日	自主事業
土支田デイサービスセンター		平成5年6月1日	平成18年4月1日	指定管理
豊玉デイサービスセンター		平成6年1月17日	平成18年4月1日	指定管理
	地域包括支援センター	平成12年4月1日	平成30年4月1日	練馬区委託事業
高松デイサービスセンター		平成6年6月1日	平成18年4月1日	指定管理
	居宅介護支援事業所	平成12年4月1日	平成12年4月1日	自主事業
東大泉デイサービスセンター		平成8年6月1日	平成18年4月1日	指定管理
練馬デイサービスセンター		平成8年10月1日	平成18年4月1日	指定管理
	地域包括支援センター	平成12年4月1日	平成30年4月1日	練馬区委託事業
錦デイサービスセンター		平成10年3月1日	平成18年4月1日	指定管理
	居宅介護支援事業所	平成12年4月1日	平成12年4月1日	自主事業

施設名	併設施設	施設開設日	現在の運営形態での 運営開始日	現在の運営形態
	光が丘区民ホール	平成元年7月3日	平成23年4月1日	指定管理
	はつらつセンター光が丘	平成元年7月3日	平成18年4月1日	指定管理
	光が丘デイサービスセンター	平成元年10月1日	平成18年4月1日	指定管理
	居宅介護支援事業所	平成12年4月1日	平成12年4月1日	自主事業
	地域包括支援センター	平成11年10月1日	平成27年4月1日	練馬区委託事業
	練馬中学校デイサービスセンター	平成11年11月1日	平成18年4月1日	指定管理
	東大泉敬老館	昭和51年2月1日	平成20年4月1日	練馬区委託事業
	大泉北敬老館	昭和45年12月1日	平成20年4月1日	練馬区委託事業
	西大泉敬老館	昭和52年5月1日	平成23年4月1日	練馬区委託事業
	三原台敬老館	昭和53年4月1日	平成26年4月1日	練馬区委託事業
	はつらつセンター大泉	平成29年4月20日	平成29年4月20日	指定管理
	練馬区役所地域包括支援センター	平成21年4月1日	平成30年4月1日	練馬区委託事業
	北町地域包括支援センター	平成30年4月1日	平成30年4月1日	練馬区委託事業
	高野台地域包括支援センター	平成14年1月4日	平成30年4月1日	練馬区委託事業
	光が丘南地域包括支援センター	令和3年3月22日	令和3年3月22日	練馬区委託事業
	関区民ホール	平成7年10月1日	令和3年4月1日	指定管理
	はつらつセンター関	平成7年10月2日	令和3年4月1日	指定管理
	練馬福祉人材育成・研修センター	平成21年4月1日	令和3年4月1日	練馬区委託事業

- ※ 地域包括支援センターの施設開設日等は、在宅介護支援センターおよび高齢者相談センター（同支所）としての運営期間を含む。
- ※ はつらつセンターの施設開設日等は、高齢者センターとしての運営期間を含む。
- ※ 練馬福祉人材育成・研修センターの施設開設日等は、練馬介護人材育成・研修センターとしての運営期間を含む。
- ※ 高松地域包括支援センターは、令和3年3月22日に移転し、光が丘南地域包括支援センターに名称を変更した。

13 成年後見制度利用支援

（管理課 地域福祉係／総合福祉事務所 高齢者支援係、障害者支援係、知的障害者担当係長）

(1) 事業内容

認知症高齢者、知的障害者および精神障害者など判断能力が不十分な者は、自分ひとりで財産の管理や契約などの法律行為をすることが困難である。成年後見制度とは、このような判断能力が不十分な者（本人）や親族が家庭裁判所に申立てを行い、裁判所が後見人等を選ぶ制度である。裁判所に選ばれた後見人等が、本人の判断能力を補い、権利を守る。本人の判断能力の程度により、補助、保佐、後見に分かれており、後見人等に与えられる権限の範囲も異なる。

身寄りのない人などのために区市町村長に法定後見開始の審判申立権が与えられており、練馬区

においても平成 14 年度から実施している。

近年、成年後見制度の利用を必要としている者が急増しており、利用支援が急務となっている。練馬区では、平成 19 年 11 月から区長申立てをした者の中で、資力がない等の理由により後見人等に支払う報酬費用を負担することが困難な者への支援として、区長が被後見人(本人)に代わって、後見人等に報酬を支払う後見人等報酬費用助成制度を創設した。平成 30 年 4 月から助成対象について、区長申立てに限らず、親族・本人等の申立ての場合にも拡大した。

(2) 事業実績

○ 練馬区の区長申立件数

	区長申立て件数			
	合計	認知症	知的	精神
平成 29 年度	41	34	4	3
平成 30 年度	53	48	1	4
令和元年度	58	50	4	4
令和 2 年度	69	62	4	3
令和 3 年度	82	74	5	3

○ 後見人等報酬費用助成件数

年度	助成件数	備考
平成 29 年度	19 件	在宅 4 件、施設入所者 15 件
平成 30 年度	35 件	区長申立 30 件、区長申立以外 5 件
令和元年度	45 件	区長申立 32 件、区長申立以外 13 件
令和 2 年度	52 件	区長申立 30 件、区長申立以外 22 件
令和 3 年度	65 件	区長申立 37 件、区長申立以外 28 件

※ 平成 30 年度から、施設入所者・在宅生活者にかかわらず、助成金額上限を統一した。

14 権利擁護センター（管理課 地域福祉係）

(1) 権利擁護センターの事業内容

区と練馬区社会福祉協議会が、高齢や障害のため福祉サービスの利用や財産管理が困難な方に必要なサービスや制度を紹介し、地域で安心して生活できるように支援することを目的として、平成 17 年 1 月に開設した。福祉サービスの利用手続きの支援、成年後見制度の利用支援などを行っている。平成 19 年 1 月に、区における成年後見制度活用を促進するための「成年後見制度推進機関」として位置付けられた。

また、令和 2 年 4 月から、成年後見制度の利用を促進するため、区が中核機関を設置し、運営を権利擁護センターに委託している。

(2) 中核機関の業務

ア 相談および利用支援

成年後見制度に関する相談に応じるとともに、制度の利用が必要な場合については、適切に利用できるよう、手続の説明や助言等の申立支援および成年後見人等の支援を行う。

イ 広報および周知・普及啓発

成年後見制度に関する情報発信、講演会の開催等、制度に関する幅広い広報および周知・普及啓発を行う。

ウ 地域連携ネットワークの構築

身近な地域で成年後見制度に携わる関係者が連携して支援が必要な方を支える体制を構築するため、弁護士、司法書士および社会福祉士等との検討支援会議を開催し、後見人候補者のマッチング等を行う。

<事業実績> 検討支援会議（令和2年度から開始）

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
回数	-	-	-	9	12

エ 市民後見人の養成・活動支援

後見業務を行う意欲のある区民が市民後見人として活動できるよう、養成事業を実施するとともに、市民後見人候補者の登録、受任調整および活動支援等を行う。受任ケースについては、練馬区社会福祉協議会が法人として後見監督人を受任している。

<事業実績> 後見監督人 受任件数

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数	9	12	8	9	10

オ 親族後見人の支援

親族後見人に対し、個別相談支援を行うとともに、成年後見制度に関する情報提供および相談窓口の周知普及を図るため、広報誌を発行する。

カ 協議会の開催

中核機関が円滑で適正な運営を図り、事業の透明性・公平性を確保するため、協議会を設置し、運営・活動方針、事業計画等について意見交換、協議を行う。

(3) 福祉サービス利用援助事業

適切な福祉サービスを選択し利用するための手続きや支払い、日常の金銭管理などをサポートする「地域福祉権利擁護事業」や「財産保全・手続き代行サービス」を実施している。

<事業実績>

地域福祉権利擁護事業利用者数

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人数	137	138	137	159	161

財産保全・手続き代行サービス利用者数

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人数	28	28	30	30	29

(4) 法人後見事業

後見人候補者の選択肢を増やし、適切な後見人が選任されるようにするため、令和2年4月から練馬区社会福祉協議会による法人後見事業を実施している。

<事業実績>

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人数	-	-	-	-	2

15 保健福祉サービス苦情調整委員(区長の附属機関)(管理課 地域福祉係)

(1) 事業内容

区や民間事業者が行う高齢者、障害者、子ども等を対象とした保健福祉サービスの利用に関する苦情や相談に適切に対応する第三者機関として、15年6月に「保健福祉サービス苦情調整委員」を設置した。

弁護士等学識経験者からなる委員3人と、専門相談員2人で構成されている。

(2) 事業実績

※「高齢者」には「介護保険」も含む

申立内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
高齢者	11	6	10	12	4
障害者	1	4	1	2	2
生活保護	8	3	2	1	1
子ども	2	0	1	0	1
その他	0	1	0	0	0
合計	22	14	14	15	8

16 福祉サービス第三者評価受審支援(介護保険課 管理係)

(1) 事業内容

練馬区内で福祉サービスを提供している民間の事業者に対し、福祉サービス第三者評価の受審に要した費用の一部または全部を助成する。助成対象は、「練馬区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営等の基準に関する条例」(平成24年12月25日条例第58号)により、毎年度、外部評価(福祉サービス第三者評価)を受審することが義務付けられている、区内認知症対応型共同生活介護事業所のみである。受審義務は、要件を満たすことで2年に1回に緩和される。

(2) 事業実績(助成事業所数)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
認知症対応型共同生活介護	21	20	21	20	21

17 福祉有償運送(管理課 地域福祉係)

(1) 福祉有償運送運営協議会

ア 事業内容

NPO法人等が障害者や高齢者などの送迎を有料で行う福祉有償運送は、自治体で設置する運営協議会の協議を経て、運輸支局に登録された法人に限り合法的に実施できる。

区では、学識経験者やタクシー関係者、NPO法人などで構成される福祉有償運送運営協議会を設置し、福祉有償運送を行う団体の協議を行っている。

イ 事業実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
開催回数	1 回	2 回	3 回	1 回	3 回

(2) 福祉有償運送運転者講習

ア 事業内容

平成 20 年度までは、区内で活動する団体が構成している練馬区移動サービス連絡会と講習会を協働で実施していたが、平成 21 年度からは、練馬区社会福祉協議会が研修会の実施主体となり講習会を開催し、福祉有償運送における安全性の向上と運転手の確保に努めている。

受講者数の減少により、令和 2 年度で事業終了。

イ 事業実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
実施回数	3 回	2 回	2 回	1 回	-
修了者数	16 人	12 人	9 人	10 人	-

18 つながるカレッジねりま (福祉分野) (管理課 ひと・まちづくり推進係)

(1) 事業内容

「地域福祉を担う人材の育成」と「育成した人材を活かす仕組みづくり」を目標に「地域福祉パワーアップカレッジねりま」として開設した。令和 2 年度から「つながるカレッジねりま」としてリニューアルし、講座内容を福祉のほか、防災、農、みどり、環境の全 5 分野に拡大した。

(2) 事業実績

学生	募集	応募	入学者
平成 19 年度入学 (1 期生)	20 人程度	58 人	26 人
平成 20 年度入学 (2 期生)	40 人程度	42 人	40 人
平成 21 年度入学 (3 期生)	40 人程度	48 人	39 人
平成 22 年度入学 (4 期生)	40 人程度	56 人	42 人

学生	募集	応募	入学者
平成 23 年度入学 (5 期生)	40 人程度	31 人	28 人
平成 24 年度入学 (6 期生)	40 人程度	40 人	40 人
平成 25 年度入学 (7 期生)	40 人程度	72 人	45 人
平成 26 年度入学 (8 期生)	40 人程度	53 人	40 人
平成 27 年度入学 (9 期生)	40 人程度	44 人	41 人
平成 28 年度入学 (10 期生)	40 人程度	44 人	39 人
平成 29 年度入学 (11 期生)	40 人程度	20 人	20 人
平成 30 年度入学 (12 期生)	40 人程度	26 人	25 人
令和 2 年度入学 (13 期生)	40 人程度	32 人	22 人

※ 令和元年度・令和 3 年度はリニューアルに伴い学生の募集を中止。

19 福祉のまちづくり(管理課 ひと・まちづくり推進係)

令和 2 年 3 月に策定した「ずっと住みたいやさしいまちプラン【練馬区地域福祉計画】(令和 2 年度から令和 6 年度)」に基づき、福祉のまちづくりに関する事業を行っている。主な事業は以下のとおり。

(1) ユニバーサルデザイン推進ひろば

区民・事業者等との協働による、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための正しい知識や必要な情報を提供している。

事業概要

ユニバーサルデザインの総合相談、普及啓発、人材育成。

(2) 小中学生へのユニバーサルデザイン体験教室

まちの中にあるバリア(段差など)等への興味関心を高めることにより、多様な人に対する理解の促進に取り組んでいる。

(3) バリアフリーマップ「あんしんおでかけマップ」

誰もが気軽に外出できるよう、区立施設や駅などの公共施設のバリアフリー状況が分かる地図情報を発信する練馬区バリアフリーマップ「あんしんおでかけマップ」を平成 29 年 2 月からインターネット上で公開している。令和 3 年 4 月からは英語版の練馬区バリアフリーマップ「あんしんおでかけマップ」も公開している。

(4) 区からの送付物への配慮

区が送付する封筒に、送付物の内容を音声やテキストデータで確認できる音声コードを印字。

また、希望者には、重要な文書の封筒に点字シールを添付するほか、文書を発送する旨のメールを送付している。

20 地域福祉推進(管理課 地域福祉係、ひと・まちづくり推進係)

(1) 非営利地域福祉活動支援事業

ア 事業内容

地域住民の助け合いを支援するため、非営利で地域福祉活動を行う団体に対し、経費の一部補助等、活動を支援する。

イ 補助対象事業

介護保険法に基づく保険給付などの他の公的な制度に基づく事業の対象とならない以下の事業を対象とする。

・非営利で3年以上の活動実績がある家事援助・介護サービス、移送サービス、食事サービス

ウ 事業実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助団体	16	14	15	15	13

(2) やさしいまちづくり支援事業(旧 福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業)

ア 事業内容

区民主体の創意工夫あふれる企画提案事業に対して、活動費の一部助成などの支援を実施している。

イ 企画応募数と助成件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
応募	18件	16件	19件	8件	12件
助成	18件	13件	19件	6件	12件

(3) 矯正施設所在自治体会議

事業内容

全国で矯正施設が所在する区市町村が矯正施設と共に再犯防止策を推進する等、安全・安心な地域づくりを進めることを目的とした会議体であり、会議の趣旨に賛同し、会費を支出している。

(4) ねりまユニバーサルフェス

「ねりまユニバーサルフェス みんなのUDパーク」の実施

練馬区独立70周年を契機とした「ねりまユニバーサルフェス」の一事業の位置づけとして実施した。令和2年度および3年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、開催を中止した。

	実施日	会場	参加者数
平成 29 年度	平成 29 年 12 月 9 日	区民・産業プラザ ココネリ 3 階	約 1,500 人
平成 30 年度	平成 30 年 12 月 15 日	区民・産業プラザ ココネリ 3 階	約 1,500 人
令和元年度	令和元年 12 月 14 日	区民・産業プラザ ココネリ 3 階	約 1,700 人

21 避難行動要支援者対策

(1) 避難行動要支援者名簿作成(管理課 庶務係)

ア 事業内容

災害対策基本法に基づき、大地震などの災害が起こったときに、自力で避難することが難しく、支援を必要とする方々（避難行動要支援者）を登録する避難行動要支援者名簿を作成している。外部提供に同意された方の名簿情報は、平常時から関係機関（民生・児童委員、区民防災組織等、地域包括支援センター、消防機関、警察機関）と共有している。

なお、平成 30 年度に名簿登録者全員の身体状況等を調査し、情報の更新にあわせ、名称を「災害時要援護者名簿」から「避難行動要支援者名簿」へ変更した。

イ 事業実績（各年度末の名簿登録者数） (人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
名簿登録者数	23,423	21,613	32,159	31,576	31,129

※ 平成 29 から 30 年度については、「災害時要援護者名簿」の登録者数

(2) 福祉避難所運営(管理課 庶務係/障害者施策推進課 管理係/高齢社会対策課 管理係)

ア 事業内容

災害時に一般の避難拠点での避難生活が困難な要配慮者を受け入れる福祉避難所の拡充および整備を図る。

イ 事業実績（令和 3 年度実績）

(ア) 福祉避難所 3 か所を新規指定し、無線機および備蓄物資を配備。

(イ) 使用期限が到来する非常食等の備蓄物資を訓練で活用し、使用分を入替。

(ウ) 災害時に福祉避難所の円滑な開設・運営体制を確保するため、無線機定期訓練等を実施。

※ 福祉避難所 7 か所（障害系施設 3 か所・高齢系施設 4 か所）で台風接近時を想定した災害時対応訓練を実施。

※ 福祉避難所 8 か所（障害系施設 3 か所・高齢系施設 5 か所）で震災時を想定した災害時対応訓練を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止。

※ 福祉避難所 2 か所（障害系施設 1 か所・高齢系施設 1 か所）で福祉用具搬入搬出訓練を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止。

※ 令和 4 年 4 月 1 日現在

福祉避難所数 (45 か所)

無線機の配備数 (53 か所)

(3) 災害ボランティアセンター運営(管理課 地域福祉係、ひと・まちづくり推進係)

ア 事業内容

大規模地震等災害発生時に、ボランティア活動を効率的に推進するための組織である。開設場所は練馬文化センターとし、運営主体は練馬区社会福祉協議会である。

イ 事業実績

平成 24 年度から毎年度 1 回、災害ボランティアセンター開設訓練を実施している。平成 28 年度からは、地域の町会・自治会・障害者団体に加え、災害ボランティアコーディネーター入門講座受講生も参加している。

22 路上生活者対策事業(生活福祉課 自立促進支援係/総合福祉事務所 相談係)

平成 12 年度から数次にわたり、路上生活者の支援に係る都区協定を締結し実施している特別区と東京都の共同事業。なお、平成 27 年度以降は生活困窮者自立支援法の事業として実施する。

(1) 事業内容

ア 巡回相談事業：路上生活者等の起居する場所を巡回して面接相談を行い、状況把握、路上生活者対策事業等の紹介、利用あっせんを行う。

イ 緊急一時保護事業：路上生活者を一時的に保護し、その実情に応じた社会復帰への支援を行うため、宿所・食事の提供、生活相談、健康診断、健康回復およびアセスメントを行う。

ウ 自立支援事業：原則として緊急一時保護事業におけるアセスメントの結果、勤労意欲があり、心身状態も就労に支障がないと認められる者に対し、自立を図るための就労支援、地域生活移行支援を行う。

エ 地域生活継続支援事業：原則として自立支援事業により支援が終了した者に対し、地域生活を継続し、路上生活に戻らないようにするために生活・就労状況の把握と必要な支援を行う。

オ 支援付地域生活移行事業：路上生活が長期化・高齢化した者に対し、巡回相談、居住支援および見守り支援を一貫して行い、地域で日常生活が送れるようにすることを目的に、支援付住宅への入居、生活指導、生活相談および専門相談等による地域生活移行支援を行う。

(2) 都区の役割分担

ア 各特別区：事業の利用承諾および利用終了後の支援決定

イ 特別区人事厚生事務組合：特別区(全体)が実施主体となる巡回相談事業、緊急一時保護事業、自立支援事業、地域生活継続支援事業および支援付地域生活移行事業を共同処理(特別区人事厚生事務組合はこれらの事業を社会福祉法人等に委託して実施)

ウ 東京都：路上生活者対策事業施設の建設および自立支援住宅・職業相談体制等の確保調整

(3) 路上生活者対策事業施設

ア 自立支援センター：特別区を 5 ブロックに分け、1つのブロックに 1 か所ずつ設置している。

(施設設置区はブロック内各区の 5 年ごとの持ち回り制)

イ 自立支援住宅：自立支援事業・地域生活移行支援を実施するため、自立支援センターに付属する施設として、自立支援住宅をブロック内の各特別区に均等に借上げ、確保している。

ウ 支援付住宅：支援付地域生活移行事業の実施のため、自立支援住宅の一部を転用し、利用している。

23 介護従事者養成研修（高齢社会対策課 計画係）

(1) 事業内容

介護従事者として従事することを希望する者を対象に、介護に係る基本的な知識・技術を習得するための研修を実施する。また、研修修了者を対象に就職相談会を開催し、介護人材の確保を図る。

(2) 事業実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
研修修了者数 (人)	135	212	175	130	122
就労者数 (人)	39	69	44	35	46

24 介護職員初任者研修受講料助成（高齢社会対策課 計画係 /

障害者サービス調整担当課 事業者支援係）

(1) 事業内容

介護職員初任者研修修了後、区内介護サービス事業所の介護職員または区内障害福祉サービス事業所の障害福祉サービス従事者として6か月継続就労する等の一定要件を満たした方へ、受講料の9割（上限8万円）を助成する。

※ 平成28年度新規事業、令和元年度から対象事業所に障害福祉サービス事業所を追加

(2) 事業実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
支給件数 (件)	90	79	108	83	92
介護サービス事業所分	90	79	107	80	86
障害サービス事業所分	—	—	1	3	6

25 介護職員実務者研修受講料助成（高齢社会対策課 計画係 /

障害者サービス調整担当課 事業者支援係）

(1) 事業内容

介護職員実務者研修修了後、区内介護サービス事業所の介護職員または区内障害福祉サービス事業所の障害福祉サービス従事者として6か月継続就労する等の一定要件を満たした方へ、受講料の9割（上限10万円）を助成する。

※ 平成29年度新規事業、令和元年度から対象事業所に障害福祉サービス事業所を追加

(2) 事業実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
支給件数 (件)	71	140	180	119	135
介護サービス事業所分	71	140	178	112	127
障害サービス事業所分	—	—	2	7	8

26 介護福祉士資格取得費用助成 (高齢社会対策課 計画係 /

障害者サービス調整担当課 事業者支援係)

(1) 事業内容

介護福祉士の登録後、区内介護サービス事業所の介護職員または区内障害福祉サービス事業所の障害福祉サービス従事者として6か月継続就労する等の一定要件を満たした方へ、介護福祉士試験受験手数料 (18,380円) および介護福祉士登録手数料 (3,320円) を助成する。

※ 平成30年度新規事業、令和元年度から対象事業所に障害福祉サービス事業所を追加

(2) 事業実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
支給件数 (件)	56	61	68	70
介護サービス事業所分	56	61	66	64
障害サービス事業所分	—	0	2	6

27 ICT機器等導入支援 (高齢社会対策課 計画係)

(1) 事業概要

介護サービス事業者における事務の効率化および事業所内の情報共有を図るICT機器等の導入を支援する。

※ 令和元年度新規事業

(2) 事業実績

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
補助金交付決定事業者 (事業者数)	13	4	3

28 練馬福祉人材育成・研修センター事業 (高齢社会対策課 計画係)

(1) 事業内容

介護サービスおよび障害福祉サービス従事者の確保、育成および職場への定着を支援し、区民に対するサービスの質の向上と安定的なサービス提供の確保を図ることを目的とし、以下の3事業を実施している。令和4年4月に練馬障害福祉人材育成・研修センター事業を統合した。

(ア) 人材育成事業

区内の介護および障害福祉サービス事業所の職員等を対象に、各種研修を実施する。

(イ) 人材確保事業
介護および障害福祉分野への就労希望者を対象に、就職セミナーや就職相談・面接会を開催する。

(ロ) 人材定着事業
区内の介護および障害福祉サービス事業所の職員とその家族を対象に、悩みを相談できる窓口を設置する。

(2) 事業実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者数	3,385人	3,017人	3,130人	2,084人	2,969人

29 介護支援専門員等育成支援(高齢者支援課 地域包括支援係)

(1) 事業概要

区内の主任介護支援専門員に対し、ケアプラン点検、ファシリテーション向上、スーパービジョン力向上、介護支援専門員地域同行型研修など、介護支援専門員に対する指導力強化のための研修を行う。研修を受講した主任介護支援専門員の指導・助言を通じ、区内介護支援専門員のケアマネジメント力の向上を目指す。平成28年度から実施している。

(2) 事業実績 (開催回数・延べ参加者数)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
保険者と介護支援専門員がともに行う質の向上ガイドライン研修	12回 延389人	8回 延340人	9回 延300人	5回 延99人	6回 延76人
ファシリテーター研修	4回 延113人	4回 延106人	3回 延148人	0回 —	0回 —
スーパービジョン研修	5回 延216人	5回 延183人	4回 延184人	4回 延88人	4回 延48人
介護支援専門員地域同行型 (アドバイザー養成研修)	3回 延110人	3回 延135人	4回 延146人	2回 延56人	2回 延24人
地域カンファレンス 全体報告会	4回 1回 延330人	8回 1回 延434人	8回 1回 延392人	8回 — 延142人	8回 — 延151人
介護支援専門員向け研修			2回 延141人	0回 —	1回 延49人

※ 令和元年度から3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部中止。

30 練馬障害福祉人材育成・研修センターの運営(障害者サービス調整担当課 事業者支援係)

(1) 事業概要

多様な障害特性に対応できる高い専門性を持った人材を育成し、障害福祉サービスの向上を図るため、区内事業所従事者に対する研修等を行う。なお、運営については業務委託により実施している。

令和4年4月に練馬福祉人材育成・研修センター事業と統合した。

(2) 練馬障害福祉人材育成・研修センターの概要

ア 設立年月

平成25年4月

イ 事業内容

(ア) 学習支援事業

従事者等を対象として、各種研修を実施する。

(イ) 情報支援事業

従事者等が障害福祉サービスに必要な情報を手軽に得られる専用ホームページを運用する。

(ウ) 連携支援事業

事業者間で連携して障害福祉サービスを提供できる環境を整える。

ウ 利用方法

区内障害福祉サービス事業所ごとの登録制

エ 事業実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
登録事業者数	217所	224所	230所	235所	248所
登録率	67%	66%	67%	65%	66%
研修実施回数	80回	82回	82回	62回	68回
延べ受講者数	1,126人	1,112人	1,023人	773人	978人

31 中国残留邦人等支援給付(練馬総合福祉事務所 援護係)

(1) 事業概要

永住帰国した中国残留邦人等および帰国前に結婚し長年にわたり労苦をともにした配偶者(特定配偶者)の老後の生活の安定を図るため、平成20年4月から従来の生活保護に代えて支援給付を行っている。支援給付の仕組みは、法律により生活保護の例によることとされているが、次に例示するように生活保護とは大きく異なる取扱いがなされている、独自の制度となっている。

- ・中国残留邦人等本人の老齢基礎年金については、満額相当額までは収入認定しない。
- ・一定の金額までは預貯金などの保有を容認する。
- ・親族訪問等で中国などへ渡航する場合、原則2ヵ月程度の渡航期間であれば支援給付を継続支給する。

また、支援給付の実施にあたっては、中国残留邦人等の方々の特別な事情に配慮して、中国語などができる生活支援員を配置している。

(2) 対象となる方の要件

- ① 満額の老齢基礎年金等の支給の対象となる方(特定中国残留邦人等)で、世帯の収入が一定の基準に満たない方。
- ② 法施行(平成20年4月1日)前に60歳以上で死亡した特定中国残留邦人等の配偶者で、法施行の際に生活保護を受給していた方。

(3) 支援給付の額と種類

支援給付費は、世帯の収入から一定額を除いた額が、国が地域ごとに定めた「生活費の基準(最低生活費)」の額より少ない場合、その不足分を支給する。支援給付は生活、住宅、医療、介護および葬祭等の種類があり、支給を受ける世帯の必要に応じて、各支援給付を組み合わせる支援給付費を支給する。

(4) 世帯数および人員数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
世帯数	55	55	58	59	58
人員数	84	83	84	84	82

※ 数値は、各年度の4月1日現在で支援給付受給中の世帯および人員の数

32 中国残留邦人等地域生活支援事業(練馬総合福祉事務所 援護係)

(1) 事業概要

地域生活支援事業は、永住帰国した中国残留邦人等が地域において生き生きと暮らすことができるよう、地域社会での自立の促進と生活の安定を図ることを目的としている。

(2) 事業内容

ア 地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業

- ・地域住民に対する広報活動事業

地域の住民を対象として、中国残留邦人問題の理解や支援団体の取組内容の周知などを図るための映画会、交流会などの開催(業務委託により実施)

<事業実績>

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
事業数	2	2	2	0	0
総実施回数	2	2	2	0	0

※ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施予定の2事業2回が中止。

- ・地域で実施する日本語交流事業

日常会話レベルの日本語習得の場を提供するための中国料理教室、音楽会、茶話会、太極拳教室などの開催(業務委託により実施)

<事業実績>

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
事業数	12	6	4	2	4
総実施回数	110	37	50	15	37

※ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施予定のうち3事業11回が中止。

イ 自立支援通訳等派遣事業

- ・自立支援通訳派遣

医療機関を受診する場合、関係行政機関からの支援を受ける場合などに通訳を派遣。

<事業実績>

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
派遣回数	526	609	564	468	516

- ・自立指導員派遣

地域社会で安心して生活が送れるよう支援することを目的とし、地域に定着して間もない世帯などを対象に派遣。

<事業実績>

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
派遣回数	59	6	20	1	0

ウ 中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業

- ・日本語学習等に必要な交通費および教材費を支給。

<事業実績>

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
支給実人数	17	20	19	8	9

33 配偶者支援金(練馬総合福祉事務所 援護係)

※ 平成 26 年 10 月に「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」が改正され、新たに設けられた制度

(1) 事務事業

特定中国残留邦人等の亡き後も、特定配偶者が安定した生活を送ることができるように、支援給付に加えて配偶者支援金を支給する。

(2) 対象となる方の要件

特定中国残留邦人等が死亡するまで、永住帰国前から継続して特定中国残留邦人等の配偶者(特定配偶者)であり、現に支援給付を受けている方。

(3) 支援金の額(月額)

満額の老齢基礎年金月額相当額の 3 分の 2 を支給する。

(4) 支給者数

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
人数	2	3	5	6	7

※ 数値は、各年度の 4 月 1 日現在の配偶者支援金支給者数

34 高齢者世帯等居住支援(生活福祉課 管理係)

(1) 事業概要

民間の保証機関を活用して、保証人が見つからない高齢者世帯等の民間賃貸住宅への入居や居住継続を支援する。

(2) 事業実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
高齢	4 件	3 件	4 件	1 件	4 件
	67,000 円	24,000 円	33,000 円	5,000 円	43,000 円
障害	1 件	0 件	1 件	0 件	2 件
	8,000 円	0 円	8,000 円	0 円	22,000 円
ひとり親	0 件	2 件	1 件	1 件	1 件
	0 円	24,000 円	5,000 円	5,000 円	5,000 円
計	5 件	5 件	6 件	2 件	7 件
	75,000 円	48,000 円	46,000 円	10,000 円	70,000 円

第2章 高齢者福祉

1 相談

(1) 相談指導(高齢者支援課 管理係、地域包括支援センター)

ア 事業内容

介護保険法に基づく包括的支援事業および指定介護予防支援事業を実施するため、25か所の地域包括支援センターを設置している。地域包括支援センターでは、保健師・看護師、社機福祉士、主任介護支援専門員などが、高齢者の保健医療・社会福祉などに関する総合的な相談や支援、高齢者虐待への対応や成年後見制度の活用支援、地域における連携・協働の体制づくりや地域の介護支援専門員への指導・助言などを行っている。また、医療と介護の相談窓口を設置し、在宅療養や認知症に関する専門相談を行っている。

※ 平成30年度から、高齢者相談センター本所・支所体制を本所25か所に再編・強化し、名称を地域包括支援センターに変更した。

イ 事業実績

各年度 高齢者福祉相談状況

	相談総件数	相談内容の内訳							
		施設入所	サービス在宅福祉	経済的	家庭的	医療保健	住宅	介護保険	その他
平成29年度	193,266	2,915	21,312	3,008	4,814	12,100	2,045	121,307	25,765
平成30年度	165,157	3,408	12,021	3,098	4,874	20,174	1,803	95,360	24,419
令和元年度	181,929	4,091	11,864	4,389	6,707	22,004	1,811	104,420	26,643
令和2年度	215,017	3,823	9,958	5,120	9,434	26,413	1,935	116,464	41,870
令和3年度	226,666	3,951	9,071	5,360	8,859	28,121	1,863	121,952	47,489

2 高齢者福祉事業

(1) 入浴証の支給(高齢者支援課 高齢給付係)

ア 事業内容

ひとり暮らし高齢者の方の孤独感の緩和と健康保持に寄与するため、65歳以上で希望する方に、区が契約している公衆浴場を利用するための入浴証を交付する。年間最大52回分であるが、申請月により異なる。

※ なお、1回の利用につき200円の利用者負担がある。

イ 事業実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
交付者数(人)	3,977	3,993	3,870	3,949	3,765
交付枚数(枚)	199,358	199,517	192,925	199,028	189,086
利用回数(回)	128,820	129,501	128,485	120,245	106,916

(2) 敬老祝品(高齢社会対策課 いきがい係)

ア 事業内容

練馬区内に住所を有する最高齢者、当該年度に百歳以上になる方、白寿および米寿になる方に対して9月に祝品を贈呈する。

イ 事業実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
最高齢者	1	辞退	1	1	1
百歳以上	360	407	447	490	529
白寿(99歳)	201	223	233	275	281
米寿(88歳)	3,009	3,094	3,370	3,746	3,645

3 養護老人ホームへの入所措置(総合福祉事務所 高齢者支援係/高齢者支援課 管理係)

(1) 事業内容・対象

環境上および経済的理由により、居宅において生活することが困難な高齢者を入所させ、生活の安定を図る。

(2) 入所状況

(各年度3月31日現在)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
在籍者(人)	142	141	134	126	116
待機者(人)	2	1	3	0	0

4 高齢者生活支援

(1) 車いす等貸与(高齢者支援課 高齢給付係)

ア 事業内容

区内在住の方で、年齢を問わず一時的なけがや疾病により居宅で介護用具の使用が必要な方に、車いすおよび介護用ベッドを6ヶ月を限度に貸与する(介護保険で、要支援・要介護と認定された方、身体障害者手帳所持者で同種の用具を支給されている方等は除く)。

イ 貸与種目および利用料(月額)

① 車いす 高齢者は500円、障害者手帳取得者および65歳未満の方は200円

② 介護用ベッド 高齢者は1,500円、障害者手帳取得者および65歳未満の方は500円
ただし、生活保護世帯、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方は無料。

ウ 事業実績

(延件数)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
車いす	442	421	346	261	352
介護用ベッド	119	185	147	133	144

(2) 自立支援用具給付(介護保険課 給付係)

ア 事業内容

区内在住の65歳以上の在宅の方で、下記種目の①から⑥については、日常生活動作に何らかの

困難があり、用具の給付が必要と認められる方に給付する(ただし①から④については、介護保険の要支援・要介護認定者は対象外)。

また、下記種目⑦については、調理等で火を扱う際に認知症等で火の消し忘れがある等、防災上必要と認められる方に給付する。

イ 給付種目

①腰掛便座②入浴補助用具③歩行支援用具(手すり)④スロープ⑤シルバーカー⑥安全つえ(1点つえ)⑦電磁調理器

ウ 費用負担

給付に要する費用の1割を自己負担とする。給付種目ごとの限度額および年間給付総額の限度額(10万円)を設けており、限度額を超えた額は自己負担となる。ただし、生活保護受給者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永年帰国した中国残留邦人及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成25年法律第106号)による被支援者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方等は、限度額内は無料とする。

エ 対象者要件

下記①～⑥の給付にあたり、介護保険の要支援・要介護認定を受けていない方については、健康長寿チェックシート(基本チェックリスト)の(ア)1～20の項目のうち10項目以上かつ(イ)6～10の運動器の機能の項目5つのうち3項目以上に該当する方。

オ 事業実績(件数)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
① 腰掛便座	10	9	3	8	4
② 入浴補助用具	75	77	64	48	62
③ 歩行支援用具(手すり)	5	4	9	3	4
④ スロープ	0	0	0	0	0
⑤ シルバーカー	512	444	459	390	411
⑥ 安全つえ	828	750	771	668	706
⑦ 電磁調理器	43	30	48	57	44
⑧ ガス安全システム	0	0	3	2	-
計	1,473	1,314	1,357	1,176	1,231

※ ⑧は、令和2年度途中で製品が廃番となったため令和3年度の実績は無い。

(3) 自立支援住宅改修給付(介護保険課 給付係)

ア 予防改修給付

(ア) 事業内容

区内在住の65歳以上の在宅の高齢者で介護保険の要支援・要介護申請の結果「非該当」となった方のうち、健康長寿チェックシート(基本チェックリスト)の(ア)1～20の項目のうち10項目以上かつ(イ)6～10の運動器の機能の項目5つのうち3項目以上に該当し、住宅改修が必要と認められる方に給付する。

(イ) 給付内容

手すり取付、段差の解消、洋式便器等への取替、滑り防止・円滑な移動のための床・通路面材

の変更、引き戸等への扉の取替、その他付帯して必要な工事が対象である。

給付に要する費用の1割を自己負担とする。限度額(20万円)を設けており、限度額を超えた額は自己負担となる。

ただし、生活保護受給者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永年帰国した中国残留邦人及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成25年法律第106号)による被支援者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方等は、限度額内は無料とする。

(ウ) 事業実績(件数)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予防給付	14	10	10	16	21

イ 設備改修給付

(ア) 事業内容

区内在住の65歳以上の在宅の高齢者で介護保険の要支援・要介護認定を受けた方のうち、身体機能の低下や障害により、既存設備での利用に困難があるため、住宅改修が必要と認められる方に給付する。

(イ) 給付内容

浴槽の取替、流し・洗面台の取替、便器の洋式化、玄関の造作物撤去、階段昇降機等の設置、その他付帯して必要な工事が対象である。

給付に要する費用の1割を自己負担とする。種目ごとに限度額を設けており、限度額を超えた額は自己負担となる。

ただし、生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方は限度額内は無料とする。

ウ 事業実績(件数)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
浴槽の取替	142	135	168	144	135
流し・洗面台の取替	9	11	13	7	12
便器の洋式化	61	66	87	68	81
玄関の造作物撤去	1	0	0	0	1
階段昇降機等の設置	2	3	10	17	15
計	215	215	278	236	244

(4) 高齢者会食サービス(高齢社会対策課 介護予防係)

ア 事業内容

65歳以上のひとり暮らし高齢者等で心身の状況その他の理由により定期的な食事の確保が困難で、サービスを受けることが必要であると認められる方に、デイサービスセンターにて会食形式で昼食を提供する。回数はその必要度に応じて週1~3回とする。

イ 提供方法

デイサービスセンターで調理した食事を、利用者がその施設へ通所して会食する。利用者負担金は1食600円である。

ウ 事業実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
延べ提供食数(食)	2,170	1,885	2,154	1,553	1,107

※ 令和 3 年度で事業修了

(5) 出張調髪(高齢者支援課 高齢給付係)

ア 事業内容

65 歳以上の外出困難な高齢者で介護保険の要介護 3~5 と認定された方を対象に区内の理美容組合の協力を得て、理容師または美容師に出張調髪を依頼し、高齢者の居宅および区内の入院先において調髪を行うもので、年 5 回まで利用できる調髪券を支給している。

なお、1 回の利用につき 500 円の利用者負担がある。

イ 事業実績(延べ人数)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用者数(人)	5,264	5,289	5,220	4,845	5,128

(6) 布団乾燥等(高齢者支援課 高齢給付係)

ア 事業内容

区内に居住する在宅の 65 歳以上の高齢者の方で、介護保険の要介護 1 以上と認定され、かつひとり暮らしまたは 65 歳以上のみの世帯の方を対象に年 12 回実施している。

なお、薬品消毒(6 月)は 100 円、水洗い(11 月または 12 月)は 300 円の利用者負担がある。乾燥消毒(年 10 回)は無料である。

イ 事業実績

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用 件数	乾燥消毒	4,870	4,399	4,409	4,183	4,218
	薬品消毒	563	503	501	466	489
	水洗い	521	465	456	468	473

(7) 寝具クリーニング(高齢者支援課 高齢給付係)

ア 事業内容

65 歳以上の在宅の高齢者で介護保険の要介護 3~5 と認定された方を対象に、区内のクリーニング組合の協力を得て、組合加盟店で利用できる寝具クリーニング利用券を年 24 枚交付している。シーツ、毛布、タオルケット、ベッドパッドなどの寝具に利用でき、クリーニングするものによって必要な利用券の枚数が異なる。なお、利用券 1 枚につき 100 円の利用者負担がある。

また、集配サービスを希望する場合は、1 回 200 円の集配料がかかる。

イ 事業実績(延べ枚数)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用券の枚数	4,693	4,161	3,902	4,161	3,724

(8) 居宅火災予防設備設置(高齢者支援課 高齢給付係)

ア 事業内容

火災予防設備を給付し、家庭内での火災の迅速な通報と消火活動を行い、高齢者の生命安全を守ることを目的とする。65歳以上のひとり暮らしまたは65歳以上のみの世帯等であり、要介護3～5もしくは要介護1～2で火の消し忘れ等のおそれがある認知症と診断された方で心身機能の低下や居住環境等から防火の配慮が必要な方が対象（ただし火災警報器は、ひとり暮らしに限る。また自動消火器は、ひとり暮らしであれば介護保険認定を受けていない方も可）。

イ 事業実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
火災警報器（個）	2	2	1	3	1
自動消火器（本）	8	7	3	2	9

※ 火災警報器は1個・2か所の設置、また22年度から貸与を給付に変更した。

(9) リフト付福祉タクシー(高齢者支援課 高齢給付係)

ア 事業内容

(ア) 対象

区内在住の65歳以上の高齢者であって、介護保険の要介護3以上と認定された方で、外出時、車いす等を使用している方

(イ) 利用方法

利用者は、区が契約している事業者へ直接予約をして利用する。1回の運行につき、区は事業者へ予約料・迎車料を支払い、利用者は運賃と事業者が定めた加算料金を利用時に支払う。

イ 事業実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
運行回数	10,707	10,953	11,025	8,617	9,644

(10) 緊急一時宿泊事業(高齢者支援課 管理係)

ア 事業内容・対象

練馬区に住所を有し、次の(ア)または(イ)に該当する方

(ア) 緊急ショートステイ利用

介護保険の要支援・要介護認定を受けた方(第2号被保険者含む)、または健康長寿チェックシートで総合事業の対象者と判定された方で、つぎの①、②いずれにも該当する方

① 介護する家族の急病、けが、親族等の葬儀への参加等のため家族からの介護を受けられない
または介護する家族による虐待が行われている

② 介護保険による短期入所生活介護(ショートステイ)の空きがない

(イ) 緊急保護利用

生活上の諸問題を抱え、援助または緊急の保護を必要とするおおむね65歳以上の方(介護保険の要支援・要介護認定を受けた方は除く)

イ 利用料

- (ア) 緊急ショートステイ利用 1泊3,000円 食費等実費相当額あり
 (イ) 緊急保護利用 宿泊料の利用者負担なし 食費等実費相当額あり

ウ 事業実績

利用者数	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
緊急ショートステイ利用	1	10	6	7	12
緊急保護利用	25	43	30	28	13

(11) 福祉用具貸与(高齢者支援課 管理係)

ア 事業内容

地域包括支援センターにおいて、福祉用具を展示し希望者へ一週間程度の試用貸与を行うことにより、福祉用具の導入に際してより本人の身体状況等にあった用具の選択に寄与する。

地域包括支援センターへ業務委託。

展示貸与物品：基本の4品目(車椅子・シルバーカー・シャワーチェア・浴槽内いす)およびバスボード、安全杖(主にT字杖)、ポータブルトイレのいずれか1品目。その他地域包括支援センターの判断により追加した品目。

イ 事業実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
貸与実績(件)	1,829	1,684	1,997	1,420	1,772

(12) 高齢者お困りごと支援事業(高齢社会対策課 いきがい係)

ア 事業内容

75歳以上のひとり暮らしの方、75歳以上のみで構成される世帯の方に日常生活上のちょっとしたお困りごとで、平日の日中1時間以内で行うことができる軽易な作業をシルバーサポーター(練馬区シルバー人材センター会員)が支援する。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、利用者の生活や心身の健康等の維持が図られるよう、特例措置として令和3年5月10日から令和4年3月31日まで利用対象者を65歳以上に拡大した。

サービスメニュー

- ・ 電球・蛍光灯の交換
- ・ 軽易な家具や荷物の移動
- ・ 軽易な屋内清掃
- ・ 軽易な庭の掃除や除草
- ・ 生活用品の買い物
- ・ 荷物の整理

イ 費用負担 1回につき500円

ウ 事業実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
延べ利用件数(件)	177	157	225	531	726

(13) ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業(高齢者支援課 管理係)

ア 事業内容

65 歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の高齢者を対象に、各地域包括支援センターに配置している訪問支援員および区民ボランティアである訪問支援協力員により、対象者宅へ訪問し介護予防など、個々の状況に応じた支援につなげる。

イ 事業実績

見守り実人数 (各年度)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
見守り実人数 (人)	2,646	13,279	12,913	9,374	10,876

※ 平成 29 年度は、(旧) 高齢者相談センター中村橋支所・高野台支所・南大泉支所において実施

※ 平成 30 年度からは全地域包括支援センターで実施

(14) ひとり暮らし高齢者等実態調査 (高齢者支援課 管理係)

ア 業務内容

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、一人ひとりに合った必要な支援につなげるため、健康・生活状況、緊急連絡先等に関する実態を調査する。

65 歳以上のひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯 (介護保険サービス利用者および生活保護受給者を除く) を 3 か年に分け、対象者宛てに基本チェックリストを活用した調査票を送付し、調査票の提出があった方には、結果通知書および介護予防等の案内を送付する。支援が必要な方には、地域包括支援センター訪問支援員による訪問支援を行う。

令和 3 年度は 3 か年の 3 年目に当たり、65 歳～69 歳のひとり暮らし世帯、65 歳～74 歳のみの複数人世帯を対象として調査を実施した。

イ 事業実績

(人)

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
対象者数 () 内は対象者	27,387 (70 歳以上ひとり暮らし)	22,437 (75 歳以上のみ複数人世帯)	28,115 (65 歳～69 歳のひとり暮らし世帯、65 歳～74 歳のみの複数人世帯)
回答者数 () 内は回収率	20,240 (73.9%)	19,905 (83.2%)	18,120 (64.4%)

※ 平成 30 年度までの事業執行課は福祉部管理課庶務係であり、令和元年度から高齢者支援課管理係に移管し、実施方法等を改めたため、令和元年度以降の事業実績を記載した。

(15) 補聴器購入費用助成事業(高齢者支援課 高齢給付係)

ア 事業内容

65 歳以上の住民税非課税世帯の方などで、専門医により補聴器の必要性が認められた方を対象に、補聴器の購入費用を助成する。

イ 補助上限額

25,000 円

ウ 事業実績

	令和3年度
購入費用助成者数	136 人

(16) もの忘れ検診事業（高齢者支援課 在宅介護支援係）

ア 事業内容

70 歳、75 歳の方を対象に、認知症に早期に気づき適切な支援を受けられるようにするため、練馬区医師会と連携して区内医療機関での検診を無料で実施する。検診結果に応じて地域包括支援センターが必要な支援へつなぐ。

※ 令和3年度新規事業

イ 事業実績

	令和3年度
対象者数	13,666 人
検診実施機関	139 か所
受診者数	317 人

(17) 高齢者みんな健康プロジェクト（高齢者支援課 高齢者健康支援係）

ア 事業内容

区が保有する医療・健診・介護等のデータを横断的に活用し、フレイル等の多様な健康課題を抱えた高齢者一人ひとりを必要なサービスに繋げ、生活習慣病の重症化予防やフレイル予防等、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する。

イ 事業実績

		令和3年度
個別訪問等	個別訪問支援 実人数(人)	258
	延べ支援件数 (件)	406
講座・教室 等	実施回数(回)	153
	参加者数(人)	1,331

※ 令和3年度新規事業

5 高齢者在宅生活あんしん事業(高齢者支援課 地域包括支援係)

(1) 事業内容

65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等の方のうち、慢性疾患等のため常時注意を要する方や要介護・要支援・総合事業対象者の方に、①緊急通報システム、②生活リズムセンサー、③定期訪問、④電話訪問、⑤見守り配食のうち、必要なサービスを組み合わせて利用できる(③と④は併用不可。②、⑤を利用する場合は①の利用が条件)。

(2) 費用負担

①緊急通報システム(住民税課税世帯月額 400 円、住民税非課税世帯月額 300 円)、②生活リズムセンサー(住民税課税世帯月額 600 円、住民税非課税世帯月額 200 円)

※ 生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が非課税の方等は無料。

③定期訪問(無料)、④電話訪問(無料)、⑤見守り配食(弁当代実費)

(3) 事業実績

年度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
内 訳	利用者数合計	1,648 人	1,808 人	1,921 人	2,059 人
	緊急通報システム	1,067 人	1,203 人	1,301 人	1,450 人
	生活リズムセンサー	53 人	75 人	115 人	135 人
	定期訪問	323 人	308 人	277 人	261 人
	電話訪問	127 人	135 人	145 人	159 人
	見守り配食※	78 人	87 人	83 人	54 人

※ 令和 2 年度までは配食サービスとして実施

※ 配食サービス・見守り配食については緊急通報システムと併用している人数のみ

6 高齢者住宅対策

(1) シルバーピアへの生活協力員の配置(高齢社会対策課 施設係)

ア 事業内容

シルバーピアに生活協力員を配置し、入居者の一時的な疾病および緊急時の対応等を依頼することで、入居者の生活の安全を確保する。

イ 生活協力員配置状況

住み込み型 5住宅(各住宅1人) 派遣型 12住宅

開始年度	住宅名		戸数	累計
平成2年度	公団	光が丘※	18	18
平成3年度	区立	羽沢※	50	68
平成4年度	区立	土支田※	47	115
平成5年度	区立	豊玉※	19	158
	区立	高松※	24	
平成8年度	都営	大泉学園町	20	249
	都営	東大泉※	27	
	都営	練馬※	23	
	公団	石神井※	21	

開始年度	住宅名		戸数	累計
平成9年度	公団	にしき平和台	13	282
	都営	谷原※	20	
平成11年度	都営	中村北※	24	306
平成13年度	都営	関町南※	26	358
	都営	豊玉中	26	
平成14年度	都営	石神井町※	26	410
	都営	関町北	26	
平成16年度	都営	平和台	26	436

※の住宅は派遣型

(2) 高齢者向け民間賃貸住宅(高齢者優良居室)の申込み(高齢社会対策課 施設係)

ア 事業内容

住宅に困窮している高齢者世帯で公営住宅への入居を希望する世帯に、区へ登録された民間賃貸住宅を抽選により紹介する。

契約家賃の5割(最長6年)および居室確保料(礼金)、更新料を補助する。

イ 対象

65歳以上のひとり暮らしの者および65歳以上の者と60歳以上の者のみの世帯。

ウ 事業実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
新規提供件数(件)	9	6	5	4	8

7 三療サービス(高齢者支援課 高齢給付係)

(1) 事業内容

65歳以上の高齢者を対象に、健康増進と福祉の向上を目的として、はり・きゅう・マッサージ・指圧のいずれか1つを1回1,500円で年4回利用できる利用券を希望者に交付している。ただし、申請月により交付枚数が異なる。

(2) 事業実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
交付者数(人)	7,161	6,821	6,542	5,903	5,435
延べ利用回数(回)	13,073	12,517	11,341	9,587	9,976

8 高齢者就業・社会参加支援事業

(1) 高齢者向けホームページ「シニア ナビ ねりま」運営(高齢社会対策課 いきがい係)

ア 事業内容

第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成21～23年度)の基本施策「多様な社会参加の促進」の個別事業「情報発信の仕組みづくり」として、平成22年4月1日に開設した。

おおむね50歳以上のシニアの社会参加支援を目的として、シニアサークルの紹介やシニア向け情報を掲載しているホームページの運営を公募区民のサポーターと共に行う。

(2) シニア職場体験事業(高齢社会対策課 いきがい係)

ア 事業内容

シニア世代に向けて就職・就業を広く啓発して、生涯現役意識の醸成を図り、高齢者が活躍できる環境づくりを推進するため、平成29年度に開始した「シニア就職活動支援事業」を見直し、令和元年度に当事業を開始した。

おおむね60歳以上の方を対象に、就職を支援するセミナーを4回実施するとともに、併せて、ハローワーク池袋による個別相談を行う。また、就職前に職場の見学や体験の機会を設け、高齢者と企業の相互理解を促進する。

イ 事業実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受講者数延べ(人)	68	68	115	84	54
個別相談延べ(人)	26	30	34	34	20

※ 令和3年度からセミナーの回数を8回から4回に変更した。

(3) 元気高齢者介護施設業務補助事業(高齢社会対策課 いきがい係)

ア 事業内容

高齢者が地域で活躍できる機会を提供し、高齢者の健康づくりや社会貢献等いきがいを創出するとともに、介護保険施設(以下「施設」という。)の介護職員の負担軽減を図るため、平成29年4月から開始した。

特別養護老人ホーム等の介護職員が行う作業のうち、簡易な清掃等高齢者が行うことのできる程度の軽易な作業を行う。

イ 事業実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施施設数	29施設	41施設	45施設	34施設	33施設

(4) はつらつシニア活躍応援塾(高齢社会対策課 管理係)

ア 事業内容

高齢者がこれまでに得た知識や技術を効果的に教える手法を学ぶ講座を実施。また、受講者のうち、希望者には講師の体験ができる機会を設けている。修了者は、はつらつセンター等から依頼を受けて講座・教室等の講師として活動している。

イ 事業実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
講座修了者数	43名	47名	47名
体験教室実施回数	7回	21回	28回

※ 令和元年度新規事業

(5) シニアセカンドキャリア応援事業(高齢社会対策課 いきがい係)

ア 事業内容

シニア起業・創業セミナー(令和2年度開始)を拡充し、令和3年度からシニアセカンドキャリア応援事業を実施する。

おおむね60歳以上の区民が、高齢期においても、いきいきと生活できるよう、就職や起業、地域活動に関して学ぶ場を提供。

イ 事業実績

	令和2年度	令和3年度
受講者数	23人	56人

9 各種助成

(1) 老人クラブ運営助成(高齢社会対策課 いきがい係)

ア 事業内容

老後の生活を健全で明るく楽しいものにするため、高齢者自らが老人クラブを組織して、ボランティア活動、生きがいを高めるための各種活動、健康増進事業、その他社会活動等の活動を行う際に、その運営を側面から支援するものとして助成金を交付している。

イ 資格条件

30人以上の同一地域内に居住しているおおむね60歳以上の高齢者であること。

ウ 助成額

(ア) 金額	月額22,800円	
(イ) 人員割加算	81人~100人	月額1,000円
	101人~125人	月額3,000円
	126人~150人	月額5,000円
	151人~175人	月額7,000円
	176人~200人	月額9,000円
	201人以上	月額11,000円

エ 事業実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
老人クラブ数	132	129	123	120	116
会員数(人)	9,896	9,530	8,884	8,423	7,245
助成額(円)	38,002,800	37,178,400	35,272,800	34,188,000	32,757,600

(2) 老人クラブ連合会助成(高齢社会対策課 いきがい係)

ア 事業内容

区内の老人クラブによって構成されている練馬区老人クラブ連合会に対し、事業費の一部を助成することにより、その円滑な執行に寄与するため助成金を交付している。

イ 事業実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
加入老人クラブ数	132	129	123	120	116
会員数(人)	9,896	9,530	8,884	8,423	7,245
助成額(円)	5,928,800	5,851,400	5,753,560	5,626,140	5,398,100

(3) 寿文化祭の開催(高齢社会対策課 いきがい係)

ア 事業内容

練馬区老人クラブ連合会の主催で、区内に居住するおおむね60歳以上の高齢者を対象に、9月に2日間、芸能大会・作品展を練馬文化センターで開催している。

イ 事業実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
作品出品数(件)	138	-	75	-	250
演目数(件)	94	90	80	-	-
参加人員(人)	1,183	1,183	1,049	-	579
助成金(円)	1,084,000	1,084,000	1,084,000	1,084,000	968,763

※ 平成30年度作品展は、会場の都合により、中止。

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、アトリウムにおけるパネル展を代替として開催。

※ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、ゆめりあギャラリーにおいて、作品展のみ開催。

(4) 高齢者サークル活動助成(高齢社会対策課 いきがい係)

ア 事業内容

高齢者の社会参加やボランティア活動を促進するため、60歳以上の方が20人以上で、かつ会員の年齢が概ね60歳以上の者で構成するサークルが行う事業で、会員以外の区民等の参加を中心とする事業または区民等を対象としたボランティア事業について、経費の一部を助成している。

イ 事業実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
助成サークル数	16	15	14	11	10

(5) 老人クラブ農園(高齢社会対策課 いきがい係)

ア 事業内容

老人クラブ会員相互の親睦と健康の増進を図るため、民有地を借り上げ、老人クラブ農園として提供し、園芸指導員を配置している。園芸指導員には1人当たり月額3,000円の謝礼を支払っている。

イ 事業実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
農園数	23	23	24	23	23

(6) 老人クラブゲートボール場の提供(高齢社会対策課 いきがい係)

ア 事業内容

老人クラブ会員相互の親睦と健康の増進に寄与するため、民有地を借り上げ、ゲートボール場として提供している。

イ 事業実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ゲートボール場数	3	3	3	3	3

(7) 練馬区シルバー人材センター(高齢社会対策課 いきがい係)

練馬区シルバー人材センターは、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき昭和52年7月に設立された区の外郭団体である。区は、人件費等管理運営費に対して補助金を交付しているほか、業務内容のPR、事業の発注等側面からの支援をしており、平成23年度に公益社団法人となった。社会参加の意欲ある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする60歳以上の会員による組織である。

センターの会員は、地域ごとの15の班とそれをまとめた5つのブロックを構成して、自主的に社会貢献に取り組んでいる。班では、地域の公共性の高い場所を清掃する「ボランティア清掃」を定期的実施している。それぞれのブロックでは、高齢者に関係の深い健康や消費生活、防災などの研修会を会員以外にも参加できる形で実施するなど地域貢献活動を推進している。

平成22年度から75歳以上の高齢者のみの世帯を対象とした「高齢者お困りごと支援事業」を委託し、日常生活の軽易なお困りごとの解決を支援している。また、平成28年度から介護保険の要支援相当者を対象として「シルバーサポート事業」を委託し、日常生活の支援を充実している。

また、高齢者の多様な働き方に対応した雇用・就業機会を確保するため、平成30年度から、マンション清掃等の「請負事業」に加えて、保育園の用務補助や会社の事務等の「労働者派遣事業」を実施している。

ア 組織(令和4年4月1日現在)

(ア) 会員 3,451人(概ね60歳以上)

(イ) 役員 理事10人、監事2人 班長15人、女性幹事15人、組長108人

(ウ) 職員 事務局18人、事業所2人

イ 事業内容

- (ア) 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業の機会確保及び提供
- (イ) 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施
- (ウ) 社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業
- (エ) 調査研究、相談及び事業の企画運営

ウ 事業実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
受託件数(件)	20,729	21,064	21,264	19,892	20,557
就業延べ人数(人)	335,301	341,762	332,092	307,422	315,393
契約金額(千円)	1,338,958	1,389,832	1,389,013	1,254,227	1,316,986

(8) 施設整備計画

ア 特別養護老人ホームの整備(高齢社会対策課 施設係)

家庭での介護が困難で、常時介護の必要な高齢者等が、安心して暮らせる施設として区内に特別養護老人ホームの整備を進めている。

(既存施設)

施設名	所在地 電話番号	開設年月	設置運営	定員	併設施設(※)				
					デ	認	包	シヨ	ケ
特別養護 老人ホーム 育秀苑	桜台 2-2-8 3557-7637	昭和 62 年 11 月	社会福祉法人 育秀会	60				○	
田柄特別養護 老人ホーム	田柄 4-12-10 3825-1551	平成元年 4 月	社会福祉法人 練馬区社会福 祉事業団	100	○		○	○	
特別養護 老人ホーム 光陽苑	西大泉 5-21-2 3923-5264	平成 3 年 4 月	社会福祉法人 泉陽会	60	○	○		○	
関町特別養護 老人ホーム	関町南 4-9-28 3928-8115	平成 5 年 6 月	社会福祉法人 練馬区社会 福祉事業団	70	○		○	○	
富士見台特別 養護老人ホーム	富士見台 1-22-4 5241-6010	平成 6 年 6 月	社会福祉法人 練馬区社会 福祉事業団	50	○	○		○	

施設名	所在地 電話番号	開設年月	設置運営	定員	併設施設(※)				
					デ	認	包	シヨ	ケ
特別養護老人 ホーム やすら ぎの里大泉	大泉学園町 7-12-32 5387-5577	平成6年 11月	社会福祉法人 章佑会	50	○			○	
特別養護老人 ホーム 練馬キ ングス・ガーデ ン	早宮 2-10-22 5399-2201	平成8年 12月	社会福祉法人 キングス・ ガーデン東京	50	○		○	○	
特別養護 老人ホーム 第2 育秀苑	羽沢 2-8-16 3991-0523	平成10年 4月	社会福祉法人 育秀会	50			○	○	
大泉特別養護 老人ホーム	東大泉 2-11-21 5387-2201	平成11年 4月	社会福祉法人 練馬区社会 福祉事業団	120	○	○		○	○
特別養護 老人ホーム 第二光陽苑	関町北 5-7-22 5991-9917	平成11年 4月	社会福祉法人 泉陽会	100	○	○	○	○	
特別養護老人 ホーム やすら ぎミラージュ	大泉町 4-24-7 5905-1191	平成11年 5月	社会福祉法人 章佑会	70	○	○	○	○	
特別養護 老人ホーム 練馬高松園	高松 2-9-3 3926-8341	平成12年 4月	社会福祉法人 東京福祉会	100	○	○	○	○	
特別養護 老人ホーム 土支田創生苑	土支田 3-4-20 3978-0801	平成13年 4月	社会福祉法人 創生	86	○	○		○	
特別養護老人 ホーム フロー ラ石神井公園	下石神井 3-6-13 3996-6600	平成15年 4月	社会福祉法人 練馬豊成会	90	○		○	○	
特別養護老人 ホーム 豊玉南 しあわせの里	豊玉南 2-26-6 5946-2323	平成16年 4月	社会福祉法人 安心会	63	○			○	
特別養護 老人ホーム こぐれの里	大泉学園町 2-26-28 3925-0477	平成17年 4月	社会福祉法人 東京雄心会	50				○	

施設名	所在地 電話番号	開設年月	設置運営	定員	併設施設(※)				
					デ	認	包	シヨ	ケ
特別養護 老人ホーム さくらヶ丘	大泉学園町 5-30-36 3978-1094	平成19年 2月	社会福祉法人 北山会	72				○	
特別養護 老人ホーム 第2練馬高松園	高松2-9-19 5987-2333	平成19年 10月	社会福祉法人 東京福祉会	65				○	
特別養護 老人ホーム こぐれの杜	大泉学園町 5-18-41 5935-9158	平成22年 4月	社会福祉法人 東京雄心会	60				○	
特別養護老人 ホーム みさよ はうす土支田	土支田 3-27-27 5947-2555	平成22年 4月	社会福祉法人 シルヴァー ウィング	30				○	
特別養護 老人ホーム サンライズ大泉	西大泉 4-20-17 5935-7401	平成24年 11月	社会福祉法人 芳洋会	100				○	
石神井台 特別養護老人 ホーム秋月	石神井台 6-1-11 5935-8928	平成25年 3月	社会福祉法人 さわらび会	177				○	
介護老人福祉施 設 南大泉かが やきの里	南大泉 3-19-31 3867-2555	平成25年 4月	社会福祉法人 安心会	47				○	
上石神井 特別養護老人 ホーム	上石神井 2-17-23 5903-3051	平成25年 5月	社会福祉法人 練馬区社会 福祉事業団	30				○	
特別養護 老人ホーム 第3育秀苑	土支田 1-31-5 6904-0105	平成25年 6月	社会福祉法人 育秀会	60		○	○	○	
特別養護老人 ホーム やすら ぎグランデ	大泉学園町 8-9-30 5947-5580	平成26年 6月	社会福祉法人 章佑会	90				○	○
特別養護老人 ホーム やすら ぎシティ東大泉	東大泉 7-27-49 3978-5100	平成26年 12月	社会福祉法人 章佑会	50				○	

施設名	所在地 電話番号	開設年月	設置運営	定員	併設施設(※)				
					デ	認	包	ショ	ケ
特別養護老人 ホーム タムス さくらの杜練馬	土支田 2-16-27 5935-6397	平成 29 年 8 月	社会福祉法人 春和会	108				○	
特別養護老人 ホーム 練馬の 丘キングス・ ガーデン	練馬 2-27-7 6629-4599	平成 29 年 8 月	社会福祉法人 キングス・ ガーデン東京	96		○		○	
特別養護老人 ホーム タムス さくらの杜練馬 アネックス	土支田 2-36-16 5935-6705	平成 31 年 4 月	社会福祉法人 春和会	83				○	
特別養護 老人ホーム 上石神井幸朋苑	上石神井 3-2-18 5991-1331	令和元年 10 月	社会福祉法人 こうほうえん	40				○	
特別養護老人 ホーム あおぞ ら縁小竹テラス	小竹町 1-29-1 6909-3932	令和 2 年 9 月	社会福祉法人 宝満福祉会	30				○	
特別養護 老人ホーム 第 3 練馬高松園	高松 2-30-8 5848-8000	令和 3 年 5 月	社会福祉法人 東京福祉会	72				○	
特別養護 老人ホーム 練馬いやし園	早宮 3-13-35 5912-0245	令和 4 年 2 月	社会福祉法人 気づき福祉会	55				○	

※ 併設施設(デ・・・デイサービスセンター一般型、認・・・認知症対応型デイサービスセンター、包・・・地域包括支援センター、ショ・・・ショートステイ、ケ・・・ケアハウスまたは都市型軽費老人ホーム)

イ 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)の整備(介護保険課 事業者指定係)

認知症の高齢者に対し、家庭的な雰囲気の中で過ごせる場を提供し、本人の認知症の症状を和らげるとともに、家族の負担の軽減を図るため、グループホームの整備を進めている。

(既存施設) (並びは開設順。)

施設名	所在地	電話番号	開 設	設置運営	定員
ミニケアホーム きみさんち	関町北 3-36-12	3929-2208	平成 12 年 9 月	NPO 法人 ミニケアホーム きみさんち	6
大泉学園高齢者 グループホーム まささんの家	大泉学園町 2-20-22	5933-3317	平成 12 年 12 月	社会福祉法人 福音会	9
(株)さかえケアサービス めだかの学校	豊玉北 5-11-4	3993-7312	平成 15 年 6 月	株式会社 さかえ ケアサービス	18
医療法人社団平真会 薬師堂グループホーム	貫井 4-25-25	3998-3311	平成 15 年 8 月	医療法人社団 平真会	9
とちの実	東大泉 1-12-19	3978-6955	平成 17 年 6 月	有限会社 自在	9
第三光陽苑 いずみ	西大泉 4-10-6	5905-7881	平成 17 年 12 月	社会福祉法人 泉陽会	18
グループホーム すずらん	南田中 4-10-19	3995-2125	平成 18 年 6 月	有限会社 ライフ・ワン	18
石神井クラシック・コ ミュニティ そよ風	石神井台 7-16-11	5927-5140	平成 18 年 8 月	株式会社 ユニマツト リタイアメント・ コミュニティ	18
グループホーム ふあいん	富士見台 1-17-3 T0 ビル 2 階	3825-2058	平成 18 年 9 月	ディーケア 株式会社	18
医療法人社団平真会 薬師堂 グループホーム澄	向山 1-14-16	5987-5665	平成 18 年 11 月	医療法人社団 平真会	9
大泉学園さくらの家	大泉学園町 7-19-17	5933-0849	平成 18 年 12 月	医療法人社団 翔洋会	18
あすかの里	北町 3-3-24	5922-5085	平成 19 年 11 月	医療法人社団 育陽会	18

施設名	所在地	電話番号	開 設	設置運営	定員
ハイムガーデン南大泉	南大泉 2-1-46	5933-3612	平成 19 年 12 月	株式会社 ヘルシー サービス	18
愛の家 グループホーム 練馬早宮	早宮 4-14-7	5999-5221	平成 20 年 12 月	メディカル・ ケア・サービス 株式会社	18
せらび練馬	北町 2-15-10	6915-7622	平成 21 年 5 月	株式会社ソラスト	18
せらび光が丘	土支田 3-1-22	5935-9718	平成 21 年 8 月	株式会社ソラスト	18
グループホーム ゆりの花 羽沢	羽沢 3-25-5	5999-6721	平成 21 年 10 月	株式会社 パール	18
ニチイケアセンター 石神井公園	石神井町 7-17-16	5910-2281	平成 21 年 10 月	株式会社 ニチイ学館	18
医療法人社団平真会 薬師堂グループホーム キミ	富士見台 4-4-18 薬師堂ビル	3577-8767	平成 21 年 10 月	医療法人社団 平真会	18
グループホーム ルミエール光が丘	田柄 5-26-3	5848-2851	平成 22 年 11 月	株式会社 スクールパール 羽生	18
グループホーム 東京練馬の家	春日町 4-6-3	3970-2500	平成 23 年 2 月	医療法人社団 長啓会	18
はなまるホーム西大泉	西大泉 2-16-23	5935-8511	平成 23 年 3 月	株式会社 愛誠会	18
セントケアホーム 下石神井	下石神井 2-8-13	5923-1090	平成 23 年 4 月	セントケア東京 株式会社	18
グループホーム ゆりの花 旭丘	旭丘 2-34-14	6909-5012	平成 23 年 8 月	有限会社 ハピネス	18
ニチイケアセンター 大泉学園	大泉学園町 5-35-1	5947-6570	平成 23 年 9 月	株式会社 ニチイ学館	18
SOMPOケア そんぽの家GH桜台	桜台 2-29-11	5912-6751	平成 23 年 10 月	SOMPOケア 株式会社	18
愛の家グループホーム 練馬西大泉	西大泉 2-17-20	5947-5270	平成 23 年 11 月	メディカル・ ケア・サービス 株式会社	27
優つくり グループホーム 石神井台沼辺	石神井台 2-7-5	5923-7100	平成 23 年 12 月	社会福祉法人 奉優会	18

施設名	所在地	電話番号	開設	設置運営	定員
エスケアホーム練馬	大泉町 2-41-2	5947-5171	平成 25 年 9 月	株式会社 エスケアメイト	18
グループホーム 希望・練馬	豊玉南 2-27-4	3557-5570	平成 26 年 9 月	株式会社 トリードアート	26
グループホーム しゃくじいの庭	上石神井 2-20-13	3594-7012	平成 27 年 6 月	有限会社アオキ トゥーワン	9
グループホーム 第二あすかの里	北町 3-7-1 株式会社 山翠苑ビル	3931-0112	平成 27 年 10 月	医療法人社団 育陽会	27
ヒューマンライフケア 大泉学園 グループホーム	大泉学園町 3-5-28	3923-7100	平成 28 年 11 月	ヒューマンライフ ケア株式会社	18
ミモザ上石神井	上石神井 3-28-2	5927-5330	平成 31 年 2 月	ミモザ 株式会社	18
ヒューマンライフケア 中村橋 グループホーム	貫井 5-10-14	5971-2025	令和 2 年 11 月	ヒューマンライフ ケア株式会社	18
やはら翔裕園	谷原 4-12-24	6913-2268	令和 3 年 5 月	社会福祉法人 長寿村	18
グループホーム くらしさ練馬	土支田 4-23-21	3925-6880	令和 3 年 11 月	株式会社 元気な介護	27

ウ 介護老人保健施設の整備(高齢社会対策課 施設係)

病状が安定期にあり、入院治療の必要がない高齢者等の家庭復帰を支援するための施設である。

(既存施設)

施設名	所在地 電話番号	開設年月	設置運営	定員	併設施設 (※)		
					通	訪	居
練馬ゆめの木	大泉町 2-17-1 3923-0222	平成 9 年 10 月	医療法人社団 翠会	98	○	○	
大泉学園 ふきのとう	大泉学園町 8-24-25 3924-2215	平成 10 年 9 月	医療法人社団 翔洋会	100	○		
ミレニウム桜台	桜台 2-1-13 5946-5508	平成 11 年 11 月	医療法人財団 秀行会	92	○		○
平和台アバンセ	平和台 1-16-12 5922-2300	平成 12 年 10 月	医療法人社団 善仁会	150	○		
カタクリの花	高野台 5-32-12 5393-6201	平成 13 年 12 月	医療法人社団 カタクリ会	100	○		

施設名	所在地 電話番号	開設年月	設置運営	定員	併設施設(※)		
					通	訪	居
葵の園・練馬	春日町4-37-30 5971-1166	平成19年 10月	医療法人社団 葵会	100	○		
神石	上石神井 3-33-6 3594-0088	平成22年 4月	医療法人社団 龍岡会	123	○	○	○
橘苑	北町3-7-22 5921-3722	平成23年 4月	医療法人社団 育陽会	53	○		
リハビリパーク 練馬	豊玉北1-20-20 6914-8760	平成25年 10月	医療法人 杏林会	150	○	○	
第二橘苑	北町2-32-14 5921-3722	平成26年 2月	医療法人社団 育陽会	20	○		
エスポワール練馬	関町東1-1-9 5903-5267	平成26年 3月	医療法人社団 純正会	94	○	○	
ライフサポート ひなた	氷川台2-14-3 5922-6788	平成27年 5月	医療法人社団 健育会	56	○	○	○
みんなの笑顔	東大泉5-29-13 3921-2525	平成27年 12月	医療法人社団 川満恵光会	100	○		
ライフサポート ねりま	大泉学園町 7-3-28 5935-6713	平成29年 4月	医療法人社団 健育会	80	○	○	○

※ 併設施設(通…通所リハビリテーション、訪…訪問リハビリテーション、居…居宅介護支援事業所)

エ 都市型軽費老人ホームの整備 (高齢社会対策課 施設係)

身体機能の低下などで、自立した生活に不安がある高齢者向けの住まいを確保するため都市型軽費老人ホームの整備を進めている。

(既存施設)

施設名	所在地	電話番号	開設年月	設置運営	定員
ケアハウス大泉中央	大泉町1-58-36	5947-5891	平成24年 11月	株式会社 ソラスト	20
ケアハウス石神井台	石神井台 6-19-3	5947-5717	平成24年 11月	株式会社 ソラスト	20
ケアハウス光が丘公園	田柄4-39-17	5968-8288	平成25年 8月	株式会社 ソラスト	20
あいケアハウス 練馬北町	北町8-3-20	5945-7882	平成25年 11月	介護サポート かがやき有限会社	20
ハートフルコート 石神井	下石神井 4-34-7	6761-1122	平成25年 11月	株式会社 ビーステップ	20

施設名	所在地	電話番号	開設年月	設置運営	定員
やすらぎグランデ	大泉学園町 8-9-30	5947-5590	平成 26 年 6 月	社会福祉法人 章佑会	10
橋戸の丘	大泉町 2-9-37	5947-6621	平成 26 年 12 月	社会福祉法人 練馬区社会福祉 事業団	20
ハートフルコート大泉	大泉学園町 2-23-65	6767-2100	平成 27 年 2 月	株式会社 ビーステップ	20
ほっと・ハウス・仲町	平和台 1-2-7	3932-1123	平成 27 年 4 月	株式会社 ほっと・すぺーす	20
ケアハウス小竹向原	小竹町 2-33-18	6909-4131	平成 29 年 7 月	株式会社 健康会	20
ケアハウス石神井公園	石神井台 3-27-35	6913-4833	令和 2 年 10 月	株式会社 パッカード	20
ケアハウス練馬豊玉南	豊玉南 3-12-6	6915-8171	令和 2 年 11 月	株式会社 健康会	20
ほっと・ハウス・今神	氷川台 2-6-9	6906-7670	令和 2 年 12 月	株式会社 ほっと・すぺーす	20
ケアハウス上石神井北	石神井台 2-18-4	6913-1901	令和 3 年 5 月	株式会社 パッカード	20

10 高齢者いきいき健康事業(高齢社会対策課 いきがい係)

(1) 事業内容

令和 2 年度までは、年度内に 65 歳以上の方を対象としていたが、令和 3 年度から対象者を 75 歳以上(令和 4 年度は、生年月日が昭和 23 年 4 月 1 日以前)の方に変更した。

申請者に対して年度内に一回、いきいき健康券を交付する。

いきいき健康券の種類(令和 4 年度)

- ・区内公衆浴場(7 回補助券・自己負担 1 回 50 円)
- ・区内理容・美容店(3,000 円補助券)
- ・区内はり・灸・マッサージ・指圧施術所(1 回補助券・自己負担 1 回 300 円)
- ・豊島園庭の湯(平日 2 回無料券)
- ・練馬区立少年自然の家「ベルデ」(3,000 円補助券)
- ・区内スポーツクラブ(2 回無料券)
- ・練馬区いきがいデイサービス(5 回無料券)

(2) 事業実績

申込件数	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
合 計	84,887	84,602	84,686	67,104	33,902

第3章 障害者福祉

1 相談

(1) 身体障害者等相談(障害者サービス調整担当課 障害調整係)

ア 身体障害者等に関すること

身体障害者手帳を交付されると、法の適用者たる証明となり、かつ法に基づく各種の援護を受ける前提となるものである。手帳の交付申請は本人または保護者の任意に基づくものであるが、権利として位置付けられる。

具体的には視覚、聴覚、平衡、音声、言語、肢体、心臓、呼吸器、腎臓、膀胱、直腸、肝臓、小腸および免疫機能の障害を有する方に対して身体障害者手帳を東京都が交付し、それに基づき障害者総合支援法等の障害福祉サービス等の支給および決定を行っている。

また、難病等を有する方に対して身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、障害者総合支援法に基づき障害福祉サービスの支給および決定を行っている。

イ 障害者総合支援法の障害福祉サービスに関すること

(ア) 更生医療の給付(自立支援医療(更生医療)の項参照)

(イ) 補装具の支給(補装具費の支給の項参照)

(ウ) 日常生活用具・住宅設備改修費の給付(日常生活用具給付等事業の項参照)

(エ) 自立支援給付

上記(ア)～(エ)の給付には、サービス量と所得に着目した利用者負担がある。ただし、課税状況等により、負担軽減制度がある。

(オ) その他の援護

生計、就労など各種相談、交通機関割引証の交付等を実施している。

ウ 事業実績

(ア) 相談指導状況

	身体障害者手帳交付	更生医療	補装具	施設	都営交通 民間バス 割引	日常生活用具・医療・諸 証明書など	計
平成29年度	10,889	3,631	4,317	3,305	2,734	41,897	66,773
平成30年度	11,346	4,265	4,251	3,392	2,793	47,100	73,147
令和元年度	11,012	4,935	4,726	2,638	2,881	43,571	69,763
令和2年度	10,411	4,931	4,076	3,253	2,751	44,390	69,812
令和3年度	11,234	4,620	4,057	3,039	2,557	46,598	72,105

(イ) 身体障害者手帳交付数(各年度3月末現在)

	視覚障害	聴覚平衡 機能障害	音声言語 機能障害	内部障害	肢体 不自由	計
平成29年度	1,421(26)	1,976(116)	254(0)	6,937(86)	9,722(245)	20,310(473)
平成30年度	1,444(27)	1,985(112)	244(0)	7,019(90)	9,651(252)	20,343(481)

	視覚障害	聴覚平衡 機能障害	音声言語 機能障害	内部障害	肢 体 不自由	計
令和元年度	1,464(30)	2,044(111)	250(0)	7,102(91)	9,545(259)	20,405(491)
令和2年度	1,461(27)	2,065(114)	257(2)	7,166(88)	9,371(249)	20,320(480)
令和3年度	1,484(30)	2,081(115)	259(0)	7,178(86)	9,190(263)	20,192(494)

※ ()は18歳未満を再掲

(2) 知的障害者相談(障害者サービス調整担当課 障害調整係)

ア 各種相談・指導

知的障害者およびその家族等から、施設利用、生活問題、職業相談などの各種相談に応じている。必要により家庭、職場および施設等を訪問して、知的障害者の社会的自立への適切な助言・指導援助を行う。

相談件数

	施設 入所	職親 相談	職業 相談	保健 医療	生活 相談	教育 相談	その他	計
平成29年度	1,441	0	208	40	367	79	13,491	15,626
平成30年度	1,401	1	204	89	438	98	21,638	23,869
令和元年度	1,575	0	241	37	614	292	21,827	24,586
令和2年度	1,687	0	392	105	1,066	309	28,621	32,180
令和3年度	1,732	2	365	121	734	233	35,656	38,843

イ 愛の手帳の交付

愛の手帳は、東京都が「知的障害者の保護および自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めること」を目的として実施した制度である。

対象者は都内に居住する方で、知的障害と判定された方に対して交付される。手帳を所持することにより、各種のサービスや援護の手続きができる。

ウ 福祉サービスの利用

障害者総合支援法上のサービスとして、自立した生活・就労のための支援を受ける訓練等給付、主に介護の支援を受ける介護給付などがある。住まいの場としては、施設入所支援、グループホームがあり、個々の利用者の申請に基づき障害程度や勘案すべき事項をふまえ、それぞれ支給決定が行われる。

また、障害福祉サービスを利用された方には、サービス量と所得に着目した負担がある。ただし、課税状況により、負担軽減制度がある。

(ア) 施設入所支援

満18歳(必要により15歳)以上の方を対象とし、入所により介護や生活支援等を行う。

(イ) 通所施設(生活介護・就労移行支援・就労継続A・Bなど)

福祉作業所および福祉園などがある。福祉作業所は一般就労が困難な方に簡易作業を通じて、作業支援や生活支援を行っている。福祉園は障害の重い方に対し、その心身の発達を促進し、社会生活能力を開発するために必要な訓練を行うなど、それぞれその社会的自立の助長を目的とし

ている。

エ 事業実績

知的障害者名簿登載者状況(各年度3月末現在)

	最重度		重度		中度		軽度		計		
	18歳未満	18歳以上	計								
平成29年度	38	143	263	1,015	221	884	565	1,696	1,087	3,738	4,825
平成30年度	33	157	255	1,030	245	896	572	1,784	1,105	3,867	4,972
令和元年度	32	164	241	1,048	253	894	577	1,841	1,103	3,947	5,050
令和2年度	28	164	245	1,067	253	901	578	1,889	1,104	4,021	5,125
令和3年度	23	165	247	1,080	260	907	589	1,966	1,119	4,118	5,237

知的障害者(児)の通所利用状況(各年度3月末現在)

	施設入所				その他	計
	児童施設※	支援施設	その他施設	小計		
平成29年度	7	352	1,380	1,739	3,086	4,825
平成30年度	7	374	1,743	2,124	2,848	4,972
令和元年度	5	375	1,672	2,052	2,998	5,050
令和2年度	5	379	1,887	2,271	2,854	5,125
令和3年度	6	395	1,885	2,286	2,951	5,237

※ 総合福祉事務所が関わった数

2 自立支援給付(障害者サービス調整担当課 障害者給付係)

(1) 介護給付、訓練等給付および相談支援

ア 介護給付

生活上または療養上の必要な介護を行う。

イ 訓練等給付

自立した日常生活や社会生活ができるよう、また就労等につながる支援を行う。

ウ 相談支援

障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援する。

エ 支給状況(延べ人数)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
介護給付	居宅介護	10,622	10,862	11,419	11,393	12,106
	重度訪問介護	1,136	1,197	1,243	1,247	1,398
	行動援護	56	62	67	81	70
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
介護給付	同行援護	2,477	2,443	2,404	2,294	2,390
	短期入所	3,210	3,120	3,166	2,177	2,418
	療養介護	918	918	906	924	961
	生活介護	12,898	13,220	13,480	13,655	14,017
	施設入所支援	5,422	5,506	5,593	5,614	5,711
訓練等給付	自立訓練	804	1,006	1,112	1,080	1,076
	就労移行支援	2,948	3,070	3,230	3,145	3,264
	就労継続支援	14,706	14,997	15,400	15,677	16,043
	就労定着支援	-	371	1,184	1,489	1,479
	自立生活援助	-	19	32	81	100
	共同生活援助	6,870	7,237	7,750	8,387	9,240
相談支援	計画相談支援	5,415	6,466	8,181	9,995	11,422
	地域相談支援	25	75	68	67	35
	障害児相談支援	1,972	2,355	2,190	2,614	3,397

※ 就労定着支援と自立生活援助は平成 30 年 4 月から創設された。

(2) 高額障害福祉サービス

ア 世帯単位の軽減措置

(ア) 事業内容

障害福祉サービスおよび介護保険制度における居宅サービス等を利用して利用者負担が著しく高額である場合、高額障害福祉サービス等給付費が支給される。また、障害児が障害福祉サービスと障害児通所支援事業を併せて利用し、利用者負担額が著しく高額である場合は、高額障害児通所給付費と併せ高額障害福祉サービス等給付費が支給される。

(イ) 支給状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
延べ支給件数	127	119	106	115	59

イ 高齢障害者の介護保険サービス利用者負担軽減措置

(ア) 事業内容

65 歳到達前に一定期間にわたって障害福祉サービスを利用していた障害者が介護保険に移行した際の介護保険サービスに係る利用者負担を軽減するため支給される。

(イ) 支給状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
延べ支給件数	-	-	70	80	104

(3) 補装具費の支給

損なわれた身体機能を代替または補完し、日常生活活動を容易にするため、補装具の製作・購入および修理にかかる費用の支給を行う。

補装具交付・修理(件数)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
義肢	61	78	59	71	62
装具	278	258	247	235	262
座位保持装置	87	84	103	75	78
視覚障害者 安全つえ	80	61	64	59	72
義眼	9	7	7	2	4
眼鏡	35	30	30	19	31
コンタクトレンズ	0	1	0	1	0
補聴器	434	364	422	376	381
車椅子	306	330	348	309	320
電動車椅子	164	163	169	157	178
座位保持椅子	9	9	7	8	9
起立保持具	6	5	3	9	3
歩行器	10	12	18	10	13
頭部保持具	1	3	5	3	2
排便補助具	0	0	0	0	0
歩行補助つえ	16	24	23	13	16
意思伝達装置	3	4	4	6	3
人工内耳	-	-	-	2	7
その他	0	0	0	0	0
計	1,499	1,433	1,509	1,355	1,441

3 地域生活支援事業

(1) 理解促進研修・啓発事業（障害者施策推進課 管理係）

ア 事業内容

毎年 12 月 3 日から 9 日の「障害者週間」にちなみ、12 月第一土曜日に「ユニバーサルフェス」の一部として、障害者福祉大会を開催している（同日「障害者フェスティバル」を開催）。

また、障害者ふれあい作品展を翌週に開催している。

※ 令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部中止。

- ・ 障害者福祉大会 地域社会で活躍している障害者の方(地域活躍者)、および障害者(児)の福祉の向上に功績のあった方または団体(援護功労)をたたえ、障害者(児)福祉の向上を図る。

受賞者数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
地域活躍者(人)	4	5	3	2	2
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
援護功労者(人)	4	8	4	4	3

- ・ 障害者フェスティバル 障害者(児)の自立と参加を促進するとともに、区民の障害者(児)に対する理解と認識を深める啓発事業の一環として開催している。
参加団体から選出された実行委員により自主的に運営され、作品展示、舞台発表、模擬店等の企画を実施している。
- ・ 障害者ふれあい作品展 障害者の絵画や陶芸作品を展示することにより、区民の障害者に対する理解と認識を深める啓発事業の一環として開催している。
(平成23年度から開催)

参加団体等

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
参加団体数	23	18	18	14	19
作品数(点)	171	184	177	135	140
来場者数(人)	1,036	532	589	270	300

(2) 移動支援(障害者サービス調整担当課 障害者給付係)

ア 事業内容

屋外での移動に困難がある障害者(児)について、社会生活上必要不可欠な外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活および社会参加を促す。

イ 支給状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
延べ 支給件数	11,161 (延 173,570 時間)	11,125 (延 170,062 時間)	11,307 (延 170,926 時間)	9,229 (延 133,936 時間)	10,004 (延 146,821 時間)

(3) 相談支援事業(障害者施策推進課 事業計画担当係長)

ア 障害者相談支援事業

(ア) 事業内容

障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止およびその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う。

(イ) 事業実績

相談支援事業者数	4
----------	---

イ 障害者地域自立支援協議会

(ア) 事業内容

障害者等への支援の体制の整備を図るため、地域の障害保健福祉関係機関等が地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携を緊密にするとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議する場として設置する。

(イ) 事業実績

設置数	1
-----	---

(4) 意思疎通支援事業

ア 手話通訳者派遣(障害者サービス調整担当課 障害調整係)

(ア) 事業内容

聴覚障害者の団体または個人の社会活動に手話通訳者を派遣することにより、聴覚障害者の福祉の向上に資することを目的としている。

(イ) 対象

- ・身体障害者手帳を所持する聴覚障害者
- ・聴覚障害者を主たる構成員とする団体や聴覚障害者の参加が見込まれる講演会等を主催する団体

(ウ) 派遣の範囲

社会活動および日常生活で必要とする場合。ただし、営業活動、政治活動、宗教活動を除く。

(エ) 謝礼

区登録者・・・2時間まで3,600円で、30分を超えるごとに600円を加算し、1回につき6時間を限度とする。

派遣センター登録者・・・1時間まで3,300円で、1時間を超えるごとに3,300円を加算し、1回につき6時間を限度とする。

(オ) 委託

手話通訳者の派遣については、東京手話通訳等派遣センターに委託している。

(カ) 事業実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
練馬区登録手話通訳者数(人)	68	66	65	59	60
派遣延数・区(人)	2,135	2,414	2,132	1,410	2,090
派遣延数・センター(人)	1,019	1,026	924	807	866

イ 要約筆記者派遣(障害者サービス調整担当課 障害調整係)

(ア) 事業内容

聴覚障害者の団体または個人の社会活動に要約筆記者を派遣することにより、聴覚障害者の福祉の向上に資することを目的としている。

(イ) 対象

- ・身体障害者手帳を所持する聴覚障害者
- ・聴覚障害者を主たる構成員とする団体や聴覚障害者の参加が見込まれる講演会等を主催する団体

(ウ) 派遣の範囲

社会活動および日常生活で必要とする場合。ただし、営業活動、政治活動、宗教活動を除く。

(エ) 謝礼

手書きノートテイクの場合

1時間まで2,700円で、1時間を超えるごとに2,700円を加算し、1回につき6時間を限度とする。

(オ) 委託

要約筆記者の派遣については、東京手話通訳等派遣センターに委託している。

(カ) 事業実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
派遣延数(人)	308	326	294	148	236

(平成19年4月事業開始)

ウ 手話通訳者設置事業(障害者サービス調整担当課 障害調整係)

(ア) 事業内容

区役所本庁舎、総合福祉事務所、障害者地域生活支援センターに定期的に手話通訳者を設置し、来所した聴覚障害者等の意思疎通支援を行っている。

(イ) 事業実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
設置回数	124	124	127	378	344

エ コミュニケーション支援機器の配備(障害者施策推進課 管理係)

音声言語によるコミュニケーションが困難な方へ情報提供を行うため、音声言語を即時文字化し画面上に表示するアプリケーションソフトを適用したタブレット端末を、各総合福祉事務所および福祉部内2か所に配備し、窓口でのコミュニケーションを容易にし、来所者への対応向上を図る。

(5) 日常生活用具給付等事業(障害者サービス調整担当課 障害者給付係)

ア 日常生活用具および住宅設備改善費の給付

(ア) 事業内容

障害者等に対し、日常生活の便宜を図るため、各種の用具および住宅設備の改善のための給付を行う。

(イ) 事業実績

a 日常生活用具給付状況

単位：件

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
入浴担架	4	5	6	4	4
入浴補助用具	51	54	44	44	46
移動用リフト	10	8	9	6	12
スリングシート	5	11	10	5	14
歩行支援用具	29	32	29	23	21
排泄支援用具	4	8	8	5	3

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
ポータブルトイレ	3	2	0	3	1
洗浄機能付便座	5	11	7	11	5
特殊マット	17	22	21	14	23
頭部保護帽	25	22	18	12	25
訓練いす	1	0	0	0	0
携帯用会話補助装置	7	5	4	2	3
火災警報機	1	0	1	4	1
自動消火装置	0	0	0	0	0
特殊寝台	19	35	18	19	27
体位変換器	1	1	2	2	1
特殊尿器	1	0	0	0	0
ポータブルレコーダー	21	19	29	27	16
テープレコーダー	0	2	-	-	-
時計	26	18	15	16	17
点字タイプライター	0	0	1	2	1
音声式体温計	15	6	8	22	16
音声式血圧計	11	7	9	14	8
体重計	11	5	11	7	5
電磁調理器	4	3	4	6	5
拡大読書器	27	12	16	22	23
音響案内装置	2	5	4	6	2
点字ディスプレイ	8	9	8	19	11
活字文書読上げ装置	2	6	1	1	3
屋内信号装置	16	10	8	13	12
聴覚障害者用通信装置	11	9	6	5	4
フラッシュベル	1	1	1	1	1
情報受信装置（文字 放送デコーダー）	0	6	3	1	1
会議用拡聴器	0	2	1	1	0
携帯用信号装置	1	1	0	0	0
ガス安全システム	0	0	0	0	0
ネブライザー	18	19	16	22	26
電気式たん吸引器	24	30	35	39	37
空気清浄器	3	0	2	3	1
透析液加温器	10	8	8	8	16
ルームエアコン	0	-	-	-	-
点字図書	7	15	16	9	5

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
ストマ用装具	10,908	11,463	12,300	11,654	12,902
点字器	1	1	3	2	1
人工喉頭	11	5	13	12	9
人工鼻	150	104	210	223	275
収尿器	21	18	9	18	11
つえ	15	19	10	14	8
情報通信支援装置	24	24	30	29	13
音声案内機器	4	8	3	1	3
動脈血中酸素飽和測定器	11	15	14	17	15
車椅子用レインコート	15	19	23	11	10
視覚障害者用地上デジタル放送受信ラジオ	14	10	11	3	1
計	11,575	12,095	13,005	12,382	13,644

b 住宅設備改善費給付状況

単位：件

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
中規模改修	7	19	9	5	15
屋内移動設備	8	4	15	6	18
階段昇降機	2	2	1	2	2
小規模住宅改修	10	22	11	7	19
計	27	47	36	20	54

イ 緊急通報システム事業

(ア) 事業内容

在宅の重度身体障害者等に対し、病気や事故の際に東京消防庁に自動通報するための無線発報器等を貸与し、もって障害者の安全を図る。

(イ) 事業実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用者登録数(人)	10	13	15	16	17

(6) 地域活動支援センターⅢ型事業(障害者サービス調整担当課 事業者支援係)

ア 事業内容

精神障害者等の相談に応じて必要な助言や情報提供を行い、創作的活動または生産活動、社会との交流等を通じて、社会復帰の促進および地域生活の安定を図る。平成 26 年 10 月に開設した。

イ 事業実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
年間延利用者数	1,277	1,479	1,505	1,694	1,657

(7) 任意事業

ア 訪問入浴サービス(障害者サービス調整担当課 障害者給付係)

(ア) 事業内容

長期にわたり入浴が困難な在宅の重度心身障害者(児)に対し、巡回入浴車を派遣し、入浴の機会を提供することにより障害者の福祉の向上と家庭における負担軽減を図る。

(イ) 対象

知的障害者(愛の手帳 1～2 度)

身体障害者(身体障害者手帳 1～2 級)

ただし、介護保険法に基づく要介護または要支援の認定を受けた方は除く。

(ウ) 事業実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
延べ入浴回数(回)	3,666	3,644	3,671	3,389	3,250

イ 知的障害者職親委託(障害者サービス調整担当課 障害者給付係)

(ア) 事業内容

知的障害者の自立更生を図るため、知的障害者を職親に預け、生活指導・技能習得訓練を行うことにより、就職に必要な素地を与えると同時に、雇用の促進と職場への定着性を高める。

(イ) 支給状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
支給件数	1	0	0	0	0

ウ 日中一時支援事業(障害者サービス調整担当課 障害者給付係)

(ア) 事業内容

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援および障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。

(イ) 支給状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
延べ支給人数	1,425	1,536	1,548	862	879

エ 自動車運転教習費および自動車改造費の助成(障害者サービス調整担当課 障害者給付係)

(ア) 自動車運転教習費の助成

心身障害者が自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を助成することにより、心身障害者の日常生活の利便および生活圏の拡大を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。

(イ) 自動車改造費の助成

重度の身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成することにより、重度の身体障害者の社会復帰の促進を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。

(ウ) 事業実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
教習費 (件)	7	3	8	3	2
改造費 (件)	5	5	7	3	8

オ 手話通訳者養成(障害者サービス調整担当課 心身障害者福祉センター)

(ア) 事業内容

手話ボランティアおよび手話通訳者の養成を行うとともに、中途失聴者・難聴者に対する手話の習得を図る講習会を開催している。

(イ) 対象

区内在住・在勤(在学)の高校生以上の方(他自治体の登録通訳者を除く)

(ウ) 事業実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
修了者(人)	223	236	220	19	17

※ 令和 2、3 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の講習・新規受講者受入れの中止あり。

(8) 障害支援区分認定(障害者サービス調整担当課 障害審査係)

ア 障害支援区分認定

障害者総合支援法の介護給付等のサービスを利用するには、支給申請をしてサービスの必要度を明らかにするために、障害支援区分(区分1～区分6)の認定を受ける必要がある。

障害支援区分とは、障害者等の障害の多様な特性、その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に表す指標である。認定調査員が行った80項目のアセスメントおよび医師意見書の一部に基づくコンピューターによる一次判定を原案とし、医師意見書等の内容を加味したうえで、障害者給付審査会において二次判定を行い市町村が認定する。

イ 障害者給付審査会

障害者給付審査会は、障害保健福祉に関する学識経験を有する者のうちから、区長が委嘱する委員によって構成される。委員の任期は2年である。定数は条例で60人以内とし、令和3年度は委員50人(令和4年3月31日現在)を10合議体に編成して、障害支援区分の審査・判定を行った。

ウ 審査実績

(ア) 障害支援区分判定状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度※	令和 3 年度※
判定数(件)	1,267	1,130	1,102	1,386 (164)	1,442 (193)
審査会開催数(回)	66	66	68	83 (13)	93 (14)

※ 令和 2、3 年度は、() 内の新型コロナウイルス感染症拡大防止のための有効期間延長分を含む。

(イ) 障害支援区分分布状況

	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合計
平成 29 年度	0	14	222	217	198	224	392	1,267
	0%	1.1%	17.5%	17.1%	15.6%	17.7%	30.9%	100%
平成 30 年度	0	5	257	260	174	193	241	1,130
	0%	0.4%	22.7%	23.0%	15.4%	17.1%	21.3%	100%

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
令和元年度	0	6	220	278	166	155	277	1,102
	0%	0.5%	20.0%	25.2%	15.1%	14.1%	25.1%	100%
令和2年度	0	9	259	261	231	236	390	1,386
	0%	0.6%	18.7%	18.8%	16.7%	17.0%	28.1%	100%
令和3年度	0	10	274	322	224	247	365	1,442
	0%	0.7%	19.0%	22.3%	15.5%	17.1%	25.3%	100%

(%は小数点以下第二位を四捨五入したので、合計が合わない場合がある。)

4 自立支援医療(更生医療)(障害者サービス調整担当課 障害者給付係)

(1) 更生医療の給付

身体上の障害を手術等の治療によりその障害の程度を軽減または除去する場合、医療費の一部を公的に負担するもので、主なものは人工透析、心臓手術などである。

(2) 事業実績 ()内は延べ件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
給付件数(件)	764 (6,473)	809 (6,629)	803 (6,838)	836 (6,650)	843 (6,896)
給付金額(円)	1,224,902,159	1,233,794,139	1,298,814,238	1,252,033,087	1,246,534,434

5 障害児支援事業給付(障害者サービス調整担当課 障害者給付係)

(1) 障害児通所支援事業

障害児が、身近な地域で支援を受けながら、地域生活が営めるよう支援を行う。(延べ人数)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
児童発達支援	8,113	8,571	9,407	9,439	10,842
医療型児童発達支援	35	25	54	38	69
放課後等デイサービス	10,372	11,127	11,831	11,904	12,851
保育所等訪問支援	0	15	116	378	840
居宅訪問型児童発達支援	-	-	2	39	62

※ 居宅訪問型児童発達支援は令和元年度から創設された。

(2) 高額障害児通所給付

ア 事業内容

障害児が障害福祉サービスと障害児通所支援事業を併せて利用し、利用者負担額が著しく高額である場合、高額障害福祉サービス等給付費と併せ高額障害児通所給付費が支給される。

イ 支給状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
延べ支給件数	92	97	84	90	60

6 自立支援負担軽減(障害者サービス調整担当課 障害者給付係)

(1) 特定障害者特別給付および特例特定障害者特別給付

ア 事業内容

施設入所者の負担すべき食費および光熱水費の一部、共同生活援助利用者の負担すべき家賃の一部を支給する。いわゆる、補足給付といわれているものである。

イ 事業実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
延べ人数	11,390	11,599	12,188	12,921	13,779

(2) 身体障害者(児)補装具(つえ)費用負担助成

ア 事業内容

身体障害者補装具(視覚障害者安全つえ)の自己負担額(1割相当分)を助成する。

イ 事業実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
助成件数	43	18	21	19	34

(3) グループホーム等加算

ア 短期入所東京都加算分

(ア) 事業内容

短期入所の事業を行う事業所の安定的な運営を図るために加算額を助成する。

(イ) 給付状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
成人分(延べ日数)	21,156	21,382	23,242	19,450	15,911
児童分(延べ日数)	1,110	824	1,075	727	702

イ 共同生活援助東京都加算分

(ア) 事業内容

共同生活援助の事業を行う事業所の安定的な運営を図るために運営に係る経費等を助成する。

(イ) 給付状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
都加算分(延べ件数)	5,689	5,904	6,469	6,830	7,472
家賃助成(延べ月数)	2,685	2,889	2,952	2,907	3,828

7 障害者福祉事業

(1) 東京都心身障害者扶養共済(障害者サービス調整担当課 障害調整係) (平成20年4月事業開始)

この扶養共済制度は、障害者を扶養する保護者に万一のことが(死亡・重度障害)あったとき、残された障害者に年金を支給する。

ア 加入できる方

心身障害者の保護者で、次の条件をすべて満たす方

- ① 区内に住所がある方
- ② 加入年度の初日(4月1日)の年齢が65歳未満の方
- ③ 特別な疾病や障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態の方

イ 対象となる心身障害者

- ① 知的障害のある方
- ② 身体障害者手帳を所持し、その障害が1～3級までに該当する方
- ③ 障害の程度が①②と同程度と認められる方(精神疾患、脳性まひ、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など)

ウ 掛金

- ① 一口当たりの金額は、9,300円～23,300円(加入時の年齢によって異なる)
- ② 心身障害者一人につき2口まで加入できる
- ③ 年度当初の年齢が65歳に達し、かつ20年継続加入した以後の加入月から免除

エ 年金支給額

加入者(保護者)が死亡した月、または重度の障害者になった月から、障害のある方に加入口数1口につき月額20,000円の年金を生涯にわたり支給する。

(2) 心身障害者福祉電話基本料金等の助成(障害者サービス調整担当課 障害者給付係)

ア 事業内容

在宅の重度身体障害者に対して、電話料金の一部を助成する。

イ 事業実績(対象数は3月31日現在の数)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
貸与電話(台)	21	20	20	19	18
所有電話(台)	35	33	27	25	21

(3) 心身障害者(児)紙おむつの支給(障害者サービス調整担当課 障害調整係)

ア 事業内容

区内在住で常時失禁状態にある3歳から65歳未満の身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度をお持ちの方を対象に紙おむつを支給している。利用者は区指定の商品の中から種類および必要量を区と契約する業者に注文し、自宅に配送する。利用者は購入金額の1割(1円未満は切捨てる。)を負担し、購入金額が8,000円を超えた場合は、7,200円を引いた金額を負担する。

ただし、次に該当する方は支給対象としない。

- (ア) 対象者本人(20歳未満の場合は扶養義務者)の前年の所得が3,604,000円を超える方(扶養親族等1人につき、38万円を加算)
- (イ) 生活保護を受けている方
- (ウ) 病院に入院されている方や施設に入所している方
- (エ) 他の制度で紙おむつの支給を受けている方

イ 紙おむつ受給者 実績(延べ人数)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
受給者(人)	4,536	4,638	4,739	4,780	5,053

(4) 心身障害者(児)の出張調髪(障害者サービス調整担当課 障害調整係)

ア 事業内容

東京都重度心身障害者手当を受給されている方で、外出が困難な在宅の方に、区内の理美容組合の協力を得て、自宅に理容師・美容師が出張して調髪等を行う。ただし、施設に入所や病院に入院中の方は対象にならない。区は年 6 枚を限度とした出張調髪券を交付し、利用者は、1 回の利用で 500 円を負担する。

イ 実績(延べ人数)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
受給者(人)	485	514	519	462	482

(5) 障害者企業実習奨励金(障害者施策推進課 就労支援係)

ア 事業内容

就労を希望する障害者とその準備として企業において実習を行った場合、奨励金(日額 1,000 円。ただし、実習時間が 3 時間に満たない場合は日額 500 円)を支給する。(平成 19 年度から事業開始)

イ 事業実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
申請延べ人数	49	53	54	55	61

(6) 障害者 IT 利活用 9 事業(障害者サービス調整担当課 心身障害者福祉センター)

ア 事業内容

受講後、区内で支援活動ができる初心者を対象に、障害者の IT 利活用を支援できる基本的な技術、および基礎知識を持つ支援者を養成するため、講習会を開催している。(平成 17 年度から事業開始)

イ 事業実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
受講者(延べ)	6	19	11	12	9

(7) 身体障害者手帳取得用診断書費用助成(障害者サービス調整担当課 障害者給付係)

ア 事業内容

身体障害者手帳交付申請時に添付する診断書および医師意見書の作成に要する費用を助成する。

イ 助成状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
助成件数(延べ)	229	263	274	219	275

(8) 日常生活用具給付(障害者サービス調整担当課 障害者給付係)

ア 重症患者日常生活用具給付

(ア) 事業内容

本人および家族の生活上の便宜を図るため、在宅の重症患者に特殊マット等の日常生活用具を給付する。

(イ) 給付状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
給付延べ件数	0	0	0	0	0

イ 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付

(ア) 事業内容

在宅の小児慢性特定疾病児童に特殊便器等の日常生活用具を給付する。

(イ) 給付状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
給付延べ件数	9	10	3	4	3

(9) ホームヘルプサービス (障害者サービス調整担当課 障害者給付係)

ア 重症患者ホームヘルプサービス助成

(ア) 事業内容

悪性腫瘍等の疾病にり患している方で他の公的支援が利用できない在宅生活の方に対して、ホームヘルパー利用経費の補助、サービス提供事業所の紹介を行い、対象者が安心して療養に専念できることを目的とする。

(イ) 事業実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
助成対象者	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

イ 重度脳性まひ者介護事業

(ア) 事業内容

重度脳性まひ者を介護し、生活圏の拡大を図るための援助を行い、地域社会での自立生活と社会参加を支援する。

(イ) 事業実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
重度脳性まひ者	62 人 11,402 回	61 人 11,008 回	54 人 9,939 回	51 人 9,495 回	46 人 8,512 回

※対象人数については各年度最終月(3月)実施分の人数とする。

(10) 知的障害者生活寮委託(障害者サービス調整担当課 障害者給付係)

ア 事業内容

就労または通所授産施設を利用している知的障害者に対して生活の場を提供し、日常生活における援護・指導を行うことにより、自立生活を促す。

イ 事業実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用人数(延べ)	60	72	72	64	48

(11) 緊急一時保護(障害者サービス調整担当課 障害者給付係)

ア 事業内容

重度障害者(児)の主な介護者が病気、事故、出産、あるいは冠婚葬祭等で不在となった場合、一時的に保護を行う。利用を希望する場合、身体障害者手帳、愛の手帳を持参し申請書を提出する。

イ 対象

知的障害者(概ね愛の手帳 1~4 度)
 身体障害者(概ね身体障害者手帳 1~2 級)
 脳性まひまたは進行性筋萎縮症の方

ウ 事業実績

緊急一時保護の状況(居宅)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
延べ保護日数(日)	1,614	1,442	1,321	1,059	873

(12) 障害者虐待防止対策(障害者施策推進課 管理係)

ア 事業内容

障害者虐待防止法の施行(平成 24 年 10 月)により、障害者虐待防止センター機能を障害者施策推進課および保健予防課に設置し、総合福祉事務所、保健相談所と連携しながら障害者虐待の防止、障害者の保護・支援などに取り組んでいる。

虐待通報は、虐待通報専用ダイヤル(電話・ファックス)を設け 24 時間体制で受け付けている。
 (休日・夜間は業務委託により実施)

イ 事業実績

休日・夜間虐待通報受付業務

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
通報受付件数	19	51	28	18	51

※ 受付件数が全て虐待案件ではない。

(13) 重症心身障害児(者)等在宅レスパイトおよび当該家族の就労等支援事業

(障害者施策推進課 地域生活支援係)

ア 事業内容

在宅で生活する重症心身障害児(者)等を支える家族等の介護負担を軽減および当該家族の就労等を支援することで、重症心身障害児(者)等の健康の保持とその家族の福祉の向上を図ることを目的として、自宅に訪問看護事業所から看護師等を派遣し、日頃、家族が行っている医療的ケアや療養上の世話を家族に代わって提供する。

1 回につき 2~4 時間(30 分単位)

利用者 1 人につき 1 年度の間に 96 時間を上限とする。

イ 対象者

次の項目のすべてに該当する方

① 練馬区内に住所を有する方

② 次のどちらかに該当する方

・18歳に達するまでに愛の手帳1度または2度程度の知的障害および身体障害者手帳1級または2級程度の身体障害(自ら歩くことができない程度の肢体不自由に限る。)を有するに至った方

・日常生活を営むために、医療的ケアを要する状態にある18歳未満の方

※ 医療的ケアの内容、頻度によって定められた基準がありますので、ご確認ください。

③ 家族等による在宅介護を受けて生活している方

④ 訪問看護により医療的ケアを受けている方

⑤ 現在利用している訪問看護事業所が当事業について区と契約していること。

ウ 事業実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用登録者数	57人	66人	77人	84人	94人
派遣回数	275回	309回	390回	379回	321回

(14) 中等度難聴児発達支援事業(障害者サービス調整担当課 障害者給付係)

ア 事業内容

身体障害者手帳の交付対象とならない区内在住の18歳未満の中等度難聴児を対象に、補聴器の早期装用を促進し、言語の習得やコミュニケーション能力等の向上を図ることを目的として、補聴器の購入費用の一部を助成する。

イ 対象者

次の項目のすべてに該当する方

① 練馬区内に居住する18歳未満の者

② 身体障害者手帳(聴覚障害)交付の対象となる聴力でないこと

③ 両耳の聴力レベルが概ね30デジベル以上であり、補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する者

ウ 事業実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
助成件数(耳)	10	18	11	33	52

(15) 障害者差別解消推進事業(障害者施策推進課 事業計画担当係長)

ア 理解促進・啓発事業

(ア) 事業内容

障害者差別解消法や区の実施計画を知るとともに、障害当事者等の話を聞くことで、障害福祉への理解を深める。

(イ) 事業実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
職員向け研修 (回)	3	3	3	6	6
区民向け講演会(回)	1	1	1	0	0

※令和 2 年度および 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部中止。

イ 障害者差別解消支援地域協議会

(ア) 事業内容

区や障害者団体などが、それぞれの機能や取組、地域における事例等を共有し、障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うために、協議の場を設置する。

(イ) 事業実績

設置数	1
-----	---

(16) 発達障害児者家族支援事業 (障害者施策推進課 事業計画担当係長)

事業概要

発達障害児者が適切な支援につながるよう、家族が孤立しない相談体制の構築を目指し、ペアレントメンター (発達障害児者の養育経験がある同じ立場の親) による相談や家族・きょうだい学習会および交流会、講演会を実施する。

8 各種助成

(1) 日中活動系サービス推進事業(障害者サービス調整担当課 事業者支援係)

ア 事業概要

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを実施する日中活動系サービス事業所に対し、運営費の一部を助成する。

イ 事業実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
事業所数	37	36	37	38	39

(2) 障害者グループホーム施設整備費補助事業

(障害者施策推進課 施設調整担当係長、地域生活支援係)

ア 事業概要

障害のある方の地域生活や、入所(入院)者の地域生活への移行を支援するため、区は、障害者の居住の場として、グループホーム等の整備を進めている。令和 3 年度末現在、区内の民設グループホームは 664 室である。

イ 事業実績(件数)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
施設整備費 補助金	1	1	1	0	1
開設準備経費 補助金	0	0	3	2	2

(3) 障害者グループホーム消防用設備整備費補助事業等(障害者施策推進課 地域生活支援係)

ア 事業概要

消防法施行令等の一部改正(平成 27 年 4 月 1 日施行)により、全ての障害者グループホームにおいて、消防用設備の設置が義務付けられた。グループホーム事業者が消防用設備を設置するために要する経費の一部または全部を補助することにより、区内グループホームの防火安全対策を強化し、福祉の向上を図る。

イ 事業実績(件数)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
消防用設備整備費 補助金	12	3	1	1	3

※ 平成 29 年度は、障害者グループホーム安全対策補助事業(国庫補助)の実績を含む。

(4) 障害者グループホーム医療的ケア実施体制整備補助金交付事業

(障害者施策推進課 施設調整担当係長、地域生活支援係)

ア 事業概要

常時医療的ケアが必要な重度障害者を受け入れて支援しているグループホームに対して、医療的ケアに対応するための人件費の一部を補助する。また、障害者グループホームと医療との連携体制構築のための検討会や勉強会を開催するとともに、検討内容を関係者へ周知する。

イ 事業実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
対象事業所	1 所	1 所	1 所	1 所	1 所
検討会	2 回	2 回	0 回	1 回	1 回
勉強会	1 回	0 回	1 回	0 回	0 回

(5) 重度障害者グループホーム等運営費補助金交付事業

(障害者施策推進課 施設調整担当係長、地域生活支援係)

ア 事業概要

重度障害者が定員に対して一定割合以上居住するグループホームの運営に関する費用の一部を補助する。ショートステイと相談機能を付加した「多機能拠点整備型」の地域生活支援拠点としての機能を有する場合は、その運営に関する費用の一部をさらに補助する。

イ 事業実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
重度障害者グループホーム運営費	2所	2所	3所	3所
多機能型地域生活支援拠点運営費	0所	1所	1所	1所

(6) 民設福祉園整備費および運営費補助金交付事業

(障害者施策推進課 施設調整担当係長、地域生活支援係)

ア 事業概要

重度知的障害者が、地域で自立した生活を送れるように支援するため、日中活動を支える生活介護事業所の整備および運営に要する費用の一部を補助する。

イ 事業実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象施設	1	1	1	2	2

※ 令和2年度から、旧高野台運動場用地を活用した福祉園の整備に向けて、整備事業者に対して、新たに整備費の補助を実施（令和4年度中の開設を予定）

(7) 児童発達支援センター事業への支援(障害者サービス調整担当課 事業者支援係)

児童福祉法に規定する児童発達支援センター事業を運営する社会福祉法人等に対し、運営費の一部を助成する。

令和3年度末現在、助成先は1件。

(8) 重症心身障害児放課後等デイサービス医療体制促進事業（障害者施策推進課 施設調整担当係長）

ア 事業概要

医療的ケアを要する重症心身障害児を受け入れる放課後等デイサービス事業者に対し、適切な支援と運営の安定化のため、医療体制の促進に関する経費の一部を補助する。

イ 事業実績

	令和2年度	令和3年度
対象施設	1	1

(9) 障害児支援体制整備促進事業（障害者施策推進課 施設調整担当係長）

ア 事業概要

障害児支援の体制整備の促進を図るため、障害児通所支援事業等（重症心身障害児を対象とする児童発達支援および放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、児童発達支援センター）を実施する施設の開設に係る経費の一部を補助する。

イ 事業実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象施設	1	0	0	1

(10) 民営化施設助成事業（障害者施策推進課 施設調整担当係長、就労支援係）

事業概要

民営化した障害者自立支援施設を運営する事業者に対して、サービス水準を維持して、施設運営の安定を確保し、障害者福祉の推進を図ることを目的として運営に係る経費の一部を助成する。

9 福祉手当（障害者サービス調整担当課 障害調整係）

(1) 練馬区心身障害者福祉手当

ア 事業内容

練馬区内に居住している身体障害（身体障害者手帳 1～3 級）、知的障害（愛の手帳 1～4 度）、脳性まひ、進行性筋萎縮症、特殊疾病、精神障害（精神障害者保健福祉手帳 1 級）の方に手当を支給し、これらの障害者の福祉の増進を図るものである。ただし、次に該当する方は支給対象としない。

- ① 対象者本人の前年の所得が 3,604,000 円以上の方（扶養親族等 1 人につき、38 万円を加算）
（20 歳未満は扶養義務者の所得）
- ② 障害者となった年齢が 65 歳以上の方
- ③ 児童育成手当（障害手当）を受けている方
- ④ 施設等へ入所している方

イ 手当

- (ア) 身体障害者手帳 1～2 級、愛の手帳 1～3 度、脳性まひ、進行性筋萎縮症、特殊疾病の方
月額 15,500 円
- (イ) 身体障害者手帳 3 級、愛の手帳 4 度、精神障害者保健福祉手帳 1 級の方
月額 10,000 円
4・8・12 月の年 3 回に支給される。

ウ 事業実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
延べ人数	129,941	128,981	129,681	131,621	134,372

(2) 特別障害者手当等

ア 特別障害者手当（国制度）

精神または身体に著しく重度の障害があるため日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある 20 歳以上の方に対して支給する。手当は月額 27,300 円で 2・5・8・11 月の年 4 回支給する。ただし、次に該当する方は支給対象としない。

- (ア) 対象者本人の前年の所得が 3,604,000 円以上の方（扶養親族等 1 人につき、38 万円を加算）
（他に扶養義務者の所得制限あり）
- (イ) 3 か月を超えて入院している方
- (ウ) 施設等へ入所している方

特別障害者手当受給状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
受給者数(人)	693	720	753	773	818

イ 障害児福祉手当（国制度）

20歳以上の障害者を対象とした障害基礎年金制度の発足に伴い、従来の福祉手当の支給対象者を20歳未満の児童に限定し、名称を障害児福祉手当に改めたものである。手当は月額14,850円で、2・5・8・11月の年4回支給する。ただし、次に該当する方は支給対象としない。

- (ア) 対象者本人の前年の所得が3,604,000円以上の方（扶養親族等1人につき、38万円を加算）
（他に扶養義務者の所得制限あり）
- (イ) 障害を理由とする年金などを受けている方
- (ウ) 施設等へ入所している方

障害児福祉手当受給状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受給者数(人)	238	243	236	249	234

ウ 福祉手当（国制度）

昭和61年3月31日現在、従来の福祉手当を受給していた20歳以上の方で、特別障害者手当および障害基礎年金のいずれも受けられない方に対して、引き続き手当を支給する。手当は月額14,850円で、2・5・8・11月の年4回支給する。ただし、次に該当する方は支給対象としない。

- (ア) 対象者本人の前年の所得が3,604,000円以上の方（扶養親族等1人につき、38万円を加算）
（他に扶養義務者の所得制限あり）
- (イ) 施設等へ入所している方

福祉手当受給状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受給者数(人)	9	6	7	6	6

(3) 東京都重度心身障害者手当

心身に著しく重度の障害を有し、家庭において常時複雑な介護を必要とする方に対して手当を支給し、これら障害者の福祉の増進を図るものである。東京都の制度であり、区ではこの手当に関する申請、届出の受理、進達および各通知書等の交付などを行っている。手当額は月額60,000円で、毎月銀行口座に振り込む。ただし、次に該当する方は支給対象としない。

- ア 対象者本人の前年の所得が3,604,000円以上の方（扶養親族等1人につき、38万円を加算）
（20歳未満は扶養義務者の所得）
- イ 3か月を超えて入院している方
- ウ 障害者になった年齢が65歳以上の方
- エ 施設等へ入所している方

東京都重度心身障害者手当受給状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受給者数(人)	531	538	534	526	527

10 心身障害者医療費助成(障害者サービス調整担当課 障害調整係)

(1) 制度の目的

心身障害者に対し、医療費の一部を助成することにより、心身障害者の保健の向上に寄与するとともに、心身障害者の福祉の増進を図ることを目的としている。

(2) 医療費助成の対象者

東京都内に住所を有する身体障害者手帳 1～2 級（内部障害者は 3 級まで）、愛の手帳 1～2 度または精神障害者保健福祉手帳 1 級（平成 31 年 1 月から）に該当する所得制限基準以下の方。ただし、次の方を除く。

- ア 医療保険未加入の方
- イ 生活保護を受けている方
- ウ 東京都規則で定めている施設に入所している方
- エ 重度障害者になった年齢が 65 歳以上の方
- オ 後期高齢者医療制度の受給者で住民税が課税されている方

(3) 所得制限

本人所得が単身の場合 3,604,000 円。扶養親族等 1 人につき、38 万円を加算。

(4) 医療費の助成

医療保険制度の給付を受けた場合に、医療費の自己負担分の一部を助成する。

(5) 事業実績

ア 助成対象者の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
助成対象者(人)	5,436	5,557	5,605	5,653	5,677

イ 各年度償還払い実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
延べ件数	3,437	3,563	3,577	3,939	3,407

11 福祉タクシー等(障害者サービス調整担当課 障害調整係)

(1) 福祉タクシー

ア 事業内容

外出困難な障害者(児)の生活範囲を拡大することを目的とした制度で、タクシーを利用する場合のタクシー券を交付する。所得制限あり。

イ 対象

- (ア) 下肢機能・体幹機能・移動機能・視覚・内部障害で、身体障害者手帳 1～3 級までの方、愛の手帳 1～2 度または精神障害者保健福祉手帳 1 級の方(自動車燃料費の助成を受けている方を除く)
- (イ) 65 歳未満で新規に手帳を取得した方。

ウ 交付内容

(ア) 交付枚数 1か月 500円券6枚、100円券5枚

(イ) 交付手続 身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳を持参し申請する。

エ 事業実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
交付人数	4,600	4,738	4,940	4,935	4,960

(2) 自動車燃料費の助成

ア 事業内容

心身障害者が日常生活のために使用する自動車の燃料費の一部を助成することにより、生活の利便および生活圏の拡大を図ることを目的とする。所得制限あり。

イ 対象

65歳未満で身体障害者手帳1～3級(下肢機能・体幹機能・移動機能・視覚・内部障害に限る)、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方またはその者と同居し、同一生計を営む方のうち、主に心身障害者の日常生活のために使用する自動車を所有している方。ただし、次に該当する方は支給対象としない。

(ア) 対象者本人(20歳未満の場合は扶養義務者)の前年度所得が3,604,000円を超える方(扶養親族等1人につき、38万円を加算)

(イ) 福祉タクシー券を受給している方

ウ 助成額

1か月につき2,500円

エ 事業実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者数(人)	1,399	1,375	1,351	1,368	1,370

(3) リフト付福祉タクシー

ア 事業内容

(ア) 対象

心身障害者手帳または愛の手帳保持者で、日常外出時に車いす等を使用している方

(イ) 利用方法

利用者は、区が契約している事業者へ直接予約をして利用する。1回の運行につき、区は事業者へ予約料・迎車料相当の費用を払い、利用者は運賃と事業者が定めた加算料金を利用時に支払う。

イ 事業実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
運行回数	41,654	40,937	40,606	39,489	47,911

12 障害者相談員(障害者施策推進課 事業計画担当係長)

事業内容

身体・知的・精神障害者の相談に応じ、必要な指導および助言を行うとともに、地域活動の推進・関係機関への協力等の業務を行うことにより身体・知的・精神障害者の福祉の増進を図るため、身体障害者相談員、知的障害者相談員および精神障害者相談員をそれぞれ設置している。

身体障害者相談員 14名 知的障害者相談員 13名 精神障害者相談員 5名

13 身体障害者補助犬の給付(障害者サービス調整担当課 障害者給付係)

事業内容

身体障害者手帳1級の視覚障害者、1、2級の肢体不自由者または2級の聴覚障害者で、都内に概ね1年以上住んでいる方に身体障害者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)を給付する。(所得制限あり。飼育費は自己負担)

14 障害者意思疎通推進事業(障害者施策推進課 事業計画担当係長)

事業内容

(1) コミュニケーション理解促進事業

区民・事業者向けに様々な生活場面ごとに具体例を示したコミュニケーションガイドブックを作成する。

また、作成したガイドブックを活用し、小売店等の事業者向け研修や区民向けの「(仮称) コミュニケーションパートナー養成講座」を実施する。

第4章 家庭福祉

1 母子・父子自立支援員兼婦人相談員(総合福祉事務所 相談係)

(1) 母子・父子自立支援員

ア 事業内容

母子・父子自立支援員は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づいて設置された職員で、各福祉事務所に4名(婦人相談員を兼ねる)配置されている。支援員は、母子・父子家庭および寡婦に対し、生活全般の相談に応じ、自立生活に必要な援護施策について指導、助言を行っている。

イ 事業実績

母子・父子自立支援員の相談指導状況

	相談実人数(人)	相談指導の内訳(件)																		
		総数	生活一般						児 童					生活資金等						その他
			住宅	医療	家庭紛争	就労	結婚	その他	養育	教育	非行	就職	その他	福祉資金	母子・父子	女性福祉資金	公的年金	児童扶養手当	生活保護	
平成29年度	4,165	6,127	204	197	560	326	3	962	686	84	0	15	65	2,044	25	9	66	98	524	259
平成30年度	4,579	6,569	267	262	941	418	5	871	496	131	5	21	98	1,686	33	4	71	134	711	415
令和元年度	4,436	10,200	501	418	1,814	547	6	1,157	1,038	190	4	13	175	1,860	22	28	135	364	1,104	824
令和2年度	4,194	8,937	508	371	1,485	435	3	879	1,008	185	3	3	166	1,513	30	57	124	232	1,426	509
令和3年度	4,331	8,550	521	549	1,232	579	1	770	1,081	174	0	4	83	1,122	19	29	96	352	1,525	413

(2) 婦人相談員

ア 事業内容

婦人相談員は売春防止法に基づいて設置された職員で、各福祉事務所に4名(母子・父子自立支援員を兼ねる)配置されている。相談員は保護や援助を必要とする女性の早期発見に努め、対象者の生活・職業・健康問題および家庭その他環境に関する相談に応じ、適切な指導を行っている。また、必要に応じ関係機関との連絡調整、保護施設への入所手続等を行っている。

イ 事業実績

婦人相談員の女性相談状況

(単位：件)

	五条違反	売春強要	相談内容													総数
			人間関係				経済関係			医療健康関係		住宅関係	職業関係	施設入所	その他	
			夫婦	親族	男女	職場・近隣	女性福祉資	生活困窮	借金・サラ	妊娠・出産	その他					
平成29年度	0	0	601	77	17	26	33	221	31	92	232	193	92	162	304	2,081
平成30年度	3	2	568	69	22	11	16	172	27	62	198	182	61	118	382	1,888
令和元年度	0	2	873	210	19	17	18	281	43	92	212	235	95	244	513	2,852
令和2年度	0	0	867	239	31	60	24	282	46	104	358	308	140	236	659	3,354

	五条違反	売春強要	相 談 内 容													
			人間関係				経済関係			医療健康関係		住宅関係	職業関係	施設入所	その他	総数
			夫婦	親族	男女	職場・近隣	女性福祉資	生活困窮	借金・サラ	妊娠・出産	その他					
令和3年度	0	0	1,059	299	59	84	28	409	73	103	516	276	246	374	874	4,400

※ 五条違反・・・売春防止法第五条(勧誘等)違反

2 家庭相談員(総合福祉事務所 相談係)

(1) 事業内容

家庭相談員は練馬区非常勤職員等の設置に関する規則に基づいて設置された職員で、各福祉事務所に1名配置されている。相談員は家庭内における人間関係その他の問題について助言指導にあたっている。

(2) 事業実績

家庭相談員の家庭相談状況

(単位：件)

	相談実人員	相談延人員	相 談 内 容																	
			人間関係				身分関係							就職	経 済			その他		総数
			夫婦	親子	嫁姑	その他	認知・親権	養育	扶養	婚姻	離婚	その他	家計		住宅	その他	子どもの教育	その他		
平成29年度	1,538	2,230	564	414	36	335	127	257	219	16	488	289	212	842	353	1,091	189	1,791	7,223	
平成30年度	1,406	2,254	302	235	11	184	120	159	120	16	325	477	63	338	205	1,610	83	1,167	5,415	
令和元年度	1,605	2,454	271	263	12	233	132	145	140	16	325	423	42	390	258	2,045	107	1,207	6,009	
令和2年度	2,006	3,145	177	202	12	197	27	49	37	32	217	488	19	421	221	2,860	42	1,198	6,199	
令和3年度	2,207	2,735	65	106	27	185	22	31	24	26	82	266	19	306	415	2,532	49	702	4,857	

3 ひとり親家庭支援

ひとり親家庭の支援に向けた様々な取組を総合的に推進するため、平成28年4月に「ひとり親家庭ニーズ調査」を実施した。調査は、区内在住の児童育成手当受給世帯のうちのひとり親世帯5,997世帯を対象に実施し、就労や子育て等における具体的な支援ニーズおよび課題を把握した。

この調査結果を踏まえ、平成29年度から、「生活」「就労」「子育て」における3つの支援を柱とした「ひとり親家庭自立応援プロジェクト」を実施し、総合相談窓口を平成29年6月に開設した。

(1) 総合相談窓口(生活福祉課 ひとり親家庭支援係)

専門相談員がひとり親家庭の様々な相談に応じ、関係機関の適切な支援につなぐ。

	平成29年度 (6月～3月)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談件数	1,339	1,857	2,230	2,269	2,493

項目別相談延べ件数

	平成 29 年度 (6 月～3 月)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
就労	901	976	1,060	1,179	1,556
生活	427	880	1,258	2,057	2,134
子育て	257	430	465	401	401
セミナー	255	232	238	335	252
他部署案内	146	144	280	454	607
その他	208	144	208	399	574
計	2,194	2,806	3,509	4,825	5,524

(2) 出張相談（生活福祉課 ひとり親家庭支援係）

専門相談員がひとり親家庭へ出張し、支援制度等を案内する。

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
相談件数	20	15	5

(3) 法律相談（生活福祉課 ひとり親家庭支援係）

弁護士が離婚前後に関することや、養育費について相談に応じる。

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
相談件数	93	106	84

(4) 家計相談（生活福祉課 ひとり親家庭支援係）

ファイナンシャルプランナーがひとり親の長期的なライフプラン設計などの家計相談に応じる。

	平成 29 年度 (6 月～3 月)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
相談件数	17	16	18	19	19

(5) 養育費に関する公正証書作成等費用の支援（生活福祉課 ひとり親家庭支援係）

養育費の取決めにかかる公正証書の作成等費用に対し、給付金を支給。

（対象費用）・公正証書の作成にかかる公証人手数料

・家庭裁判所の調停申立または裁判にかかる収入印紙代、戸籍謄本等取得代、裁判所からの連絡用切手代

	令和 3 年度
支給人数	51
支給総額（円）	859,144

(6) 生活や就労の支援につながるセミナー（生活福祉課 ひとり親家庭支援係）

ひとり親のリフレッシュや、世帯間の交流を目的に、支援制度の活用、育児・健康、資格取得などをテーマとした、生活を応援するためのセミナーや交流会を実施。（保育付き）

※ 令和2年度から、新型コロナウイルス感染症の影響により、セミナーについてはライブおよび動画配信を実施。令和3年度は交流会実施なし。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
参加者数	計5回 46	計5回 37	計5回 59	計6回 125	計3回 77

(7) 「ひとり親家庭のしおり」の発行（生活福祉課 ひとり親家庭支援係）

ひとり親家庭等の生活を応援するため、身近な相談窓口や、ひとり親家庭、寡婦・寡夫が利用できる各種支援制度を紹介した「ひとり親家庭のしおり」を隔年で作成している（令和3年度作成）。

主な配布場所：総合福祉事務所相談係、子育て支援課児童手当係、等。

(8) ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業

（生活福祉課 ひとり親家庭支援係／総合福祉事務所 相談係）

ひとり親の主体的な能力開発を支援するため、教育訓練講座の受講経費の一部を支給。（上限あり）
支給額：受講経費の60%

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
支給人数	6	13	4	5	7
支給総額(円)	390,804	814,421	148,296	536,708	442,304

(9) ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業

（生活福祉課 ひとり親家庭支援係／総合福祉事務所 相談係）

就業に結びつきやすい看護師等の資格を取得するために1年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費として給付金を支給。令和3年8月、対象資格の拡充（15種から60種以上に拡充）および修学期間の要件緩和（1年以上から6か月以上に短縮）を実施。

支給額：ア 促進給付金 月額 140,000円

イ 修了支援金（ア）50,000円（住民税非課税）（イ）25,000円（住民税課税）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
支給人数(延べ)	39	44	51	51	76
支給総額(円)	46,345,000	51,920,000	61,465,000	64,560,000	82,995,000

(10) ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（生活福祉課 ひとり親家庭支援係）

ひとり親家庭の親または児童が適職に就くために高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合、対象講座を受講する経費の一部を支給。（上限あり）

支給額：ア 受講開始時給付金 受講経費の30%

イ 修了時給付金 受講経費の10%

ウ 合格時給付金 受講経費の20%

	平成29年度 (6月～3月)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
支給人数(延べ)	0	1	2	0	4
支給総額(円)	0	100,000	81,600	0	274,146

(11) パソコン講習会(生活福祉課 ひとり親家庭支援係)

就労に有利となるパソコンスキルを身に着けるためのセミナーを3日制で実施。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
参加者数(人)	計3回 47	計3回 42	計3回 40	計3回 45	計2回 30

(12) 在宅就業推進事業(生活福祉課 ひとり親家庭支援係)

在宅就業のスキル等習得のため、通信環境とパソコンを3か月間貸し出し、eラーニングを行う。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者数(人)	24	21	22	24	20

(13) ひとり親家庭自立支援プログラムの策定(生活福祉課 ひとり親家庭支援係)

専門相談員が、支援希望者の状況および意向や意欲に基づき、自立や就業に向けた課題等を把握した上で、自立目標や支援内容を設定したプログラムを策定し、支援を行う。

	平成29年度 (6月～3月)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
プログラム策定件数(件)	84	64	60	71	81
就労支援ねりま(ハローワーク)へのつなぎ(人)	67	36	34	33	31
就職者数(人)	35	43	41	29	28

(14) 訪問型学習支援事業(生活福祉課 ひとり親家庭支援係)

小学4年生から中学2年生までの児童・生徒のいるひとり親家庭に学習支援員を月3回・計24回派遣し、学習の支援と併せ、子どもの心に寄り添った悩み相談等を行う。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用世帯数	22世帯(26人)	30世帯(34人)	32世帯(38人)	35世帯(40人)	35世帯(40人)

(15) 親子交流事業(生活福祉課 ひとり親家庭支援係)

親子間、ひとり親家庭間のコミュニケーションをとる機会を提供。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
日帰りバスツアー	20組42人	19組41人	20組46人	中止	—

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
親子料理教室	9 組 22 人	3 組 7 人	10 組 24 人	中止	—
親子バーベキュー	—	18 組 46 人	18 組 41 人	中止	—
収穫体験	—	—	—	—	34 組 72 人

(16) ひとり親家庭等休養ホーム(生活福祉課 ひとり親家庭支援係／総合福祉事務所 相談係)

指定施設である関東地方の国民宿舎等において、ひとり親家庭等が年 3 泊を上限に、その利用料の一部を区が助成。(昭和 56 年に都から移管)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用者数(延べ)	283	243	199	56	146

(17) ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業

(生活福祉課 ひとり親家庭支援係／総合福祉事務所 相談係)

小学生以下の児童のいるひとり親家庭が、子どもの見守りや保育園の送迎などに支障がある時にホームヘルパーの利用を支援。令和 2 年 5 月から、コロナ禍における利用者負担の無料化を実施。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
登録世帯数(世帯)	76	77	69	54	49
派遣回数(回)	2,489	3,358	3,411	2,782	2,624
派遣時間数(時間)	8,343	11,973	11,987	7,277	8,373

4 母子生活支援施設(生活福祉課 ひとり親家庭支援係／総合福祉事務所 相談係)

(1) 施設概要

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、配偶者がなく(またはこれに準ずる)、18 歳未満の児童のいる母子を入所させて自立に必要な生活指導を行うとともに、あわせて児童の健全育成を図ることを目的としている。

(2) 入所定員

20 世帯

(3) 母子生活支援施設入所状況(各年度 4 月 1 日現在) (単位: 世帯、人)

項目	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
	入所世帯数	入所人数	入所世帯数	入所人数	入所世帯数	入所人数	入所世帯数	入所人数	入所世帯数	入所人数
計	15	32	13	27	12	27	17	48	14	21

第5章 社会福祉施設

1 厚生文化会館(管理課 厚生文化会館)

(1) 施設概要

厚生文化会館は、地域住民の相互交流および自主的活動を促進し、児童および高齢者の福祉を増進するとともに、人権尊重活動を推進することを目的としている。

ア 開館時間 午前9時～午後9時30分

イ 休館日 年末年始(12月29日から1月3日)

(ただし、児童室、学童クラブ、敬老室は、日曜日・祝休日は休室)

※ 令和2年度および令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時閉館。

(2) 事業内容

ア 児童室

児童が、健全な遊びを通して健康を増進し、情操を豊かにするために、クラブ活動や行事を行っている。また、乳幼児とその保護者を対象とした子育て支援事業を行っている。

利用状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者数(人)	30,534	33,169	31,260	19,043	25,178

イ 学童クラブ

保護者の就労等により保育を必要とする小学生に対し、保育および指導を行っている。定員は40名である。

ウ 敬老室

60歳以上の区民の憩いと交流の場として趣味の活動等を支援するほか、健康増進に関する事業等を行っている。娯楽室、和室、浴室を備えている。

利用状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者数(人)	13,568	13,412	11,995	3,321	2,289

エ 集会室

地域住民の文化活動や地域活動のための場を提供している。

利用状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
大会議室	762件 11,110人	804件 11,743人	833件 11,200人	611件 7,563人	730件 9,544人
小会議室	724件 2,848人	741件 2,851人	809件 3,251人	549件 1,374人	556件 1,377人
視聴覚室	923件 4,364人	862件 4,539人	927件 4,660人	675件 1,899人	718件 2,192人
和室(茶室)	295件 1,695人	439件 2,629人	408件 2,155人	290件 1,316人	301件 1,217人
料理実習室	140件 1,051人	83件 786人	112件 1,064人	54件 382人	64件 560人

(3) 人権尊重に関する事業

- ① 地域住民の身近な施設として親しまれ、相互交流を深めるために、けやきまつり等の事業を行っている。
※ 令和2年度および令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止。
- ② 人権に関する資料、図書を収集し、貸し出しを行っている。

2 福祉作業所等

(1) 就労移行支援事業（障害者施策推進課 就労支援係）

平成19年4月1日より貫井福祉工房が障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業所へ移行したほか、平成21年4月1日にかたくり福祉作業所が同事業を開始した。

なお、北町福祉作業所は平成23年5月1日に同事業を開始し、平成30年5月14日より休止した。

大泉福祉作業所は平成24年4月1日に同事業を開始し、令和4年3月31日に廃止した。

ア 設置目的

一般企業等への就労を希望する障害者に対し、概ね2年間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うことを目的とする。

イ 対象者

就労を希望し、練馬区の区域内に住所を有する就労訓練が必要な65歳未満の方

ウ 費用負担

サービスの量に対して、定率負担あり。食事は実費負担とする。ただし、個々の状況に応じて、軽減される場合がある。

エ 作業内容

施設名	作業内容
貫井福祉工房	パン製造・販売、名刺作成等
かたくり福祉作業所	ダイレクトメール封入、バーコードシール貼り等

(2) 就労継続支援B型事業（障害者施策推進課 就労支援係）

平成18年10月に白百合福祉作業所、平成21年4月1日よりその他の作業所が障害者総合支援法に基づいて移行し、就労継続支援B型事業所となった。

なお、大泉福祉作業所については、令和4年4月1日より民営化となった。

ア 設置目的

一般の職場での就労が困難な方に生産活動の場を提供し、作業支援と生活支援を通して、自立への援助を図ることを目的とする。

イ 対象者

次のいずれかに該当する方

- ① 就労経験があり、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった方
- ② 50歳に達している方または障害基礎年金1級受給の方
- ③ 就労移行支援事業所等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握を行った上で本事業を利用する方

ウ 費用負担

サービスの量に対して、定率負担あり。食事は実費負担とする。ただし、個々の状況に応じて、軽減される場合がある。

エ 作業実績(年間売上金額)

(単位：円)

施設名	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
白百合福祉作業所	4,928,268	4,247,459	4,619,786	4,315,763	4,882,041
かたくり福祉作業所	5,434,370	5,702,648	5,860,312	4,957,871	4,388,463
大泉福祉作業所	3,501,604	3,778,551	5,024,304	2,691,632	3,342,554
北町福祉作業所	8,395,878	8,174,032	6,910,920	4,899,799	5,218,261

施設名	作業内容
白百合福祉作業所	紙器組立、自主生産 等
かたくり福祉作業所	ダイレクトメール封入、自主生産 等
大泉福祉作業所	チラシ折・封入、自主生産 等
北町福祉作業所	紙器組立、自主生産 等

—利用者の状況 [5所合算] 各年度4月1日現在—

	性別	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
在籍者数	男	145	142	140	125	125
	女	81	81	84	72	72
	計	226	223	224	197	197
平均年齢	男	33.5	32.0	32.5	33.4	33.4
	女	40.6	34.1	34.0	38.0	38.0
	計	36.0	33.1	33.3	35.7	35.7

(3) 就労定着支援事業 (障害者施策推進課 就労支援係)

平成 30 年 9 月に貫井福祉工房、令和 2 年 9 月にかたくり福祉作業所が障害総合支援法に基づく就労定着支援事業を開始した。

ア 設置目的

一般就労した方に、就労に伴う生活面の課題に対し、就労が継続できるよう企業・自宅等への訪問や来所により連絡調整や指導を行うことを目的とする。

イ 対象者

生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して一般就労した方。

ウ 費用負担

サービスの量に対して、定率負担あり。ただし、個々の状況に応じて、軽減される場合がある。

3 福祉園(障害者施策推進課 地域生活支援係、氷川台福祉園、大泉学園町福祉園)

(1) 設置目的等

常時介護が必要な障害のある方に対して、日中、排泄・食事の介護、創作的活動または生産活動の機会を提供することで、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように支援する。

(2) 対象者

年齢 18 歳以上の知的障害のある方または身体障害との重複障害のある方。

(3) 費用負担

サービスの量に対しての定率負担がある。また食事の実費負担がある。個々の状況に応じて、軽減される場合がある。

(4) 内容

項 目		内 容
日常生活支援	食事 排泄・更衣 コミュニケーション 相談・援助	食事の介助、マナー、能力維持向上、歯磨き 介助、自立にむけた支援 コミュニケーション手段の工夫、情報提供 利用者および家族からの相談、情報提供
日中活動支援	作業活動(生産活動) 健康維持活動 趣味・余暇活動(創作的活動) 生活経験を豊かにする活動	リサイクル、紙工芸、手芸、パソコン、園芸 機能訓練、運動、ストレッチ 音楽、プール、レクリエーション 宿泊、園外活動、調理、買物
その他	保健医療 環境整備 地域交流	健康管理、嘱託医相談、検診 施設内清掃・洗濯 地域住民参加行事、広報誌発行、ボランティア活動

(5) 利用者の年齢構成 (各年度 4 月 1 日現在)

[7 園合算] 氷川台、大泉学園町、貫井、大泉町、石神井町、関町、光が丘

		20 歳 未満	20 歳 ～ 29 歳	30 歳 ～ 39 歳	40 歳 ～ 49 歳	50 歳 ～ 59 歳	60 歳 以上	計	平均 年齢
平成 29 年度	男	10	60	65	54	4	1	194	33.5
	女	9	53	33	24	5	2	126	32.1
	計	19	113	98	78	9	3	320	33.2
平成 30 年度	男	12	60	61	57	6	1	197	33.6
	女	9	48	34	21	5	1	118	33.0
	計	21	108	95	78	11	2	315	33.3
令和 元年度	男	14	60	66	52	8	1	201	33.4
	女	12	48	36	15	10	1	122	32.2
	計	26	108	102	67	18	2	323	32.9

		20歳未満	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳以上	計	平均年齢
令和2年度	男	13	60	66	48	12	1	194	34.1
	女	16	45	38	21	7	1	128	31.2
	計	29	105	98	69	19	2	322	32.9
令和3年度	男	10	63	53	49	17	1	193	34.7
	女	12	49	40	22	7	2	132	32.0
	計	22	112	93	71	24	3	325	33.6

(6) 利用者の障害の程度

ア 愛の手帳(各年度4月1日現在)

(単位：人)

	1度最重度	2度重度	3度中度	4度軽度	なし	合計
平成29年度	47	237	24	11	1	320
平成30年度	43	239	23	9	1	315
令和元年度	50	246	19	7	1	323
令和2年度	54	243	18	6	1	322
令和3年度	54	242	19	7	3	325

イ 身体障害者手帳(各年度4月1日現在)

(単位：人)

	1級	2級	3級	4級	5級～	なし	合計	車いす利用者
平成29年度	114	48	10	5	7	136	320	144
平成30年度	107	50	10	5	8	135	315	139
令和元年度	111	52	10	5	8	137	323	149
令和2年度	117	44	10	5	7	139	322	150
令和3年度	120	45	11	4	7	138	325	144

4 中村橋福祉ケアセンター (心身障害者福祉センター)

(障害者サービス調整担当課 心身障害者福祉センター)

中村橋福祉ケアセンター (心身障害者福祉センター) は、区内の障害者の福祉の増進を図るため、各種の相談、機能回復訓練、日中活動支援サービスなどを行うことにより社会生活への適応を高めること、また、講座・講習会による教養の向上、施設提供等の事業を行ない障害者の社会参加と自立の助長を図ることを目的として昭和54年8月に開設された。

幼児通所事業については、こども発達支援センターとして平成25年1月から、旧光が丘第五小学校

に移転して事業開始した。また、成人通所事業の重症心身障害者のグループは、平成 22 年度から、東京都の重症心身障害児(者)通所事業に基づく事業となり、平成 24 年 4 月からは障害者自立支援法の改正に伴い、生活介護事業となった。さらに重症心身障害者以外の成人通所事業を平成 28 年 11 月から生活介護事業に移行した。

高次脳機能障害等の中途障害者に対する相談を平成 24 年 4 月から開始した。また、社会復帰や地域生活の充実を図るため、練馬区中途障害者通所事業として、障害者総合支援法に基づく自立訓練(機能訓練・生活訓練)、地域活動支援センター事業を平成 25 年 10 月から開始している。

(1) 事業の概要

事業名		内容
相談	高次脳機能障害等の中途障害者の相談	高次脳機能障害等の通所訓練等に関する相談を行う。
通所事業	中途障害者通所事業	<p>目的：高次脳機能障害等の中途障害者の社会復帰や地域生活の充実を図るための通所訓練等を行う。</p> <p>内容：①自立訓練(機能訓練) 高次脳機能障害を伴う主に肢体不自由のある方に、身体機能、認知機能、言語機能を改善するための訓練を行う。</p> <p>②自立訓練(生活訓練) 高次脳機能障害のある方に、地域生活を営む上で必要な日常生活能力の維持向上を目的とした実践的な訓練を行う。</p> <p>③地域活動支援センター事業 高次脳機能障害等のある方が、意欲的に取り組める活動を通して生活リズムを整え、地域生活の再構築に向けて支援する。</p> <p>利用期間：原則として1年間 利用日：原則として週2回</p>
	生活介護事業	<p>対象：18歳以上の医療的ケア等が必要な障害者</p> <p>内容：排泄、食事の介護、創作的活動など</p> <p>利用日：重症心身障害者は週3日 重症心身障害者以外は週5日</p>
	講習会・教室	<p>(ア) 手話講習会</p> <p>A 初級・中級・上級クラス・手話通訳養成クラス 毎週火曜日 午前・夜間 年間40回(初級クラスのみ22回)</p> <p>B 中途失聴・難聴者クラス 毎週火曜日 午前・夜間 年間40回</p> <p>(イ) 点字教室 土曜日 午後 年間1回</p> <p>(ウ) 障害者パソコン教室 年間4回</p> <p>(エ) 障害のある方へのIT支援ボランティア養成講座 年間2回</p>

事業名	内容
施設提供	障害者・障害者の団体・ボランティアグループのため、集会室(洋室4・和室1)、機器室(点字プリンター・パソコン等)を提供する。時間は午前9時～午後9時30分
通所バス	当センターの自立訓練および生活介護事業の利用者の通所のためにリフト付バス等を4コースに分け、月～金曜日に運行する。

(2) 事業実績

ア 相談件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
高次脳機能障害等の 中途障害者の相談	462件	620件	1,237件	259件	424件

イ 訓練・支援延べ件数

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
中途障害者 通所事業	自立訓練(機能 訓練・生活訓 練)	1,997件	2,470件	1,958件	1,900件	1,132件
	地域活動支援 センター事業 の年間延利用 者数	823件	731件	1,098件	1,034件	1,000件
生活介護事業		1,713件	1,473件	1,546件	1,319件	1,270件

※ 高次脳機能障害等の中途障害者の通所事業は、平成25年10月に開始。

5 心身障害者福祉集会所(障害者施策推進課 管理係)

(1) 施設概要

障害者とその家族および団体を対象に、自主的活動や交流の場として、光が丘区民センター内に集会所を設置している。集会室(洋室、和室)などがある。

(2) 利用状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用団体数(件)	3,004	2,893	2,691	1,174	1,256
人数(人)	27,679	25,906	23,788	6,413	7,020

6 しらゆり荘および大泉つつじ荘(障害者施策推進課 地域生活支援係)

※ 大泉つつじ荘は令和4年度より民営化。実績は区立としてのもの。

(1) 設置目的

ア 共同生活援助事業(グループホーム)

障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、共同生活住居において相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活の援助を行う。

イ 短期入所・日中一時支援事業

在宅で障害者等を介護している家族等が、病気その他の事業により介護が困難になった者を一時的に保護する。

ウ 特定相談支援事業・障害児相談支援事業(大泉つつじ荘のみ)

障害のある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言等の支援を行うことや、サービス等利用計画の作成やその利用状況の検証を行うことにより、障害者(児)の自立した生活を支え、障害者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けた支援を行う。

(2) 対象者

ア 共同生活援助事業(グループホーム)

・しらゆり荘 定員8名(男女各4名) 入所期間 3年

就労もしくは就労継続支援事業所等に通所する区内在住の知的障害者で、日常生活における身の回りの処理が可能な者

・大泉つつじ荘 定員12名(男女各6名)

生活介護もしくは就労継続支援事業所等に通所する区内在住の知的障害者で、障害支援区分4以上の重度障害者

イ 日中一時支援・短期入所事業

定員6名(短期入所4名)

在宅で障害者等を介護している家族等が、病気その他の事情により介護が困難になった区内在住の知的障害者・身体障害者および障害児

ウ 特定相談支援事業・障害児相談支援事業(大泉つつじ荘のみ)

障害福祉サービスを申請した障害者または障害児であって、区市町村がサービス等利用計画案の提出を求めた者

地域相談支援を申請した障害者であって、市区町村がサービス利用計画案の提出を求めた者

障害児通所支援を申請した障害児であって、区市町村が障害児支援計画案の提出を求めた者

(3) 日中一時支援・短期入所事業実績

	日中一時支援 延べ利用者数	短期入所延べ利用者数				合計
		2日	3日	4日	5日～	
平成29年度	697	951	339	64	40	2,091
平成30年度	812	926	348	55	42	2,183

	日中一時支援 延べ利用者数	短期入所延べ利用者数				合計
		2日	3日	4日	5日～	
令和元年度	1020	1035	329	75	42	2,501
令和2年度	752	695	256	60	66	1,829
令和3年度	709	757	273	73	41	1,853

7 障害者地域生活支援センター(障害者施策推進課 事業計画担当係長)

(1) 設置目的等

障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行い、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(2) 対象者

練馬区の区域内に住所を有する障害者およびその家族

(3) 費用負担

原則として無料とする。ただし、一部事業内容により実費負担がある。

(4) 各種相談実績

生活・病気・仕事・対人関係等の不安や悩みの相談や、利用できるサービス等の情報提供を行うほか、障害福祉サービス等を利用する障害者に対して、本人が抱える課題の解決や家族の状況等に応じて、より計画的に必要な福祉サービス等が受けられるように支援するための「サービス等利用計画」を作成する業務を行っている。

相談件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
電話	20,877	20,729	19,932	22,436	24,617
面接	7,131	6,250	5,644	4,671	6,214
計	28,008	26,979	25,576	27,107	30,831

(5) 各種プログラム実績

日常生活等の困っていることに対して基本動作の訓練や、各種情報の提供、生活の質の向上を援助するプログラムを実施している。

実施実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
参加延べ人数	33,273	30,492	28,544	15,476	20,145

※ 令和2年度および3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部中止。

(6) 基幹相談支援センター事業

地域における相談支援の中核的な役割を担うため、総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化のための取組、障害者の地域移行および地域定着の促進のための取組ならびに障害者の権利擁護および障害者に対する虐待の防止のための事業を実施する機関に位置づけた。

8 谷原フレンド(障害者施策推進課 地域生活支援係)

(1) 設置目的

ア 生活介護事業

常時介護が必要な障害のある方に対して、日中、排泄・入浴・食事の介護、創作的活動または生産活動の機会を提供することで、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように支援する。

イ 日中一時支援事業(夕焼けふれあい事業)

区内に在住する15歳以上の障害者または障害児に対し、入浴サービスを提供する。

(2) 対象者

ア 年齢18歳以上の知的障害のある方または身体障害との重複障害のある方(他の通所施設との併用は不可)

イ 15歳以上の障害のある方

(3) 費用負担

サービスの量に対しての定率負担があります。また食事の実費負担があります。個々の状況に応じて、軽減される場合がある。

(4) 内容

項 目		内 容
日常生活支援	食事 排泄・更衣 入浴 コミュニケーション 相談・援助	食事の介助、マナー、能力維持向上、歯磨き介助、自立にむけた支援 コミュニケーション手段の工夫、情報提供 利用者および家族からの相談、情報提供
日中活動支援	作業活動(生産活動) 健康維持活動 趣味・余暇活動(創作的活動) 生活経験を豊かにする活動	リサイクル、紙工芸、手芸、パソコン、園芸 機能訓練、運動、ストレッチ 音楽、プール、レクリエーション 宿泊、園外活動、調理、買物
その他	保健医療 環境整備 地域交流	健康管理、嘱託医相談、検診 施設内清掃・洗濯 地域住民参加行事、広報誌発行、ボランティア活動

(5) 定員

ア 生活介護事業 20名(週上限3日)

イ 日中一時支援事業 1日5人まで

(6) 実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年間延利用者数	2,294	2,352	2,132	2,266	2,023

※ 令和元年度までの実績は障害者地域活動支援センター(地域活動支援センターⅡ型事業)での実績。

9 こども発達支援センター(障害者サービス調整担当課 こども発達支援センター)

こども発達支援センターは、心身の発達に心配のある児童や障害のある児童とその保護者に対し、児童を取り巻きさまざまな機関等と連携しながら、相談や通所訓練などの適切な支援を行うことで、福祉の増進を図るため、平成25年1月21日に開設された。旧光が丘第五小学校を平成24年4月から12月の間に改修し、区立心身障害者福祉センター(昭和54年度開設)で実施してきた障害児に係る事業を移管し、相談事業における対象を学齢児層まで広げる等の事業の拡充を図った。

相談事業は、医師、心理士等による発達相談・医療相談等を実施するとともに、児童福祉法に基づく障害児相談支援および障害者総合支援法に基づく計画相談支援を行っている。令和2年度からは、外出が困難な児童の居宅や障害児が通園している保育園等への訪問支援事業を開始した。

通所訓練事業は、児童福祉法の児童発達支援事業および、平成25年度からは学齢児を対象とする放課後等デイサービスを実施している。

平成15年度にそれまで法外事業であった通所訓練事業の一部が児童福祉法、平成18年度から障害者自立支援法に基づく児童デイサービス事業となり、平成24年度からは、児童福祉法の児童発達支援事業に変更となった。平成25年11月から児童発達支援センターの指定を受けて事業を実施している。

なお、平成26年度から、相談事業および通所訓練事業等は業務委託を開始した。

(1) 事業の概要

事業名		内容
相談事業	基本相談	電話や来訪による相談に対応し、必要に応じ発達相談につなげる。
	発達相談	発達についての相談を行い、必要に応じて専門評価、心理士による発達検査、医療相談等につなげる。
	医療相談	医師による診察を行い、発達の心配に対する相談を行う。必要に応じて適切な通所訓練事業につなげていく。
	障害児相談支援 計画相談支援	児童福祉法に基づく通所サービスの利用に係る相談や利用計画の作成および障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに係る相談や利用計画の作成を行う。

事業名		内容
通所訓練・訪問支援事業	発達に遅れや、かたよりのあるお子さんへの療育指導	対象：医療相談の結果、通所訓練が必要とされた就学前の児童(保育園・幼稚園就園児を含む。)および学齢児 内容：基本的な生活習慣の自立と、感覚・運動機能等の発達を促す。 方法：対象児の年齢、特性に合わせてグループ分けし月1～週5日通所 担当：指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、心理および言語聴覚士が各グループの特性に合わせてチームで担当する。
	早期療育と集団適応のための訪問支援	対象：重い障害や医療的ケア等があり外出が困難な児童の居宅や障害児が通園している保育園等を訪問し、早期療育と集団適応のための専門的な支援を行う。 内容：基本的な生活習慣の習得、発達および集団生活のサポートを行う。 方法：障害児の居宅および保育園、幼稚園等を支援員が訪問する。 担当：保育士、心理士、作業療法士 ※ 児童福祉法に基づく居宅訪問型児童発達支援および保育所等訪問支援に該当
	通所バス	対象児および保護者の通所のためにリフト付バス2台、リフト付ワゴン1台を月～金曜日に運行する。
地域支援事業	講習会	通所訓練事業を利用する児童の保護者対象の講習会「ひまわり教室」を、内部講師等を活用し、実施する。
	施設提供	障害児の家族およびその支援を行う団体の活動場所として、登録制により、1階多目的室および運動場の利用を提供する。
地域支援事業	講演会等	区民を対象に、発達障害等に関する啓発のための講演会や、事業者を対象に支援についての講演会等を実施する。
関係機関との連携		障害児の発達支援に関わる関係機関の連携会議を開催する。 障害児発達支援連携会議および練馬区医療的ケア児等支援連携会議を開催する。

(2) 事業実績

ア 相談・検査件数

	受付件数	発達検査	診察件数	来所面接
平成29年度	1,605	1,482	1,751	2,154
平成30年度	1,714	1,373	1,597	2,492
令和元年度	1,591	1,328	1,652	2,385
令和2年度	1,311	995	1,264	2,163
令和3年度	1,436	1,109	1,473	2,613

イ 訓練件数(延べ出席者数)

	0歳児 クラス	未就園児 クラス	就園児 クラス	学齢児 クラス	合計
平成29年度	57	4,226	3,381	432	8,096
平成30年度	47	4,053	3,264	404	7,768
令和元年度	19	4,156	3,203	285	7,663
令和2年度	37	2,457	2,844	112	5,450
令和3年度	27	2,972	3,064	128	6,191

10 助産施設への入所(生活福祉課 ひとり親家庭支援係/総合福祉事務所 相談係)

(1) 事業内容

区内に居住する妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず経済的理由により入院して出産することができない場合に、指定の助産施設に入所して、無料または低額な費用で出産できるようにする支援。

(2) 事業実績

	A階層	B階層	C階層	D階層	計
	生活保護法による被保護世帯・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律適用中の世帯	Aを除いた前年分住民税非課税世帯	A・Bを除いた前年分所得税非課税世帯	A・Bを除いた前年分所得税額8,400円以下の世帯	—
平成29年度	14	10	0	0	24
平成30年度	21	3	0	0	24
令和元年度	15	2	0	0	17
令和2年度	14	7	0	0	21
令和3年度	5	7	0	0	12

第6章 高齢者福祉施設

1 大泉ケアハウス[軽費老人ホーム](高齢社会対策課 管理係)

(1) 施設概要

自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められる方または高齢等のため独立して生活するには不安が認められる方であって、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の高齢者を対象とし、食事・入浴などの日常生活上必要なサービスを提供することによって、高齢者の健全で安らかな生活の維持を図ることを目的としている。令和3年4月からは、事情により住まいの確保が困難な高齢者に空床を利用したミドルステイサービスを開始した。

※ 大泉ケアハウスは、特別養護老人ホームへの機能転換を見据え、現在新規入所者の募集を行っていない。また、公共施設等総合管理計画〈実施計画〉に基づき令和3年4月1日に民営化した。

2 敬老館(高齢社会対策課 管理係)

(1) 施設概要

60歳以上の高齢者の憩いと交流の場として趣味活動などを支援するほか、健康増進に関する事業等を行う施設である。娯楽室、休養室、浴室等を備えている。また、各種教室・講座などの事業を実施している。

現在区内に11館設置されており、この他厚生文化会館および地区区民館に敬老室が設けられている。

(2) 利用時間

午前9時から午後5時まで(浴室は木曜日を除く午後1時から午後4時まで)

(3) 休館日

日曜日、祝休日(敬老の日は開館)、年末年始(12月29日から1月3日)

(4) 利用実績(個人利用)

単位：延べ人数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
栄町敬老館	16,053	16,840	16,076	4,849	7,471
中村敬老館	23,557	22,263	22,445	6,356	9,038
春日町敬老館	17,785	17,782	15,286	6,083	—
南田中敬老館	20,514	20,759	19,100	7,656	8,168
高野台敬老館	17,809	15,263	15,369	5,527	6,001
三原台敬老館	22,776	22,478	18,745	4,755	6,409
石神井敬老館	18,848	18,309	15,922	5,509	5,971
石神井台敬老館	15,261	14,720	13,399	5,453	5,838

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
上石神井敬老館	19, 123	19, 297	16, 565	5, 404	6, 929
東大泉敬老館	20, 479	19, 978	17, 822	6, 130	6, 799
西大泉敬老館	17, 921	18, 185	15, 719	7, 627	7, 832
大泉北敬老館	16, 703	18, 760	17, 983	4, 570	休館
合計	226, 829	224, 634	204, 431	69, 919	70, 456

※ 令和2年度および3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、休館または事業を縮小した。

※ 春日町敬老館は公共施設等総合管理計画〈実施計画〉に基づき、北町はるのひ地域包括支援センターおよび街かどケアカフェはるのひに機能転換し、令和3年3月31日に閉館した。

※ 大泉北敬老館は新型コロナウイルスワクチン保管施設として使用したため、令和3年3月24日から4年3月31日まで休館した。

※ 中村敬老館は機能転換工事のため令和4年4月から5年3月まで休館。

3 デイサービスセンター(高齢社会対策課 管理係)

(1) 事業内容

介護保険法により要支援・要介護と認定された方、および総合事業対象者の方を対象に、入浴・食事の提供・機能訓練などのサービスを日帰りで提供している。

(2) 利用料

サービス内容や要介護度に応じ費用の1割～3割と食事代600円(おやつ代含む)など

(3) 施設概要

区立デイサービスセンター							
施設名	一般型 定員	地域密着 型定員	認知症対 応型定員	施設名	一般型 定員	地域密着 型定員	認知症対 応型定員
光が丘	30	—	—	練馬	30	—	—
土支田	30	—	—	錦	30	—	—
豊玉	30	—	—	練馬中学校	—	15	—
高松	30	—	—	高野台	48	—	10
東大泉	30	—	—				

4 はつらつセンター(高齢社会対策課 管理係)

(1) 施設概要

60歳以上の高齢者を対象に、健康の増進・教養の向上を図ることを目的として各種の教室・講座等を行うとともに、高齢者の憩いと自主的活動の場を提供する。

(2) 施設内容

施設名	施設内容
はつらつセンター 光が丘	生活健康相談室、在宅介護情報室、機能回復訓練室、和室、娯楽室、講習室、集会室、図書コーナー、浴室
はつらつセンター 関	生活健康相談室、機能回復訓練室、和室、娯楽室、講習室、多目的室、図書コーナー、浴室
はつらつセンター 豊玉	相談室、機能回復訓練室、娯楽室、生涯学習室、調理実習室、リラックスコーナー、交流談話サロン、情報発信・収集コーナー、浴室
はつらつセンター 大泉	相談室、機能回復訓練室、娯楽室、集会室、調理実習室、リラックスコーナー、交流談話サロン、情報発信・収集コーナー、浴室

(3) 事業内容

ア 各種教室・講座

高齢者が余暇を有効に活用し、豊かな生活がおくれるよう、各種事業を実施している。

イ 相談

はつらつセンター光が丘 各種相談(随時)、健康相談(毎月1回)

はつらつセンター関 各種相談(随時)、健康相談(不定期)、
東大泉敬老館での出張看護相談(第2火曜日)

はつらつセンター豊玉 各種相談(随時)、健康相談(毎週月曜日、木曜日、土曜日)
栄町敬老館での出張看護相談(第4木曜日)

はつらつセンター大泉 各種相談(随時)、三原台敬老館・大泉北敬老館・西大泉敬老館での
出張看護相談(不定期)

(4) 利用状況

ア 個人利用

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
はつらつセンター光が丘	84,932	77,528	77,356	33,198	38,905
はつらつセンター関	40,346	45,489	42,166	14,396	11,576
はつらつセンター豊玉	33,545	34,816	25,580	19,330	17,186
はつらつセンター大泉	53,316	61,215	58,827	21,285	27,502
合計	212,139	219,048	203,929	88,209	95,169

イ 団体利用

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
はつらつセンター 光が丘	団体数	1,129	1,048	928	704	858
	人数	16,347	14,579	13,273	6,792	8,139
はつらつセンター 関	団体数	1,144	1,205	1,096	456	533
	人数	13,482	14,339	13,114	4,079	4,969
はつらつセンター 豊玉	団体数	2,676	2,510	1,831	1,387	1,559
	人数	38,103	36,127	25,700	12,935	13,381
はつらつセンター 大泉	団体数	633	885	830	597	812
	人数	6,190	8,660	7,644	4,279	6,368
合 計	団体数	5,582	5,648	4,685	3,144	3,762
	人数	74,122	73,705	59,731	28,085	32,857

※ 令和 2 年度および 3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、休館または事業を縮小した。

第7章 介護保険

1 介護保険

高齢化が急速に進み、寝たきりや認知症の高齢者が増えている中で、家族だけで介護を行うことが難しくなっている状況を受けて、介護を社会全体で支える社会保障制度として、平成12年4月から介護保険制度が導入された。老後の介護不安に対し、介護が必要になっても住みなれた地域や家庭で安心して生活できるよう、真に必要な介護サービスを総合的・一体的に提供する、利用者にとって利用しやすい仕組みとしたものである。

(1) 諮問機関等

ア 介護保険運営協議会(高齢社会対策課 計画係)

練馬区介護保険運営協議会は、高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画に関する事項、その他介護保険事業の運営に関する重要な事項を審議するため、区長の附属機関として設置した。委員の任期は3年間で、被保険者(公募区民)8人以内、医療保険者の職員1人以内、医療従事者1人以内、福祉関係団体の職員または従事者6人以内、介護サービス事業者の職員7人以内、学識経験者2人以内の計25人以内で構成されている。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開催数(回)	8	2	3	8	2

イ 地域包括支援センター運営協議会(高齢者支援課 地域包括支援係)

地域包括支援センター運営協議会は、地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するために設置している区長の附属機関で、平成18年度の介護保険制度の改正により新設された。構成は、被保険者4人以内、居宅サービス等の利用者等2人以内、医療従事者2人以内、保健福祉関係団体の職員または従事者6人以内、指定居宅サービス事業者等の職員4人以内、学識経験者2人以内の計20人以内であり、区長が委嘱し、任期は3年である。令和3年度は4回開催した。

ウ 地域密着型サービス運営委員会(介護保険課 事業者指定係)

地域密着型サービス運営委員会は、地域密着型サービスの適正な運営を確保するために設置している区長の附属機関で、平成18年度の介護保険制度の改正により新設された。構成は、被保険者4人以内、居宅サービス等の利用者等2人以内、医療従事者2人以内、保健福祉関係団体の職員または従事者6人以内、指定居宅サービス事業者等の職員4人以内、学識経験者2人以内の計20人以内であり、区長が委嘱し、任期は3年である。本会は現在、地域包括支援センター運営協議会の委員と兼任し、同時開催している。令和3年度は4回開催した。

エ 介護認定審査会(介護保険課 介護認定第一係)

介護認定審査会(以下「審査会」という。)は、区長が委嘱する保健・医療・福祉の学識経験者の委員の中から4人で構成される合議体を設け、要介護・要支援の審査・判定を行う。委員の定数は条例で280人以内となっている。令和4年度は委員221人(令和4年4月1日現在)、50合議体で運営している。開催形態については、国からの通知を受け、新型コロナウイルス感染症感染防止のため、令和2年6月1日からSkypeによるWeb会議を導入した。また、令和3年1月7日の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の再発出後は、全ての審査会についてSkypeによるWeb会議とした。

(2) 保険者と被保険者(介護保険課 資格保険料係)

介護保険における保険者は練馬区であり、被保険者は65歳以上の第1号被保険者と40～64歳で医療保険に加入している第2号被保険者である。

第1号被保険者数

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
第1号被保険者数	159,716 (H30.3.31現在)	160,700 (H31.3.31現在)	161,729 (R2.3.31現在)	162,420 (R3.3.31現在)	162,974 (R4.3.31現在)
総人口	729,933 (H30.4.1現在)	734,689 (H31.4.1現在)	741,588 (R2.4.1現在)	740,417 (R3.4.1現在)	738,131 (R4.4.1現在)
比率	21.9%	21.9%	21.8%	21.9%	22.1%

住所地特例者数：再掲

(単位：人)

	平成29年度 (H30.3.31現在)	平成30年度 (H31.3.31現在)	令和元年度 (R2.3.31現在)	令和2年度 (R3.3.31現在)	令和3年度 (R4.3.31現在)
住所地特例者	1,465	1,595	1,717	1,830	1,908
他住所地特例者	573	615	684	774	829
適用除外施設入所者	55	53	50	52	55

住所地特例者：被保険者が他区市町村の介護保険施設等に入所して施設所在地に住所を変更した場合は、引き続き練馬区の介護保険被保険者となる。

(3) 要介護・要支援認定(介護保険課 管理係、介護認定第一係、介護認定第二係)

介護保険のサービスを利用するためには、区に申請をして、どのくらいの「介護の手間」が発生しているかという共通の基準により、要支援1・2または要介護1～5の認定を受ける必要がある。調査員の訪問調査結果と主治医の意見書による一次判定(コンピュータ判定)をもとに介護認定審査会で修正および確定を行い、二次判定(介護の手間や状態の維持・改善可能性にかかる審査)を経て認定する。

また、更新申請については、令和2年3月から、国からの通知に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いを実施している。申請を受理した際に、感染症拡大防止の観点から認定調査員による本人との面会が困難な場合等で、本人・家族等の同意があるものについて、現在の認定に6か月の期間を延長する取扱いを実施している。

要介護・要支援認定申請等の状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
認定申請数(件)	31,399	30,270	32,554	22,971	35,747
審査会開催数(回)	828	818	809	604	768
審査判定数(件)	29,541	28,571	30,922	18,803	22,177
新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱い件数(件)			22	4,709	9,723

要介護・要支援認定者数 ※下段は構成比

(単位：人)

年	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
平成 29 年度	3,615	3,991	6,087	6,975	4,534	3,974	3,395	32,571
(H30.3.31 現在)	11.1%	12.3%	18.7%	21.4%	13.9%	12.2%	10.4%	100%
平成 30 年度	4,128	4,174	6,230	7,249	4,608	4,177	3,396	33,962
(H31.3.31 現在)	12.2%	12.3%	18.3%	21.3%	13.6%	12.3%	10.0%	100%
令和元年度	4,505	4,210	6,464	7,134	4,716	4,266	3,508	34,803
(R2.3.31 現在)	12.9%	12.1%	18.6%	20.5%	13.6%	12.3%	10.1%	100%
令和 2 年度	4,569	4,255	6,641	7,405	5,050	4,385	3,404	35,709
(R3.3.31 現在)	12.8%	11.9%	18.6%	20.7%	14.1%	12.3%	9.5%	100%
令和 3 年度	4,701	4,290	6,995	7,169	5,016	4,627	3,504	36,302
(R4.3.31 現在)	12.9%	11.8%	19.3%	19.7%	13.8%	12.7%	9.7%	100%

※ 出典：介護保険事業状況報告（東京都福祉保健局）

※ 構成比は小数点第二位を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

認定調査機関別件数

(単位：件)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
区※	10,323	10,379	11,132	9,045	9,540
嘱託	61	67	103	57	69
施設以外	19,704	18,198	20,571	9,156	13,766
施設	0	0	0	0	0
合計	30,088	28,644	31,806	18,258	23,375

※ 介護保険課、地域包括支援センター等の実施分を含む。

(4) 保険給付(介護保険課 給付係、介護システム係、資格保険料係)

ア 事業内容

介護保険のサービスには、居宅サービスと施設サービス、平成 18 年 4 月の制度改正により創設された介護予防サービス、地域密着型サービスがある。サービスを提供した居宅・介護予防サービス事業者や介護保険施設等は、練馬区の委託を受けた東京都国民健康保険団体連合会に介護給付費等を請求し、支払いを受ける。

イ 給付状況

(ア) 居宅サービス・介護予防サービス利用者数

(単位:延べ人数)

サービス種類		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
訪問介護	介護給付	80,168	79,813	79,646	78,382	80,734
	予防給付	95	4	0	0	0
	計	80,263	79,817	79,646	78,382	80,734
訪問入浴 介護	介護給付	5,495	5,204	5,223	5,479	5,958
	予防給付	2	1	9	10	0
	計	5,497	5,205	5,232	5,489	5,958
訪問看護	介護給付	35,352	38,110	41,181	46,173	52,384
	予防給付	2,960	3,265	3,902	4,590	4,759
	計	38,312	41,375	45,083	50,763	57,143
訪問リハビリ テーション	介護給付	4,527	5,091	6,057	6,420	7,498
	予防給付	312	411	543	555	693
	計	4,839	5,502	6,600	6,975	8,191
居宅療養管理 指導	介護給付	65,959	69,807	77,318	85,194	92,992
	予防給付	3,614	3,902	4,556	5,079	5,632
	計	69,573	73,709	81,874	90,273	98,624
通所介護	介護給付	59,869	61,835	65,042	60,167	62,350
	予防給付	58	1	0	0	0
	計	59,927	61,836	65,042	60,167	62,350
通所リハビリ テーション	介護給付	20,713	21,987	22,304	18,506	17,558
	予防給付	3,276	3,966	4,794	4,371	4,340
	計	23,989	25,953	27,098	22,877	21,898
短期入所生活 介護・療養介護	介護給付	17,173	16,852	16,934	13,960	13,753
	予防給付	196	147	191	106	121
	計	17,369	16,999	17,125	14,066	13,874
特定施設入居者 生活介護（短期 利用含む）	介護給付	28,723	29,981	31,654	32,269	33,212
	予防給付	2,906	2,970	3,132	3,316	3,308
	計	31,629	32,951	34,786	35,585	36,520
福祉用具貸与	介護給付	110,610	115,187	118,945	124,335	131,123
	予防給付	16,256	17,664	20,289	22,243	23,444
	計	126,866	132,851	139,234	146,578	154,567
居宅介護支援 ・介護予防支援	介護給付	172,599	175,746	177,129	179,032	185,991
	予防給付	21,074	23,091	26,465	28,590	29,812
	計	193,673	198,837	203,594	207,622	215,803

サービス種類		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
福祉用具購入費	介護給付	2,144	2,030	2,027	2,090	2,170
	予防給付	441	402	461	430	469
	計	2,585	2,432	2,488	2,520	2,639
住宅改修費	介護給付	1,744	1,671	1,495	1,418	1,395
	予防給付	743	719	762	681	664
	計	2,487	2,390	2,257	2,099	2,059
合計	介護給付	605,076	623,314	644,955	653,425	687,118
	予防給付	51,933	56,543	65,104	69,971	73,242
	計	657,009	679,857	710,059	723,396	760,360

(イ) 居宅サービス・介護予防サービス種類別経費

(単位：円)

サービス種類		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
訪問介護	介護給付	4,948,272,565	4,879,262,041	4,937,113,381	5,179,924,918	5,461,158,248
	予防給付	1,578,217	25,385	0	0	0
	計	4,949,850,782	4,879,287,426	4,937,113,381	5,179,924,918	5,461,158,248
訪問入浴介護	介護給付	349,869,938	332,827,272	329,978,586	351,445,263	384,905,797
	予防給付	23,616	18,108	333,883	384,144	0
	計	349,893,554	332,845,380	330,312,469	351,829,407	384,905,797
訪問看護	介護給付	1,575,400,959	1,739,615,749	1,952,882,060	2,303,525,012	2,694,018,461
	予防給付	89,623,940	102,419,717	127,651,494	149,379,360	140,880,283
	計	1,665,024,899	1,842,035,466	2,080,533,554	2,452,904,372	2,834,898,744
訪問リハビリテーション	介護給付	175,606,272	205,210,562	244,640,253	256,597,918	313,654,632
	予防給付	10,123,180	14,116,546	17,669,876	20,197,939	26,179,510
	計	185,729,452	219,327,108	262,310,129	276,795,857	339,834,142
居宅療養管理指導	介護給付	848,247,802	919,258,150	1,036,063,816	1,132,420,732	1,276,769,114
	予防給付	44,915,112	47,748,457	54,971,111	60,568,117	65,667,748
	計	893,162,914	967,006,607	1,091,034,927	1,192,988,849	1,342,436,862
通所介護	介護給付	4,869,615,028	4,938,006,467	5,175,467,204	5,089,187,883	5,360,765,667
	予防給付	714,212	28,734	0	0	0
	計	4,870,329,240	4,938,035,201	5,175,467,204	5,089,187,883	5,360,765,667
通所リハビリテーション	介護給付	1,396,566,949	1,386,754,278	1,353,330,394	1,152,296,607	1,121,224,994
	予防給付	112,169,730	141,999,720	169,155,282	152,349,412	161,620,639
	計	1,508,736,679	1,528,753,998	1,522,485,676	1,304,646,019	1,282,845,633

サービス種類		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
短期入所生活 介護・療養介護	介護給付	1,453,861,035	1,496,974,376	1,546,068,258	1,444,305,856	1,392,139,100
	予防給付	6,783,870	5,956,399	6,873,830	5,276,291	6,184,615
	計	1,460,644,905	1,502,930,775	1,552,942,088	1,449,582,147	1,398,323,715
特定施設入居 者生活介護(短 期利用含む)	介護給付	5,738,203,670	5,962,678,641	6,330,952,870	6,553,010,374	6,811,824,060
	予防給付	212,882,380	216,938,590	223,203,458	237,813,959	239,059,900
	計	5,951,086,050	6,179,617,231	6,554,156,328	6,790,824,333	7,050,883,960
福祉用具貸与	介護給付	1,615,125,478	1,695,238,000	1,773,990,875	1,897,662,263	2,020,325,475
	予防給付	95,046,297	104,433,815	118,354,004	133,835,537	138,578,356
	計	1,710,171,775	1,799,671,815	1,892,344,879	2,031,497,800	2,158,903,831
居宅介護支援 ・介護予防支援	介護給付	2,587,006,508	2,700,856,780	2,735,173,383	2,816,503,501	3,056,614,805
	予防給付	107,117,824	118,069,798	135,571,533	145,710,565	155,690,681
	計	2,694,124,332	2,818,926,578	2,870,744,916	2,962,214,066	3,212,305,486
福祉用具 購入費	介護給付	66,312,189	63,711,881	62,208,616	66,128,316	67,051,328
	予防給付	12,146,972	11,367,453	12,797,309	11,542,439	12,164,468
	計	78,459,161	75,079,334	75,005,925	77,670,755	79,215,796
住宅改修費	介護給付	151,648,191	147,005,525	127,500,385	125,837,338	121,815,891
	予防給付	76,644,520	73,947,981	77,324,946	68,589,996	66,394,336
	計	228,292,711	220,953,506	204,825,331	194,427,334	188,210,227
合 計	介護給付	25,775,736,584	26,467,399,722	27,605,370,081	28,311,598,639	30,082,267,572
	予防給付	769,769,870	837,070,703	943,906,726	1,042,895,101	1,012,420,536
	計	26,545,506,454	27,304,470,425	28,549,276,807	29,354,493,740	31,094,688,108

(ウ) 施設サービス利用者数

(単位：延べ人数)

サービス種類	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
介護老人福祉施設	29,434	31,929	33,886	35,316	36,847
介護老人保健施設	13,946	14,322	14,414	14,233	13,536
介護療養型医療施設	3,592	2,763	2,287	1,318	980
介護医療院	—	21	80	491	607
合 計	46,972	49,035	50,667	51,358	51,970

(エ) 施設サービス種類別経費

(単位：円)

サービス種類	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
介護老人福祉施設	7,911,544,133	8,790,360,180	9,496,601,157	10,014,491,704	10,518,826,082
介護老人保健施設	3,912,356,818	4,152,512,565	4,297,855,853	4,354,025,466	4,218,331,885
介護療養型医療施設	1,316,494,801	1,015,602,934	841,905,756	500,605,986	359,375,796
介護医療院	—	8,886,286	30,509,033	196,256,711	228,492,291
合計	13,140,395,752	13,967,361,965	14,666,871,799	15,065,379,867	15,325,026,054

(カ) 地域密着型サービス種類別利用者数

(単位：延べ人数)

サービス種類		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	介護給付	1,626	1,757	1,987	2,076	1,838
	夜間対応型訪問介護	3,636	3,689	2,769	2,689	3,174
地域密着型通所介護	介護給付	36,984	36,591	34,562	31,054	32,146
認知症対応型 通所介護	介護給付	3,264	3,268	3,362	2,760	2,608
	予防給付	8	0	0	0	0
	計	3,272	3,268	3,362	2,760	2,608
小規模多機能型 居宅介護（短期 利用含む）	介護給付	2,989	3,169	3,151	3,024	2,967
	予防給付	136	109	111	110	114
	計	3,125	3,278	3,262	3,134	3,081
看護小規模多機能型 居宅介護 （短期利用含む）	介護給付	52	190	273	532	863
認知症対応型共同 生活介護（短期 利用含む）	介護給付	6,336	6,362	6,396	6,418	6,738
	予防給付	0	0	0	0	0
	計	6,336	6,362	6,396	6,418	6,738
地域密着型特定施設 入居者生活介護	介護給付	0	0	0	0	0
	予防給付	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活 介護	介護給付	11	12	12	11	12
計	介護給付	54,898	55,038	52,512	48,564	50,346
	予防給付	144	109	111	110	114
	計	55,042	55,147	52,623	48,674	50,460

※ 認知症対応型共同生活介護は、要支援1は利用できない。

(カ) 地域密着型サービス種類別経費

(単位：円)

サービス種類		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
定期巡回・随時 対応型訪問介護 看護	介護給付	322,174,273	362,822,019	417,271,716	451,006,240	397,721,316
夜間対応型訪問 介護	介護給付	88,272,964	96,555,100	84,586,788	108,043,658	117,897,137
地域密着型通所 介護	介護給付	2,523,059,162	2,476,692,641	2,284,173,796	2,183,398,747	2,240,442,878
認知症対応型 通所介護	介護給付	396,281,800	390,991,840	386,406,760	325,176,972	319,592,228
	予防給付	371,160	0	0	0	0
	計	396,652,960	390,991,840	386,406,760	325,176,972	319,592,228
小規模多機能型 居宅介護(短期 利用含む)	介護給付	703,674,755	742,718,703	763,555,798	726,569,126	724,610,850
	予防給付	8,344,329	8,355,323	9,417,946	7,190,058	7,494,703
	計	712,019,084	751,074,026	772,973,744	733,759,184	732,105,553
看護小規模多機 能型居宅介護 (短期利用含む)	介護給付	13,654,131	51,388,392	74,447,687	175,753,964	278,675,469
認知症対応型共 同生活介護(短 期利用含む)	介護給付	1,685,951,171	1,701,535,874	1,734,438,818	1,748,293,057	1,850,743,786
	予防給付	0	0	0	0	0
	計	1,685,951,171	1,701,535,874	1,734,438,818	1,748,293,057	1,850,743,786
地域密着型特定 施設入居者生活 介護	介護給付	0	0	0	0	0
	予防給付	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
地域密着型介護 老人福祉施設入 所者生活介護	介護給付	2,906,140	2,982,573	3,239,658	3,198,168	3,222,495
計	介護給付	5,735,974,396	5,825,687,142	5,748,121,021	5,721,439,932	5,932,906,159
	予防給付	8,715,489	8,355,323	9,417,946	7,190,058	7,494,703
	計	5,744,689,885	5,834,042,465	5,757,538,967	5,728,629,990	5,940,400,862

※ 認知症対応型共同生活介護は、要支援1は利用できない。

(キ) ケアプラン作成

介護保険のサービスはケアマネジャー等が作成したケアプランに基づいて提供される。居宅サービスのケアプランは自分で作成することもでき、あらかじめ地域包括支援センターにケアプランを届け出たうえでサービスを利用する。区は給付管理票を作成し、国保連合会へ提出する。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
自己作成計画給付 管理件数(延べ件数)	139	136	82	68	103

(ク) 暫定サービス利用者負担助成

平成13年度から、要支援・要介護認定申請中に死亡し、要支援・要介護認定結果が出せなかった方が、暫定ケアプラン等によりサービスを利用した場合に、保険給付相当額を支給する練馬区独自の事業を実施している。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数(件)	6	9	9	10	13
支給額(円)	87,757	467,126	157,544	431,849	684,705

ウ 自己負担が高額になった時の負担軽減・低所得者の利用者負担減免

介護サービスを利用した場合に、利用者は原則1割から3割を負担するが、同月の介護サービス利用者負担が高額になった場合や医療保険と介護保険の支払いが高額になった場合、低所得者等が介護施設を利用した際の居住費や食費などを負担する際の負担軽減策を行っている。

(ア) 高額介護（介護予防）サービス費の支給

介護サービスを利用して支払った1か月の利用者負担額(福祉用具購入費、住宅改修費、居住費・食費、日常生活費等は対象外)の合計が、所得に応じた一定の上限額を超えた場合に、超えた分を支給する。なお、同じ世帯にサービス利用者が複数いる場合は、全員の利用者負担額を合計して、世帯上限額を超えた場合に支給する。

	所得区分	上限額
(1)	生活保護受給者	15,000円(個人) 15,000円(世帯)
	高齢福祉年金受給者で世帯全員が特別区民税非課税	15,000円(個人) 24,600円(世帯)
(2)	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下	15,000円(個人) 24,600円(世帯)
(3)	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円超	24,600円(個人) 24,600円(世帯)

令和3年7月利用分まで

	所得区分	上限額
(4)	特別区民税課税世帯	44,400円(個人) 44,400円(世帯)

令和3年8月利用分から

	所得区分	上限額
(4)-①	特別区民税課税世帯で「(4)-②」「(4)-③」に該当しない	44,400円(個人) 44,400円(世帯)
	課税所得が380万円から690万円未満	93,000円(個人) 93,000円(世帯)
(4)-③	課税所得が690万円以上	140,100円(個人) 140,100円(世帯)

(単位：件・円)

区分		年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		件数	金額					
(1)	件数	16,564	17,248	17,540	19,022	18,958		
	金額	177,373,316	183,811,303	192,813,676	206,172,095	216,943,810		
(2)	件数	49,783	51,931	52,792	54,085	55,965		
	金額	642,411,821	676,097,403	709,050,577	747,027,691	776,117,269		
(3)	件数	17,337	18,605	19,961	21,939	23,332		
	金額	128,633,016	141,657,357	157,715,287	179,142,363	192,894,546		
(4)-①	件数	24,791	24,290	26,767	28,441	25,951		
	金額	343,559,046	438,766,769	595,303,555	638,095,964	566,687,318		
(4)-②	件数	—	—	—	—	223		
	金額	—	—	—	—	3,401,469		
(4)-③	件数	—	—	—	—	84		
	金額	—	—	—	—	441,271		
合計	件数	108,475	112,074	117,060	123,487	124,513		
	金額	1,291,977,199	1,440,332,832	1,654,883,095	1,770,438,113	1,756,485,683		

※ 令和3年8月利用分から「(4)特別区民税課税世帯」が細分化された。令和3年7月利用分までの「(4)特別区民税課税世帯」は「(4)-①」に含めて集計した。

※ 平成29年8月の改正に伴い、平成29年7月利用分までは、特別区民税課税世帯の上限額が、医療保険制度における現役並み所得相当の方44,400円、それ以外の世帯37,200円であったが、平成29年8月利用分からはどちらも44,400円となった。

1) 上限額引上げに伴う措置

平成29年8月から令和2年7月までの利用分について、3年間の時限措置として、世帯内のすべての被保険者（利用者ではない被保険者を含む）が1割負担の世帯については、自己負担額の年間（8月1日から翌年7月31日までの間）の合計額に対して446,400円（37,200円×12ヶ月）の負担上限額を設定し、超えた分を「高額介護（介護予防）サービス費（年間上限）」として支給した。

2) 平成29年度の集計

平成29年7月利用分までと8月利用分からは上限額は異なっているが、課税世帯として「(4)-①」に含めて集計した。

(イ) 高額医療合算介護・介護予防サービス費の支給

同じ世帯内で、医療保険と介護保険の自己負担の合計金額が年間（毎年8月から翌年7月末）の負担限度額を超えた場合に、超えた分を支給する。

世帯の負担限度額（70歳以上）

所得区分		世帯の負担限度額（年額）	
		平成30年7月まで	平成30年8月から
現役並み 所得者	課税所得 690 万円以上	67 万円	212 万円
	課税所得 380 万円以上 690 万円未満		141 万円
	課税所得 145 万円以上 380 万円未満		67 万円
一般	課税所得 145 万円未満（年間所得の合計額が 210 万円以下の場合も含む）	56 万円	56 万円
低所得Ⅱ	特別区民税非課税世帯	31 万円	31 万円
低所得Ⅰ	特別区民税非課税世帯の方で、世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が 0 円になる方（年金収入のみの場合 80 万円以下の方）	19 万円	19 万円

世帯の負担限度額（70歳未満）

所得区分		世帯の負担限度額（年額）	
		平成27年7月まで	平成27年8月から
現役並み 所得者	年間所得 901 万円超	176 万円	212 万円
	年間所得 600 万円超 901 万円以下	135 万円	141 万円
一般	年間所得 210 万円超 600 万円以下	67 万円	67 万円
	年間所得 210 万円以下	63 万円	60 万円
低所得Ⅱ	特別区民税非課税世帯	34 万円	34 万円

※ 年間所得とは、国民健康保険加入者の前年の総所得金額などから住民税基礎控除額を引いた金額。

（単位：件・円）

区分		年度				
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
現役並み所得者	件数	650	578	672	437	460
	金額	47,729,027	41,013,609	48,197,067	30,094,045	29,451,976
一般	件数	742	689	1,183	1,254	1,331
	金額	22,079,781	21,190,167	52,945,406	56,134,486	57,480,314
低所得Ⅱ	件数	1,118	1,170	1,359	1,560	1,742
	金額	35,708,065	38,002,230	43,687,480	50,803,004	56,126,759
低所得Ⅰ	件数	3,128	3,143	3,295	3,458	3,475
	金額	106,872,533	105,405,128	110,595,020	116,066,306	110,570,197
合計	件数	5,638	5,580	6,509	6,709	7,008
	金額	212,389,406	205,611,134	255,424,973	253,097,841	253,629,246

※ この制度において世帯とは、基準日（7月31日）現在、同じ医療保険に加入している方をいう。

※ 対象期間は毎年8月から翌年7月（12か月）

※ 同一対象期間に同一被保険者が複数回支給された場合は1件とする。

(ウ) 食費・居住費（滞在費）の軽減（特定入所者介護等サービス費）

平成17年10月から居住費（滞在費）・食費が自己負担となったことに伴い、低所得者の負担を軽減するため、基準費用額(平均的な費用)と負担限度額との差を保険給付で補う補足給付が創設された。

令和3年8月利用分から第3段階が細分化され、資格要件および食費の自己負担額が変更された。

介護保険施設の入所・入院者(短期入所を含む)で特別区民税非課税者に対して、申請に基づき、食費・居住費を軽減する。

(単位：人・円)

区分		年度				
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が特別区民税非課税	903	941	1,001	948	954
第2段階	世帯全員および世帯分離している配偶者が特別区民税非課税で、前年の課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下	1,062	1,064	1,135	1,111	1,030
第3段階①	世帯全員および世帯分離している配偶者が特別区民税非課税で、前年の課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下	2,691	2,787	2,979	2,936	854
第3段階②	世帯全員および世帯分離している配偶者が特別区民税非課税で、前年の課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が120万円超					1,586
合計		4,656	4,792	5,115	4,995	4,424

(エ) 利用者負担第4段階の特例減額措置

特別区民税課税世帯は利用者負担第4段階に該当し、食費・居住費の軽減の対象とならない。しかし、高齢夫婦等の二人以上の世帯で一人が施設に入所し費用を負担したことで、在宅の方の生計が困難になり、一定の要件を満たす場合に、利用者負担第3段階とみなして食費や居住費を減額する。

(単位：件)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
食費	3	2	2	1	3
居住費	1	0	1	1	2

(オ) 旧措置入所者の負担軽減

介護保険法施行日前に特別養護老人ホームに措置により入所していた方(旧措置入所者)に対して、平成12年3月時点での費用負担額を上回らないように利用者負担および居住費・食費(平成17年9月までは食費のみ)の減免を行う。

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者負担額 減免者数	10	7	3	3	3
特定負担限度額 認定者数	22	15	8	8	7

(カ) 訪問介護等利用者負担額の減免

国の特別対策により、平成11年度中に区のホームヘルプサービスを利用していた障害者への利用者負担を、平成19年6月までは3%、19年7月からは6%に減額した。(20年6月末終了)低所得者についても同様に実施したが、17年3月末で廃止した。

また、18年度からは、障害者自立支援法の施行に伴い、障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた一定の要件を満たす低所得者が、介護保険の適用を受けることになった場合には、利用者負担を免除する。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
認定証交付者数(人)	—	—	—	—	—
公費支払人数(延べ人数)	0	0	0	0	0
助成金額(円)	0	0	0	0	0

(キ) 生計困難者に対する利用者負担額の減額

特別区民税世帯非課税者等の一定の条件に該当する方が、軽減を実施している事業者の対象サービスを利用した場合、自己負担額を減額する制度を平成14年度から開始した。利用者負担額(介護サービス費、食費、居住費・滞在費)を3/4(高齢福祉年金受給者は1/2)に軽減する。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
確認証交付者数(人)	374	480	528	543	575
助成件数(件)	1,314	1,427	1,485	1,704	2,021
助成金額(円)	9,458,876	10,122,453	11,050,340	12,644,515	14,337,030

(ク) 災害等の場合による利用者負担額の減免

災害などの特別な理由により利用者負担が困難になった場合は、申請により利用者負担額を一定期間減額・免除する。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
認定者数(人)	3	5	9	9	9
減免金額 (円)	514, 343	481, 239	1, 495, 942	1, 472, 766	1, 529, 000

※ 平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災で被災した後に練馬区に転入し、サービスを利用した人について利用料や食費・居住費などの減免を行った。

エ 保険給付の制限

要介護・要支援認定時において、その滞納期間に応じてつぎのような措置がとられる。

(ア) 1 年以上滞納した場合(支払方法の変更)

利用したサービス費用は全額自己負担となる。その後、利用者からの申請により保険給付費(本来の自己負担を除く費用)を返還する。

(イ) 1 年 6 か月以上滞納した場合(保険給付の一時差止)

利用したサービス費用は全額自己負担となる。保険給付費(本来の自己負担を除く費用)についても、一部または全部が一時的に差し止めとなる。

(ウ) 2 年以上滞納した場合(給付額減額)

2 年以上滞納し時効になった保険料がある場合、その滞納期間に応じて、利用したサービス費用の自己負担割合が、一定期間 3 割(平成 30 年 8 月から本来の自己負担割合が 3 割の場合は 4 割)に引き上げられる。また、高額介護(介護予防)サービス費などの支給が受けられなくなる。

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
種類	給付額減額	給付額減額	給付額減額	給付額減額	給付額減額
件数	126 件	90 件	90 件	99 件	123 件

(5) 事業者の指定(介護保険課 事業者指定係)

ア 事業者指定

介護保険のサービスを提供する事業者には、それぞれのサービスごとに定められた指定基準のもとで、都や区が指定する「指定事業者」と、指定要件は満たしていないが一定の水準を満たすサービス提供が行えると、区が個別に判断した「基準該当サービス事業者」がある。

平成 18 年 4 月の法改正により、地域密着型(介護予防)サービス事業者および介護予防支援事業者は区が指定している(介護予防・生活支援サービス事業者は、平成 27 年 4 月から区が指定。)。また、平成 30 年 4 月の法改正により、居宅介護支援事業者の指定権限が東京都から区へ移管された。なお、介護予防支援事業者は介護保険法により各地域包括支援センターが指定を受けている。

(ア) 練馬区内の居宅サービス・介護予防サービス事業者数 (各年 4 月 1 日現在)

サービス種類	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
居宅介護支援	218(—)	218(—)	213(—)	204(—)	196(—)
介護予防支援	—(25)	—(25)	—(25)	—(25)	—(25)
訪問介護	191(164)	199(166)	201(163)	197(162)	210(169)

サービス種類	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
訪問入浴介護	11(11)	9(9)	8(8)	7(7)	8(8)
訪問看護	58(58)	61(61)	69(69)	73(73)	88(87)
訪問リハビリテーション	13(13)	13(13)	13(13)	13(13)	15(15)
通所介護	70(67)	76(70)	77(72)	80(73)	84(78)
通所リハビリテーション	18(17)	21(20)	21(20)	19(19)	20(20)
短期入所生活介護	34(34)	35(33)	36(34)	37(35)	39(37)
短期入所療養介護	16(16)	16(16)	16(16)	15(15)	14(14)
特定施設入居者生活介護	58(46)	62(47)	65(48)	69(49)	77(56)
福祉用具貸与	41(41)	41(41)	42(42)	43(43)	39(39)
特定福祉用具販売	44(44)	43(43)	44(44)	45(45)	44(44)
合 計	772(536)	794(544)	805(554)	802(559)	834(592)

※ ()内は指定介護予防サービス事業者の数。ただし、訪問介護、通所介護については、介護予防・生活支援サービス事業者の数。

(イ) 練馬区登録の基準該当サービス事業者数 (各年4月1日現在)

サービス種類	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
居宅介護支援	1	1	1	1	1
訪問介護	2	2	2	2	2
通所介護	1	1	1	1	1
短期入所生活介護	1	1	1	1	1
介護予防支援	1	1	1	1	1

(ウ) 練馬区内に所在地のある地域密着型サービス事業者数 (各年4月1日現在)

サービス種類	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	9(—)	13(—)	13(—)	13(—)	13(—)
夜間対応型訪問介護	2(—)	2(—)	2(—)	2(—)	2(—)
地域密着型通所介護	124(88)	119(88)	114(85)	112(85)	111(84)
認知症対応型通所介護	16(15)	16(15)	15(14)	13(13)	11(11)
小規模多機能型居宅介護	16(16)	16(16)	16(16)	16(16)	16(16)
看護小規模多機能型居宅介護	1(—)	2(—)	3(—)	4(—)	6(—)
認知症対応型共同生活介護	33(33)	34(34)	34(34)	35(35)	37(37)
合 計	201(152)	202(153)	197(149)	195(149)	196(148)

※ ()内は介護予防指定事業者の数。ただし、地域密着型通所介護については、介護予防・生活支援サービス事業者の数。

(エ) 練馬区内に所在地のある指定介護保険施設数

(各年4月1日現在)

サービス種類	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
介護老人福祉施設	29(2,070)	30(2,173)	31(2,215)	32(2,245)	34(2,428)
介護老人保健施設	14(1,316)	14(1,316)	14(1,316)	14(1,316)	14(1,316)
介護療養型医療施設	2(248)	1(178)	1(60)	1(60)	1(10)
合計	45(3,634)	45(3,667)	46(3,591)	47(3,621)	49(3,754)

※ ()内は各施設の介護保険の対象となる定員。

(6) 介護保険料(介護保険課 資格保険料係)

ア 第1号被保険者の保険料

第1号被保険者の保険料は、3年を単位とした事業計画期間ごとに練馬区介護保険条例で決定する。負担能力に応じた負担を求めるという観点から、17段階の所得段階別の保険料となっている。令和3年度から5年度までの練馬区の介護保険料の基準月額は6,600円(年額79,200円)である。

令和3年度から5年度の第1号被保険者の保険料

所得段階	対象者			保険料 (年額)
第1	生活保護受給の方			19,800円
	本人が特別区民税	同じ世帯にいる全員が特別区民税非課税	老齢福祉年金受給の方	
80万円以下の方			25,440円	
80万円を超えて120万円以下の方				
第2	本人の前年の課税対象年金収入額とその他の合計所得金額の合計が	120万円を超える方 (本人が特別区民税未申告の方を含みます)	49,200円	
第3		80万円以下の方	60,240円	
第4		80万円を超える方 (本人が特別区民税未申告の方を含みます)	79,200円 (基準額)	
第5	非課税	同じ世帯に特別区民税課税の方がいる		
第6	本人が特別区民税課税	本人の前年の合計所得金額が	125万円未満の方	84,840円
第7			125万円以上210万円未満の方	97,440円
第8			210万円以上320万円未満の方	117,240円
第9			320万円以上400万円未満の方	132,360円
第10			400万円以上600万円未満の方	158,400円
第11			600万円以上800万円未満の方	182,160円
第12			800万円以上1,000万円未満の方	213,840円
第13			1,000万円以上1,500万円未満の方	245,520円
第14			1,500万円以上2,000万円未満の方	277,200円
第15			2,000万円以上3,500万円未満の方	308,880円
第16			3,500万円以上5,000万円未満の方	340,560円
第17	5,000万円以上の方	372,240円		

※ 表中の「合計所得金額」とは、年金・給与等の収入から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、所得控除(扶養控除や社会保険料控除等)や損失の繰越控除をする前の金額である。ただし、給与所得または公的年金などに係る雑所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額または公的年金などに係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用いる。なお、当該所得金額が0円を下回った場合は場合は0円とみなす。また、土地売却等に係る特別控除がある場合は、長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した後の金額を用いる。

※ 表中の「その他の合計所得金額」とは、税法上の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いた金額である。0円を下回った場合は0円とみなす。なお、その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、当該給与所得の金額（所得金額調整控除がある場合は控除前の金額）から10万円を控除した金額を用いる（0円を下回った場合は0円とみなす）。

※ 第1～3段階の保険料については、公費負担による軽減を実施している。

イ 生計困難世帯の保険料の減額

所得段階第2段階または第3段階で、一定の条件に該当する生計困難世帯の保険料を第1段階の保険料に減額する。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
減額者数(人)	104	104	95	101	107
減額金額(円)	1,244,330	1,564,000	1,318,030	1,413,040	1,763,790

ウ 保険料の一般減免

第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が、災害等により著しい損害を受けた場合等に、一定の期間を限度に保険料の支払猶予または減免を行う。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
減免者数(人)	8	10	12	9	6
減免金額(円)	236,090	252,230	295,350	358,590	138,270

エ 震災減免

平成23年3月11日の東日本大震災を被災した後に練馬区に転入した第1号被保険者に対して保険料の減免を行った。平成24年10月以降は、福島第一原発の事故に伴う避難者に要件を限って減免を継続している。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
減免者数(人)	17	17	15	18	19
減免金額(円)	913,630	908,300	829,420	791,930	900,310

オ 公共事業施行に伴う自宅の買換え等に係る減免

公共事業への協力により、自宅等を売却し、自宅の買換え等を行った者に係る介護保険料額について、売却による譲渡所得の特別控除分を差し引いた後の合計所得で計算される介護保険料額と差額が生じた場合に減免を行う。

なお、平成30年4月の制度改正において、土地、建物等の売却による収入のうち、一定額を特別控除額として合計所得金額から控除して保険料を算定することとなったことに伴い、本減免は平成29年度末をもって廃止した。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
減免者数(人)	9	—	—	—	—
減免金額(円)	1,005,120	—	—	—	—

カ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者に係る減免

第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が、新型コロナウイルス感染症の影響により死亡または重篤な傷病を負った場合や、収入が減少した場合に減免を行う。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		令和3年度
減免者数 (人)	—	—	—	令和元年度保険料分 740	令和2年度保険料分 804	342
				令和元年度保険料分 9,245,320	令和2年度保険料分 57,731,530	
減免金額 (円)	—	—	—			22,499,300

キ 第2号被保険者の保険料

第2号被保険者の保険料は、それぞれが加入している医療保険者が算定方法を定め、医療保険料と併せて納入する。

(7) 介護保険料の収納状況 (介護保険課 資格保険料係)

※ 出納閉鎖後の実績値

現年分

(単位：円)

年度	調定額A	収納額		収入未済額	
		金額B	収納率 B/A	金額C	収入未済率 C/A
平成29年度	11,515,902,000	11,279,992,480	98.0%	235,909,520	2.0%
平成30年度	12,798,669,140	12,574,772,560	98.3%	223,896,580	1.7%
令和元年度	12,572,743,680	12,364,923,830	98.3%	207,819,850	1.7%
令和2年度	12,305,672,670	12,119,139,840	98.5%	186,532,830	1.5%
令和3年度	12,652,653,940	12,480,273,600	98.6%	172,380,340	1.4%

滞納繰越分

(単位：円)

年度	調定額	収納額	収納率	不納欠損額	不納欠損率	収入未済額	収入未済率
平成29年度	484,261,129	67,084,040	13.9%	176,846,240	36.5%	240,330,849	49.6%
平成30年度	476,240,369	68,686,640	14.4%	179,699,869	37.7%	227,853,860	47.8%
令和元年度	451,750,440	74,978,330	16.6%	171,507,480	38.0%	205,264,630	45.4%
令和2年度	413,084,480	80,656,540	19.5%	155,497,440	37.6%	176,930,500	42.8%
令和3年度	363,463,330	71,426,450	19.7%	138,507,440	38.1%	153,529,440	42.2%

(8) 介護支援専門員資格更新研修費補助(介護保険課 管理係)

ア 事業目的

平成18年度の介護保険法改正により、介護支援専門員資格に5年の有効期限が設けられ、同時に、資格更新に際し、更新研修の受講も義務化された。そこで、更新研修の受講に要する経費の一部を助成することにより、練馬区内の介護支援専門員の維持・確保を図ることを目的として平成21年度から当事業を実施している。

平成28年度に介護支援専門員の研修制度の見直しが行われ、主任介護支援専門員の更新研修が創設されたため、平成29年度から新たに主任介護支援専門員更新研修費の一部を助成している。

イ 事業内容

(単位：人)

助成対象研修	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
介護支援専門員専門研修 I 及び II 相当 (9,400 円)	4	9	12	0	—
介護支援専門員専門研修 II 相当 (7,700 円)	61	97	100	31	7
主任介護支援専門員更新 研修 (8,400 円)	36	26	19	12	28

※ 「介護支援専門員専門研修 I 及び II 相当 (9,400 円)」は令和 3 年度から廃止

(9) 介護の日記念事業(介護保険課 管理係)

ア 事業目的

国は、11 月 11 日を「介護の日」と定め、介護従事者、介護サービス利用者および介護を行う家族等を支援するとともに、地域社会における支え合いや交流を促進するなど、国民全体で介護についての理解と認識を深めるための日としている。

区は 11 月 11 日を含む概ね一週間を「練馬区介護週間」とし、さまざまな形で区民への啓発を行うイベントを実施している。

※ 令和 2 年度および 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止。

2 地域支援事業

地域支援事業は、被保険者が要介護状態または要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談および支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制および認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するものである。(1)介護予防・日常生活支援総合事業、(2)包括的支援事業、(3)任意事業の 3 事業で構成される。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、高齢者の社会参加の促進や、介護予防事業、生活支援などの多様なサービス事業の充実を図り、要介護状態等となることを予防または要介護状態等の軽減もしくは悪化防止を目的としている。介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援相当者(要支援 1・2 の認定者および健康長寿チェックシートの回答が生活機能低下の基準に該当する事業対象者。以下同じ。)を対象とした介護予防・生活支援サービス事業と、第 1 号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者を対象とした一般介護予防事業とに区分される。

ア 介護予防・生活支援サービス事業

(ア) 訪問介護事業 (高齢社会対策課 介護予防係)

a 事業内容

要支援相当者を対象に、ホームヘルパーなどが訪問し、調理や掃除などの生活援助や、外出、入浴の介助(見守り)などの身体介護を伴うサービスを提供する。

b 事業実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
延べ利用者数(人)	27,397	26,697	27,136	25,761	25,259
訪問介護事業費(円)	433,889,039	413,053,232	414,881,246	399,735,768	390,036,040

(イ) シルバーサポート事業(高齢社会対策課 介護予防係)

a 事業内容

要支援相当者を対象に、軽易な家事援助を地域の元気高齢者が行う訪問型サービス事業。区がシルバー人材センターに委託して実施する。年 6 回利用できる、利用者負担は 1 回 500 円。]

※ 平成 28 年 4 月開始の事業

b 事業実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用件数	223	216	342	434	652

(ウ) 通所介護事業(高齢社会対策課 介護予防係)

a 事業内容

要支援相当者を対象に、デイサービスセンターで生活機能の維持・向上のための体操や筋力トレーニング、食事、入浴などのサービスを日帰りで受け介護予防に取り組む。

b 事業実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
延べ利用者数(人)	26,051	26,651	28,367	25,431	28,173
通所介護事業費(円)	741,394,644	704,658,705	753,463,257	674,066,703	781,598,429

(エ) 食のほっとサロン(高齢社会対策課 介護予防係)

a 事業内容

要支援相当者を中心とした 65 歳以上の高齢者を対象に、月 2 回～週 1 回程度、民家や店舗などを会場として、会食を中心にお口の体操や食に関するミニ講座などを NPO(特定非営利活動法人)などの地域団体が行う。利用者負担は、食費相当分で会場により異なる。

b 事業実績 ※ 令和元年度から 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部中止。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
実施会場数(か所)	13	13	13	13	9
延べ利用者数(人)	2,893	3,017	2,916	995	585

(オ) 高齢者筋力向上トレーニング事業(高齢社会対策課 介護予防係)

a 事業内容

要支援相当者を対象に、介護予防ケアマネジメントに基づき、生活行為の改善を目的として、専門職による短期集中介護予防プログラムを実施する。リハビリ専門職による筋力向上トレーニング(専用のマシンを用いる)および柔軟性、バランス能力を向上させる包括的トレーニングを実施し、終了後も介護予防の取り組みを継続できるよう、自主的な地域活動への参加促進を図り、要介護状態への移行を予防する。概ね 3 か月間、週に 2 回、全 23 回。利用者負担 1,000 円(1 教室 23 回分)

b 事業実績 ※ 令和元年度から3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部中止。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施会場数(延回数)	10会場(642)	10会場(690)	10会場(598)	8会場(368)	8会場(300)
延べ利用者数(人)	4,079	3,357	2,378	1,603	1,209

(カ) 介護予防ケアマネジメント(高齢社会対策課 介護予防係)

a 事業内容

要支援相当者に対して介護予防および日常生活支援を目的として、その心身の状況などに応じて介護予防・生活支援サービスや一般介護予防事業が適切に提供されるようケアプランを作成する。介護予防ケアマネジメントの実施は地域包括支援センターまたは委託を受けた居宅介護支援事業所の居宅介護支援専門員が行う。

b 事業実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
延べ利用者数(人)	36,401	35,447	35,519	32,593	32,689
介護予防・日常生活支援 総合事業サービス計画 事業費(円)	145,110,819	150,463,547	150,863,513	139,153,115	143,655,090

(キ) 高額介護予防等サービス相当事業(高齢社会対策課 介護予防係)

a 事業内容

高額介護・介護予防サービス：要支援者相当者が一か月に支払った自己負担(1~2割負担の額の世帯合算)が一定の額を超えたときに、高額介護・介護予防サービス費として超えた分が介護予防サービス費から払い戻される。

高額医療合算介護・介護予防サービス：各医療保険(国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度)における世帯内で、医療保険と介護保険、介護予防サービス事業それぞれの自己負担額を適用した後に、一年間の医療保険と介護保険、介護予防サービス事業との自己負担額合計が自己負担限度額を超えた場合、超えた額を医療保険と介護保険と介護予防サービスで按分し、介護予防サービス事業分として「高額医療合算介護・介護予防サービス費」を支給する。

b 事業実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
延べ利用者数(人)	1,165	1,015	1,082	1,048	1,093

(ク) 審査支払手数料(高齢社会対策課 介護予防係)

a 事業内容

指定居宅サービス事業者等からの介護予防・生活支援サービス事業費請求の審査支払を円滑に行うため、審査支払業務を東京都国民健康保険団体連合会に委託して行っている。

b 事業実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
審査支払件数(件)	54,743	55,082	56,490	52,447	54,357

イ 一般介護予防事業

(ア) 介護予防小冊子作成(高齢社会対策課 介護予防係)

a 事業内容

介護予防小冊子：高齢者等に対して介護予防に関する啓発、事業の周知を図るため介護予防に関する小冊子等を作成し配布する。

はつらっライフ手帳（介護予防手帳）：高齢者の自立支援・重度化防止に向け、自主的な介護予防・健康づくりへの取組や介護サービス等の適正な利用を支援するため介護予防手帳を作成し、地域包括支援センターや医療機関等で配布するほか 65 歳到達時に個別送付する。当該年度末に発行し、翌年度にかけて配布する。

b 事業実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
発行部数 (部)	61,000	53,000	56,000	36,900

(イ) 練馬区オリジナルロコモ体操普及啓発事業（高齢社会対策課 介護予防係）

a 事業内容

ねりま ゆる×らく体操（練馬区オリジナルロコモ体操）を高齢者等が活動する施設・団体へ普及するため、研修会を実施。

b 事業実績 ※ 令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部中止。

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
実施回数 (回)	5	1	3	3
参加団体数 (団体)	38	11	16	30

(ウ) 介護予防普及啓発事業(高齢社会対策課 介護予防係)

a 事業内容

介護予防の必要性を区民に普及・啓発するために、健康長寿はつらつまつり、健康長寿はつらつ講演会を開催。介護予防推進員、認知症予防推進員と協働で実施している。

b 事業実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
実施回数(か所)	5	5	5	3	4
延べ参加人数(人)	1,976	2,400	1,873	533	297

※ 令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、健康長寿はつらつまつりを 2 回中止、健康長寿はつらつ講演会は定員減で開催。

※ 健康長寿はつらつ講演会は令和 2 年度で事業終了。

(エ) 健康長寿はつらつ教室(高齢社会対策課 介護予防係)

平成 28 年度から、元気なうちから介護予防に取り組めるよう一般向けの介護予防事業として実施。平成 30 年度からまる得！若がえり教室(複合型介護予防事業)を足腰しゃっきりトレーニング教室に統合して実施している。

a 足腰しゃっきりトレーニング教室

(a) 事業内容

65歳以上の区民を対象に、ひざの痛みや腰の痛みを軽減・予防するための、筋力や柔軟性を向上させるトレーニングを実施し、要支援状態または要介護状態への移行を予防する。室内で運動を行う足腰しゃっきりトレーニング教室（室内）と水の特性（浮力・抵抗・水圧）を利用した足腰しゃっきりトレーニング教室（プール）がある。概ね2か月間、週に1回。室内 利用者負担 500円（1教室6回分）、プール 利用者負担 500円（1教室8回分）

(b) 事業実績 ※令和元年度から3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部中止。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施教室数（延回数）	34(268)	65(430)	67(417)	66(440)	66(456)
延べ利用者数（人）	4,425	7,480	7,532	6,552	6,464

b わかわか かむかむ 元気応援教室

(a) 事業内容

65歳以上の区民を対象に、口腔機能の向上や低栄養予防について啓発し、口腔ケア等に関する指導や食生活の見直しおよび食の自立に向けた指導を実施する。終了後も口腔機能および栄養状態の維持を目指し、要支援状態または要介護状態への移行を予防する。概ね2か月間、週に1回、全6回。利用者負担 500円（1教室6回分）

(b) 事業実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施教室数（延回数）	10(60)	9(54)	9(54)	10(60)	10(60)
延べ利用者数（人）	558	529	498	428	375

c ねりまちウォーキングクラブ

(a) 事業内容

平成30年度から、閉じこもりがちな高齢者を介護予防活動につなげるために、はつらつセンターを拠点に、高齢者のニーズの高いウォーキングの教室を実施。概ね2か月間、週1回、全7回。利用者負担 500円（1教室7回分）

(b) 事業実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施会場数(教室数)	1会場(2教室)	4会場(8教室)	4会場(4教室)	4会場(8教室)
参加者数	29人	113人	49人	115人

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は4教室中止。

※ 令和4年度から6回制から7回制に拡充。

(d) いきがいデイサービス(高齢社会対策課 介護予防係)

a 事業内容

65歳以上の区民を対象に、外出の機会として、週1回、敬老館や地区区民館等において、体操や趣味活動、昼食の提供を実施することにより、高齢者の閉じこもりの防止および介護予防を図る。利用者負担は1回600円である。

b 事業実績 ※令和元年度から3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部中止。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施施設数(か所)	35	35	35	35	35
延べ利用者数(人)	16,264	17,226	14,726	9,694	12,401

(カ) 認知症予防事業(高齢社会対策課 介護予防係)

a 事業内容

「認知症予防」に関心を持ち、区民の主体的な活動を促し、認知症発症の抑制・遅延化にむけた地域の活性化を図るため、平成17年度より認知症予防事業を開始した。

(a) 啓発

講演会やパンフレットの作成・配布や区報などを通して、区民に「認知症予防」の知識を広め意欲を高められるように啓発を図る。また、地域で認知症予防活動を推進する認知症予防推進員に対し、主体的な活動を支援する。

(b) 地域活動支援(認知症予防プログラム)

認知機能の維持・改善をはかるため、認知症になりかけのときに低下する3つの機能(エピソード記憶、注意分割機能、計画力)を鍛え、実行機能を強化する方法の習得と習慣化を目的とするプログラム(SNS交流編、脳活体操編、絵本読み聞かせ編)を実施する。

(c) 人材の育成

区民が主体となって活動できるよう支援する人材を住民の中から育成するため、「認知症予防推進員養成講座」を実施し、平成17年度から平成20年度まで447人育成した。平成21年度からは、区の事業への協力や自主的な地域活動を支援している。

養成講座終了から10年が経過し、平成30年4月1日時点で活動を継続している認知症予防推進員は83人(区が把握している方)となり、平成30年度から令和2年度まで再度「認知症予防推進員養成講座」を実施した。

b 事業実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	回数・延べ人数 など	回数・延べ人数 など	回数・延べ人数 など	回数・延べ人数 など	回数・延べ人数 など
講演会・講座	5回 303人	5回 320人	4回 126人	3回 110人	2回 46人
パンフレット 作成配付	5,000部	5,500部	5,500部	6,000部	4,000部
認知症予防 プログラム	85回 1,248人	95回 1,409人	104回 1,173人	62回 654人	113回 1,231人
推進員連絡会	1回 27人	1回 43人	—	1回 52人	1回 39人
推進員養成講座	—	1講座 307人 修了者 43人	2講座 488人 修了者 66人	2講座 392人 修了者 47人	—

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度から3年度は一部中止。

(キ) 介護予防把握事業(高齢社会対策課 介護予防係)

a 事業内容

平成 28 年度から、地域で体力や体組成等を測定する測定会を実施し、結果の個別アドバイスと地域活動団体を紹介する「はつらつシニアクラブ」を実施した。測定会の中で健康長寿チェックシート等を実施し、必要な方には介護サービスにつなげる。

b 事業実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
実施会場数 (延回数)	10 会場(24 回)	16 会場(32 回)	16 会場(34 回)	18 会場(26 回)	18 会場(35 回)
参加者数	1, 190 人	1, 414 人	1, 482 人	682 人	1, 177 人

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度は 2 回、令和 2 年度は 10 回中止、令和 3 年度は 1 回中止。

(ク) 地域リハビリテーション活動支援事業 (高齢社会対策課 介護予防係)

平成 27 年度より介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い、①自主活動支援事業、②自立生活支援事業を実施。

a 事業内容

- ① 自主活動支援事業 地域で自主的に、介護予防を目的に活動を行っている団体に、リハビリテーション専門職等を派遣し、介護予防の取組みを支援する。
- ② 自立生活支援事業 地域包括支援センター等の依頼を受け、生活機能の低下した高齢者に対し、リハビリテーション専門職を派遣し、専門的な評価、生活機能の改善に向けた助言を行い、自立への支援を行う。初回の訪問から 6 か月以内に評価のために再訪問を行う。

b 事業実績

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
①自主活動 支援事業	延利用団体 数	延 45 団体	延 59 団体	延 63 団体	延 27 団体	延 19 団体
②自立生活 支援事業	延利用人数	延 120 人	延 83 人	延 101 人	延 52 人	延 47 人

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度から 3 年度は一部の団体が自主活動支援事業の実施を延期。

(ケ) 街かどケアカフェ事業(高齢者支援課 地域包括支援係)

a 主な事業内容

- ① 高齢者等が気軽に立ち寄ることができる場の提供
- ② 高齢者の介護予防および健康増進に資する活動の企画・実施
- ③ 認知症高齢者の交流の機会の提供および介護者支援に資する活動の企画・実施
- ④ 高齢者等の医療、介護および健康に関する相談に応じること

b 実施方法

① 街かどケアカフェ

地域包括支援センターを併設する一部の区立施設や地域団体が運営する集いの場で、高齢者などが気軽に集い、介護予防について学べる「街かどケアカフェ」を区内 29 か所で運営している。

② 出張型街かどケアカフェ

地域包括支援センターが、地域集会所等で、茶話会や体操、出張相談など、様々なイベントを実施する「出張型街かどケアカフェ」を開催している。

c 事業実績（年間来場者数（人））

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
街かどケアカフェ	36,479	60,012	59,716	15,498	25,488
出張型街かど ケアカフェ	11,108	11,133	11,130	2,928	7,039
合計	47,587	71,145	70,846	18,426	32,527

※ 令和元年度から 3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、一部中止。

(ロ) フレイルサポーター育成・支援事業（高齢社会対策課 介護予防係）（令和 3 年度から開始）

a 事業内容

区民自らが担い手となってフレイル予防活動を行うフレイルサポーターを育成するため、「フレイルサポーター育成研修」を実施し、自主的な地域活動を支援している。

b 事業実績

	令和 3 年度
実施回数(回)	1
修了者(人)	23

(2) 包括的支援事業

包括的支援事業は、主に地域包括支援センターが行う事業で、その内容は、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業のほか、医療と介護の連携、生活支援体制整備、認知症施策などの事業である。

区市町村は実情に応じた圏域を設定して地域包括支援センターを設置することとされている。地域包括支援センターは、指定介護予防支援事業者として要支援者を対象とする介護予防サービス計画(ケアプラン)の作成等の介護予防ケアマネジメントも行う。介護予防支援事業の一部は、指定居宅介護支援事業者に委託することができる。

ア 地域包括支援センター(高齢者支援課 管理係)

(ア) 目的

高齢者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護保険法に定める包括的かつ継続的な支援事業を実施することを目的に設置された。保健師、看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員などが中心となって、介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行うとともに、地域の介護支援専門員(ケアマネジャー)等の支

援・指導や関係機関のネットワーク作り等を行う。

平成 30 年度から、高齢者相談センター（地域包括支援センター）本所 4 か所・支所 25 か所体制を本所 25 か所に再編・強化し、名称を「地域包括支援センター」に変更した。

(イ) 事業内容

- ① 介護保険だけでなく、様々な制度や地域資源を利用した総合的な支援
- ② 虐待の防止・成年後見制度の利用支援など高齢者の権利擁護
- ③ ケアマネジャーへの困難事例に対する助言等支援・指導や関係機関のネットワークの構築
- ④ 介護予防の相談や介護予防ケアプランの策定
- ⑤ 在宅療養や認知症に関する相談支援（医療と介護の相談窓口）
- ⑥ ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業

地域包括支援センターパンフレット：上記事業内容および所在地等を区内の高齢者や家族等に対して周知するパンフレットを作成し配布する。

(ウ) 地域包括支援センター一覧(25 か所)

第 2 育秀苑、桜台、豊玉、練馬、練馬区役所、中村橋、北町、北町はるのひ、田柄、練馬高松園、光が丘、光が丘南、第 3 育秀苑、練馬ゆめの木、高野台、石神井、フローラ石神井公園、第二光陽苑、関町、上石神井、やすらぎミラージュ、大泉北、大泉学園、南大泉、大泉

イ 見守りネットワーク(高齢者支援課 管理係)

地域で活動する人々が連携し、ひとり暮らし高齢者等で援助を必要とするものを、地域全体で見守る体制を整える。

(ア) 高齢者見守りネットワーク協定

地域団体や民間事業者等と高齢者見守りネットワーク協定を締結するなどの取組を行っている。

(イ) 事業実績

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
協定締結団体	37	38	42

ウ 夜間・休日電話受付業務(高齢者支援課 管理係)

(ア) 事業内容

高齢者の虐待通報等の緊急を要する連絡について、地域包括支援センターの受付時間外である夜間および休日における電話を、看護師・介護支援専門員等の有資格者を配置したコールセンター事業者へ委託して受け付ける。平成 30 年度から、夜間および休日に地域包括支援センターに着信があった電話をコールセンター事業者に転送する方法に変更した。

(イ) 事業実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
入電件数(件)	208	1,438	2,274	1,746	1,823

※ 間違い・切断等を除く。

エ 生活支援体制整備事業（高齢者支援課 地域包括支援係）

(ア) 生活支援コーディネーターの配置

ボランティア等を担い手とした生活支援サービスの資源開発、サービス提供主体間のネットワークの構築等を行う「生活支援コーディネーター」を配置している。

(イ) 高齢者支え合いサポーター育成研修の実施

高齢者等でボランティアを希望する者に対し、多様な生活支援サービスの担い手を育成するための研修を実施している。

〔平成 29 年度〕 研修 2 回実施(修了者 108 名)

〔平成 30 年度〕 研修 2 回実施(修了者 89 名)

〔令和元年度〕 研修 2 回実施(修了者 64 名)

〔令和 2 年度〕 研修 1 回実施(修了者 11 名)

〔令和 3 年度〕 研修 1 回実施(修了者 19 名)

※ 令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、一部中止。

オ 認知症早期対応推進事業(高齢者支援課 在宅介護支援係)

(ア) 事業内容

認知症の早期から医療との関わりを促進するため、専門医による相談（認知症初期集中支援チーム）や講演会を行っている。

令和 3 年度から認知症専門医による訪問面接を実施している。

(イ) 事業実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
相談実績	36 回 80 件	48 回 101 件	48 回 94 件	48 回 85 件	36 回 58 件
講演会	3 回 100 人	3 回 93 人	3 回 144 人	2 回 47 人	1 回 45 人
医師による訪問面接	—	—	—	—	4 回

※ 令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、講演会を一部中止。

(3) 任意事業

任意事業は、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるようにするために、被保険者や要介護者を介護している人等に対し、地域の実情に応じて実施する事業で、①介護給付等費用適正化事業、②家族介護支援事業、③その他の事業の 3 種類が定められており、練馬区では、つぎの事業を行っている。

ア 介護給付費適正化推進事業

(ア) ケアプラン標準化事業(介護保険課 事業者運営推進係)

介護を必要とする高齢者の尊厳ある自立支援を目的として、介護支援専門員の資格を持った介護給付調査員が居宅介護支援事業者を訪問等し、課題分析による的確な生活全般の解決すべき課題の把握、明確な目標設定、適切なケアプラン作成などケアマネジメントの手順が確実に行われているかについて、確認、助言、指導を行い、ケアプランの標準化を図る。

書面による点検について、令和 4 年度の実施にあたり、点検マニュアルを作成するため、令和 3 年度に試行した。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
実施事業者数	83	59	72	71	98
点検票作成数	123	76	150	151	229

(イ) 介護給付費通知事業(介護保険課 給付係)

介護保険サービス利用者に利用状況を通知することにより、利用者自身が内容を確認する機会をつくり、利用者の意識啓発を図るとともに、不適正な給付を防ぐことを目的として実施している。例年、年 2 回通知しているが、令和 2 年度のみ、新型コロナウイルス感染症の影響により、1 回のみ通知とした。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
実施回数	2	2	2	1	2
通知延べ件数	52, 181	53, 976	55, 370	28, 130	57, 661

イ 介護学べるサロン(高齢者支援課 在宅介護支援係)

(ア) 事業内容

在宅で高齢者を介護する家族や受講を希望する区民を対象に、介護専門職・栄養士・理学療法士等によるミニ講座を実施し、高齢者の健康や介護についての知識・技術や、介護者自身の健康維持等について学ぶ場を提供している。

事業は、区内のデイサービスセンター・介護老人保健施設・認知症高齢者グループホームなどを運営する社会福祉法人、医療法人、NPO法人等に委託して実施している。

(イ) 事業実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
延参加者数	1, 051 人	981 人	847 人	153 人	71 人

※ 令和元年度から 3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、一部中止。

※ 令和 2 年度までは、家族介護者教室として実施

ウ 認知症高齢者位置情報提供サービス利用料助成事業 (高齢者支援課 在宅介護支援係)

(ア) 事業内容

認知症により外出したまま自宅に戻れなくなる症状がある高齢者(若年性認知症を含む)を介護する家族が、区と協定を結んでいる事業者の位置情報提供サービスを利用する際に、利用料の半額を助成している。

生活保護世帯は、利用料の全額を助成している。

(イ) 事業実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
延助成人数	507 人	487 人	575 人	648 人	565 人

エ 認知症理解普及促進事業(高齢者支援課 在宅介護支援係)

(ア) 事業内容

認知症について知識を広め、認知症高齢者を支える地域づくりを促進するための啓発として、認知症の方や家族を支援する認知症サポーターの養成を実施している。認知症サポーターが地域の担い手として活動できるよう支援するためのステップアップ講座は、令和 3 年度より高齢者支え合いサポーター育成研修に含めて開催している。

また、認知症サポーター養成講座の講師役である、キャラバン・メイト同士の情報共有等を目的として、キャラバン・メイト連絡会を開催している。

令和3年度より、地域包括支援センター（25か所）を中心として本人や家族の声を聞く「本人ミーティング」を開催し、生活支援コーディネーターと連携して、認知症サポーター等とともに地域で活動するチームオレンジ活動を実施している。

(イ) 事業実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
サポーター養成数	3,437人	3,343人	3,064人	1,020人	910人
ステップアップ講座・高齢者支え合いサポーター育成研修	3回 115人	3回 93人	2回 60人	3回 52人	1回 21人
キャラバン・メイト連絡会	41人	32人	56人	153人 (書面開催)	50人 (オンライン)
チームオレンジ活動	—	—	—	—	25か所

※ 令和元年度から3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、一部中止。

オ 認知症高齢者支援連携事業(高齢者支援課 在宅介護支援係)

(ア) 事業内容

認知症高齢者を地域で支援する体制を築くため、在宅療養推進協議会認知症専門部会を設置し、医療と介護の連携促進等について協議している。同専門部会の検討を経て、医療・介護関係者相互の連携を促進するための「医療・介護連携シート」および認知症ケアパスを掲載した「認知症ガイドブック」を作成し区民に配布している。

(イ) 事業実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
認知症専門部会	3回	3回	3回	3回	2回
医療・介護連携シート配布数	5,000部	10,000部	8,000部	8,000部	8,000部
認知症ガイドブック配布数	10,000部	—	5,000部	5,000部	5,000部

カ 認知症介護者支援事業(高齢者支援課 在宅介護支援係)

(ア) 事業内容

認知症高齢者を介護する家族への支援の充実と負担軽減のため、介護相談・交流カフェや介護家族の会の周知を行っているほか、認知症介護家族による介護なんでも電話相談を実施している。

(イ) 事業実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
介護相談・交流カフェ※	4回 120人	4回 101人	3回 134人	4回 84人	10回 75人
電話相談	51回 145件	51回 109件	50回 125件	52回 136件	51回 130件

※ 令和2年度までは、介護家族の学習・交流会として実施。

キ 家族介護慰労金(高齢者支援課 高齢給付係)

(ア) 事業内容

1年間継続して介護保険の要介護4～5と認定された家族を在宅で介護している方で、過去1年間介護保険サービスを利用しなかった方のうち、住民税非課税世帯の方を対象に支給している。慰労金の金額は100,000円(年1回)である。

(イ) 事業実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
支給者数(人)	6	5	6	5	4

ク 紙おむつ等支給(高齢者支援課 高齢給付係)

(ア) 事業内容

区内に居住する常時紙おむつ等を必要とする、介護保険の要介護1以上の65歳以上の方、および介護保険の第2号被保険者における介護認定を受けている方を対象に紙おむつを支給している。利用者は区指定の商品の中から種類および必要量を区と契約する業者に注文し、利用者の指定する場所に配送する。利用者は購入額の1割を自己負担する。また、紙おむつの支給対象者ではあるが、入院している病院が使用のおむつを指定しているため、区が支給する紙おむつを使用できない方に、おむつ代として月額4,800円を支給している。ただし、次に該当する方は支給対象としない。

- ① 対象者本人の住民税が非課税の方
- ② 生活保護を受けている方
- ③ 介護保険の施設サービスで入院・入所している方
- ④ 他の制度で紙おむつの支給を受けている方

(イ) 実績(延べ人数)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
おむつ支給者数(人)	61,626	63,309	65,863	69,669	68,266
現金支給者数(人)	4,170	4,391	4,365	4,397	4,000

第8章 生活保護

1 生活保護法による援護(総合福祉事務所 管理係、相談係、保護係)

(1) 事業概要

生活保護制度は、憲法第25条に規定する理念に基づき、国が、生活に困窮する全ての国民にその困窮の程度に応じて保護を行い、あわせて自立を助長することを目的としている。

保護は、厚生労働大臣の定める基準によって計算された最低生活費と、保護を受けようとする世帯の収入を比べ、収入が最低生活費を下回る場合に、その不足分について行う。

(2) 保護の種類

保護の種類は、生活扶助とその他の扶助(住宅・教育・医療・介護・出産・生業・葬祭)に分かれており、保護を受ける人の必要に応じて、原則として世帯を単位にその全部または一部が適用される。保護費は、医療扶助および介護扶助を除き、原則として金銭で支給される。

ア 生活扶助

被保護者の衣食その他、日常生活の需要を満たすための扶助。

イ 住宅扶助

家賃、家屋補修、その他住宅の維持のために必要があるときの扶助。

ウ 教育扶助

児童又は生徒が義務教育を受けるときの扶助。

エ 医療扶助

けがや病気で医療を必要とするときの扶助。医療券による現物給付が原則。

オ 介護扶助

介護保険制度を利用するときの扶助。介護券による現物給付が原則。

カ 出産扶助

出産をするときの扶助。

キ 生業扶助

生業を行うための資金や、技能を修得するための費用を必要とするときの扶助。

ク 葬祭扶助

葬祭を行うときの扶助。

(3) 事業実績

生活保護世帯および人員 [年度末時点の数、*印は年間累計数字]

	世帯・人員		生活扶助		住宅扶助		教育扶助		医療扶助	
	世帯数	人員数	世帯数	人員数	世帯数	人員数	世帯数	人員数	世帯数	人員数
平成29年度	13,340	17,043	11,608	14,912	12,102	15,694	579	791	10,549	12,581
平成30年度	13,284	16,837	11,528	14,718	12,040	15,433	543	773	10,556	12,512
令和元年度	13,278	16,889	11,845	14,936	12,116	15,234	580	831	12,898	16,092
令和2年度	13,355	16,729	11,965	14,845	12,228	15,147	517	736	12,947	15,950
令和3年度	13,451	16,607	12,015	14,700	12,316	15,022	474	673	13,068	15,867

	*生業扶助		介護扶助		*葬祭扶助		*出産扶助	
	世帯数	人員数	世帯数	人員数	世帯数	人員数	世帯数	人員数
平成 29 年度	5,892	6,291	2,667	2,794	450	450	4	4
平成 30 年度	5,219	5,665	2,719	2,843	482	482	3	3
令和元年度	4,519	4,669	2,817	2,938	456	456	7	7
令和 2 年度	4,031	4,139	2,911	3,040	539	539	3	3
令和 3 年度	3,745	3,769	3,023	3,151	468	468	1	1

(4) 保護の機関

ア 実施機関

福祉事務所(各福祉地区に設置された福祉に関する事務所。練馬総合福祉事務所・光が丘総合福祉事務所・石神井総合福祉事務所・大泉総合福祉事務所の4か所)

イ 補助機関(所員)

指導監督を行う所員、保護を行う所員、事務を行う所員

ウ 協力機関

民生委員(福祉事務所長、社会福祉主事の行う事務の執行に協力)

(5) 保護の方法

ア 居宅

生活扶助は、原則として被保護者の居宅において行う。

イ 保護施設等

保護の実施が居宅によりがたいとき、または被保護者が希望したときは、救護施設、更生施設もしくはその他適切な施設に入所させて保護する。

(ア) 救護施設

身体上または精神上に著しい障害があるため、自分ひとりでは生活することが困難な被保護者を入所させて保護している。

(イ) 更生施設

身体上または精神上の理由により、養護および生活指導を必要とする被保護者で、近い将来社会復帰できる見込みのある者を入所させて保護している。

(ウ) 医療保護施設

医療を必要とする被保護者に対して医療の給付を行っている。この施設のほか指定医療機関でも同じような給付を受けることができる。

(エ) 授産施設

身体上、精神上の理由または世帯の事情により就業能力の限られている被保護者を入所又は通所させて保護し、就労または技能の修得のために必要な機会および便宜を与えている。

(オ) 宿所提供施設

住宅のない被保護者に対して住宅を提供するための施設で、家族用と単身用がある。

(カ) 日常生活支援住居施設

日常生活又は社会生活を送る上で何らかの課題を有し、単独では居宅での生活が困難な状態

である者を入所させ、入所者の状況に応じた支援及び関係機関との連携調整を行うことにより、日常生活及び社会生活を営むことができるよう利用されるもの

(6) 資料 (令和3年度)

保護の種類	支出額 (円)	構成比 (%)
生活扶助	9,502,045,548	29.9%
住宅扶助	7,434,616,732	23.4%
教育扶助	78,844,788	0.2%
出産扶助	306,000	0.001%
生業扶助	52,471,988	0.2%
葬祭扶助	92,787,956	0.3%
就労自立給付金	7,236,340	0.02%
進学準備給付金	5,600,000	0.02%
保護施設委託費	212,394,928	0.7%
医療扶助	13,765,477,825	43.2%
介護扶助	678,734,030	2.1%
計	31,830,516,135	100.0%

2 自立支援プログラム (総合福祉事務所 管理係、相談係、保護係/生活福祉課 自立促進支援係、保護調整係、医療事務係)

(1) 事業概要

様々な生活課題を抱えている被保護世帯に対し、福祉事務所が組織的かつ効率的に自立に向けて支援を行っていくため、国(厚生労働省)は平成17年度より自立支援プログラムの導入を推進している。自立支援プログラムは、その課題ごとに取り組むべき支援の具体的内容や実施手順を定めるものであり、練馬区でも以下のプログラムを策定し、支援を実施している。

(2) プログラム策定状況

ア 「生活保護受給者等就労自立促進事業」活用プログラム

公共職業安定所(ハローワーク)との連携で就労支援を行うもの。

なお、練馬総合福祉事務所においては、平成25年12月から本プログラム実施のための専用窓口として、「就労応援ねりま」(ハローワーク職員が常駐)を設置している。

イ 就労支援(専門員による取組)プログラム

就労支援専門員(各所1名×4所)の取組により、就労支援を行うもの。

ウ 就労サポート事業プログラム

就労サポーターの取組により、稼働年齢層にあり、就労意欲に課題を有する者に対して就労に向けた様々な支援を行うもの。

エ 精神保健福祉支援 退院促進プログラム

オ 精神保健福祉支援 居宅生活支援プログラム

エ、オは精神保健福祉支援員(各所2名×4所)の取組により、精神障害者および精神疾患を持

つ者に対して退院促進または居宅生活の支援を行うもの。

カ 高校進学支援プログラム

中学3年生の進路を確認し、高校進学に関する情報提供、学習塾等受講料の支給等の支援を行うもの。

キ 学力向上支援プログラム

中学3年生を除く、小学生から高校生の生徒・児童の学習状況等を確認し、学習塾等受講料の支給等の支援を行うもの。

ク 子ども支援プログラム

子ども支援員の取組により、家庭環境や学習面等での課題を抱える生徒・児童および高校年代の未進学者・中退者に対して必要な支援を行うもの。

ケ 債務整理支援プログラム

家庭相談員(各所1名×4所)の取組により、多重債務を抱える者に対して、法テラスの利用等を通じて、債務解消に向けての支援を行うもの。

コ 居宅生活支援プログラム

居宅生活支援事業支援員の取組により、安定した住居を持たない者や自分で転居先の住居を確保できず、住居を喪失する恐れがある者に対して居宅生活相談、居宅生活移行および居宅生活安定化の支援を行うもの。

サ 高齢者世帯訪問支援業務および高齢者世帯日常生活支援プログラム

生活支援員の取組により、高齢者世帯の世帯員に対して見守りの強化や各種手続等の日常生活支援を行うもの。

(3) 実施状況

(単位：人)

	プログラム名	参加者数				
		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
ア	「生活保護受給者等就労自立促進事業」活用プログラム	175	137	107	68	97
イ	就労支援(専門員による取組)プログラム	80	73	65	66	47
ウ	就労サポート事業プログラム	339	360	355	332	496
エ	精神保健福祉支援 退院促進プログラム	42	8	7	11	8
オ	精神保健福祉支援 居宅生活支援プログラム	362	311	310	258	262
カ	高校進学支援プログラム	137	106	117	92	92
キ	学力向上支援プログラム	341	361	301	275	257
ク	子ども支援プログラム	134	129	119	116	119
ケ	債務整理支援プログラム	517	531	531	566	628
コ	居宅生活支援プログラム	242	310	382	405	491
サ	高齢者世帯訪問支援業務および高齢者世帯日常生活支援プログラム(世帯)	5,084	5,075	5,158	5,159	4,718
合計		7,219	7,453	7,401	7,348	7,215

※ 学力向上支援プログラムについて、平成29年から高校生を対象として追加

(4) 実施体制

被保護世帯に対する自立支援の取組を促進するため、各総合福祉事務所などに配置されている専門知識やノウハウを持つ専門の支援員等を活用し、支援を行っている。

- ア 就労支援専門員(会計年度任用職員) 4カ所の総合福祉事務所に各1名配置
- イ 就労サポーター(業務委託) 4カ所の総合福祉事務所および就労サポート拠点に配置
- ウ 精神保健福祉支援員(会計年度任用職員) 4カ所の総合福祉事務所に各2名配置
- エ 子ども支援員(業務委託) 練馬区役所内および支援実施場所(2カ所)に配置
- オ 家庭相談員(会計年度任用職員) 4カ所の総合福祉事務所に各1名配置
- カ 居宅生活支援事業者(業務委託) 支援拠点に配置
- キ 生活支援員(業務委託) 地域包括支援センターを運営している11法人に委託

3 生活保護実施体制整備等の取組(総合福祉事務所 管理係、相談係、保護係)

生活福祉課 自立促進支援係、保護調整係、医療事務係)

(1) 資産調査事業

ア 事業概要

被保護者の活用し得る動産および不動産等資産に係る調査や、年金・手当等の受給権調査ならびに手続きの同行および援助などを専任の資産調査専門員が行う。

イ 実施状況

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
調査対象者数	3,009	3,208	1,712	2,153	2,586

ウ 実施体制

平成19年度から専門知識やノウハウを持つ資産調査専門員を4カ所の総合福祉事務所に各1名ずつ配置、平成25年度からは各2名ずつ配置している。

(2) 債権調査事業

ア 事業概要

過払や不正受給により発生した被保護者等の生活保護費返還金等について、面談等による催告や回収にあたり必要な調査を専任の債権調査専門員が行う。

イ 実施状況

(単位：件)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
調査件数				70	72

ウ 実施体制

令和2年度から国税・地方税の収納実務経験がある債権調査専門員を練馬総合福祉事務所に1名配置している。

(3) 生活相談通訳事業

ア 事業概要

中国語その他の外国語の通訳を必要とする被保護者等に対し、通訳を派遣してコミュニケーションの円滑化を図ることにより、被保護者等が必要なサービスを受けることができるよう支援する。

イ 実施状況

(単位：人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用者数 (延べ)	136	169	206	241	350

ウ 実施体制

利用承認を受けた被保護者等に対し、総合福祉事務所に予め登録されている生活相談通訳者を派遣している。

(4) 後発医薬品使用促進計画

ア 事業概要

生活保護法の改正により、平成 30 年 10 月から後発医療品の使用が原則となった。使用率が 80% を超えている場合でも計画の策定が必要であり、引き続き使用促進に取り組む。

イ 実施状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
使用率 (%)	76.7	87.3	89.4	89.8	88.6

(5) 生活援護業務支援事業

ア 事業概要

生活保護事務の円滑な運用と適正実施を促進するとともに、来所する区民等の安全を確保するため、警察官の経験を有する生活援護業務支援専門員を各総合福祉事務所に計 6 名配置する。

イ 実施状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
対応件数	1,098	1,065	1,217	1,849	1,753

4 法外援護(総合福祉事務所 管理係、保護係/生活福祉課 自立促進支援係)

被保護世帯の自立を支援するため、生活保護制度では給付の対象とならない各種費用の支給を行っている。

(1) 入浴証の支給

ア 事業内容

自宅に入浴設備のない生活保護世帯に対して、公衆浴場の利用に伴う負担を軽減するため、入浴証とシールを交付する。大人はシール 1 枚につき 1 回の入浴が可能で、一人につき年間最大 60 回分のシールを交付する。(申請月により交付枚数が異なる。)

イ 事業実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
入浴証シール (枚)	29,056	26,245	23,851	21,527	18,410

(2) 通学用被服および運動衣購入費の支給

ア 事業内容

小学 1 年生および中学 1 年生を除く被保護世帯の学童、生徒に対して通学用被服および運動衣の購入費を支給している。支給時期は 5 月。(通学用被服購入費にあつては、小学 4 年生も除く。)

イ 事業実績

(単位：円・件)

	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
	支給金額	件数	支給金額	件数	支給金額	件数	支給金額	件数	支給金額	件数
通学用被服	11,400	577	11,400	527	11,400	531	11,400	464	11,400	428
運動衣	5,200	676	5,200	596	5,200	602	5,200	533	5,200	489
合 計	—	1,253	—	1,123	—	1,133	—	997	—	917

(3) 中学校卒業生入学・就職支度金の支給

ア 事業内容

被保護世帯の生徒が中学校を卒業し、職業訓練校等への入学または就職したときに支度金を支給している。支給時期は5月。

イ 事業実績

(単位：円・件)

	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
	支給金額	件数	支給金額	件数	支給金額	件数	支給金額	件数	支給金額	件数
入学支度金	51,500	0	51,500	0	51,500	0	51,500	0	51,500	0
就職支度金	51,500	0	51,500	0	51,500	0	51,500	0	51,500	0
合 計	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0

注：平成 17 年度以降は、生活保護法の生業扶助に高等学校等就学費が創設されたこと等により、支給実績は少ない。

(4) 家財保管料等の支給

ア 事業内容

被保護者の入院もしくは退去等により家財を保管もしくは処分する必要が生じた場合で、生活保護の給付対象とならない事由の際に、その費用を支給する。

イ 事業実績

(単位：件)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
家財処分料	294	327	369	331	265
家財保管料(延)	322	276	231	211	163

(5) 自立促進事業

ア 事業内容

次の各支援分野において、世帯の自立支援に要する経費を支給している。

就労支援：就職活動用の被服費等、無認可保育園入園料・保育料、携帯電話購入費等

社会参加活動支援：シルバー人材センター年会費、精神障害者自助グループ参加交通費等

地域生活移行支援：居宅清掃費、入居要件の鍵交換費、精神科カウンセリング受診料等

健康増進支援：健康管理機器購入費、介護予防教室等参加費等

次世代育成支援：学習環境整備支援費（塾代）、若年者社会参加支援利用料等

イ 事業実績

(単位：人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
自立促進費	1,202	1,183	1,113	1,174	1,262

第9章 児童青少年

1 相談

(1) 相談指導（総合福祉事務所 相談係）

児童の心身の成長および人格の形成に重要な影響を与える児童虐待等の相談に対し、子ども家庭支援センターや関係機関への連絡など、相談内容に応じた対応を行っている。

(2) 子どもと家庭の総合相談（子ども家庭支援センター 育児支援係、児童相談練馬係、児童相談光が丘係、児童相談石神井係、児童相談大泉係、児童相談調査係）

ア 事業内容

平成 15 年度から実施している練馬区児童虐待防止ネットワーク事業の開始を契機に、子ども家庭支援センターを子ども家庭総合相談窓口として整備し、平成 17 年 8 月に独立施設として練馬子ども家庭支援センターを開設した。また、平成 19 年 4 月に関子ども家庭支援センター※、平成 20 年 4 月に光が丘子ども家庭支援センター※、平成 22 年 1 月に貫井子ども家庭支援センター※、平成 22 年 5 月に大泉子ども家庭支援センター※、平成 26 年 4 月に練馬子ども家庭支援センター練馬駅北分室※、平成 28 年 1 月に光が丘子ども家庭支援センター分室を開設した。

相談業務は、子どもおよび保護者からのあらゆる相談に応じ、相談内容によっては児童相談所など専門機関へ紹介する等の措置を取るものとしている。また、児童虐待対応の中核的機関として、関係機関および区民からの通告窓口となるとともに、児童虐待の予防・早期発見・援助に取り組んでいる。

令和 2 年 7 月、子ども家庭支援センター内に区と都が合同で設置した「練馬区虐待対応拠点」では、都児童相談所と子ども家庭支援センターの専門職員の日常的な情報共有が可能となり、虐待発生時の速やかな合同訪問や一時保護等につなげるとともに、令和 3 年度から虐待通告の初期対応の振り分けに都区の職員が合同で取り組んでいる。

※ 各子ども家庭支援センターは、令和 4 年 4 月より地域子ども家庭支援センター練馬・光が丘・貫井・大泉・関に名称変更した。

イ 事業実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
相談件数(件)	4,326	6,402	6,589	7,518	9,532

(3) すくすくアドバイザー（子育て支援課 庶務係／子ども家庭支援センター 育児支援係）

ア 事業内容

平成 27 年度から、子育て家庭の親子が地域の子育て支援施設や事業等を円滑に利用できるように、情報提供・助言等を行うすくすくアドバイザーを区役所内に設置し、妊娠期も含めて子育てに関する様々な相談に応じている。また、必要に応じ専門機関への橋渡しも行う。

また、平成 28 年度から練馬子ども家庭支援センター練馬駅北分室※および大泉子ども家庭支援センター※に、平成 29 年度から光が丘※および関子ども家庭支援センター※に配置している。

※ 各子ども家庭支援センターは、令和 4 年 4 月より地域子ども家庭支援センター練馬・光が丘・大泉・関に名称変更した。

イ 事業実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
相談件数(件)	5,627	5,187	5,495	4,458	6,672

(4) 子育て相談(保育計画調整課 公立保育所係)

ア 事業内容

地域に開かれた保育所としての機能を拡充するため、全区立保育所で電話等による子育て相談を行っている。園長や栄養士、看護師が、専門知識や保育所での経験をもとに、子育てに関する相談に応じている。

イ 事業実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
相談件数 (件)	5,389	5,431	4,965	2,897	2,850

2 各種手当(子育て支援課 児童手当係)

(1) 児童手当

ア 事業内容

次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援するため、中学校修了までの児童の保護者に支給される。

イ 対象

練馬区内に住所を有し、中学校修了前までの児童を養育する保護者に、手当を支給する。なお、公務員は住所地の区市町村でなく所属庁から支給される。

ウ 支給額・支給月

いずれも、6月・10月・2月の年3回、受給者の金融機関口座に振込。

支給対象年齢		児童 1 人あたりの支給月額
0 歳～3 歳 (誕生月まで一律)		15,000 円
3 歳～小学 6 年生	第 1 子・第 2 子 ※1	10,000 円
	第 3 子以降 ※1	15,000 円
中学生 (一律)		10,000 円
所得制限超過 (一律) ※2		5,000 円

※1 18歳に達してから最初の3月31日までの児童のうち年長者から第1子・第2子と数える。

※2 平成24年6月分以降から所得制限が導入され、受給者の所得額が制限額以上であった場合は児童1人あたりの手当月額が一律5,000円となる。

エ 支給対象児童数

78,408人(令和4年3月31日現在)

(2) 児童育成手当

ア 事業内容

東京都独自の制度として昭和44年12月から、児童の福祉の増進を図ることを目的とし、ひとり親家庭や障害児のいる家庭に支給される。

イ 対象

児童の保護者が練馬区在住で、条例に定める所得要件を満たし、下記の児童を養育している方にそれぞれの手当を支給する。ただし、児童が施設に入所している場合は除く。

(ア) 育成手当

18歳に達する年度の末日までの児童で、父または母が死亡・離婚・未婚・行方不明等、または重度の障害がある場合、支給する。

(イ) 障害手当

心身に一定程度の障害(身体障害者手帳 1～2 級程度、愛の手帳 1～3 度程度、脳性マヒまたは進行性筋萎縮症)がある 20 歳未満の児童の保護者に支給する。

ウ 支給額

支 給 月 額	支給月および支給方法
(ア) 育成手当 児童 1 人につき月額 13,500 円 (イ) 障害手当 児童 1 人につき月額 15,500 円	6 月・10 月・2 月の年 3 回受給者の金融機関口座に振込(左記(ア), (イ)の支給要件が重複する場合は、それぞれの手当が合算される。)

エ 実績(各年度 3 月 31 日現在)

児 童 数	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
育成手当 (人)	7,564	7,370	7,082	6,840	6,602
育成手当と障害手当(人)	90	83	79	73	76
障害手当 (人)	376	360	367	362	341
合 計	8,030	7,813	7,528	7,275	7,019

(3) 第 3 子誕生祝金

ア 事業内容

平成 18 年 4 月から練馬区独自で実施している。子育て家庭を応援し、児童の健全な育成および福祉の増進を図ることを目的とする。

イ 対象

第 3 子以降の出生児童の保護者で下記のいずれにも該当する方に支給する。

- ① 今回出生した児童を含めて 3 人以上の 18 歳未満の児童と同居している保護者で、第 3 子以降の児童の出生日の 1 年以上前から練馬区に居住している方。ただし、1 年未満の場合は、練馬区内に居住した日から引き続き 1 年以上、練馬区内に居住している方。
- ② 祝金を受給された後引き続き 1 年以上、第 3 子等の児童を含む児童とともに練馬区内に居住する意思のある方。

ウ 支給額

令和 3 年 4 月 1 日以降に誕生した対象児童 1 人につき 100,000 円

エ 支給制限

保護者の所得制限はない。

オ 事業実績(各年度3月31日現在)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
支給件数(件)	527	604	632	561	578

※ 令和3年3月31日以前に誕生した児童は、200,000円

(4) 児童扶養手当

ア 事業内容

父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を図ることを目的とし、昭和37年1月から実施されている。その後母子家庭をめぐる諸状況の変化により改正が行われ、昭和60年以降、所得の法定限度額や支給額等が度々変更された。平成14年8月にも大規模な改正があり、支給額はそれまで2段階であったが、所得に応じて細分化されることとなり、同時に都から事務が委譲され、認定・支給が区で行われるようになった。

また、平成20年4月から一部減額の制度が始まり、平成22年8月から母子家庭だけでなく父子家庭も支給対象となり、平成26年12月に受給者または児童の公的年金給付等の受給額に応じて、一部または全部支給制限を受ける旨の制度改正が行われた。平成28年8月には児童2人目以降の加算額について増額するとともに所得に応じた支給制限を導入し、平成29年4月から児童2人目以降の加算額について物価スライド制を導入する旨の制度改正が行われた。

イ 対象

練馬区に住所を有する保護者で、法に定める所得要件を満たし、児童が下記の状態にあること。

- ① 18歳に達した年度の末日までの児童。ただし、身体障害者手帳1～3級程度、愛の手帳1～3度程度の障害を持つ児童は20歳未満
- ② 離婚や死亡、生死不明などで父または母がいないか、あるいは父または母が重度の障害者
- ③ 児童が施設に入所していないこと

ウ 支給額(令和4年4月分～)

	支給月額		支給月・方法
	全部支給者	一部支給者	
児童1人目	43,070円	43,060円～10,160円	奇数月に支給 受給者の金融機関口座に振込
児童2人目	10,170円	10,160円～5,090円	
児童3人目以降	6,100円	6,090円～3,050円	

※ 例：全部支給者で児童3人の場合

(1人目 43,070円+2人目 10,170円+3人目 6,100円=59,340円)

エ 実績(各年度3月31日現在)

受給者数	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
全部支給(人)	2,074	2,294	2,180	2,024	1,866
一部支給(人)	1,910	1,532	1,483	1,473	1,394
合計	3,984	3,826	3,663	3,497	3,260

(5) 特別児童扶養手当

ア 事業内容

精神または身体に障害を有する児童について、特別児童扶養手当を支給することにより、その児童の生活の向上に役立てることを目的とし、昭和39年から実施されている。都道府県知事が認定するが、市区町村が窓口となっている。

イ 対象

練馬区に住所を有する保護者で、法に定める所得要件を満たし、児童(20歳未満)が下記の状態にあること。

- ① 児童の心身に重度(身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～2度程度)の障害
- ② 児童の心身に中度(身体障害者手帳3級および一部4級程度、愛の手帳3度程度)の障害
- ③ 児童が障害を理由とする公的年金を受けていないこと。
- ④ 児童が施設に入所していないこと。

ウ 支給額

支 給 月 額	支給月および支給方法
障害児1人につき 特児1級(重度) 52,400円	4月・8月・11月の年3回 受給者の金融機関口座に振込
障害児1人につき 特児2級(中度) 34,900円	

エ 実績(各年度3月31日現在)

支給対象児童数	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
身体障害(人)	275	273	277	286	283
精神障害(人)	355	317	300	297	269
心身の重複障害(人)	16	16	18	16	13
計	646	606	595	599	565

3 医療費助成(子育て支援課 児童手当係)

(1) 子ども医療費助成

ア 事業内容

子どもに係る医療費の健康保険の自己負担分を助成することにより、保護者の負担を軽減するとともに、子どもの健やかな育成に寄与し、児童福祉の増進を図ることを目的としている。

平成5年4月1日から3歳児未満を対象に区の独自事業として所得制限なしで実施し、平成6年1月1日に都の補助事業の実施に伴い都内共通の制度になった。また、平成10年4月1日から3歳児以上から小学校就学前の6歳児まで対象を拡大し、拡大部分については区の単独事業として所得制限つきで実施した。さらに、平成11年1月1日からこの所得制限を廃止した。また、平成19年4月1日から区単独事業として、所得制限を設けずに対象を中学校3年生までに拡大した。なお、平成19年度から東京都の補助金は廃止された。

イ 対象

中学3年生まで(15歳になった後の最初の3月31日までの間)を対象に、健康保険が適用される診療等について保護者が支払う自己負担分および入院時食事療養費標準負担額を助成する。保護者の所得制限はない。

ウ 支給制限

- ① 国民健康保険または社会保険に加入していない方
- ② 生活保護を受けている方
- ③ 児童福祉施設(母子寮を除く)に入所している方

エ 実績(対象児童数)(各年度3月31日現在)

対象児童数	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
乳幼児医療証 (小学校就学前まで)	40,820	40,880	40,864	39,869	38,755
子ども医療証(小中学生)	51,753	51,591	51,718	51,987	52,562
合計	92,573	92,471	92,582	91,856	91,317

(2) ひとり親家庭等医療費助成

ア 事業内容

ひとり親家庭等に対して医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の保健の向上に寄与し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的としている。この制度は区の条例で平成2年4月1日から実施された。ひとり親家庭等を対象に、健康保険が適用される診療等について保護者が支払う自己負担分(高額療養費および入院時食事療養費を除く)の全部または一部を助成するものである。

イ 対象

- ① ひとり親家庭
父または母がいない子供(※)とその保護者
- ② 父母ともにいない家庭
父または母以外の方に養育されている子供とその養育者
- ③ 父または母が重度の障害がある家庭
障害のない親とその子供

※ 子供とは18歳に達した年度の末日までの者、また中度の障害のある場合は20歳未満の者

ウ 支給制限

- ① 国民健康保険または社会保険に加入していない方
- ② 生活保護を受けている方
- ③ 心身障害者医療費助成制度の対象になる方
- ④ 児童福祉施設(母子寮を除く)に入所している方
- ⑤ 保護者および扶養義務者の所得が条例限度額以上の場合

エ 実績(各年度3月31日現在)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
母子家庭	世帯数(件)	3,361	3,197	3,080	2,966	2,791
	受給者(人)	4,786	4,579	4,391	4,229	3,940
父子家庭	世帯数(件)	125	113	98	104	107
	受給者(人)	182	174	148	151	152

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
養育者家庭	世帯数 (件)	23	18	16	17	13
	受給者 (人)	36	30	27	28	19
合計	世帯数 (件)	3,509	3,328	3,194	3,087	2,911
	受給者 (人)	5,004	4,783	4,566	4,408	4,111

4 練馬こどもまつり(子育て支援課 児童館係)

子どもたちに楽しい遊びを伝えること、親子の交流の場を提供すること等を目的として、「児童福祉週間」にちなみ、原則として毎年5月の第2土曜日に開催している。例年は光が丘公園と石神井公園の2か所で開催していたが、新型コロナウイルス感染防止対策のため、令和3年度は開催を中止した。令和4年度の「第40回練馬こどもまつり」は区立児童館(全17館)を会場に開催する。

5 子ども家庭支援センター

(1) 子ども家庭在宅サービス事業(子どもショートステイ・子どもトワイライトステイ)

(子ども家庭支援センター 育児支援係)

ア 事業内容

保護者が出産、病気、看護、出張などで家庭での養育が困難なときに、専門の施設等で保育にあたっている。

子どもショートステイは、陽だまり荘(豊玉南3-32-35 電話3991-7893)、東京都石神井学園(石神井台3-35-23 電話3996-4191)、聖オディリアホーム乳児院(中野区上鷲宮5-28-28 電話5971-8071)で実施している宿泊型の短期入所で、1か月あたり6泊まで利用できる。令和3年1月から登録家庭での家庭型のショートステイを開始した。

また、令和元年度から聖オディリアホーム乳児院で、日帰りショートステイを実施している。

子どもトワイライトステイは、東京都石神井学園、練馬びよびよ(ひろば室)(豊玉北5-18-12 電話3993-8200)、光が丘びよびよ(一時預かり室)(光が丘2-9-6 電話5997-7763)で実施している午後5時から午後10時までの夜間一時保育である。

令和4年度から多胎児の利用料金等を減額した。

イ 対象児童

- ① 生後2か月～2歳未満(聖オディリアホーム乳児院)
- ② 2歳～小学校6年生(陽だまり荘、登録家庭、練馬びよびよ(ひろば室)、光が丘びよびよ(一時預かり室))
- ③ 2歳～18歳未満(東京都石神井学園)

ウ 利用方法

利用の3日前(土日祝日除く)までに利用理由の証明書類を添えて施設へ直接申し込む(聖オディリアホーム乳児院および登録家庭については子ども家庭支援センターへ申し込む)。利用前に親子面接、登録が必要。

エ 利用実績

(延人数)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
ショートステイ	989 人	1,350 人	1,322 人	1,404 人	1,604 人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
日帰りショートステイ	—	—	26 人	31 人	87 人
トワイライトステイ	1,390 人	1,095 人	790 人	448 人	414 人

(2) ファミリーサポート(育児支援あい)事業(子ども家庭支援センター 育児支援係)

ア 事業内容

区が実施する保育サービス講習を修了した有償ボランティア(援助会員)が、利用会員登録をした区民の子どもを預かる育児支援あい事業。練馬区ファミリーサポートセンターが、利用会員および援助会員の登録・管理を行っているほか、利用会員からの依頼に応じて、援助会員の紹介を行っている。

また、平成 27 年 7 月から公共施設を活用した預かり場所として「ファミサポホーム」を開始し、平成 27 年度は 4 か所の子ども家庭支援センターで実施した。平成 28 年度以降は、実施場所を 6 か所の保健相談所に変更して実施している。

令和 2 年度からは、障害児を育てる家庭を支援するため、援助会員に研修等を実施した上で、軽度障害児の受入れを開始した。

なお、本事業は子育てスタート応援券を利用することができる。

イ 所在地および時間

練馬区ファミリーサポートセンター 豊玉北 5-18-12 電話 3993-4100

月～土 午前 9 時～午後 5 時

ウ 利用実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用件数	20,472 件	19,291 件	18,352 件	11,650 件	15,981 件

(3) 多胎児ファミサポ利用券交付事業(子ども家庭支援センター 育児支援係)

ア 事業内容

多胎児が同時にファミリーサポート事業を利用する場合に、1 人分の料金で事業を利用することができる「多胎児ファミサポ利用券」を交付している。

令和 3 年度より開始し、1 歳未満の双子がいる場合は 96 枚、3 つ子以上の場合は人数分を追加して交付している(1 歳以上の多胎児がいる場合は利用できる期間に応じた枚数を交付)。

なお、本事業は子育てスタート応援券を併用することができる。

イ 対象

2 歳未満の多胎児がいるファミリーサポート事業利用会員

ウ 利用実績

	令和 3 年度
利用件数	559 件

(4) 子育てのひろば事業(びよびよ)(子ども家庭支援センター 育児支援係)

ア 事業内容

0～3 歳の乳幼児を持つ親子が自由に遊び、交流できるひろば事業。各ひろばでは、人形劇などの催しを行っているほか、子育て相談も受け付けている。

イ 子育てのひろば「びよびよ」

	施設名称	所在地・電話番号	開設日	開室曜日
1	練馬びよびよ (ひろば室)	豊玉北 5-18-12 3993-8200	平成 17 年 8 月 1 日	日～土 (祝日も開室)
2	光が丘びよびよ (ひろば室)	光が丘 5-2-5-105 3979-8101	平成 8 年 4 月 30 日	日～土 (祝日も開室)
3	貫井びよびよ	貫井 3-25-15 3577-9823	平成 22 年 1 月 4 日	月～水・金・土 (祝日も開室)
4	大泉びよびよ	東大泉 5-35-1 3925-6716	平成 22 年 5 月 14 日	月・火・木～土 (祝日も開室)
5	関びよびよ	関町北 1-21-15 5991-4711	平成 18 年 4 月 10 日	月・火・木～土 (祝日も開室)
6	西大泉びよびよ	西大泉 1-27-10 3978-8881	平成 8 年 4 月 30 日	月～土 (祝日は休室)
7	光が丘児童館 びよびよ	光が丘 1-3-1 3975-7137	平成 24 年 5 月 7 日	月～土 (祝日は休室)
8	北大泉児童館 びよびよ	大泉町 4-15-15 3921-4856	平成 23 年 4 月 1 日	月～土 (祝日は休室)
9	田柄地区区民館 びよびよ	田柄 3-28-13 3926-4934	平成 28 年 5 月 9 日	月～土 (祝日は休室)
10	春日町南地区 区民館びよびよ	春日町 5-20-25 3926-4974	平成 28 年 5 月 9 日	月～土 (祝日は休室)
11	立野地区区民館 びよびよ	立野町 15-42 3928-6217	平成 26 年 6 月 2 日	月～土 (祝日は休室)

ウ 開室時間

9 時～16 時 練馬びよびよ (ひろば室)

9 時～17 時 光が丘びよびよ (ひろば室)・貫井びよびよ・大泉びよびよ・関びよびよ

10 時～17 時 上記以外の施設

エ 利用実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用者数	208,257 人	210,089 人	186,651 人	111,391 人	143,257 人

※ 令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部期間において臨時休室や入室人数制限を実施した。令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部期間において入室人数制限を実施した。

(5) 発達に不安のある親子を対象にしたひろば事業（のびのびひろば）

（子ども家庭支援センター 育児支援係）

ア 事業内容

平成30年度から、練馬子ども家庭支援センター練馬駅北分室※、光が丘※・貫井※・大泉※・関子ども家庭支援センター※で発達に不安のある親子を対象にしたひろば事業「のびのびひろば」を実施している。

実施日については、平成30年度は各施設月1回だったが、令和元年度からは、月2回（貫井のみ月1～2回）、令和4年度からは、全施設月2回実施している。

※ 各子ども家庭支援センターは、令和4年4月より地域子ども家庭支援センター練馬・光が丘・貫井・大泉・関に名称変更した。

イ 実施実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
延利用者数	1,140人	2,632人	1,382人	1,969人

※ 令和2年度、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部期間において中止や入室人数制限のうえ事前予約制を導入し実施した。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部期間において入室人数制限のうえ事前予約制を導入し実施した。

(6) 外遊び型子育てのひろば事業（おひさまぴよぴよ）（子ども家庭支援センター 管理係）

ア 事業内容

公園で自然と触れ合いながら乳幼児親子がのびのびと楽しめる外遊び事業。育児の孤立化や虐待の防止を目的に、令和元年度から相談員を増員し、これまでの補助事業から委託事業に変更した。

イ 利用実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者数	20,004人	20,689人	22,504人	21,670人	23,592人

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部期間において事業を中止した。

(7) 乳幼児一時預かり事業（子ども家庭支援センター 育児支援係）

ア 事業内容

保護者のリフレッシュのためなど、理由を問わず生後6か月以上の未就学児を預かる一時預かり事業。

令和2年度から「乳幼児一時預かり事業予約管理システム」の運用を開始した。

なお、本事業は子育てスタート応援券を利用することができる。

イ 実施施設と曜日

施設名	実施曜日（年末年始を除く）
練馬ぴよぴよ（一時預かり室）	日～土
光が丘ぴよぴよ（一時預かり室）	日～土
貫井ぴよぴよ	日～土
大泉ぴよぴよ	日・水

施設名	実施曜日(年末年始を除く)
関びよびよ	日・水

ウ 利用実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用者数	23,450 人	25,012 人	24,727 人	16,327 人	26,446 人

※ 令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部期間において強い利用自粛要請や定員を 5 割に抑制し実施した。

(8) 育児支援ヘルパー事業(子ども家庭支援センター 育児支援係)

ア 事業内容

平成 19 年度から、産前産後の体調不良等により、家事支援を必要とする家庭に、日常的な掃除・洗濯・食事の支度等を支援するヘルパーを派遣している。

利用時間については、平成 19 年度は 24 時間を限度としていたが、平成 21 年度からは 36 時間に拡大した。

対象期間については、平成 19 年度は出産予定日 2 か月前から産後 4 か月までとしていたが、平成 22 年度からは妊娠期から産後 6 か月までに、平成 28 年度からは妊娠期から産後 18 か月になった月の末日までに、令和元年度からは妊娠期から産後 24 か月になった月の末日までに拡大した。

利用料金については、平成 19 年度は 1 時間につき 1,000 円、低体重児、多胎児を出産した方等は 500 円に減額していたが、令和 3 年度からは多胎妊産婦について 300 円に減額した。

なお、本事業は子育てスタート応援券を利用することができる。

イ 利用実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用世帯数 (月累計)	246 世帯	317 世帯	325 世帯	362 世帯	425 世帯
利用延べ時間	1,432.5 時間	1,577.5 時間	1,662 時間	2,183.5 時間	2,659 時間

(9) 要保護児童対策地域協議会(子ども家庭支援センター 地域連携係、児童相談練馬係、児童相談光が丘係、児童相談石神井係、児童相談大泉係、児童相談調査係)

ア 事業内容

児童福祉法第 25 条の 2 により、「地方公共団体は、要保護児童等への適切な保護または支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置するように努めなければならない」とされ、区では、平成 19 年 3 月、従来の児童虐待防止協議会を、児童福祉法に基づく練馬区要保護児童対策地域協議会に発展的に移行した。(要保護児童等とは、要保護児童もしくは要支援児童およびその保護者または特定妊婦(法第 25 条の 7))

子ども家庭支援センターは運営の中核となって関係機関との連絡調整にあたりるとともに、要保護児童等に関する支援や児童虐待の防止と早期発見、問題解決のための援助に取り組んでいる。

イ 実績(会議開催回数)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
代表者会議	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回
実務者会議	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回
地域子ども家庭支援 ネットワーク会議	24 回	24 回	24 回	20 回	24 回
個別ネットワーク 会議	160 回	152 回	166 回	185 回	233 回

- (10) 要支援家庭ショートステイ事業（子ども家庭支援センター 児童相談練馬係、児童相談光が丘係、児童相談石神井係、児童相談大泉係）

ア 事業内容

要保護児童対策地域協議会において、支援が必要と判断された家庭に対し、養育状況の改善を図るため、生後 2 か月から小学校 6 年生までの児童を最長 14 日間、施設で養育するとともに、保護者への支援を行っている。平成 29 年 12 月から陽だまり荘、平成 31 年 4 月から聖オディリアホーム乳児院で実施している。

イ 利用実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用延人数	85 人	101 人	167 人	211 人	192 人

- (11) 養育支援家庭訪問事業（子ども家庭支援センター 児童相談練馬係、児童相談光が丘係、児童相談石神井係、児童相談大泉係）

ア 事業内容

要保護児童対策地域協議会において、支援が必要と判断された家庭（要支援家庭）に対し、ヘルパーを派遣することにより養育状況の改善を図るため、平成 22 年 4 月に開始した。3 か月を経過する日までの期間内で、利用時間の限度は 96 時間としている。

イ 利用実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用延世帯数	13 世帯	14 世帯	11 世帯	10 世帯	28 世帯
利用時間	401 時間	450.5 時間	440 時間	202.5 時間	702.5 時間

- (12) 子供を守る地域ネットワーク巡回支援事業（子ども家庭支援センター 児童相談練馬係、児童相談光が丘係、児童相談石神井係、児童相談大泉係）

ア 事業内容

要保護児童対策地域協議会の調整機関である子ども家庭支援センターや地域の子ども家庭支援センターの職員が、区内の関係機関に巡回することを通じて、課題や不安を抱える児童家庭の情報を収集して、早期に必要な支援につなげる取組を平成 29 年度から実施している。

イ 実施実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
巡回施設数	353	402	563	572	587

- (13) 児童虐待の再発防止等支援事業（子ども家庭支援センター 児童相談練馬係、児童相談光が丘係、児童相談石神井係、児童相談大泉係）
- 子ども家庭支援センターによる定期的な訪問等の支援に加えて、地域の子ども家庭支援センターも一時保護解除後の家庭復帰したケース等をきめ細かく訪問して、個々の状態を把握し、相談支援と子育て支援サービスを組み合わせた事業を令和 4 年度から実施している。

6 放課後児童等の広場（民間学童保育）事業（子育て支援課 放課後対策第二係）

(1) 事業内容

保護者の就労等により主に放課後の時間帯に保育を必要とする児童が、年齢が異なっても仲間となって楽しく遊び共に過ごすことで、豊かに育つための事業。

株式会社、社会福祉法人、特定非営利法人その他の団体が実施し、区の基準を満たしている場合に、区が運営費等の一部を助成している。

また、児童のいない午前中などに乳幼児親子の交流の場を提供している施設もある。

令和 4 年度現在、13 施設で実施している。

(2) 放課後児童等の広場実施施設一覧

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

No.	名 称	登録児童数	開設年月日	実施団体等
1	こどもフローラ	35 人	H16. 8. 1	社会福祉法人練馬豊成会
2	こどもくらぶ じゃんけんぼん	28 人	H17. 4. 1	特定非営利活動法人 じゃんけんぼん
3	明光学童クラブ 石神井公園	27 人	H29. 4. 1	株式会社 明光ネットワークジャパン
4	学童保育あそびーむ	35 人	H29. 4. 1	特定非営利活動法人 PLAYTANK
5	石保学童クラブ	12 人	H30. 4. 1	宗教法人十善戒寺
6	colors 桜台二丁目 学童クラブ	27 人	H30. 4. 1	株式会社アンジェリカ
7	りっこう学童クラブ	72 人	H30. 4. 1	学校法人日本力行会
8	コピーアフタースクールせきまち	30 人	H30. 4. 1	社会福祉法人コピーソシオ
9	明光学童クラブ南大泉	27 人	H31. 4. 1	株式会社明光ネットワークジャパン
10	キッズボイス中村橋学童クラブ	50 人	H31. 4. 1	株式会社キッズボイス

No.	名 称	登録児童数	開設年月日	実施団体等
11	キッズクラブどろちゃん	14 人	H31. 4. 1	特定非営利活動法人 トレジャーボックス
12	関町南アフタースクール	25 人	R2. 4. 1	東京建物キッズ株式会社
13	明光学童クラブ大泉学園	18 人	R2. 4. 1	株式会社明光ネットワークジャパン

7 民設子育てのひろば事業(子ども家庭支援センター 育児支援係)

平成 18 年 5 月から、特定非営利活動法人等が運営する子育てのひろばへの補助を実施している。

令和 3 年度は、15 施設(団体)に補助を行った。

なお、令和 4 年 3 月 31 日に 1 か所閉室したため、令和 4 年 4 月 1 日現在の施設数は 14 施設となる。

(1) 民設子育てのひろば

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

	名称	所在地	電話番号	開設曜日	開設時間
1	さくらひろば	豊玉北 1-12-3	5999-0209	月～金	10 時～15 時
2	小竹プレパひろば	小竹町 2-25-3	070-1392-7517	月～金	9 時半～14 時半
3	光が丘プレパひろば	旭町 1-16-1	3976-3113	月～金	9 時半～14 時半
4	かるがも親子の家	北町 2-21-5	090-5777-0104	月・木・金	10 時～15 時
5	かるがも親子・氷川台	氷川台 3-24-17 石野ビル 1 階	3934-5314	月～金	10 時～15 時
6	ほっふ・すてっふ	南田中 1-6-14 ヒカリハイム 102	3995-1720	月～金	10 時～15 時
7	千川バンビ	下石神井 1-1-3	6807-0977	月～金	10 時～16 時
8	未来子どもランド すまいる石神井	石神井町 3-27-14	3995-5575	月～金	10 時～15 時
9	未来子どもランド すまいる高野台	高野台 3-12-9 メゾン・ド・サトウ 1 階	5923-7555	月～金	9 時～14 時
10	あいあいあい石神井台	石神井台 5-9-6	6767-2588	月～金	10 時～15 時
11	あいあいあい南大泉	南大泉 1-44-16	6750-7081	月～金	10 時～15 時
12	あいあいあい東大泉	東大泉 3-41-7 和田ビル 201	3924-3508	月～金	10 時～15 時
13	3 丁目いすきあ	東大泉 3-11-7	6755-6029	日・火～金	10 時～16 時
14	大泉子育てのひろば わとと	大泉学園町 7-13-17	5935-7453	月～金	10 時～15 時

(2) 利用実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
施設数	14 施設	15 施設	16 施設	16 施設	15 施設
利用人数	56,152 人	77,365 人	80,814 人	46,889 人	54,997 人

※ 令和 2 年度および令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部期間において臨時休室や入室人数制限を実施した。

8 子育てスタート応援券交付事業(子ども家庭支援センター 育児支援係)

(1) 事業内容

平成 20 年度から、出生・転入された 2 歳未満の子どもがいる家庭に、「子育てスタート応援券」を交付している(1 歳以上の転入世帯は交付申請が必要)。

平成 20 年度は育児支援ヘルパー事業に利用できる家事応援券 4 枚とファミリーサポート事業に利用できる育児応援券 4 枚を、平成 21 年度は家事応援券 3 枚、育児応援券 4 枚、民設ひろば利用券 8 枚を、平成 22・23 年度は家事応援券 2 枚、家事・育児(併用)応援券 2 枚、育児応援券 4 枚を、平成 24 年度以降は、すべてのサービスを利用できる家事・育児(併用)応援券として 8 枚発行している。

対象事業については、平成 26 年度からは助産師ケア事業と乳幼児一時預かり事業を、令和元年度からは産科医療機関実施事業と子育て支援講座を、令和 4 年度からは民設子育てのひろば一時預かり事業を加え充実を図っている。

有効期限については、平成 28 年度から、育児支援ヘルパー事業および助産師ケア事業を利用する際の有効期限を延長し、全てのサービスの有効期限を子どもが 1 歳 6 か月に到達した月の末日までとした。さらに、令和元年度からは、子どもが 2 歳に到達した月の末日までに延長した。

(2) 利用実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
育児支援ヘルパー事業	661 時間	821 時間	738 時間	672 時間	856 時間
助産師ケア事業	4,181 件	3,951 件	3,945 件	3,015 件	2,982 件
ファミリーサポート事業	1,952 時間	2,298 時間	2,135 時間	1,453 時間	1,990 時間
乳幼児一時預かり事業	6,532 単位	6,862 単位	6,306 単位	4,536 単位	6,029 単位
産科医療機関実施事業	—	—	321 件	304 件	375 件
子育て支援講座	—	—	108 件	623 件	708 件

9 外遊びの場の提供事業(子育て支援課 学校応援団・開放係)

(1) 事業内容

区内の民間子育て支援団体と協働し、区内の自然を活用した外遊び体験の場を提供している。平成 23 年度から事業を開始し、区内の公園等で実施している。

(2) 利用実績

(単位：人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用者数	18,766	16,265	16,125	12,895	14,602

10 練馬こどもカフェ (こども施策企画課 こども施策担当係長)

区と協定を締結した事業者等から、区内において営業する民間カフェ等のスペースの一部の提供を受け、保護者が交流したり、子どもと一緒にリラックスできる場を提供するとともに、地域の幼稚園教諭や保育士、栄養士、看護師等を派遣し、子育て講座を実施する事業で、令和元年6月から開始した。在宅子育て世帯への支援の充実を図るとともに、地域全体で子育てを支えあう環境づくりを推進する。

(1) 事業内容

- ① 親子に対する交流の場の提供および交流の促進
- ② 保護者に対する子育て等に関する相談および支援
- ③ 乳幼児に対する学び、遊ぶ機会の提供
- ④ 保護者に対する身近な地域の子育て関連情報の提供

(2) 対象

主に、区内に住所を有する世帯のうち、就学前の乳幼児およびその保護者を対象とする。

[令和3年度実績]

令和2年度に引き続き、規模を縮小する等新型コロナウイルス感染症対策を実施した。また、開催規模を縮小したことを受け、オンライン版「おうちで練馬こどもカフェ」を実施した。

・店舗での開催

開催状況 区内6か所で全60回開催
参加者数 親子延べ188組

・オンラインでの開催

開催状況 全8回開催
参加者数 親子延べ29組

11 児童館

(1) 施設概要(子育て支援課 児童館係)

児童館は、18歳未満のすべての子どもを対象とし、学校や地域と連携しながら、子どもの自主活動や遊びを通して、子どもの心身を育成し情操豊かに育つよう援助することを目的としている。

ア 対象児童 おおむね0歳から18歳まで(乳幼児には保護者同伴)

イ 利用方法 入館の時、入館票を提出

ウ 開館時間 月曜から金曜は午前10時から午後6時まで。土曜と学校休業期間(夏休み・冬休み・春休み)、都民の日は午前9時から午後6時まで。

※ 平和台児童館、光が丘児童館、上石神井児童館、東大泉児童館は午前9時から午後7時まで(日曜日・祝休日は午前9時から午後5時まで)

※ 中高生事業の実施曜日については、各施設で異なる

エ 休館日 日曜日・祝休日、12月29日～1月3日

※ 平和台児童館、光が丘児童館、上石神井児童館、東大泉児童館は12月29日から1月3日のみ

(2) 事業内容(子育て支援課 児童館係)

図書室、工作室、音楽室、遊戯室等を利用して、卓球、工作、ダンス等各種クラブ活動や四季折々の行事を行っている。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、感染症予防対策を講じながら運営を継続した。大人数が集まる行事や、調理や飲食を伴う事業は中止した。

ア 乳幼児や保護者対象事業

児童館では、週1～3回、午前中、主に乳幼児とその保護者を対象としてリズム体操、読み聞かせ、育児について語り合う集い等を主な内容とする事業を実施している。令和3年度は、感染対策を講じて実施し、1館平均107回の事業に延べ2,008人(1館あたり)の乳幼児が参加した。乳幼児の保護者を対象とした子育てに関する講演会等は1館あたり年間平均5回開催した。

また、子育てに関する相談事業、子育てサークルの支援、子育て情報の提供等、子育て支援の地域の拠点として積極的な事業展開を行っている。

イ 中高生向け事業

栄町・石神井・北大泉・土支田・北町はるのひ・中村・南田中・北町・関町・石神井台・西大泉・三原台の12児童館では週2回、光が丘・上石神井・平和台・東大泉の4児童館では月～土曜日に、「中高生の居場所づくり事業」として中高生のための時間を設けている。

中高生の居場所と自己実現の場として交流や音楽活動等を行っており、通常の利用時間が午後6時までのところ、実施日は中高生だけが午後7時まで児童館で過ごすことができる。

ウ 光が丘なかよし児童館の事業

(ア) 「中高生の居場所づくり事業」

月～土曜日の午後6時15分から午後8時に夜間開放を実施している。

(イ) 「親子のふれあう場等提供事業」

日曜・祝日の午前9時から午後5時まで施設開放を実施している。

(3) 児童館利用状況の推移(子育て支援課 児童館係)

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
平和台児童館	42,849	40,489	37,204	23,571	26,621
栄町児童館	32,072	33,125	26,340	14,084	20,835
石神井児童館	24,512	28,718	30,683	17,159	27,097
北大泉児童館	24,306	25,426	25,313	12,838	19,278
光が丘児童館	50,977	51,217	48,014	30,674	41,433
上石神井児童館	41,162	36,285	32,685	16,725	24,021
土支田児童館	35,297	36,886	32,513	22,104	35,519
北町はるのひ児童館	29,393	30,258	31,218	17,355	41,161
中村児童館	54,282	54,275	49,874	28,031	43,586

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
南田中児童館	46,675	46,320	39,941	25,602	37,066
北町児童館	31,672	30,978	28,837	16,982	24,190
関町児童館	35,894	34,623	32,699	16,948	24,717
東大泉児童館	76,013	70,917	65,362	25,788	29,709
石神井台児童館	44,542	46,126	46,620	24,563	32,236
西大泉児童館	28,449	27,833	25,192	15,920	24,966
三原台児童館	36,627	36,319	40,377	19,677	25,357
光が丘なかよし児童館	85,001	84,496	66,068	32,838	54,232
厚生文化会館	30,534	33,169	31,260	19,043	25,178
合計	750,257	747,460	690,200	379,902	557,202

(4) 児童館（児童室）一覧（子育て支援課 児童館係、放課後対策第二係）（令和4年4月1日現在）

	児童館名	施設長	開設年月日	併設施設等
1	平和台	中村 公美	S45.6.1	保育園
2	栄町	益田 美紀	S47.1.1	保育園・敬老館
3	石神井	白石 明	S47.8.1	敬老館
4	児童館名	施設長	開設年月日	併設施設等
5	北大泉	松村 公子	S48.1.1	保育園
6	光が丘	高田 智哉	S48.5.1	
7	上石神井	小山 香織	S48.8.1	保育園
8	土支田	三好 美緒	S48.11.1	保育園・地域集会所
9	北町はるのひ	中根 正隆	R3.4.1	保健相談所・街かどケアカフェ ・地域包括支援センター
10	中村	新井 由希子	S49.7.1	敬老館※R5.3.31まで休館
11	南田中	原口 智	S49.11.1	敬老館
12	北町	佐藤 由美	S50.2.1	保育園
13	関町	遠藤 昌博	S50.6.1	マンション1階
14	東大泉	古田 則子	S51.2.1	保育園・敬老館
15	石神井台	丸山 佳貫	S52.4.1	保育園・敬老館
16	西大泉	山岸 弘明	S52.5.1	保育園・敬老館
17	三原台	石井 創	S53.4.1	敬老館・温水プール
18	光が丘なかよし	及川 義弘	H1.7.3	光が丘区民センター
19	厚生文化会館	布施 智子	S48.4.1	

12 学童クラブ(子育て支援課 児童館係、放課後対策第二係)

(1) 施設概要

学童クラブ事業は、保護者の就労等により、家庭において保育を必要とする小学生に対し、放課後児童支援員の適切な指導のもと児童の健全育成を図るものである。各学童クラブには定員がある。

学童クラブは、平日は放課後から午後6時まで、土曜日は午前9時から午後5時まで、学校休業日

は午前9時から午後6時まで、放課後児童支援員が遊びを通じて集団指導や個別指導を行っている。一部施設では土曜日・学校休業日の午前8時から午前9時までの保育時間の繰り上げ、および平日の午後6時から午後7時まで、土曜日の午後5時から午後7時までの保育時間の延長を実施している。また、保護者の就労等により保育を必要とする児童で集団生活が可能な障害児については、1施設2名(一部施設では3名、児童館・地区区民館等については上限なし)を限度として受け入れている。令和4年4月現在、38学童クラブに112人が在籍している。

(2) 学童クラブ年度別在籍状況(各年度4月1日現在) (単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
在籍児童数	3,812	3,456	3,030	2,566	2,028
うち障害児	137	127	113	116	112
施設総数(施設)	77	70	61	52	41
うち障害児在籍施設数(施設)	69	62	50	45	38

(3) 学童クラブ一覧(令和4年4月1日現在)

学童クラブ 41クラブ(うち◇業務委託13クラブ、◆指定管理者5クラブ)

- 学校敷地内 9クラブ ☆保育園併設 4クラブ
- 障害者地域活動支援センター併設 1クラブ △児童館併設 15クラブ
- ▲厚生文化会館併設 1クラブ □地区区民館併設 7クラブ
- UR都市機構・公社等住宅棟 4クラブ

No.	名称	定員(人)	開設年月日	備考
◇1	豊玉南小	40	S42.4.19	○校舎内
◇2	豊玉	40	S48.4.6	●母子生活支援施設内
3	大泉西小	40	S52.4.6	○校庭内
◇4	南が丘小	30	S53.4.6	○校庭内
5	石神井台けやき	40	S56.4.6	☆保育園併設
◇6	石神井町	40	S56.4.6	☆保育園・男女共同参画センター併設
7	関町北	35	S57.4.1	☆保育園併設
8	光が丘あさがお	40	S60.4.1	●都営住宅棟
9	石神井小	40	S60.4.1	○校舎内
10	石神井小第二	40	S62.4.1	○校舎内
11	早宮さくら	40	S61.4.1	☆保育園併設

No.	名称	定員(人)	開設年月日	備考
◇12	光が丘どんぐり	40	S61.4.1	●公団住宅棟
◇13	光が丘すみれ	40	S63.4.1	●公団住宅棟
◇14	泉新小	40	H9.11.1	○校庭内
15	早宮小	35	H13.10.1	○校庭内
◆16	谷原あおぞら	40	H17.4.1	■障害者地域活動支援センター併設
17	大泉第二小	40	H18.12.21	○校庭内
◇18	大泉桜学園	40	H31.4.1	○校庭内
◆19	平和台児童館	40	S60.4.1	△児童館併設
20	柴町児童館	35	S47.1.1	△児童館併設
21	石神井児童館	40	S47.8.1	△児童館併設
◆22	上石神井児童館	40	S48.8.1	△児童館併設

No.	名 称	定員 (人)	開設 年月日	備 考
23	土支田児童館	40	S48. 11. 1	△児童館併設
24	北町はるのひ 児童館	40	R3. 4. 1	△児童館併設
25	中村児童館	80	S49. 7. 1	△児童館併設
26				・第二クラブ含
27	南田中児童館	40	S49. 11. 1	△児童館併設
28	北町児童館	40	S50. 2. 1	△児童館併設
29	関町児童館	40	S50. 6. 1	△児童館併設
◆30 ◆31	東大泉児童館	80	S51. 2. 1	△児童館併設 ・第二クラブ含
32	石神井台児童館	40	S52. 4. 1	△児童館併設
33	三原台児童館	40	S53. 4. 1	△児童館併設

No.	名 称	定員 (人)	開設 年月日	備 考
34	厚生文化会館	40	S48. 4. 1	▲厚生文化会館 併設
35	高松地区区民館	40	S53. 9. 1	□地区区民館併設
36	桜台地区区民館	40	S53. 10. 1	□地区区民館併設
37	下石神井地区区民館	40	S54. 5. 1	□地区区民館併設
38	貫井地区区民館	40	S54. 8. 1	□地区区民館併設
39	氷川台地区区民館	40	S55. 10. 1	□地区区民館併設
40	西大泉地区区民館	40	S60. 4. 1	□地区区民館併設
41	関町北地区区民館	40	H5. 4. 1	□地区区民館併設

※ 休室中の学童クラブ 光が丘コスモス・光が丘コスモス第二・光が丘つくし・光が丘しいのき・豊玉北地区区民館・北町第二地区区民館・大泉学園地区区民館

13 ねりっこクラブ(子育て支援課 放課後対策第一係、放課後対策調整係)

(1) 事業内容

ねりっこクラブは、小学校の施設を活用して、「学童クラブ」と「学校応援団ひろば事業」のそれぞれの機能や特色を維持しながら、事業運営を一体的に行うものである。

保育を必要とする児童を対象とした「ねりっこ学童クラブ」と、実施校の児童なら誰でも利用できる「ねりっこひろば」があり、児童の成長などに合わせて選択することができる。令和4年4月1日現在、45校で実施している。

ねりっこ学童クラブは、平日は放課後から午後6時まで、土曜日は午前9時から午後5時まで、学校休業日は午前9時から午後6時まで、放課後児童支援員が遊びを通じて集団指導や個別指導を行っている。(日曜・祝日・年末年始は休み)土曜日・学校休業日の午前8時から午前9時までの保育時間の繰り上げ、および平日の午後6時から午後7時まで、土曜日の午後5時から午後7時までの保育時間の延長を実施している。また、保護者の就労等により保育を必要とする児童で集団生活が可能な障害児については、令和4年4月1日現在、各校4名(開進第四小、田柄小、大泉小、大泉東小、富士見台小は6名)を上限に受け入れており、計102人が在籍している。

ねりっこひろばは、授業のある日は放課後から午後5時まで、長期休業中等授業のない日は午前9時から午後5時まで実施している。(授業のない土曜日・日曜日・祝日・年末年始は休み。冬季は午後4時半まで実施)

※ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、4月27日から5月31日まで臨時休業した。

(2) ねりっこ学童クラブ年度別在籍状況(各年度4月1日現在) (単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
在籍児童数	1,046	1,611	2,292	3,129	3,772
うち障害児	27	44	56	82	102
施設総数(施設)	13	19	27	37	45
うち障害児在籍施設数(施設)	13	18	21	32	38

(3) ねりっこクラブ一覧(令和4年4月1日現在)

No.	事業名	名称	利用定員(人)	実施開始年月日
1	豊玉小 ねりっこクラブ	豊玉小ねりっこ学童クラブ	90	H28. 4. 1
		豊玉小ねりっこひろば		
2	豊玉第二小 ねりっこクラブ	豊玉第二小ねりっこ学童クラブ	90	R4. 4. 1
		豊玉第二小ねりっこひろば		
3	豊玉東小 ねりっこクラブ	豊玉東小ねりっこ学童クラブ	90	H31. 4. 1
		豊玉東小ねりっこひろば		
4	中村小 ねりっこクラブ	中村小ねりっこ学童クラブ	48	R4. 4. 1
		中村小ねりっこひろば		
5	中村西小 ねりっこクラブ	中村西小ねりっこ学童クラブ	90	H29. 4. 1
		中村西小ねりっこひろば		
6	開進第一小 ねりっこクラブ	開進第一小ねりっこ学童クラブ	90	R3. 4. 1
		開進第一小ねりっこひろば		
7	開進第二小 ねりっこクラブ	開進第二小ねりっこ学童クラブ	90	R3. 4. 1
		開進第二小ねりっこひろば		
8	開進第三小 ねりっこクラブ	開進第三小ねりっこ学童クラブ	90	H31. 4. 1
		開進第三小ねりっこひろば		
9	開進第四小 ねりっこクラブ	開進第四小ねりっこ学童クラブ	135	R3. 4. 1
		開進第四小ねりっこひろば		
10	仲町小 ねりっこクラブ	仲町小ねりっこ学童クラブ	90	R2. 4. 1
		仲町小ねりっこひろば		
11	北町小 ねりっこクラブ	北町小ねりっこ学童クラブ	77	R4. 4. 1
		北町小ねりっこひろば		
12	北町西小 ねりっこクラブ	北町西小ねりっこ学童クラブ	90	H29. 4. 1
		北町西小ねりっこひろば		
13	練馬小 ねりっこクラブ	練馬小ねりっこ学童クラブ	90	R2. 4. 1
		練馬小ねりっこひろば		

No.	事業名	名称	利用定員 (人)	実施開始 年月日
14	練馬第二小 ねりっこクラブ	練馬第二小ねりっこ学童クラブ	90	R3. 4. 1
		練馬第二小ねりっこひろば		
15	練馬東小 ねりっこクラブ	練馬東小ねりっこ学童クラブ	90	R3. 4. 1
		練馬東小ねりっこひろば		
16	田柄小 ねりっこクラブ	田柄小ねりっこ学童クラブ	120	H31. 4. 1
		田柄小ねりっこひろば		
17	田柄第二小 ねりっこクラブ	田柄第二小ねりっこ学童クラブ	90	H28. 4. 1
		田柄第二小ねりっこひろば		
18	向山小 ねりっこクラブ	向山小ねりっこ学童クラブ	90	H28. 4. 1
		向山小ねりっこひろば		
19	旭町小 ねりっこクラブ	旭町小ねりっこ学童クラブ	90	R3. 4. 1
		旭町小ねりっこひろば		
20	高松小 ねりっこクラブ	高松小ねりっこ学童クラブ	90	H29. 4. 1
		高松小ねりっこひろば		
21	春日小 ねりっこクラブ	春日小ねりっこ学童クラブ	90	H30. 4. 1
		春日小ねりっこひろば		
22	光が丘春の風小 ねりっこクラブ	光が丘春の風小ねりっこ学童クラブ	90	R2. 4. 1
		光が丘春の風小ねりっこひろば		
23	光が丘夏の雲小 ねりっこクラブ	光が丘夏の雲小ねりっこ学童クラブ	90	R4. 4. 1
		光が丘夏の雲小ねりっこひろば		
24	光が丘秋の陽小 ねりっこクラブ	光が丘秋の陽小ねりっこ学童クラブ	65	R2. 4. 1
		光が丘秋の陽小ねりっこひろば		
25	光が丘第八小 ねりっこクラブ	光が丘第八小ねりっこ学童クラブ	90	H31. 4. 1
		光が丘第八小ねりっこひろば		
26	石神井東小 ねりっこクラブ	石神井東小ねりっこ学童クラブ	90	R2. 4. 1
		石神井東小ねりっこひろば		
27	石神井西小 ねりっこクラブ	石神井西小ねりっこ学童クラブ	60	R4. 4. 1
		石神井西小ねりっこひろば		
28	石神井台小 ねりっこクラブ	石神井台小ねりっこ学童クラブ	90	H31. 4. 1
		石神井台小ねりっこひろば		
29	上石神井小 ねりっこクラブ	上石神井小ねりっこ学童クラブ	90	H31. 4. 1
		上石神井小ねりっこひろば		
30	下石神井小 ねりっこクラブ	下石神井小ねりっこ学童クラブ	90	R3. 4. 1
		下石神井小ねりっこひろば		
31	谷原小 ねりっこクラブ	谷原小ねりっこ学童クラブ	90	H30. 4. 1
		谷原小ねりっこひろば		

No.	事業名	名称	利用定員 (人)	実施開始 年月日
32	北原小 ねりっこクラブ	北原小ねりっこ学童クラブ	90	H30. 4. 1
		北原小ねりっこひろば		
33	立野小 ねりっこクラブ	立野小ねりっこ学童クラブ	90	H30. 4. 1
		立野小ねりっこひろば		
34	関町小 ねりっこクラブ	関町小ねりっこ学童クラブ	90	H29. 4. 1
		関町小ねりっこひろば		
35	大泉小 ねりっこクラブ	大泉小ねりっこ学童クラブ	120	R4. 4. 1
		大泉小ねりっこひろば		
36	大泉第一小 ねりっこクラブ	大泉第一小ねりっこ学童クラブ	65	R3. 4. 1
		大泉第一小ねりっこひろば		
37	大泉第三小 ねりっこクラブ	大泉第三小ねりっこ学童クラブ	90	R2. 4. 1
		大泉第三小ねりっこひろば		
38	大泉第六小 ねりっこクラブ	大泉第六小ねりっこ学童クラブ	88	R3. 4. 1
		大泉第六小ねりっこひろば		
39	大泉東小 ねりっこクラブ	大泉東小ねりっこ学童クラブ	135	R4. 4. 1
		大泉東小ねりっこひろば		
40	大泉南小 ねりっこクラブ	大泉南小ねりっこ学童クラブ	85	R3. 4. 1
		大泉南小ねりっこひろば		
41	大泉北小 ねりっこクラブ	大泉北小ねりっこ学童クラブ	90	R4. 4. 1
		大泉北小ねりっこひろば		
42	大泉学園小 ねりっこクラブ	大泉学園小ねりっこ学童クラブ	90	H29. 4. 1
		大泉学園小ねりっこひろば		
43	大泉学園緑小 ねりっこクラブ	大泉学園緑小ねりっこ学童クラブ	90	R2. 4. 1
		大泉学園緑小ねりっこひろば		
44	富士見台小 ねりっこクラブ	富士見台小ねりっこ学童クラブ	135	H30. 4. 1
		富士見台小ねりっこひろば		
45	八坂小 ねりっこクラブ	八坂小ねりっこ学童クラブ	90	R2. 4. 1
		八坂小ねりっこひろば		

14 学童クラブ室活用型子育て支援事業「にこにこ」(子育て支援課 児童館係)

学童クラブ在籍児童のいない午前中の時間帯を活用して、学童クラブ室を子育て中の親子や子育てグループの交流の場として週2~4回開放する事業を平成13年度から開始した。

開放の形態は、個人利用の「在宅子育て家庭集いの場」と、団体利用の「子育てグループ活動の場」の2種類がある。いずれの場合も、学校休業日など学童クラブ在籍児童が午前中から学童クラブ室を利用する日は利用日から除いている。

(1) 在宅子育て家庭集いの場

0～3歳の乳幼児とその保護者を対象として、自由に来所し、楽しく遊び、語らう場として学童クラブ室を開放する事業。

令和3年度は74か所で実施し、延べ29,772名の利用があった。

(2) 子育てグループ活動の場

子育てグループを対象に、児童館内および厚生文化会館内の学童クラブ室を貸し出す事業で、利用は予約制となっている。

17児童館のうち学童クラブがある13館全てと厚生文化会館の計14施設で実施している。令和3年度は延べ45団体への貸し出しを行った。

15 若者自立支援事業（青少年課 青少年係）

(1) 事業内容

平成25年6月に厚生労働省が実施する「地域若者サポートステーション」を春日町青少年館3階に誘致・開設、若者総合相談窓口を設置し、就労等の自立支援を開始した。区では、若者自立支援事業を運営事業者に委託し、就労が困難な若者等（15～49歳）に対する相談や就労に必要な技能講座、就労体験や、保護者に対するセミナー等を実施している。

令和2年6月からは不登校やひきこもり状態などで孤立し、社会とのつながりを失っている者に対して社会とつながり直す場所として居場所を開設した。

(2) 開設場所

春日町青少年館3階

(3) 開所日時

ア 開所日 週5日（木・日および祝日、年末年始は閉所）

イ 開所時間 午前10時から午後5時まで

(4) 委託先

特定非営利活動法人 文化学習協同ネットワーク

（ねりま若者サポートステーション）

(5) 利用実績

相談・支援 延べ利用者数 3,552人 進路決定者延べ 62人

居場所 延べ利用者数 1,573人

第10章 保育

1 保育所

(1) 区立保育所・私立保育所(保育課 管理係、私立保育所係、入園相談係)

ア 施設概要

保育所は、保護者が就労・病気等のため、家庭で十分な保育が受けられない児童を保護者に代わって保育する施設である。令和4年4月現在、区には、区立保育所60所と私立保育所136所（うち分園5所）がある。区は、待機児童ゼロ継続のため、保育所の新設や定員の拡大、および様々な保育ニーズに対応するための保育内容の充実に努めている。

イ 事業実績

(ア) 入所申請件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
入所申請件数(件)	8,880	9,409	9,437	8,997	9,055

(イ) 年度別施設定員数(各年度4月1日現在)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
区立	施設数(所)	60	60	60	60	60
	定員数(人)	6,763	6,769	6,808	6,795	6,762
私立	施設数(所)	89	105	121	130	136
	定員数(人)	7,124	7,991	8,793	9,423	10,018
合計	施設数(所)	149	165	181	190	196
	定員数(人)	13,887	14,760	15,601	16,218	16,780

(ウ) 年度別保育実施人員(各年度4月1日現在)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
保育実施人員(人)	13,400	14,254	15,083	15,469	15,805

(エ) 区立保育所一覧(令和4年4月1日現在)

保育所名	園長	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	認可年月
豊玉	浅村 都子	130	12	22	22	24	25	25	S36.4
豊玉第二	深瀬 敏子	91	9	14	14	18	18	18	S36.7
北町	下堂前 真美	79	9	11	14	15	15	15	S36.11
石神井町さくら	有馬 聡子	126	12	21	22	23	24	24	S38.5
東大泉	幅 ひとみ	112	0	20	20	24	24	24	S38.10
関町	松崎 規子	124	0	22	24	26	26	26	S39.5
平和台	朝倉 美七星	125	9	22	22	24	24	24	S40.5
春日町	高橋 浩美	111	13	18	20	20	20	20	S40.5
上石神井	大倉 邦子	114	0	20	22	24	24	24	S41.5
桜台	阿部 美幸	95	0	13	17	18	23	24	S41.6

保育所名	園長	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	認可 年月
谷原	川島 広子	95	0	12	18	18	22	25	S41.6
田柄	小泉 幸恵	92	0	10	17	20	22	23	S42.5
上石神井第二	岩下 規子	115	5	20	20	22	24	24	S42.5
南田中	築根 恵美子	78	0	6	12	16	21	23	S43.4
春日町第二	阿部 亜弥	97	0	14	18	18	23	24	S43.5
貫井	鹿内 久仁子	80	0	10	13	18	19	20	S43.5
南田中第二	山本 千賀子	95	0	15	15	20	22	23	S43.6
氷川台	佐藤 啓子	101	9	14	17	18	21	22	S44.10
上石神井第三	赤羽 光香	91	7	15	16	17	18	18	S44.12
関町第二	濱 直美	97	8	9	19	19	20	22	S45.3
高野台	菅原 雅子	123	12	20	20	23	24	24	S45.8
豊玉第三	岩楯 幸江	132	12	24	24	24	24	24	S45.9
旭町	藤井 美晴	88	6	14	17	17	17	17	S46.3
栄町	福岡 祐子	134	9	21	24	26	27	27	S47.1
田柄第二	稲葉 穂	127	8	22	24	24	24	25	S48.1
南大泉	加藤 由美子	126	10	18	24	24	25	25	S48.1
北大泉	中野 晴美	122	9	19	22	23	24	25	S48.1
練馬	岡安 美子	111	15	17	18	19	21	21	S48.4
光が丘	平間 正人	105	8	16	16	20	22	23	S48.5
土支田	廣瀬 敬子	121	9	19	21	23	24	25	S48.11
北町第二	野澤 克子	122	10	21	21	23	23	24	S50.2
向山	安川 信一郎	124	9	19	22	24	25	25	S50.5
東大泉第二	畠山 美紗子	128	12	19	22	25	25	25	S51.2
石神井台	澤田 陽子	126	11	18	22	24	25	26	S52.4
西大泉	本宮 洋子	99	12	14	15	18	19	21	S52.5
高松	坂本 白美	122	10	19	21	23	24	25	S53.9
桜台第二	東城 史代	125	12	20	21	24	24	24	S53.10
春日町第三	永山 祐子	106	12	17	18	19	20	20	S54.5
下石神井第三	木村 貴子	132	13	22	22	25	25	25	S54.5
富士見台こぶし	谷古宇 好江	50	15	17	18	0	0	0	S55.9
豊玉第四	瀬川 千露	77	10	12	13	14	14	14	S55.9
氷川台第二	丸藤 加世子	131	12	20	24	25	25	25	S55.10
大泉学園	上野 美和子	131	12	22	23	24	25	25	S56.3
関町第三	鈴木 康予	125	12	20	22	23	24	24	S57.4
石神井台第二	和田 京子	111	12	16	19	20	22	22	S58.4
旭町第二	長井 智子	125	10	23	23	23	23	23	S58.4

保育所名	園長	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	認可年月
光が丘第二	今村 みどり	119	9	20	21	23	23	23	S58.4
光が丘第三	江本 富士子	131	12	20	24	25	25	25	S59.4
光が丘第四	森谷 渉	126	12	19	23	24	24	24	S59.9
光が丘第五	横田 寿子	123	12	19	21	23	24	24	S60.4
光が丘第六	小室 和枝	120	10	22	22	22	22	22	S60.4
貫井第二	大洞 雅子	126	12	21	21	24	24	24	S60.6
早宮	菊池 順子	128	11	22	23	24	24	24	S61.4
光が丘第七	武井 正子	128	13	20	23	24	24	24	S61.4
石神井町つつじ	山梨 唱子	122	12	21	21	22	23	23	S62.4
光が丘第八	櫻井 真代	132	14	23	23	24	24	24	S62.4
光が丘第九	小谷 優子	122	9	21	23	23	23	23	S63.4
光が丘第十	奥 秀子	127	14	21	23	23	23	23	H1.4
光が丘第十一	太田 邦仁	133	9	24	25	25	25	25	H1.4
東大泉第三	勝又 泉	54	5	8	8	11	11	11	H18.4

※ 区立保育所 所在地一覧 V資料編

(カ) 私立保育所一覧(令和4年4月1日現在)

保育所名	設置者・代表者	園長	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	開設年月
石神井	(宗)十善戒寺 松田 茂生	同左	46	5	5	6	10	20	S24.11
練馬仲町	(福)練馬仲町保育園 小泉 定彦	三谷 長生	75	9	10	12	14	30	S29.8
マーガレット	(福)マーガレット学園 中尾 弘子	畠山 むつ子	100	9	14	16	20	41	S30.3
マーガレット分園			29	6	11	12	—	—	H13.2
練馬和光	(宗)了見寺 井口 量寿	井口 みさ子	120	3	15	24	26	52	S30.4
妙福寺	(宗)妙福寺 戸田 了達	同左	134	—	20	24	28	62	S31.6
平和	(宗)日本基督教団中村町教会 小友 聡	梶原 なお美	51	—	5	10	12	24	S31.12
くりのみ	(福)大泉きくみ会 栗原 洋子	同左	60	—	7	12	13	28	(S44.3) H11.11
最勝寺みのり	(宗)最勝寺 桑田 凌雲	桑田 則行	105	9	18	18	20	40	S45.10

保育所名	設置者・代表者	園長	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	開設年月
練馬二葉	(福)和敬会 高橋 日出夫	高橋 八映	120	12	20	22	22	44	(S43.8) S47.12
大泉	(福)大泉松和会 佐久間 明子	入江 真紀	92	9	13	16	18	36	(S26.2) S48.4
青い鳥	(福)富士見会 村上 智英	同左	90	6	14	16	18	36	S49.5
エンゼル	(福)育陽会 小泉 知定	冷水 蓉子	102	9	12	16	21	44	S50.9
ぶどうの木	(福)神教福祉会 金本 悟	同左	69	—	—	—	23	46	(S27.3) S51.4
ぶどうの木新桜台 (分園)			25	3	11	11	—	—	H13.2
道灌山	(福)道灌山心育会 高橋 系一	高橋 系造	89	6	15	17	17	34	H14.4
大泉にじのいろ	(福)若水会 中村 明子	青木 丈士	120	9	19	20	24	48	H15.4
どんぐり山	(福)ねりま共育ちの会 鎌田 勝典	中村 美香	81	9	12	15	15	30	(S42.5) (H19.4) H29.4
アスク関町北	(株)日本保育サービス 坂井 徹	戸田 美里	132	12	24	24	24	48	H19.4
ベネッセ 大泉学園	(株)ベネッセスタイルケア 滝山 真也	嶺山 薫	68	6	11	12	13	26	H20.4
なんこう	(福)南光会 田中 健吾	田中 美津大	99	6	15	18	20	40	H21.4
エンゼルベア 石神井	(株)ワコム 和田 幸男	奈良 彰子	50	6	7	8	9	20	H21.4
アスク石神井台	(株)日本保育サービス 坂井 徹	御子柴 謙	76	6	10	15	15	30	H22.4
アスク石神井まち	(株)日本保育サービス 坂井 徹	足立 一美	114	6	15	21	24	48	H22.11
アスク豊玉中	(株)日本保育サービス 坂井 徹	園田 麻紀子	128	12	20	24	24	48	H23.4
にじいろ練馬中村	ライクアカデミー(株) 田中 浩一	島田 智恵子	64	6	10	12	12	24	H23.4

保育所名	設置者・代表者	園長	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	開設年月
にじいろ大泉学園	ライクアカデミー(株) 田中 浩一	佐々木 みどり	60	6	10	11	11	22	H23. 4
アンジェリカ桜台	(株)アンジェリカ 新井 実	中村 和歌子	81	6	15	15	1	30	H23. 4
Nicot 富士見台	(株)ポピンズエデュケア 井上 正明	飯井 哲也	60	6	10	11	11	22	H24. 4
にじいろ上石神井	ライクアカデミー(株) 田中 浩一	都築 洋子	117	9	20	22	22	44	H24. 4
ピジョンランド 上石神井	ピジョンハーツ(株) 永井 信雄	橋本 直美	80	6	12	14	16	32	H24. 4
南大泉にじのいろ	(福)若水会 中村 明子	青木 智子	110	9	18	20	21	42	H24. 4
ChaCha Children Oizumi	(福)ChaCha Children & Co. 迫田 健太郎	細田 夕岐子	100	6	16	18	20	40	H24. 4
春アンミッコ	(株)アンミッコ 山賀 路子	小倉 ひかり	60	6	10	11	11	22	H24. 4
ベネッセ 氷川台	(株)ベネッセスタイルケア 滝山 真也	池辺 美奈子	61	6	11	11	11	22	H24. 4
愛里武蔵関	(株)ワコム 和田 幸男	岡部 正愛	60	6	8	10	12	24	H24. 9
風の子	(福)てつなぎの会 臼坂 弘子	藤田 佐和	71	6	13	13	13	26	H24. 11
にじいろ新桜台	ライクアカデミー(株) 田中 浩一	津坂 則子	93	6	15	18	18	36	H25. 4
ベネッセ 石神井公園	(株)ベネッセスタイルケア 滝山 真也	佐々木 洋子	99	6	15	18	20	40	H25. 4
そあ季の花	(福)砂原母の会 高橋 広美	伊藤 むつみ	120	9	20	22	23	46	H25. 4
ベネッセ中村橋	(株)ベネッセスタイルケア 滝山 真也	松岡 奈保美	99	6	15	18	20	40	H26. 4
Nicot 石神井公園	(株)ポピンズエデュケア 井上 正明	芳野 郁朗	99	6	15	18	20	40	H26. 4
コビープリスクール せきまち	(福)コビーソシオ 小林 照男	鈴木 朋子	110	9	17	19	21	44	H26. 4
グローバルキッズ 大泉園	(株)グローバルキッズ 中正 雄一	濱 祐介	100	6	16	18	20	40	H26. 4

保育所名	設置者・代表者	園長	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	開設年月
グローバルキッズ 光が丘園	(株)グローバルキッズ 中正 雄一	吉野 真理子	101	6	15	20	20	40	H26. 4
にじいろ氷川台	ライクアカデミー(株) 田中 浩一	大石 雅子	99	6	15	18	20	40	H26. 4
にじいろ早宮	ライクアカデミー(株) 田中 浩一	橋野 洋子	101	6	15	20	20	40	H26. 4
さくらさくみらい 早宮	(株)さくらさくみらい 西尾 義隆	小林 直子	80	6	12	14	16	32	H26. 9
にじいろ平和台	ライクアカデミー(株) 田中 浩一	後藤 かおり	90	6	14	16	1	36	H26. 11
にじのいるか氷川台	(学)滋慶学園 浮舟 邦彦	三浦 英子	99	6	15	18	20	40	H27. 4
太陽の子豊玉北	HITOWA キッズライフ(株) 高石 尚和	大門 真紀子	60	6	8	10	12	24	H27. 4
あい高野台	(株)アイグラン 橋本 雅文	高田 伸子	99	6	15	18	20	40	H27. 4
わらべうた 練馬高野台	HITOWA キッズライフ(株) 高石 尚和	川田 睦	83	6	14	15	16	32	H27. 4
ChaCha Children Musashiseki	(福)ChaCha Children & Co. 迫田 健太郎	勝野 京子	133	6	15	24	28	60	H27. 4
太陽の子東大泉	HITOWA キッズライフ(株) 高石 尚和	木村 直美	83	6	13	16	16	32	H27. 4
にじいろ大泉学園南	ライクアカデミー(株) 田中 浩一	岡本 拓也	84	6	14	16	16	32	H27. 4
コピープリスクール みなみおおいずみ	(株)コピーアンドアソシエイツ 小林 照男	佐々 詩織	70	6	11	12	13	28	H27. 4
あかねの森	(福)森友会 立山 貴史	井上 宇宙	112	6	20	20	22	44	H27. 4
アンジェリカ田柄	(株)アンジェリカ 新井 実	須藤 真希	81	6	13	14	16	32	H27. 4
にじいろ練馬高松	ライクアカデミー(株) 田中 浩一	平山 清美	80	6	12	14	16	32	H27. 4
アンジェリカ北町	(株)アンジェリカ 新井 実	海藤 美智子	85	6	15	16	16	32	H27. 4
まちの 小竹向原	ナチュラルスマイルジャパン(株) 松本 理寿輝	中島 美登利	80	6	12	14	16	32	(H23. 4) H27. 4

保育所名	設置者・代表者	園長	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	開設年月
さんさん森の 石神井公園	(有)ベビーステーション 志水 光一	坂井 紀子	70	6	10	12	14	28	(H23.3) H27.4
きららっこ 石神井公園	(有)UP 富樫 浩	富樫 延子	80	6	12	14	16	32	(H16.12) H27.4
にじいろ 中村一丁目	ライクアカデミー(株) 田中 浩一	白鳥 啓子	90	6	14	16	18	36	H28.4
光が丘わかば	(福)三社会 田中 正己	市川 佳代子	110	6	18	20	22	44	H28.4
さんさん森の 石神井町	(有)ベビーステーション 志水 光一	西村 絵里子	60	6	24	30	—	—	H28.4
わらべうた 大泉学園	HITOWA キッズライフ(株) 高石 尚和	佐々木 夕香	63	6	28	29	—	—	H28.4
チェリーチャイルド	(株)Sai 齊藤 正則	高橋 真奈美	66	6	12	12	12	24	(H18.8) H28.4
さくらさくみらい 練馬	(株)さくらさくみらい 西尾 義隆	大竹 陽子	74	6	12	14	14	28	(H25.4) H28.4
保育所まあむ 中村橋駅前園	(株)WITH 新井 実	前田 千春	60	6	10	11	11	22	(H22.12) H28.4
アートチャイルドケア 中村橋	アートチャイルドケア(株) 村田 省三	津田 靖子	30	6	12	12	—	—	(H17.3) H28.4
ゆらりん大泉学園	ライフサポート(株) 青木 文恵	浅野 麻美	60	6	10	11	11	22	(H16.7) H28.4
ラフ・クルー大泉	(株)コミュニティハウス 横田 綾子	鈴木 麻紀子	36	6	15	15	—	—	(H26.7) H28.4
心羽えみの石神井台	(福)清心福祉会 清水 利春	高橋 雅江	120	6	20	22	24	48	H29.4
にじいろ南田中	ライクアカデミー(株) 田中 浩一	沼田 敦子	49	9	10	10	20	—	H29.4
コビープリスクール しゃくじいだい	(株)コビーアンドアソシエイツ 小林 照男	蓮沼 直之	60	6	27	27	—	—	H29.4
グローバルキッズ 練馬春日町園	(株)グローバルキッズ 中正 雄一	櫻庭 薫子	50	6	22	22	—	—	(H24.4) H29.4
いずみ	(株)グリーンフォレスト 海老名 由里	同左	44	4	8	8	8	16	(H24.4) H29.8
ソラスト新江古田	(株)ソラスト 藤河 芳一	佐野 克子	59	6	11	21	21	—	(H23.3) H30.4

保育所名	設置者・代表者	園長	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	開設年月
こまどりここわ	(株)ディアローク 井口 智明	相良 直美	60	10	24	26	—	—	H30.4
豊玉北えほん	(株)アンジェリカ 新井 実	西川 けい子	77	6	12	14	15	30	H30.4
ナーサリールーム ベリーベアー練馬	(株)ネス・コーポレーション 堀 雅晴	吉田 幸代	39	9	14	16	—	—	(H26.8) H30.4
ナーサリールーム ベリーベアー練馬 (分園)			90	—	—	—	30	60	H30.4
ピジョンランド 練馬高野台	ピジョンハーツ(株) 永井 信雄	木口 ももこ	40	8	16	16	—	—	(H15.7) H30.4
共同保育所 ごたごた荘	特定非営利活動法人 ごたごた荘 遠藤 美保子	校篠 実	24	4	4	4	4	8	(H22.3) H30.4
ポピンズナーサリー スクール桜台	(株)ポピンズエデュケア 井上 正明	三橋 稔子	70	6	8	10	14	32	(H25.6) H30.4
練馬駅前おひさま	(株)おひさま 西村 隆	松本 純子	31	9	11	11	—	—	(H22.3) H30.4
太陽の子羽沢	HITOWAキッズライフ(株) 高石 尚和	靄島 美紀子	60	6	10	10	11	23	H31.4
グローバルキッズ 桜台	(株)グローバルキッズ 中正 雄一	田中 美幸	63	6	10	11	12	24	H31.4
Nicot練馬	(株)こどもの森 久芳 敬裕	守田 美由紀	69	6	12	12	13	26	H31.4
みらいく 中村2丁目園	(株)第一コーポレーション 浅井 秀樹	矢野 幸子	60	6	9	9	12	24	H31.4
みらいく中村橋園	(株)第一コーポレーション 浅井 秀樹	数馬 貴美子	72	6	10	11	15	30	H31.4
みらいく北町園	(株)第一コーポレーション 浅井 秀樹	吉橋 みさ子	60	6	10	11	11	22	H31.4
みらいく 東武練馬園	(株)第一コーポレーション 浅井 秀樹	岡戸 加代子	60	6	9	9	12	24	H31.4
さくらさくみらい 中村北	(株)さくらさくみらい 西尾 義隆	齋藤 元宏	75	6	12	12	15	30	H31.4
はなさき石神井台	(株)Green Earth 井上 典昭	大橋 陽子	61	6	8	8	13	26	H31.4

保育所名	設置者・代表者	園長	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	開設年月
木下の春日町	(株)木下の保育 熊地 昌治	角 広伸	60	3	9	9	13	26	H31.4
アスクとよたま 一丁目	(株)日本保育サービス 坂井 徹	本田 八重美	75	6	12	12	15	30	(H30.4) H31.4
ピノキオ幼児舎 練馬高野台	(株)ピノコーポレーション 谷井 さとみ	安田 有	39	5	6	7	7	14	(H19.11) H31.4
ピノキオ幼児舎関町	(株)ピノコーポレーション 谷井 さとみ	石塚 美幸	36	6	6	6	6	12	(H23.8) H31.4
ソラスト中村橋	(株)ソラスト 藤河 芳一	大山 由美子	42	9	11	11	11	—	(H18.2) H31.4
マグハウス江古田	(株)マグハウス 久保田 桂子	町田 由加里	36	—	—	9	9	18	(H28.4) H31.4
マグハウス江古田 (分園)			14	5	9	—	—	—	H31.4
ベネッセ練馬えこだ	(株)ベネッセスタイルケア 滝山 真也	井上 のり子	60	6	8	10	12	24	R2.4
アスクねりま 三丁目	(株)日本保育サービス 坂井 徹	田中 厚	65	6	10	10	13	26	R2.4
みらいく平和台園	(株)第一コーポレーション 浅井 秀樹	阿南 幸苗	63	6	9	9	13	26	R2.4
まなびの森平和台	(株)こどもの森 久芳 敬裕	添野 とも子	77	6	13	13	15	30	R2.4
にじいろ 氷川台駅前	ライクアカデミー(株) 田中 浩一	佐藤 加奈子	70	6	10	12	14	28	R2.4
おはよう関町南	東京建物キッズ(株) 高橋 健一郎	大野 一江	34	6	8	8	12	—	R2.4
にじいろ関町北	ライクアカデミー(株) 田中 浩一	菊地 直未	62	6	10	10	12	24	R2.4
ミルキーホーム 南大泉園	(株)サニースタッフ 岡崎 玲子	明石 敬子	80	6	11	12	12	39	(H29.4) R2.4
さくらさくみらい 石神井公園	(株)さくらさくみらい 西尾 義隆	武田 香織	90	6	12	12	20	40	R2.4
みらいく南大泉園	(株)第一コーポレーション 浅井 秀樹	武藤 朋子	68	6	10	10	14	28	R2.4
アンミッコ	(株)アンミッコ 山賀 路子	東方 千絵子	60	6	7	8	13	26	(H21.4) R2.4

保育所名	設置者・代表者	園長	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	開設年月
さくらさくみらい 高野台	(株)さくらさくみらい 西尾 義隆	沢田 智恵子	78	6	12	12	16	32	R2.4
さくらさくみらい 田柄	(株)さくらさくみらい 西尾 義隆	田川 明美	66	6	9	9	14	28	R2.4
にじいろ石神井町	ライクアカデミー(株) 田中 浩一	鈴木 幸子	71	6	10	10	15	30	R2.4
太陽の子江古田	HITOWAキッズライフ(株) 高石 尚和	橋本 和樹	68	6	10	10	14	28	R2.4
アスク大泉学園	(株)日本保育サービス 坂井 徹	吉川 孝行	79	6	10	12	17	34	R2.4
ぶどうの木羽沢 (分園)	(福)神教福祉会 金本 悟	同左	30	6	12	12	—	—	R3.4
さくらさくみらい 旭町	(株)さくらさくみらい 西尾 義隆	齋藤 幸子	84	6	12	12	18	36	R3.4
みらいく高松園	(株)第一コーポレーション 浅井 秀樹	肥後 さとみ	60	6	11	11	16	16	R3.4
太陽の子平和台	HITOWAキッズライフ(株) 高石 尚和	前原 美紀	55	6	9	10	15	15	R3.4
アスク上石神井	(株)日本保育サービス 坂井 徹	渡邊 裕太	80	6	11	12	17	34	R3.4
太陽の子石神井台	HITOWAキッズライフ(株) 高石 尚和	坂根 加奈	76	6	11	11	16	32	R3.4
ソラスト関町	(株)ソラスト 藤河 芳一	佐川 泉	76	6	11	11	16	32	R3.4
にじいろ東大泉	ライクアカデミー(株) 田中 浩一	原田 広子	65	6	11	12	18	18	R3.4
さんさん森の 東大泉	(有)ベビーステーション 志水 光一	堀江 孝枝	87	9	12	12	18	36	R3.4
さくらさくみらい 豊玉北	(株)さくらさくみらい 西尾 義隆	和田 なおみ	48	6	12	12	18	—	R4.4
さくらさくみらい 光が丘	(株)さくらさくみらい 西尾 義隆	田中 由美子	44	6	11	11	16	—	R4.4
ベネッセ練馬高野台	(株)ベネッセスタイルケア 滝山 真也	渡辺 直子	60	6	11	11	16	16	R4.4
ベネッセ上石神井	(株)ベネッセスタイルケア 滝山 真也	岩知道 美由紀	44	6	11	11	16	—	R4.4

保育所名	設置者・代表者	園長	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	開設年月
にじいろ 関町北五丁目	ライクアカデミー(株) 田中 浩一	松村 みよゑ	79	6	15	16	21	21	R4.4
AIAI NURSERY 大泉学園	AIAI Child Care(株) 貞松 成	上田 智代	46	6	11	12	17	—	R4.4
みらいく 第二南大泉園	(株)第一コーポレーション 浅井 秀樹	能登 晴美	60	6	11	11	16	16	R4.4

※ 私立保育所 所在地一覧 V資料編

※ 開設年月のうち () 内の日付は、各私立保育所の前身の開設年月である。

(2) 乳児保育(保育課 管理係、私立保育所係)

区立保育所では、昭和62年4月に、生まれた日を含めて58日目からの産休明け保育を開始した。令和4年4月1日現在15所で実施している。また、23所で101日目から、12所で8か月以上の乳児を受け入れている。

私立保育所では、123所(うち分園4所)で生まれた日を含めて58日目から、1所で101日目から、6所で6か月以上、1所で8か月以上の乳児を受け入れている。

(3) 障害児保育(保育課 保育支援係)

ア 事業内容

保育を必要とする心身に障害のある児童について、保育所での受入れを行っている。区立保育所では、集団保育が可能と認められる、中・軽度の障害のある児童を対象として、一保育所につき原則3人まで受け入れている。入所後は、専門家による保育所職員に対する巡回指導を行っている。

また、私立保育所でも、それぞれの保育所の状況に応じて、障害児の受入れを行っている。

イ 事業実績

(ア) 障害児入所状況(令和4年4月1日現在) 年齢別・男女別内訳 単位(人)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	男	女	計
区立保育所	0	6	22	38	45	58	107	62	169
私立保育所	2	5	16	31	32	38	83	41	124
計	2	11	38	69	77	96	190	103	293

(イ) 年度別障害児入所状況(各年度4月1日現在) 単位(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
区立保育所	170	169	159	152	169
私立保育所	116	104	93	84	124
計	286	273	252	236	293

(4) 延長保育(保育課 私立保育所係、入園相談係)

私立保育所では平成2年5月から、区立保育所では平成3年11月から、午後7時までの延長保育を開始した。

満1歳以上の児童については、全保育所で午前7時30分から午後6時30分(一部私立保育所では時間帯が異なる。)まで保育している。さらに、保護者の就労等の事情に対応するため、下表のとおり延長保育を実施している。

(延長保育実施状況)

令和4年4月1日現在

区分	区立	私立
(利用児童数)	(283人)	(515人)
朝 30分	26所	38所
朝 1時間	—	1所
夕方 30分	—	2所
夕方 1時間	8所	23所
夕方 1時間30分	—	10所
夕方 2時間	26所	93所
夕方 2時間30分	—	2所

(5) 年末保育(保育課 保育支援係、私立保育所係)

ア 事業内容

保護者の多様な就労形態に対応するため、平成13年度から、12月29・30日の午前7時30分から午後6時30分まで、年末保育を実施している。

イ 事業実績

(ア) 施設数の推移

単位(所)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
区立保育所	9	7	7	10	10
私立保育所	6	6	2	5	6

(イ) 利用児童数の推移

単位(人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
区立保育所	139	79	83	159	143
私立保育所	91	37	4	87	27

(6) 休日保育(保育課 入園相談係)

認可保育所が休みとなる日曜日と祝・休日(12月29日～1月3日を除く)に、就労のため保育を必要とする保護者に代わって児童を保育する事業である。

対象は区の認可保育所に在籍する満1歳以上の児童である。保育時間は午前7時30分から午後6時30分までの必要な時間で、保育料は無料である。

令和4年4月1日現在、光が丘第八保育園、向山保育園、石神井町つつじ保育園、東大泉第三保育園、上石神井第二保育園、氷川台保育園、南大泉保育園の、区立保育所計7所で実施している。なお、令和3年度は延べ2,893人の利用があった。

(7) 一時預かり(保育課 保育支援係、私立保育所係)

保護者の育児疲れ解消、急病や出産など様々な理由で一時的にお子さんを預けたいときに、保育所

の専用保育室などで保育する制度である。

私立保育所においては、平成 15 年度から大泉にじのいろ保育園で開始して以降、令和 4 年 4 月 1 日現在 29 所で実施している。なお、令和 3 年度は延べ 1,852 人の利用があった。

また、区立保育所においては平成 18 年度から東大泉第三保育園、平成 22 年度から豊玉第二保育園が実施を開始し、令和 3 年度は延べ 1,233 人の利用があった。

(8) 地域交流事業(保育計画調整課 公立保育所係)

区立保育所全所で、季節の行事や園庭開放、園児と一緒に給食を食べる「ふれあい給食」などの事業を行っている。なお、令和 3 年度は延べ 1,185 人の利用があった。

2 地域型保育事業(保育課 地域型保育事業係)

(1) 家庭的保育事業(保育ママ)

ア 事業内容

家庭的保育事業は、保育士・教員・看護師などの資格を有することを条件に区が認定した家庭的保育者が自宅等で、生まれた日を含めて 58 日目から 3 歳未満の児童 3～5 人を保育する事業である。

子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、平成 26 年度までの家庭福祉員が家庭的保育者に移行した。令和 4 年 4 月 1 日現在、50 名の家庭的保育者が事業を実施している。

イ 事業実績

単位(人)

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
家庭的保育者数		55	60	58	53	52
児童定員数		174	205	201	186	185
在籍児童数 (※)	0 歳児	759	601	555	387	335
	1 歳児	762	1,071	801	946	772
	2 歳児	577	636	879	706	819
	計	2,098	2,308	2,235	2,039	1,926

(※) 在籍児童数は、年間の延べ人数

ウ 家庭的保育者一覧(令和 4 年 4 月 1 日現在)

No.	家庭的保育者名	住 所	資 格	事業開始 年月日※	認定 年月日	定員 (人)
1	藤井 恵美子	栄町 41-15	保育士	H26. 4. 1	H27. 4. 1	3
2	島田 みつる	豊玉上 2-6-12	保育士	H20. 8. 1	H27. 4. 1	3
3	阿見 恵美子	中村 2-14-10-103	保育士	H26. 4. 1	H27. 4. 1	3
4	福尾 尚子	中村 3-19-4-101	保育士	H11. 4. 1	H27. 4. 1	3
5	杉浦 幸枝	桜台 2-23-28-104	保育士	H29. 4. 1	H29. 4. 1	5
6	細山 眞理子	桜台 3-40-10-103	保育士	H22. 4. 1	H27. 4. 1	5
7	伊藤 ちあき	練馬 1-27-2	保育士	H29. 4. 1	H29. 4. 1	3
8	秋田 厚子	向山 2-27-15	保育士	H23. 4. 1	H27. 4. 1	3
9	関口 順子	貫井 2-21-3	保育士	H21. 4. 1	H27. 4. 1	3
10	櫻井 玲子	貫井 3-35-11	保育士	H22. 4. 1	H27. 4. 1	3

No.	家庭の保育者名	住 所	資 格	事業開始 年月日※	認定 年月日	定員 (人)
11	吉田 綾子	貫井 4-22-31	保育士	H26. 4. 1	H27. 4. 1	3
12	西田 美佐子	平和台 1-14-20	保育士	H26. 4. 1	H27. 4. 1	3
13	鈴木 みどり	早宮 1-29-18	保育士	H30. 4. 1	H30. 4. 1	3
14	根本 敏江	春日町 4-20-4	教諭幼	H17. 11. 1	H27. 4. 1	3
15	三上 雅子	春日町 6-1-2	保育士	H21. 4. 1	H27. 4. 1	3
16	市川 礼子	土支田 2-37-2	保育士	H26. 4. 1	H27. 4. 1	3
17	高島 紀子	土支田 4-21-2	保育士	H14. 7. 1	H27. 4. 1	5
18	前川原 早紀	富士見台 1-23-25-103	保育士	H30. 4. 1	H30. 4. 1	5
19	遠藤 由恵	富士見台 2-23-19-103	保育士	H31. 4. 1	H31. 4. 1	3
20	伊倉 恵美	高野台 3-7-4	保育士	H17. 5. 1	H27. 4. 1	5
21	久保田 浩美	谷原 4-20-31	保育士	H30. 4. 1	H30. 4. 1	3
22	泉澤 ひかる	三原台 3-9-23-101	保育士	H30. 4. 1	H30. 4. 1	5
23	永嶋 恭子	石神井町 2-34-28	保育士	H27. 4. 1	H27. 4. 1	3
24	山下 和美	石神井町 8-16-1	保育士	H19. 10. 1	H27. 4. 1	3
25	細谷 恵美子	石神井町 8-42-5	保育士	H25. 4. 1	H27. 4. 1	5
26	木村 徳子	石神井台 4-7-24	教諭幼	H27. 4. 1	H27. 4. 1	3
27	廣原 淳子	石神井台 5-13-16	保育士	H27. 4. 1	H27. 4. 1	3
28	荻野 麻早	石神井台 5-18-12	保育士	H25. 4. 1	H27. 4. 1	5
29	春日 郁代	石神井台 6-18-14	保育士	H24. 4. 1	H27. 4. 1	5
30	中村 瑞徳	上石神井 2-15-12	保育士	H31. 4. 1	H31. 4. 1	5
31	本橋 文子	下石神井 6-16-6	保育士	H10. 9. 1	H27. 4. 1	3
32	伊藤 幸代	関町南 1-7-34	教諭中	H24. 4. 1	H27. 4. 1	3
33	高木 みゆき	東大泉 1-25-5	保育士	H29. 4. 1	H29. 4. 1	5
34	安東 久美子	東大泉 2-27-6	保育士	H26. 4. 1	H27. 4. 1	3
35	張籠 由利	東大泉 3-11-4 1階	保育士	H31. 4. 1	H31. 4. 1	3
36	山田 奈保美	東大泉 3-49-6	保育士	H16. 4. 1	H27. 4. 1	3
37	加藤 悦子	東大泉 6-55-7	教諭幼	H13. 10. 1	H27. 4. 1	3
38	池野 庸子	西大泉 4-10-19	保育士	H20. 4. 1	H27. 4. 1	3
39	清水 理子	西大泉 6-11-10	教諭幼	H20. 4. 1	H27. 4. 1	3
40	菊地 友里恵	南大泉 1-47-9	保育士	H22. 4. 1	H27. 4. 1	3
41	柳橋 明美	南大泉 3-15-12 C-2	保育士	H18. 6. 1	H27. 4. 1	5
42	加賀美 美帆	大泉町 1-28-8-105	保育士	H30. 4. 1	H30. 4. 1	3
43	永嶋 佐知子	大泉町 2-26-46-101	保育士	H11. 4. 1	H27. 4. 1	3
44	加藤 典子	大泉町 3-27-21	保育士	H23. 4. 1	H27. 4. 1	3
45	安木 多希子	大泉町 5-18-9	保育士	H16. 8. 1	H27. 4. 1	3
46	河村 孝子	大泉学園町 1-16-17	保育士	H30. 4. 1	H30. 4. 1	4

No.	家庭的保育者名	住 所	資 格	事業開始 年月日※	認定 年月日	定員 (人)
47	吉川 朋子	大泉学園町 2-30-5	保育士	H19. 4. 1	H27. 4. 1	3
48	齋藤 知香	大泉学園町 4-12-3	保育士	H27. 4. 1	H27. 4. 1	5
49	木野内 華恵	大泉学園町 6-3-10-B-2	保育士	H22. 4. 1	H27. 4. 1	3
50	藤田 美紗	大泉学園町 8-10-18-111	保育士	H30. 4. 1	H30. 4. 1	5

※ 事業開始年月日は、練馬区家庭福祉員または家庭的保育者として事業を開始した年月日

(2) 小規模保育事業

ア 事業内容

小規模保育事業は、区の定めた設置運営基準を満たし認可された民間の保育施設で、定員 19 人まで (※) の児童の保育を行う事業である。A型、B型、C型の3類型あり、それぞれ設置運営基準等が異なる。

令和 4 年 4 月 1 日現在、A型 40 所、B型 5 所、C型 1 所で事業を実施している。

(※) 職員配置基準および保育室の面積基準を満たしている場合は、22 人まで受け入れることができる。

イ 事業実績

単位 (人)

類型		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	
A型・B型	実施施設数(所)	39	50	47	46	45	
	児童定員数	741	978	929	896	881	
	在籍児童数 (※)	0 歳児	1, 447	1, 944	1, 697	1, 748	1, 542
		1 歳児	4, 150	4, 940	4, 069	4, 019	4, 080
		2 歳児	2, 423	3, 887	4, 576	3, 301	3, 485
		3 歳児	13	239	19	75	37
計		8, 033	11, 010	10, 361	9, 143	9, 144	
C型	実施施設数(所)	4	3	3	1	1	
	児童定員数	55	40	40	10	10	
	在籍児童数 (※)	0 歳児	249	88	77	3	13
		1 歳児	269	260	276	55	67
		2 歳児	140	127	69	61	40
		計	658	475	422	119	120

(※) 在籍児童数は、年間の延べ人数

ウ 小規模保育事業実施施設一覧(令和 4 年 4 月 1 日現在)

No.	類型	施設名	実施事業者名 (C型のみ：下段実施保育所)	開設年月日	定員 (人)
1	A	ルーエ保育園	(株) メッセ	H26. 4. 1	19
2	A	ピーターパン練馬北町園	(株) キッズコーポレーション	H26. 4. 1	22

No.	類型	施設名	実施事業者名 (C型のみ：下段実施保育所)	開設年月日	定員 (人)
3	A	おひさま保育園	(株)おひさま	H27. 4. 1	22
4	A	石神井公園こぐま保育園	(福) 国立保育会	H27. 4. 1	19
5	A	すまいる・ベリー保育園	(福) 未来こどもランド	H27. 4. 1	21
6	A	ウィズブック保育園新江古田	(株)アイ・エス・シー	H27. 4. 1	19
7	A	たんぼぼ保育園	NPO法人 共同保育室たんぼぼの家	H27. 4. 1	13
8	A	ウィズブック保育園富士見台Ⅰ	(株)アイ・エス・シー	H28. 4. 1	19
9	A	ウィズブック保育園富士見台Ⅱ	(株)アイ・エス・シー	H28. 4. 1	19
10	A	保育所まあむ中村橋向山園	(株) W I T H	H28. 4. 1	22
11	A	アイル下石神井小規模保育園	(福) 一樹福祉会	H28. 4. 1	19
12	A	ロビン保育園桜台	(株) アセロメディカル アンドウェルフェア	H29. 4. 1	21
13	A	錦いちご保育園	NPO法人 ストロベリーフィールド	H29. 4. 1	12
14	A	フレンドキッズランド 練馬たがら園	(株) ルシエル	H29. 4. 1	22
15	A	フレンドキッズランド 練馬高松園	(株) ルシエル	H29. 4. 1	21
16	A	フレンドキッズランド 東武練馬園	(株) ルシエル	H29. 4. 1	21
17	A	フレンドキッズランド 田柄第二園	(株) ルシエル	H29. 4. 1	22
18	A	アイル平和台小規模保育園	(福) 一樹福祉会	H29. 4. 1	22
19	A	むさし保育園	(株) むさし	H29. 4. 1	19
20	A	小規模保育園手をつなご 石神井台	NPO法人手をつなご	H29. 4. 1	21
21	A	ミアヘルサ保育園ひびき富士見台	ミアヘルサ (株)	H29. 4. 1	19

No.	類型	施設名	実施事業者名 (C型のみ：下段実施保育所)	開設年月日	定員 (人)
22	A	練馬小竹すずらん保育園	(株) アブロード	H29. 4. 1	21
23	A	練馬北町すずらん保育園	(株) アブロード	H29. 4. 1	21
24	A	はなさき保育園練馬春日町第一	(株) Green Earth	H29. 4. 1	22
25	A	ねりま王子保育園	(株) メッセ	H29. 4. 1	19
26	A	さつき保育園大泉学園	フミ・コーポレーション (株)	H29. 4. 1	22
27	A	ロビン保育園江古田	(株) アセロメディカル アンドウエルフェア	H30. 4. 1	12
28	A	はなさき保育園練馬春日町第二	(株) Green Earth	H30. 4. 1	22
29	A	はなさき保育園光が丘	(株) Green Earth	H30. 4. 1	20
30	A	ふるーる保育園赤塚駅前	(株) アヴェニエール	H30. 4. 1	22
31	A	コビープリスクールせきまち アネックス	(福) コビーソシオ	H30. 4. 1	15
32	A	ふるーる保育園石神井台	(株) アヴェニエール	H30. 4. 1	19
33	A	キッズフィールド練馬関町北園	(株) J F A	H30. 4. 1	22
34	A	正光寺保育園上石神井園	(宗) 正光寺	H30. 4. 1	20
35	A	立野かがやき保育園	(株) フォーワード	H30. 4. 1	20
36	A	ロビフレンドズ豊玉上	(株) アセロマネージング アンドワークス	H31. 4. 1	12
37	A	さつき保育園中村橋	フミ・コーポレーション (株)	H29. 4. 1	21
38	A	保育ルームさくらんぼ	(株) さくらんぼ education	H26. 4. 1	19
39	A	にじいろ保育ルーム桜台	ライクアカデミー (株)	H26. 3. 1	18
40	A	にじいろ保育ルーム練馬	ライクアカデミー (株)	H26. 6. 1	18

No.	類型	施設名	実施事業者名 (C型のみ：下段実施保育所)	開設年月日	定員 (人)
41	B	第一豊島園らる小規模保育園	(株) 日本デイクアセンター	H28. 4. 1	20
42	B	第二豊島園らる小規模保育園	(株) 日本デイクアセンター	H28. 4. 1	20
43	B	南大泉らる小規模保育園	(株) 日本デイクアセンター	H28. 4. 1	19
44	B	いなほ保育園	(株) いなほ	H29. 4. 1	19
45	B	練馬さくらんぼの森保育園	(株) さくらんぼ education	H29. 4. 1	18
46	C	保育ルームふていば	(福)和敬会 練馬二葉保育園	H26. 6. 1	10

※ 小規模保育事業実施施設 所在地一覧 V資料編

※ 開設年月日について、前身が小規模保育事業への移行を前提として開設したスマート保育事業の施設または、グループ型家庭的保育事業の施設は、当該施設の開設年月日

(3) 事業所内保育事業

ア 事業内容

事業所内保育事業とは、事業所の従業員の児童を対象として開設し、区が認可した事業所内保育所に、保育を必要とする地域の児童を一定の割合で受け入れ、保育する事業である。

令和4年4月1日現在、2所で事業を実施している。

イ 事業実績

令和3年度 地域枠利用児童数 延べ111人

従業員枠利用児童数 延べ143人(区内児童)

ウ 実施事業所(令和4年4月1日現在)

施設名	実施事業者	開設年月日	定員 (地域枠)
順天堂大学練馬病院 保育所びのびの	(学)順天堂	H27. 4. 1	18 (6)
ヤクルト南田中保育園	東京ヤクルト販売(株)	H27. 4. 1	19 (5)

(4) 居宅訪問型保育事業

ア 事業内容

居宅訪問型保育事業とは、児童の自宅に保育者を派遣し、1対1の保育を提供する事業である。生まれた日を含めて58日目から就学前の児童を対象とした一般児向けと、障害や疾病等により医療的ケアが必要で、集団保育が著しく困難である児童を対象とした障害児向けの事業がある。どちらの事業も保育の必要性の認定が必要となる。

令和4年4月1日現在、4事業者で実施している。

イ 事業実績（各年度4月1日現在）

平成30年度	利用児童数	2人	（内、障害児向け	2人）
令和元年度	利用児童数	10人	（内、障害児向け	6人）
令和2年度	利用児童数	23人	（内、障害児向け	16人）
令和3年度	利用児童数	28人	（内、障害児向け	14人）
令和4年度	利用児童数	22人	（内、障害児向け	11人）

※ 平成30年10月までは障害児向け事業のみ実施。

ウ 実施事業所（令和4年4月1日現在）

種別	事業者	開設年月日	定員（人）
一般	(株) ポピンズファミリーケア	H30. 11. 1	10
一般	ル・アンジェ (株)	H31. 4. 1	15
一般	サンフラワー・A (株)	R2. 4. 1	10
障害	認定NPO法人 フローレンス	H27. 4. 1	20

3 認証保育所〔認可外保育施設〕（保育課 保育サービス推進係）

(1) 事業内容

認証保育所は、大都市の多様な保育ニーズに応えるため、東京都が独自の基準を満たす施設を認証し、区が運営の助成を行っている民間保育施設である。対象児童は、保育の必要性の有無を問わず区外の施設も利用できる。

令和4年4月1日現在17所を開設している。

(2) 事業実績

令和元年度	在籍児童数	延べ 4,847 人
令和2年度	在籍児童数	延べ 4,349 人
令和3年度	在籍児童数	延べ 4,790 人

(3) 認証保育所一覧（令和4年4月1日現在）

保育所名	設置者・代表者	施設長	定員	年齢					開設年月日
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	
ひまわり キッズルーム大泉	サンフラワー・A(株) 盛山 利紀	青木 純子	27	6	11	10			H14. 10. 1
ビーフェアこども 愛々保育園武蔵関	ビーフェア(株) 青松 武志	百本 由紀	28	4	14	10			H15. 4. 1
ビーフェアこども 愛々保育園南大泉	ビーフェア(株) 青松 武志	箕浦 愛子	30	5	12	13			H16. 1. 1
ソラスト武蔵関	(株)ソラスト 藤河 芳一	山本 淳代	27	9	8	10			H16. 9. 1

保育所名	設置者・代表者	施設長	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	開設年月日
石神井 プチ・クレイシュ	(株)こどもの森 久芳 敬裕	齋藤 麻里	34	5	7	6	7	9	H16.11.1
さんさん森の保育園 大泉学園	(有)ベビーステーション 志水 光一	水野 涼子	37	10	12	15			H16.12.1
さつき保育園 練馬ルーム	フミ・コーポレーション(株) 山崎 正昭	成清 弘子	24	5	9	10			H17.7.1
ピノキオ幼児舎 氷川台園	(株)ピノキオコーポレーション 谷井 さとみ	内藤 美香	27	9	9	9			H17.11.1
ベビーステーション 北町	(有)ベビーステーション 志水 光一	鴨野 修一	21	3	9	9			H18.4.1
エデュアセンター・光が丘	(株)パソナフオスター 長畑 久美子	山本 美登利	32	6	7	8	3	8	H18.4.1
太陽保育園	太陽保育園(株) 中嶋 英子	半田 和子	18	5	6	7	/	/	H18.7.1
さつき保育園 石神井公園ルーム	フミ・コーポレーション(株) 山崎 正昭	池上 麻衣	24	6	8	10			H21.12.1
保育ルームフェリーチェ 練馬中村橋園	(株)アルコバレノ 長澤 宏昭	石井 孝志	40	6	12	16	6		H22.2.1
キッズパオ 石神井あおぞら園	(株)ミズファミリー 増田 香	増田 香	35	6	10	14	5		H23.3.1
ハイブリッド맘 平和台	HybridMom(株) 三宅 恵里	小川 真那	21	7	7	7			H25.4.1
城西桜台保育園	(一社)練馬区保育会 石橋 真道	石橋 真道	24	4	4	4	4	8	R3.4.1
太陽キッズ大泉学園	太陽保育園(株) 中嶋 英子	小林 万理子	18	5	7	6	/	/	R4.4.1

※ 認証保育所 所在地一覧 V資料編

※ 上記一覧中、「(空欄)」のある施設は、認証保育所A型施設であり、3歳以上の定員設定は可能だが令和4年4月1日時点で定員を設定していない施設である。また、「(/)」のある施設は、認証保育所B型施設であり、3歳以上の定員設定ができない施設である。

4 短期特例保育(保育課 保育サービス推進係)

(1) 事業内容

短期特例保育とは、保護者または家族の入院、出産などにより、一時的に保育を必要とする児童を保護者に代わって保育する制度である。

この制度は、昭和52年度に区単独事業として開始し、令和4年4月1日現在では、短期特例保育員または、認証保育所、区立保育所、私立保育所、および地域型保育事業で定員に欠員がある施設にて

実施している。

(2) 事業実績

年度別受託児童数・日数の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
延受託人数(人)	(139)	(106)	(110)	(90)	(80)
延受託日数(日)	2,579	2,224	1,951	1,350	1,099

理由別受託児童数・日数の推移

単位（上段：人 下段：日）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
出産	(62)	(42)	(43)	(39)	(22)
	742	512	509	383	285
入院、通院	(48)	(47)	(49)	(44)	(44)
	1,205	1,353	1,151	887	700
看護	(11)	(15)	(13)	(5)	(4)
	260	289	204	42	45
その他	(18)	(2)	(5)	(2)	(10)
	372	70	87	38	69
計	(139)	(106)	(110)	(90)	(80)
	2,579	2,224	1,951	1,350	1,099

5 病児・病後児保育(保育課 保育サービス推進係)

(1) 事業内容

病児・病後児保育は、病気の回復期にある児童や、病気の回復期に至らないが、当面急変の恐れのない児童を集団保育が困難な期間に一時的に保育することで、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業である。対象は、生後6か月から10歳未満の保育所等に通所する児童である。

病後児保育は平成15年4月から、病児保育は平成23年4月から事業を開始している。

(2) 事業実績

令和元年度 利用児童数 延べ 8,046 人

令和2年度 利用児童数 延べ 2,348 人

令和3年度 利用児童数 延べ 6,813 人

(3) 実施施設(令和4年4月1日現在)

こどもデイケアプリムラ平成17年4月から事業開始
(平成23年4月から病児対応開始)

ソラスト中村橋保育園 病児・病後児保育室平成18年4月から事業開始
(平成31年4月から病児対応開始)

- 練馬区医師会病児保育センター ばるむ光が丘・・・・・・・・・・平成 18 年 7 月から事業開始
(平成 23 年 4 月から病児対応開始)
- 練馬区医師会病児保育センター ばるむ大泉・・・・・・・・・・平成 24 年 8 月から事業開始
- ナーサリールームベリーベアー練馬・・・・・・・・・・平成 26 年 8 月から事業開始
- 順天堂大学練馬病院 病児・病後児保育室 みつばちねりま・・・・平成 27 年 4 月から事業開始
- アイル平和台病児保育室・・・・・・・・・・平成 29 年 9 月から事業開始
- 病児保育室ペンギンルーム・・・・・・・・・・平成 31 年 4 月から事業開始
- ※ 病児・病後児保育施設 所在地一覧 V資料編

6 練馬こども園(こども施策企画課 こども施策担当係長)

(1) 事業内容

区独自の制度として、通年(夏・冬・春休みも含む)で長時間保育を実施する私立幼稚園(認定こども園を含む)を「練馬こども園」として認定している。

練馬こども園は 11 時間の預かり保育(標準型)、9 時間以上 11 時間未満の預かり保育(短時間型)、0~2 歳児の預かり保育(低年齢型)を実施し、こどもの教育や保育について選択の幅があり、共働き家庭などからも利用されている。

認定された私立幼稚園は、認証保育所等との提携や教育・保育の質のさらなる向上(研修や職員交流)に取り組んでいる。

令和 4 年 4 月 1 日現在、23 園で事業を実施している。

(2) 事業実績

平成 27 年度	13 園認定
平成 28 年度	3 園認定
令和元年度	4 園認定
令和 2 年度	2 園認定
令和 3 年度	3 園認定

(3) 実施幼稚園(令和 4 年 4 月 1 日現在)

愛和幼稚園	平成 27 年 9 月認定
旭幼稚園	平成 28 年 9 月認定
江古田幼稚園	令和 2 年 3 月認定
大泉学園幼稚園	令和 3 年 8 月認定(短時間型)
大泉小鳩幼稚園	平成 27 年 9 月認定
大泉富士幼稚園	平成 27 年 9 月認定
北町カトリック幼稚園	令和 3 年 3 月認定(短時間型)
向南幼稚園	令和元年 9 月認定(低年齢型)
さかえ幼稚園	平成 27 年 9 月認定
白ふじ幼稚園(※)	平成 27 年 9 月認定 令和 4 年 1 月認定(低年齢型)
関町カトレヤ幼稚園	平成 27 年 9 月認定
高松幼稚園	平成 27 年 9 月認定

田柄幼稚園	平成 27 年 9 月認定
中里幼稚園	平成 28 年 9 月認定
練馬幼稚園	平成 28 年 9 月認定
練馬白菊幼稚園	令和元年 9 月認定 (短時間型)
練馬ひかり幼稚園	令和 2 年 11 月認定
ビクター幼稚園	令和 3 年 11 月認定 (短時間型)
不二幼稚園	平成 27 年 9 月認定
みのり幼稚園 (※)	平成 27 年 9 月認定 令和元年 9 月認定 (低年齢型)
石神井南幼稚園(認定こども園)	平成 27 年 9 月認定
南光幼稚園(認定こども園)	平成 27 年 9 月認定
りっこう幼稚園(認定こども園)	平成 27 年 9 月認定
(※) 標準型と低年齢型の重複認定	
※ 練馬こども園所在地一覧 V資料編	

7 認定こども園(学務課 幼稚園係)

(1) 事業内容

認定こども園とは、幼稚園や保育所等が小学校就学前の子供に幼児教育と保育、地域における子育て支援を総合的に提供する施設である。

区では、令和 4 年 4 月 1 日現在 3 園で事業を実施している。

(2) 事業実績

平成 29 年度 長時間保育利用児童数 延べ 1,933 人

平成 30 年度 長時間保育利用児童数 延べ 2,334 人

令和元年度 長時間保育利用児童数 延べ 2,343 人

令和 2 年度 長時間保育利用児童数 延べ 2,364 人

令和 3 年度 長時間保育利用児童数 延べ 2,490 人

※ 区外の認定こども園に在園している児童を含む。

(3) 実施幼稚園 (令和 4 年 4 月 1 日現在)

石神井南幼稚園 平成 23 年 4 月に開園

南光幼稚園 平成 25 年 4 月に開園

りっこう幼稚園 平成 29 年 4 月に開園

※ 認定こども園 所在地一覧 V資料編

8 練馬区保育所等職員研修 (保育課 保育人材育成係)

(1) 事業内容

保育所保育に関する基本原則等を示した国の「保育所保育指針」では、平成 29 年の改訂において、「保育所は質の高い保育を展開するため、絶えず、一人ひとりの職員についての資質向上および職員全体の専門性の向上を図るよう努めなければならない」と定められた。

このことにより、初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成

することの必要性が明確化された。また、研修で得た知識や技能を他の職員と共有し、保育所全体としての保育の質および専門性の向上につなげることの重要性等について、明確に位置付けられた。

こうした状況を踏まえ、区は区内保育施設全体の保育の質および専門性の向上を図るため、これまで区立保育園を対象として実施してきた研修事業を拡充し、令和2年度より区内すべての保育所等の職員を対象として実施している。

(2) 事業実績

令和3年度 練馬区保育所等職員研修 36回実施 参加者延べ人数 2,590人

※ 令和2年度からオンライン研修の実施を開始するなど、感染症拡大防止に取り組みながら事業を実施している。

V 資料

練馬区保育関係施設一覧

(令和4年4月1日現在)

○練馬区立保育所一覧

豊玉	3991-4484	176-0013	豊玉中4-13-6
豊玉第二	3992-3322	176-0012	豊玉北6-17-9
豊玉第三	3991-6762	176-0014	豊玉南3-32-37
豊玉第四	3948-2391	176-0013	豊玉中1-9-11
練馬	3991-5133	176-0001	練馬2-13-3
桜台	3993-6735	176-0002	桜台5-41-12
桜台第二	3993-5126	176-0002	桜台3-39-17
栄町	3994-3285	176-0006	栄町40-7
平和台	3932-1484	179-0083	平和台2-18-14
氷川台	3931-2603	179-0084	氷川台4-47-12
氷川台第二	3932-6227	179-0084	氷川台2-16-14
北町	3933-6497	179-0081	北町3-3-14
北町第二	3931-3318	179-0081	北町1-19-17
向山	3970-6088	176-0022	向山1-5-7
春日町	3990-1843	179-0074	春日町5-17-10
春日町第二	3990-3325	179-0074	春日町1-29-8
春日町第三	3926-5461	179-0074	春日町5-30-5
早宮	3993-3151	179-0085	早宮3-13-31
貫井	3990-3320	176-0021	貫井4-24-9
貫井第二	3990-8291	176-0021	貫井4-13-4
田柄	3939-4519	179-0073	田柄4-36-4
田柄第二	3938-8100	179-0073	田柄2-6-22
光が丘	3975-7139	179-0072	光が丘1-3-104
光が丘第二	3977-1311	179-0072	光が丘1-6-3-101
光が丘第三	3976-4551	179-0072	光が丘3-3-2-101
光が丘第四	3976-1562	179-0072	光が丘7-3-1-102
光が丘第五	3976-6316	179-0072	光が丘7-3-3-101
光が丘第六	3976-6321	179-0072	光が丘7-7-2-101
光が丘第七	3976-7291	179-0072	光が丘2-7-4-105
光が丘第八	3979-9215	179-0072	光が丘5-2-3
光が丘第九	3976-9011	179-0072	光が丘2-4-9
光が丘第十	5997-6011	179-0072	光が丘3-7-3-101
光が丘第十一	5997-6021	179-0072	光が丘2-4-11-101
旭町	3938-3680	179-0071	旭町3-11-6
旭町第二	3977-1611	179-0071	旭町1-33-22-107

高松	3999-7910	179-0075	高松3-24-27
土支田	3925-4787	179-0076	土支田2-32-8
谷原	3996-0020	177-0032	谷原5-16-41
富士見台こぶし	3926-1071	177-0034	富士見台3-10-1
南田中	3996-7800	177-0035	南田中5-25-16
南田中第二	3997-3568	177-0035	南田中3-31-4
高野台	3996-4615	177-0033	高野台3-25-17
上石神井	3920-3567	177-0044	上石神井4-21-3
上石神井第二	3929-3247	177-0044	上石神井1-5-3
上石神井第三	3928-1451	177-0045	石神井台4-5-20
石神井台	3995-8271	177-0045	石神井台2-18-13
石神井台第二	3925-8301	177-0045	石神井台6-2-10
石神井町つつじ	3997-8646	177-0041	石神井町8-1-10
石神井町さくら	3997-0070	177-0041	石神井町7-25-45
下石神井第三	3904-3061	177-0042	下石神井6-8-15
関町	3929-2600	177-0053	関町南3-9-29
関町第二	3928-1487	177-0051	関町北3-20-30
関町第三	3929-3285	177-0051	関町北5-4-12
東大泉	3924-0966	178-0063	東大泉3-59-2
東大泉第二	3921-9126	178-0063	東大泉7-20-1
東大泉第三	3922-0550	178-0063	東大泉2-42-5
西大泉	3924-9500	178-0065	西大泉3-21-16
南大泉	3921-4851	178-0064	南大泉5-26-7
北大泉	3921-4852	178-0062	大泉町4-15-15
大泉学園	3922-3811	178-0061	大泉学園町8-9-5

○練馬区私立保育所一覧

石神井	3996-0040	177-0035	南田中5-20-2
練馬仲町	3933-0861	179-0085	早宮2-3-22
マガレット	3924-2003	178-0061	大泉学園町6-15-34
マガレット(分園)	5387-3114	178-0062	大泉町3-16-23
練馬和光	3992-8279	176-0001	練馬1-18-21
妙福寺	3922-3368	178-0064	南大泉5-6-47
平和	3990-6358	176-0025	中村南2-24-3
くりのみ	3925-5435	178-0063	東大泉7-14-13
最勝寺みのり	3931-9444	179-0081	北町6-16-14

練馬二葉	3993-5540	176-0014	豊玉南3-31-15	さくらさくみらい 早宮	3931-3839	179-0085	早宮2-10-28
大泉	3922-0875	178-0063	東大泉5-38-24	にじいろ平和台	6281-0522	179-0083	平和台1-31-9
青い鳥	3998-1461	177-0034	富士見台2-34-3	にじのいるか 氷川台	6914-5801	176-0003	羽沢3-26-3
エンゼル	3938-6401	179-0073	田柄2-37-10	太陽の子豊玉北	5912-0057	176-0012	豊玉北5-6-14
ぶどうの木	3991-3745	176-0003	羽沢2-12-9				1・2階
ぶどうの木新桜台(分園)	6914-5281	176-0003	羽沢1-19-11				
道灌山	5910-4671	179-0075	高松6-16-30	あい高野台	5923-9874	177-0033	高野台2-9-9
大泉にじのいろ	5933-2788	178-0062	大泉町6-30-3	わらべうた 練馬高野台	5923-7725	177-0034	富士見台 3-59-14
どんぐり山	3825-3550	179-0074	春日町4-1-13	ChaCha Children	5903-4870	177-0052	関町東2-9-11
アスク関町北	5927-4681	177-0051	関町北4-35-14	Musashiseki			
ベネッセ大泉学園	5947-6066	178-0063	東大泉1-17-3	太陽の子東大泉	5947-5880	178-0063	東大泉2-9-16
なんこう	3990-1755	177-0034	富士見台4-5-14	にじいろ 大泉学園南	6904-4530	178-0063	東大泉6-34-18
エンゼルベア石神井	5393-5395	177-0044	上石神井3-6-35	こぼりブリスカール みなみおおいずみ	6904-5744	178-0064	南大泉2-3-42
アスク石神井台	3924-5810	177-0045	石神井台6-7-17	あかぬの森	6904-2171	179-0072	光が丘6-1-1-101
アスク石神井まち	5923-0530	177-0041	石神井町8-53-32	アンジェリカ田柄	6909-2641	179-0073	田柄1-6-3
アスク豊玉中	3557-5755	176-0013	豊玉中1-2-7	にじいろ 練馬高松	5848-7973	179-0075	高松1-4-14
にじいろ練馬中村	5848-7281	176-0024	中村1-19-9	アンジェリカ北町	6906-4862	179-0081	北町8-3-18
にじいろ大泉学園	5935-8576	178-0063	東大泉2-15-15	まちの 小竹向原	6909-3201	176-0004	小竹町2-40-5
アンジェリカ桜台	6914-5368	176-0002	桜台2-34-9	さんさん森の 石神井公園	3997-0107	177-0041	石神井町2-15-4 1階 石神井町2-17-4 1階
Nicot富士見台	5987-2185	176-0021	貫井1-30-5	きららっこ 石神井公園	3995-8585	177-0041	石神井町4-4-3 2階 石神井町2-15-12 1階
にじいろ上石神井	6904-7873	177-0044	上石神井1-37-18	にじいろ 中村一丁目	5848-5681	176-0024	中村1-15-29
ピジョット上石神井	3928-1120	177-0044	上石神井2-11-9	光が丘わかば	3976-6556	179-0072	光が丘 7-6-19-101
南大泉にじのいろ	3925-8851	178-0064	南大泉3-17-21	さんさん森の 石神井町	3904-0133	177-0041	石神井町 2-13-15 1階
ChaCha Children	5947-6640	178-0065	西大泉5-30-13	わらべうた 大泉学園	6904-4967	178-0063	東大泉6-47-13
Oizumi				チェリチャイルド	3948-4653	176-0012	豊玉北4-12-11 桜台1-5-11
春アンミッコ	5848-3905	179-0074	春日町3-31-42	さくらさくみらい 練馬	3948-2239	176-0012	豊玉北4-33-17 1階 豊玉中2-11-13
ベネッセ氷川台	5912-0415	179-0085	早宮1-6-13	保育所まあむ 中村橋駅前園	5933-9243	176-0021	貫井1-17-4
愛里武蔵関	3594-0777	177-0051	関町北4-21-7	アートチャイルドゲ 中村橋	3825-6667	176-0023	中村北4-4-13 2階
風の子	3990-3920	176-0021	貫井1-5-7	ゆらりん 大泉学園	6904-6441	178-0063	東大泉1-27-9 1・2階
にじいろ新桜台	6915-8290	176-0002	桜台2-3-8	ラッキー大泉	6904-6457	178-0063	東大泉6-34-43
ベネッセ 石神井公園	5923-6077	177-0041	石神井町5-2-23				
そあ季の花	3978-8008	178-0061	大泉学園町2-22-14				
ベネッセ中村橋	3577-9235	176-0024	中村3-3-9				
Nicot石神井公園	5923-1631	177-0041	石神井町1-20-15				
こぼりブリスカール せきまち	6904-8112	177-0053	関町南3-15-38				
グローバルキッズ 大泉園	3978-6133	178-0061	大泉学園町7-6-27				
グローバルキッズ 光が丘園	3990-8686	179-0074	春日町6-16-8				
にじいろ氷川台	6281-0486	179-0084	氷川台4-49-24				
にじいろ早宮	6906-9631	179-0085	早宮2-25-18				

心羽えみの 石神井台	5923-1155	177-0045	石神井台3-36-10	アスクねりま 三丁目	5912-5011	176-0001	練馬3-4-5
にじいろ南田中	6913-1681	177-0035	南田中1-9-3	みらいく平和台園	6281-0171	179-0083	平和台2-48-3
コピープリスクール しゃくじたい	5903-8145	177-0045	石神井台7-18-12	まなびの森 平和台	6915-7473	179-0083	平和台4-11-3
グローバルキッズ 練馬春日町園	3577-0404	179-0074	春日町5-31-23 2階	にじいろ 氷川台駅前	6914-8162	179-0084	氷川台4-53-17
いずみ	3928-6066	177-0052	関町東1-21-4	おはよう関町南	5903-9791	177-0053	関町南4-19-6 1階
ソラスト	5912-0880	176-0012	豊玉北2-17-11	にじいろ関町北	6904-8256	177-0051	関町北2-23-14
新江古田			1・2階	ミルキーホーム 南大泉園	6904-6691	178-0064	南大泉4-30-12
こまどりここわ	6913-1564	177-0042	下石神井5-9-10	さくらさくみらい 石神井公園	6913-2639	177-0041	石神井町7-9-5
豊玉北えほん	6914-8196	176-0012	豊玉北4-4-2	みらいく南大泉園	6904-6735	178-0064	南大泉5-36-12
ナーサリールーム ベリーベアー練馬	5946-6712	176-0001	練馬1-17-1 4階	アンミッコ	5946-9335	176-0001	練馬4-25-14
ナーサリールーム ベリーベアー練馬(分園)	5848-3220	176-0022	向山3-1-31	さくらさくみらい 高野台	6913-1539	177-0034	富士見台 3-56-16
ビジョンランド 練馬高野台	3996-5231	177-0033	高野台1-3-7 2階	さくらさくみらい 田柄	6904-2239	179-0073	田柄2-50-2
共同保育所 ごたごた荘	3867-2021	178-0063	東大泉7-2-3	にじいろ 石神井町	6913-3417	177-0041	石神井町 8-22-14
ポピンズナーサリー スクール桜台	5912-2101	176-0012	豊玉北4-13-15	太陽の子江古田	5946-9233	176-0006	栄町31-10
練馬駅前 おひさま	5999-0135	176-0001	練馬3-18-5	アスク大泉学園	5935-1555	178-0061	大泉学園町 2-30-44
太陽の子羽沢	5946-9121	176-0003	羽沢2-20-20	ぶどうの木羽沢(分園)	5912-0012	176-0003	羽沢2-26-15
グローバルキッズ 桜台	6915-8827	176-0002	桜台1-46-4	さくらさくみらい 旭町	6904-3639	179-0071	旭町2-46-2
Nicot練馬	5946-9909	176-0001	練馬1-11-1	みらいく高松園	5923-9611	179-0075	高松6-28-29
みらいく 中村2丁目園	5848-5310	176-0024	中村2-23-10	太陽の子平和台	6906-6645	179-0083	平和台4-22-16
みらいく中村橋園	5848-7107	176-0023	中村北3-17-10	アスク上石神井	5991-7797	177-0045	石神井台4-11-3
みらいく北町園	6906-8215	179-0081	北町5-17-7	太陽の子石神井台	5935-8608	177-0045	石神井台6-8-1
みらいく 東武練馬園	6906-8072	179-0081	北町2-22-3	ソラスト関町	5991-7001	177-0052	関町東2-14-2
さくらさくみらい 中村北	5848-5939	176-0023	中村北1-11-20	にじいろ東大泉	5935-8675	178-0063	東大泉1-12-10
はなさき石神井台	6913-1220	177-0045	石神井台1-15-1	さんさん森の 東大泉	3867-7800	178-0063	東大泉6-51-3
木下の春日町	5848-6102	179-0074	春日町1-13-3	さくらさくみらい 豊玉北	5946-9839	176-0012	豊玉北3-3-11
アスクとよたま 一丁目	5912-2550	176-0013	豊玉中1-5-10	さくらさくみらい 光が丘	5848-2639	179-0073	田柄5-6-20
ピノキオ幼児舎 練馬高野台	5923-7022	177-0033	高野台1-8-9 1階	ベネッセ 練馬高野台	5923-6115	177-0033	高野台1-3-8
ピノキオ幼児舎 関町	5903-5586	177-0051	関町北1-14-2	ベネッセ 上石神井	5927-5250	177-0044	上石神井3-1-9
ソラスト中村橋	3577-8571	176-0022	向山1-13-2	にじいろ 関町北五丁目	6904-9550	177-0051	関町北5-12-9
マグハウス 江古田	6914-6160	176-0012	豊玉北1-6-2	AIAI NURSERY 大泉学園	6904-5418	178-0061	大泉学園町1-1-7
マグハウス 江古田(分園)	6914-7370	176-0011	豊玉上1-8-18				
ベネッセ練馬 えこだ	5983-7855	176-0005	旭丘1-40-9				

みらいく 第二南大泉園	6904-5061	178-0064	南大泉5-36-10	ウイズブック保育園 富士見台Ⅰ	6328-1923	176-0021	貫井3-3-8	1階
〇認証保育所一覧				ウイズブック保育園 富士見台Ⅱ	6328-1930	176-0021	貫井3-3-8	2階
ひまわりキッズ ルーム大泉	5933-0016	178-0063	東大泉6-52-1 2階	保育所まあむ 中村橋向山園	5848-9300	176-0022	向山1-14-5	
ビーフェアこども 愛々保育園武蔵関	5927-5035	177-0051	関町北2-27-11 2階	アイル下石神井 小規模保育園	6913-3161	177-0042	下石神井4-27-18	
ビーフェアこども 愛々保育園南大泉	3922-8322	178-0064	南大泉4-54-5 2階	ロビン保育園 桜台	3948-6162	176-0011	豊玉上2-6-7	
ソラスト 武蔵関	5927-0667	177-0051	関町北4-2-13 2階	錦いちご保育園	6767-1500	179-0082	錦2-10-16	1階
石神井プチ・クワイ ェ	3904-8255	177-0041	石神井町3-16-19 1階	フレンドキッズ ランド練馬たがら園	6904-2650	179-0073	田柄2-32-27	
さんさん森の 保育園大泉学園	5387-3780	178-0063	東大泉6-34-30 2階	フレンドキッズ ランド練馬高松園	5848-8713	179-0075	高松3-3-2	
さつき保育園 練馬ルーム	3993-3500	176-0002	桜台4-1-8第5桜台 1階	フレンドキッズ ランド東武練馬園	6912-3420	179-0081	北町2-33-1	
ピノキオ幼児舎 氷川台園	5946-3551	176-0002	桜台3-12-2 2階	フレンドキッズ ランド田柄第二園	5967-1120	179-0073	田柄2-53-7	
ベビーステーション 北町	5920-8025	179-0081	北町1-30-1 2階	アイル平和台 小規模保育園	5848-5318	179-0074	春日町2-14-45	
エデュケアセンター・ 光が丘	3938-6961	179-0072	光が丘2-10-2	小規模保育園 手をつなご石神井台	6767-1204	177-0045	石神井台3-31-4	
太陽保育園	3557-8077	176-0006	栄町32-10	ミアヘルサ 保育園ひびき富士見台	5848-3796	177-0034	富士見台2-2-25	
さつき保育園 石神井公園ルーム	5923-9850	177-0041	石神井町6-2-12 2階	練馬小竹 すずらん保育園	5926-9762	176-0004	小竹町2-71-3	
保育ルームフェリーチェ 練馬中村橋園	3577-6540	176-0021	貫井2-1-19 2階	練馬北町 すずらん保育園	6906-4640	179-0081	北町5-10-17	
キッズパオ石神井 あおぞら園	6913-3050	177-0041	石神井町1-22-4 1・2階	はなさき保育園 練馬春日町第一	5848-8486	179-0074	春日町5-33-41 1階	
ハイブリッドママ 平和台	6906-5343	179-0081	北町6-27-11 1階	ねりま王子 保育園	3948-2341	176-0001	練馬1-10-9	
城西桜台保育園	6915-8980	176-0002	桜台2-46-11	さつき保育園 大泉学園	5935-6722	178-0063	東大泉1-35-14	
太陽キッズ 大泉学園	3923-8155	178-0063	東大泉5-41-26 1階	ロビンフレンズ 豊玉上	6914-5765	176-0011	豊玉上2-17-1 1階	
〇小規模保育事業一覧				ロビン保育園 江古田	3565-6061	176-0005	旭丘1-58-13 2階	
ルーエ保育園	3948-7750	176-0001	練馬4-19-7	はなさき保育園 練馬春日町第二	5848-8486	179-0074	春日町5-33-41 1階	
ピーターパン 練馬北町園	6906-6054	179-0081	北町2-13-11	はなさき保育園 光が丘	5848-4051	179-0075	高松4-19-23 1階	
おひさま保育園	3577-5385	176-0021	貫井3-23-1	たんぽぽ保育園	6914-9198	176-0006	栄町46-1	
石神井公園 こぐま保育園	3904-4100	177-0041	石神井町 3-30-18					
すまいる・ ベリー保育園	5903-4311	177-0044	上石神井 1-11-13					
ウイズブック保育園 新江古田	4531-1080	176-0012	豊玉北1-8-10 1階					

ふるーる保育園 赤塚駅前	5921-5800	179-0081	北町8-37-15	さかえ幼稚園	3999-3009	179-0075	高松4-8-13
コピーリスクール せきまちアネックス	6904-8751	177-0053	関町南3-11-16 5階	白ふじ幼稚園	3920-4335	177-0045	石神井台4-21-22
ふるーる保育園 石神井台	5927-5533	177-0045	石神井台5-22-41	関町カトレヤ 幼稚園	3920-0316	177-0053	関町南4-1-27
キッズフィールド 練馬関町北園	6904-8798	177-0051	関町北1-3-11	高松幼稚園	3996-8101	179-0075	高松6-16-28
正光寺保育園 上石神井園	6904-8031	177-0044	上石神井3-34-12	田柄幼稚園	3930-4406	179-0073	田柄2-17-27
立野かがやき 保育園	6279-7378	177-0054	立野町10-38	中里幼稚園	3922-0095	178-0062	大泉町1-19-6
保育ルーム さくらんぼ	3993-4655	176-0002	桜台4-10-9	練馬幼稚園	3999-4010	179-0075	高松1-10-5
第一豊島園らる 小規模保育園	6914-9201	176-0001	練馬4-21-20 1階	練馬白菊幼稚園	3922-1835	179-0076	土支田3-12-23
第二豊島園らる 小規模保育園	6914-9202	176-0001	練馬4-21-20 1階	練馬ひかり 幼稚園	3924-8383	177-0031	三原台1-11-34
南大泉らる 小規模保育園	5935-6410	178-0064	南大泉3-27-18 1階	ビクター幼稚園	3991-8090	176-0002	桜台5-11-5
むさし保育園	3992-0498	176-0012	豊玉北4-27-16	不二幼稚園	3931-9234	179-0081	北町7-2-8
いなほ保育園	5946-9462	176-0002	桜台2-36-9	みのり幼稚園	3991-1058	176-0003	羽沢1-8-10
練馬さくらんぼ の森保育園	3994-3611	176-0001	練馬3-22-3	※石神井南幼稚園	3995-4373	177-0042	下石神井4-21-23
さつき保育園 中村橋	5848-3678	176-0021	貫井2-1-26	※南光幼稚園	3990-5171	177-0034	富士見台4-11-3
にじいろ保育 ルーム桜台	6914-7252	176-0002	桜台3-42-6-107	※りっこう幼稚園	3972-1152	176-0004	小竹町2-43-12
にじいろ保育 ルーム練馬	5946-6505	176-0012	豊玉北6-13-17 -101	※は、認定こども園			
保育ルーム ぶていば	3993-5540	176-0014	豊玉南3-31-15 1階	○病児・病後児保育施設一覧			
○練馬こども園一覧				こどもデイケア プリムラ	3928-5032	177-0051	関町北1-22-10
愛和幼稚園	3996-8259	177-0035	南田中2-23-30	ソラスト中村橋保育園 病児・病後児保育室	5241-5110	176-0022	向山1-13-2
旭幼稚園	3939-1696	179-0071	旭町3-31-3	練馬区医師会病児 保育センターばるむ光が丘	3977-9400	179-0072	光が丘5-6-1-101
江古田幼稚園	3951-6312	176-0005	旭丘1-68-2	練馬区医師会病児 保育センターばるむ大泉	5947-5233	178-0063	東大泉1-20-32
大泉学園幼稚園	3923-0123	178-0061	大泉学園町 4-5-10	ナーサールームベ ア-練馬	5946-6714	176-0001	練馬1-17-1 4階
大泉小鳩幼稚園	3924-8280	178-0061	大泉学園町 3-17-67	順天堂大学練馬病院 病児 病後児保育室みつばちねりま	(代表)5923-3111 (直通)080-2674-4636	177-0033	高野台1-8-15
大泉富士幼稚園	3925-2525	178-0064	南大泉2-31-20	アイル平和台 病児保育室	5848-2916	179-0074	春日町2-14-45
北町カトリック 幼稚園	3931-1661	179-0081	北町3-16-1	病児保育室 ペンギンルーム	5946-6590	179-0084	氷川台3-40-6
向南幼稚園	3999-1939	176-0022	向山2-22-30	○認定こども園一覧			
				石神井南幼稚園	3995-4373	177-0042	下石神井4-21-23
				南光幼稚園	3990-5171	177-0034	富士見台4-11-3
				りっこう幼稚園	3972-1152	176-0004	小竹町2-43-12

○事業所内保育施設一覧

順天堂大学練馬病院保育所 (代表)5923-3111 177-0033 高野台1-8-15
びのびの

ヤクルト南田中 3997-8034 177-0035 南田中2-23-12
保育園 2階

練馬区児童館・学童クラブ・放課後児童等の広場(民間学童保育)一覧

(令和4年4月1日現在)

○児童館

平和台	3933-0297	179-0083	平和台2-18-14	平和台児童館	3550-8058	179-0083	平和台2-18-14
栄町	3994-3287	176-0006	栄町40-7	栄町児童館	3994-3287	176-0006	栄町40-7
石神井	3996-3800	177-0041	石神井町7-28-21	石神井児童館	3996-3800	177-0041	石神井町7-28-21
北大泉	3921-4856	178-0062	大泉町4-15-15	上石神井児童館	3929-6943	177-0044	上石神井1-5-2
光が丘	3975-7137	179-0072	光が丘1-3-1	土支田児童館	3925-4794	179-0076	土支田2-32-8
上石神井	3929-0999	177-0044	上石神井1-5-2	北町はるのひ児童館	3933-5100	179-0081	北町6-35-7
土支田	3925-4784	179-0076	土支田2-32-8	中村児童館	3998-4890	176-0024	中村2-25-3
北町はるのひ	3933-5100	179-0081	北町6-35-7	南田中児童館	3995-5534	177-0035	南田中5-15-25
中村	3998-4890	176-0024	中村2-25-3	北町児童館	3931-5481	179-0081	北町1-19-17
南田中	3995-5534	177-0035	南田中5-15-25	関町児童館	3920-1601	177-0053	関町南4-15-7-102
北町	3931-5481	179-0081	北町1-19-17	東大泉児童館	3921-8100	178-0063	東大泉7-20-1
関町	3920-1601	177-0053	関町南4-15-7-102	石神井台児童館	3995-8267	177-0045	石神井台2-18-13
東大泉	3921-9128	178-0063	東大泉7-20-1	三原台児童館	3924-8796	177-0031	三原台2-11-29
石神井台	3995-8267	177-0045	石神井台2-18-13	厚生文化会館	3991-3080	176-0001	練馬4-2-3
西大泉	3924-9537	178-0065	西大泉3-21-16	高松地区区民館	3999-7911	179-0075	高松3-24-27
三原台	3924-8796	177-0031	三原台2-11-29	桜台地区区民館	3993-5462	176-0002	桜台3-39-17
光が丘なかよし	5997-7720	179-0072	光が丘2-9-6	下石神井地区区民館	3904-5062	177-0042	下石神井6-8-15
				貫井地区区民館	3926-7218	176-0021	貫井1-9-1

○学童クラブ

豊玉南小	3993-0044	176-0014	豊玉南2-14-1
豊玉	3991-2580	176-0014	豊玉南3-32-11
大泉西小	3925-8755	178-0065	西大泉4-25-2
南が丘小	3995-7138	177-0035	南田中2-13-1
石神井台けやき	3924-1882	177-0045	石神井台6-2-10
石神井町	3995-8424	177-0041	石神井町8-1-10
関町北	3929-3290	177-0051	関町北5-4-12
光が丘あさがお	3976-6345	179-0072	光が丘5-5-5
石神井小	5393-1909	177-0045	石神井台1-1-25
石神井小第二	3995-1565	177-0045	石神井台1-1-25
早宮さくら	3993-3153	179-0085	早宮3-13-31
光が丘どんぐり	3939-8568	179-0072	光が丘3-8-12
光が丘すみれ	3976-8231	179-0072	光が丘5-2-5-104
泉新小	5387-0775	177-0031	三原台3-18-30
早宮小	5999-9531	179-0085	早宮4-10-17
谷原あおぞら	3996-9500	177-0032	谷原5-6-5
大泉第二小	3924-8771	178-0064	南大泉4-29-11
大泉桜学園	3924-8411	178-0061	大泉学園町9-2-12

○放課後児童等の広場(民間学童保育)

こどもフローラ	3996-6699	177-0042	下石神井2-35-16
こどもくらぶ	3925-2150	178-0065	西大泉2-12-5
じゃんけんぼん			
明光学童クラブ	3904-5255	177-0041	石神井町3-17-16
石神井公園			ニューハイツ石神井公園1階
学童保育	070-5021-3297	176-0003	羽沢3-39-15
あそびーむ			
石保学童クラブ	3996-0040	177-0035	南田中5-20-2
colors桜台	6914-5691	176-0002	桜台2-46-12
二丁目学童クラブ			ピアメゾン三井パート22 1階
りっこう	5986-0261	176-0004	小竹町2-43-12
学童クラブ			
コピーアフター スクールせきまち	6904-8752	177-0053	関町南 3-11-16-501
明光学童クラブ	3921-0025	178-0064	南大泉4-55-6

南大泉			杉本ビル1階
キッズボイス	5848-6786	176-0023	中村北4-2-6
中村橋学童クラブ			LIVECITY90 1階
キッズクラブ	5935-8910	178-0062	大泉町4-29-13
どろちゃん			
関町南アフター	6904-8090	177-0053	関町南4-19-6
スクール			ブリリアシティ三鷹1階
明光学童クラブ	3978-0550	178-0065	西大泉1-1-16
大泉学園			リバーサイド本橋2階

ねりっこクラブ一覧

(令和4年4月1日現在)

○ねりっこクラブ

豊玉小	3993-6200	176-0013	豊玉中4-2-20	光が丘秋の陽小	3976-6106	179-0072	光が丘2-1-1
豊玉第二小	3994-6764	176-0011	豊玉上2-16-1	光が丘第八小	3930-1223	179-0072	光が丘1-4-1
豊玉東小	6914-9188	176-0012	豊玉北1-16-1	石神井東小	3995-6561	177-0035	南田中3-9-1
中村小	3577-0530	176-0024	中村2-8-1	石神井西小	3594-8020	177-0051	関町北1-1-5
中村西小	3990-2977	176-0023	中村北4-17-1	石神井台小	3929-4926	177-0045	石神井台8-6-33
開進第一小	3931-5482	179-0085	早宮2-1-31	上石神井小	3928-4640	177-0044	上石神井4-10-4
開進第二小	3994-6814	176-0002	桜台5-10-5	下石神井小	3997-5101	177-0042	下石神井2-20-18
開進第三小	3993-2653	176-0002	桜台2-18-1	谷原小	3904-2605	177-0032	谷原2-9-26
開進第四小	3994-3008	176-0003	羽沢2-33-1	北原小	3904-5739	177-0032	谷原4-9-1
仲町小	3550-9539	179-0084	氷川台2-18-24	立野小	3920-2154	177-0054	立野町17-6
北町小	3550-8057	179-0081	北町1-14-11	関町小	3929-0311	177-0051	関町北3-23-34
北町西小	3931-5148	179-0081	北町7-3-8	大泉小	3921-3639	178-0063	東大泉4-25-36
練馬小	3970-8654	179-0074	春日町6-11-36	大泉第一小	3925-2366	178-0062	大泉町3-16-23
練馬第二小	3999-1190	176-0003	貫井2-31-13	大泉第三小	3921-7937	178-0061	大泉学園町3-22-2
練馬東小	3970-0820	179-0074	春日町1-30-11	大泉第六小	3978-0326	178-0064	南大泉5-25-29
田柄小	3975-5436	179-0073	田柄2-19-34	大泉東小	3923-9214	178-0063	東大泉1-22-1
田柄第二小	5997-0023	179-0073	田柄1-5-27	大泉南小	3922-1161	178-0063	東大泉6-28-1
向山小	3926-0958	176-0022	向山2-14-11	大泉北小	3925-2690	178-0062	大泉町4-28-22
旭町小	3975-5438	179-0071	旭町2-29-1	大泉学園小	3867-3561	178-0061	大泉学園町4-7-8
高松小	3998-1020	179-0075	高松3-16-1	大泉学園緑小	3922-8662	178-0061	大泉学園町5-11-37
春日小	3926-7414	179-0074	春日町5-12-1	富士見台小	3999-5355	177-0034	富士見台4-16-10
光が丘春の風小	5997-7171	179-0072	光が丘7-3-3-102	八坂小	5387-0712	179-0076	土支田4-47-15
光が丘夏の雲小	5998-1113	179-0072	光が丘3-6-1				

練馬区福祉年表

年	月	区行政関係	月	社会福祉一般, その他
昭和 22	8	練馬区誕生、板橋区から分離し、区役所を開進第三小学校講堂に開設	3 4 5 12	東京都35区制を23区に整理統合 地方自治法公布(5・3施行) 全国児童福祉大会 児童福祉法公布(23・1・1 一部施行、 4・1全部施行)
1947				
昭和 24	1 8	区役所庁舎が現所在地(豊玉北6-12)に移転 練馬授産場開設(旧町会事務所の提供を機に、従来の民生課福祉 係から独立)	5 7 12	東京都児童福祉審議会設置 民生委員法公布 身体障害者福祉法公布(25・4・1施行)
1949				
昭和 25			5	生活保護法公布(旧生活保護法廃止)
1950				
昭和 26	10	練馬福祉事務所(都)開設	1 3 5 10	東京都社会福祉協議会発足 中央社会福祉協議会設立 社会福祉事業法公布(6・1施行) 全国母子福祉対策協議会発足 福祉事務所発足(区内22)
1951				
昭和 27	7	(福)練馬区社会福祉協議会設立		
1952				
昭和 35			3	精神薄弱者福祉法公布(4・1施行)
1960				
昭和 36			2	厚生省保育所措置基準制定
1961				
昭和 38			5 7	厚生省、児童福祉白書 老人福祉法公布(8・1施行)
1963				
昭和 39			7	母子及び寡婦福祉法
1964				
昭和 40	4	自治法の改正で、都から区に社会福祉等の事務が大幅に移管 練馬福祉事務所石神井支所が、都より移管され石神井福祉事務所 となる 練馬福祉事務所が都より移管		
1965				
昭和 42	8	練馬福祉会館開館		
1967				
昭和 44	10	練馬授産場石神井分場が白百合福祉作業所となり開設		
1969				
昭和 45			5	心身障害者対策基本法公布
1970				
昭和 47	7 8	東京都中期計画として、軽費老人ホームA型(給食付)「東京都 すずしろ園」が設立 すずしろ園、入園開始		
1972				
昭和 48	4	厚生文化会館開館		この年、「福祉元年」といわれる
1973				
昭和 49			12	厚生省、障害児保育実施要綱
1974				
昭和 50			12	厚生白書は「高齢化社会の入口に立つ 社会保障」を強調
1975				
昭和 52	5 7	体の不自由な人(一部)に福祉タクシー券制度開始 練馬区高齢者事業団(現在の(公社)練馬区シルバー人材センター) 設立		
1977				
昭和 54	8 8 9	すずしろ園、東京都から練馬区に移管 心身障害者福祉センター開設 心身障害者福祉センター、各種事業(一般相談・専門相談・指導 訓練等)を開始		
1979				
昭和 55	3 6	生活実習所(練馬区立生活実習所となる)、大泉福祉作業所、練 馬仲町授産場(平和台授産所となる)が都から区に移管 高齢者のための「富士見台ケアセンター」業務開始		
1980				
昭和 57	4 4 9 10 12	白百合福祉作業所、知的障害者生活寮「しらゆり荘」を開設 手話教室、心身障害者福祉センター事業となる 点字教室、心身障害者福祉センター事業となる 父子・母子家庭への家事援助者派遣事業を開始 障害者福祉施策推進を図るため練馬区行動計画を策定	8	老人保健法(58・2・1施行)
1982				
昭和 58	10	北町福祉作業所、北保健相談所(改築)開設 ひとりぐらし等のおとしよりに給食サービス開始		
1983				
昭和 60	8	心身障害者福祉センター、身体障害者福祉センターB型として届出		
1985				
昭和 61	4	練馬区立生活実習所から練馬区立氷川台生活実習所に改称 練馬区立関町生活実習所が新設され開所する		
1986				
昭和 62	5 7 11	心身障害者福祉センター、センター連絡会開催 ひとりぐらしのおとしよりに学校給食の提供開始 区内初の特別養護老人ホーム青秀苑開設	5	社会福祉士及び介護福祉士法公布
1987				

年	月	区行政関係	月	社会福祉一般、その他
昭和63	1	育秀苑デイサービスセンター開設		
1988	8	区民の福祉向上をめざして「練馬区福祉公社」設立		
平成元年	1	練馬区福祉公社事業開始	1	「高齢者保健福祉推進10か年戦略(ゴールドプラン)」策定
	4	練馬区障害者福祉施策推進会議設置		
	4	練馬区立初の田柄特別養護老人ホーム開設		
	5	中村訓練作業室開設		
	7	光が丘福祉事務所開設		
	7	光が丘高齢者センター開設		
1989	12	障害者フェスティバルでネリマレインボーサイクルを販売		
平成2	3	練馬区障害者福祉施策推進会議の提言まとまる	1	地域における民間福祉について中央社会福祉審議会が答申
	4	引取り手のない放置自転車を障害者の手で再生し、自転車販売店の協力を得て定期的に販売する「ネリマレインボーサイクル」開始	6	福祉関係八法改正公布
	7	練馬区長期総合計画策定		
1990	11	練馬区障害者就労促進協会(レインボーワーク)設立		
平成3	9	区立初の羽沢高齢者集合住宅開設		
1991				
平成4	4	「厚生部」から「福祉部」へ組織名称変更	6	社会福祉事業法、退職手当共済法改正(福祉人材確保法)
	4	心身障害者福祉センター、ダウン症超早期療育訓練開始		
	4	練馬区立精神薄弱者更生施設として練馬区立ふれあい福祉園が新設され開園する		
	4	かたくり福祉作業所開設		
1992	10	(福)練馬区社会福祉事業団設立		
平成5	3	区立土支田高齢者集合住宅が、区として初めてデイサービスセンターを併設して完成	12	障害者基本法公布
	3	練馬区障害者福祉行動計画策定		
1993	7	厚生文化会館改築、開館		
平成6	3	「練馬区福祉基本計画」を策定	12	「新ゴールドプラン」策定
	4	すずしろ園の運営を練馬区社会福祉事業団に委託する		「エンゼルプラン」策定
	6	富士見台特別養護老人ホーム開設		
1994	7	ホームヘルパー養成講習開始		
平成7	1	区非常勤ヘルパー制度実施	12	「障害者プラン」の策定
	1	レインボーサイクルを阪神・淡路大震災の被災地へ送る		
	2	区内で初めての在宅介護支援センターが開設		
	4	在宅介護支援センターにホームヘルプ事業委託開始		
	4	「福祉事務所」から「総合福祉事務所」へ組織名称変更、高齢者福祉課、障害者福祉課の一部の事務を総合福祉事務所へ移管		
	4	「生活実習所」は、精神薄弱者福祉法に基づく施設に転換、「福祉園」と改称(水川台・関町・光が丘)		
1995	10	関高齢者センター開設		
平成8	4	子育ての広場「光が丘びよびよ」「大泉びよびよ」設置		
1996	6	高齢者生活実態・意識 1次調査(65歳以上在宅高齢者対象)実施		
	8	高齢者生活実態・意識 2次調査(要援護高齢者対象)実施		
平成9	4	練馬区立ふれあい福祉園が練馬区立大泉町福祉園に改称	12	介護保険関連三法公布
	4	大泉学園町福祉園開設		
	6	練馬区立石神井町福祉園が休園となる		
	6	24時間巡回型ホームヘルプサービス事業を開始		
	10	区内初の介護老人保健施設が開設		
1997	12	資産活用福祉資金の融資あっせん事業を開始(相談は11月4日より)		
平成10	3	「練馬区福祉基本計画」を改定	3	特定非営利活動促進法(NPO法)成立
	7	大泉総合福祉事務所開設	4	児童福祉法改正
1998			9	精神薄弱の用語整理のための関係法律の一部改正の公布
平成11	6	保健部、福祉部統合を伴う組織改正、組織名変更	12	国連が定める国際高齢者年「高齢者保健福祉計画(ゴールドプラン21)」の策定
1999		保健所の組織改正、組織名変更		
平成12	3	第1期介護保険事業計画を策定	4	介護保険制度発足
	4	練馬区立富士見台ケアセンターを廃止(中野区の単独施設に)		社会福祉基礎構造改革のための法改正
2000	11	練馬総合福祉事務所に基幹型在宅介護支援センターを設置		
	11	認知症高齢者を在宅で介護する方に徘徊探索サービスを開始		
平成13	3	長期総合計画、第1期高齢者保健福祉計画を策定	12	高齢社会対策大綱の策定
	4	光が丘・石神井・大泉総合福祉事務所に基幹型在宅介護支援センターを設置		
2001	11	高野台デイサービスセンター開設		
平成14	4	ご用聞き福祉を開始		
2002	7	シルバー人材センターがアクティブシニア支援室開設		
平成15	3	第2期高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)、障害者計画を策定		
2003	12	豊玉地域生活支援センター(きらら)開設		
平成16	2	貫井福祉園、貫井福祉工房、貫井活動交流室開設	12	発達障害者支援法成立
2004	10	豊玉高齢者センター開設	12	「痴呆性」の呼称を「認知症」に変更する
平成17	3	練馬区次世代育成支援行動計画(前期)を策定	6	改正介護保険法成立
2005	8	練馬子ども家庭支援センター開設	11	障害者自立支援法成立
平成18	3	練馬区新長期計画・中期実施計画策定		
	3	練馬区地域福祉計画を策定		
	3	第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定		
	3	練馬区福祉のまちづくり計画を策定		
2006	4	関教育相談室・関びよびよ開設		
	4	総合福祉事務所に地域包括支援センター設置		
平成19	3	練馬区障害者計画改定・第一期障害福祉計画策定	12	改正中国残留邦人等自立支援法成立
	4	関子ども家庭支援センター開設		
	4	在宅介護支援センターに併設して地域包括支援センター支所設置		
	10	地域福祉パワーアップカレッジねりま開設		
2007	11	光が丘障害者地域生活支援センター(すてっぷ)開設		

年	月	区行政関係	月	社会福祉一般、その他
平成20	3 4	緊急一時保護センター練馬寮開設 光が丘子ども家庭支援センター開設	4	中国残留邦人等支援給付制度開始
2008				
平成21	3 3 3 5 7	第二期障害福祉計画策定 第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定 改定練馬区地域福祉計画を策定 石神井障害者地域生活支援センター(ういんぐ)開設 練馬介護人材育成・研修センター運営開始		
2009				
平成22	1 3 4 5	貫井子ども家庭支援センター開設 練馬区次世代育成支援行動計画(後期)を策定 大泉びよびよを西大泉びよびよに名称変更 大泉子ども家庭支援センターおよび大泉障害者地域生活支援センター(さくら)開設		
2010				
平成23	3 4 4	第2期練馬区地域福祉計画を策定 練馬区ファミリーサポートセンター開設 北大泉びよびよ開設		
2011				
平成24	3 3 4 5 6	練馬区障害者計画・第三期障害福祉計画を策定 第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定 北大泉びよびよを北大泉児童館びよびよに名称変更 光が丘児童館びよびよ開設 しらゆり荘を移転新築	8	子ども・子育て関連三法成立
2012				
平成25	1 1 3 4 6 10 12	こども発達支援センター開設 大泉つつじ荘法内化 緊急一時保護センター練馬寮を閉所 練馬障害福祉人材育成・研修センター事業開始 区有地を活用した特別養護老人ホーム(第3育秀苑)が開設 心身障害者福祉センター、中途障害者支援事業開始 練馬総合福祉事務所内に就労応援ねりまを設置	4 6 12	障害者総合支援法施行 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律公布 生活困窮者自立支援法公布
2013				
平成26	4 4 4 6 6 6 6	アクティブシニア支援室を区が引き継ぎシニアしごと支援コーナー運営開始 練馬子ども家庭支援センター練馬駅北分室開設 練馬子ども家庭支援センター分室を練馬子ども家庭支援センター南分室に名称変更 練馬びよびよ(一時預かり室)一時預かり専用施設として開設 練馬びよびよ(ひろば室)子育てのひろば専用施設として事業開始 立野地区区民館びよびよ開設 民設民営 田柄福祉園開設	5	難病の患者に対する医療等に関する法律公布
2014				
平成27	3 3 3 4 4 7 9	練馬区障害者計画・第四期障害福祉計画を策定 練馬区子ども・子育て支援事業計画を策定 第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定 生活困窮者自立支援事業の実施 光が丘・石神井・大泉地域包括支援センター業務委託開始 練馬区重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業の開始 練馬こども園初認定	1 4 4 4	難病の患者に対する医療等に関する法律施行 生活困窮者自立支援法施行 子ども・子育て関連三法本格施行
2015				
平成28	1 3 4 4 4 5 5	光が丘子ども家庭支援センター分室開室 ずっと住みたいやさしいまちプラン(地域福祉・福祉のまちづくり総合計画)を策定 街かどケアカフェこぶし開設 練馬こども園の本格実施 ねりっこクラブの運営開始 田柄地区区民館びよびよ開設 春日町南地区区民館びよびよ開設	4	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行
2016				
平成29	4 4 4 4 5 6 6 7 9	ひとり暮らし高齢者などへの訪問支援(モデル事業)を開始 ひとり親家庭自立応援プロジェクトの開始 はつらつセンター大泉開設 練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針を策定 ひとり親家庭総合相談窓口の開設・ひとり親家庭支援事業の実施 地域団体と「街かどケアカフェ連携協定」を締結 街かどケアカフェけやき開設 街かどケアカフェつつじ開設		
2017				
平成30	3 3 4 4 4 11	第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定 練馬区障害者計画(一部改定)・第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画を策定 地域包括支援センター(医療と介護の相談窓口)を25か所に再編強化 高齢者在宅生活あんしん事業の開始 練馬区社会福祉協議会と練馬区障害者就労促進協会が統合 障害児保育園ヘレン中村橋開設		
2018				
令和元年	6	練馬こどもカフェ開設	10	幼児教育・保育の無償化の開始
2019				
令和2	3 3 4 6 7 10	練馬区地域福祉計画を策定 第2期 練馬区子ども・子育て支援事業計画を策定 練馬区保育所等職員研修を開始 若者自立支援事業「居場所」開設 都区共同モデル事業「練馬区虐待対応拠点」の設置 練馬区生活再建支援給付金支給事業の実施		
2020				
令和3	2 3 3 4 4 4 4 7 10	多機能拠点整備型の地域生活支援拠点(ゆめの園上宿ホーム)開設 練馬区障害者計画・第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画を策定 第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定 練馬介護人材育成・研修センターを練馬福祉人材育成・研修センターとして開設 北保健相談所、北町はるのひ児童館ほかの複合施設が開設 高齢者みんな健康プロジェクトの開始 練馬区として初の「保育所等利用待機児童ゼロ」を達成 補聴器購入費用助成事業の開始 もの忘れ検診事業の開始		
2021				
令和4	4	練馬福祉人材育成・研修センター事業と練馬障害福祉人材育成・研修センター事業を統合		

資料： 区行政関係……「区勢概要」(練馬区)より一部引用
社会福祉一般、その他…「東京都福祉事業協会七十五年史」(東京都福祉事業協会)より一部引用

ねりまの福祉

令和4年版
(2022年版)

令和4年9月発行

編集発行 練馬区福祉部管理課
東京都練馬区豊玉北6丁目12番1号
電話 03(3993)1111